

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年4月22日
- 【発行者名】 エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
(Emerging Asset Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・D・ウィギン
(William D. Wiggin, Director)
- 【本店の所在の場所】 バミューダ、ハミルトン HM11、パー・ラ・ヴィル・ロード58番、
ヴァリス・ビルディング4階
(4th Floor, Vallis Building, 58 Par-la-Ville Road,
Hamilton, HM11, Bermuda)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
同 金光由以
同 鋤崎有里
同 松井佑樹
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
オーイー・キャナル・アンブレラ・トラスト -
One / ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド
(OE Canal Umbrella Trust - One Brookfield Infrastructure Income Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
当初募集期間
無分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。
毎月分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。
継続募集期間
無分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。
毎月分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。
(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、2026年2月27日
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）
によります。
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があ
ります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算
は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場
合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示が
なされている場合もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

オーイー・チャンネル・アンブレラ・トラスト - One / ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド (OE Canal Umbrella Trust - One Brookfield Infrastructure Income Fund)

(注1) オーイー・チャンネル・アンブレラ・トラスト - One / ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるオーイー・チャンネル・アンブレラ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で—または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みのものを指します。シリーズ・トラストは—ないし複数のクラスで構成されます。

(注2) 用語の定義については、本書別紙「定義」をご参照ください。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの無分配型クラス受益証券および毎月分配型クラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」といいます。）は、記名式無額面受益証券で、追加型です。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初募集期間

無分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。

毎月分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。

継続募集期間

無分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。

毎月分配型クラス受益証券：50億米ドル（約7,791億円）を上限とします。

(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）によります。以下同じです。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

当初募集期間

1口当たり100.00米ドル

継続募集期間

申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格

原則として評価日の18投資先ファンド営業日後の日の6ファンド営業日後の日（および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）の翌国内営業日に公表されます（以下「国内購入約定日」といいます。）。

(注) 1口当たり純資産価格は、下記(8)申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

申込金額の3.30%（税抜3.0%）以内

（６）【申込単位】

当初募集期間

1,000口以上 1 口単位（最低投資金額：100,000米ドル）

継続募集期間

1,000口以上 1 口単位

（ 7 ） 【 申込期間 】

当初募集期間

2026年 5 月 8 日（金曜日）から2026年 6 月26日（金曜日）まで

（注）申込締切は2026年 6 月26日の午後 3 時となり、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものが当日の申込受付分となります。

継続募集期間

2026年 6 月30日（火曜日）から2027年 6 月30日（水曜日）まで

（注 1）継続募集期間中は、毎月 1 日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の 1 口当たり純資産価格での購入となります。

（注 2）申込受付時間は、原則として午後 3 時までとします。

（注 3）申込期間は、上記期間満了前に管理会社が新たに有価証券届出書を提出することにより、更新されることがあります。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

ホームページ・アドレス：<https://www.mizuho-sc.com/index.html>

（以下「日本における販売会社」といいます。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（ 9 ） 【 払込期日 】

当初募集期間

投資者は、2026年 6 月29日（月曜日）までに日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払います。申込金額の総額は、日本における販売会社によって、ファンドの口座に2026年 6 月30日（火曜日）までに米ドルで払い込まれます。

継続募集期間

投資者は、国内購入約定日から起算して 4 国内営業日目までに、日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払います。発行価額の総額は、日本における販売会社によって、評価日の18投資先ファンド営業日後の日の 6 ファンド営業日後の日（および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）（同日を除きます。）から 4 ファンド営業日後の日または管理会社もしくは管理事務代行会社が投資運用会社と協議の上で決定する日までにファンドの口座に米ドルで払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

上記（ 8 ）の申込取扱場所に同じです。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当事項はありません。

（ 1 2 ） 【 その他 】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、みずほ証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定しています。

(注)代行協会とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う協会をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。また、申込金額は、円貨または外貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における外貨への換算は、当初募集期間中の申込みについては各申込日における、また継続募集期間中の申込みについては国内購入約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。原則として、申込みをした者は、国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額を支払います。

(二) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

オーイー・チャンネル・アンブレラ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、2024年11月27日に受託会社および管理会社との間で締結された信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定されました。

オーイー・チャンネル・アンブレラ・トラスト - One / ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、2026年2月10日に受託会社および管理会社との間で締結された補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、「基本信託証書」とあわせて「信託証書」と総称します。）に基づき設立されました。

ファンドにおける信託金の限度額は定められていません。

ファンドの投資目的は、ブルックフィールド・オークツリー・ウェルス・ソリューションズ・オルタナティブ・ファンズ・エスエーS I C A V - U C IパートII（Brookfield Oaktree Wealth Solutions Alternative Funds S.A. SICAV-UCI Part II）のサブ・ファンドであるブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド（Brookfield Infrastructure Income Fund）のクラスA投資証券および/またはクラスC投資証券に投資することにより、元本の成長と利益からのトータル・リターンを最大化することです。

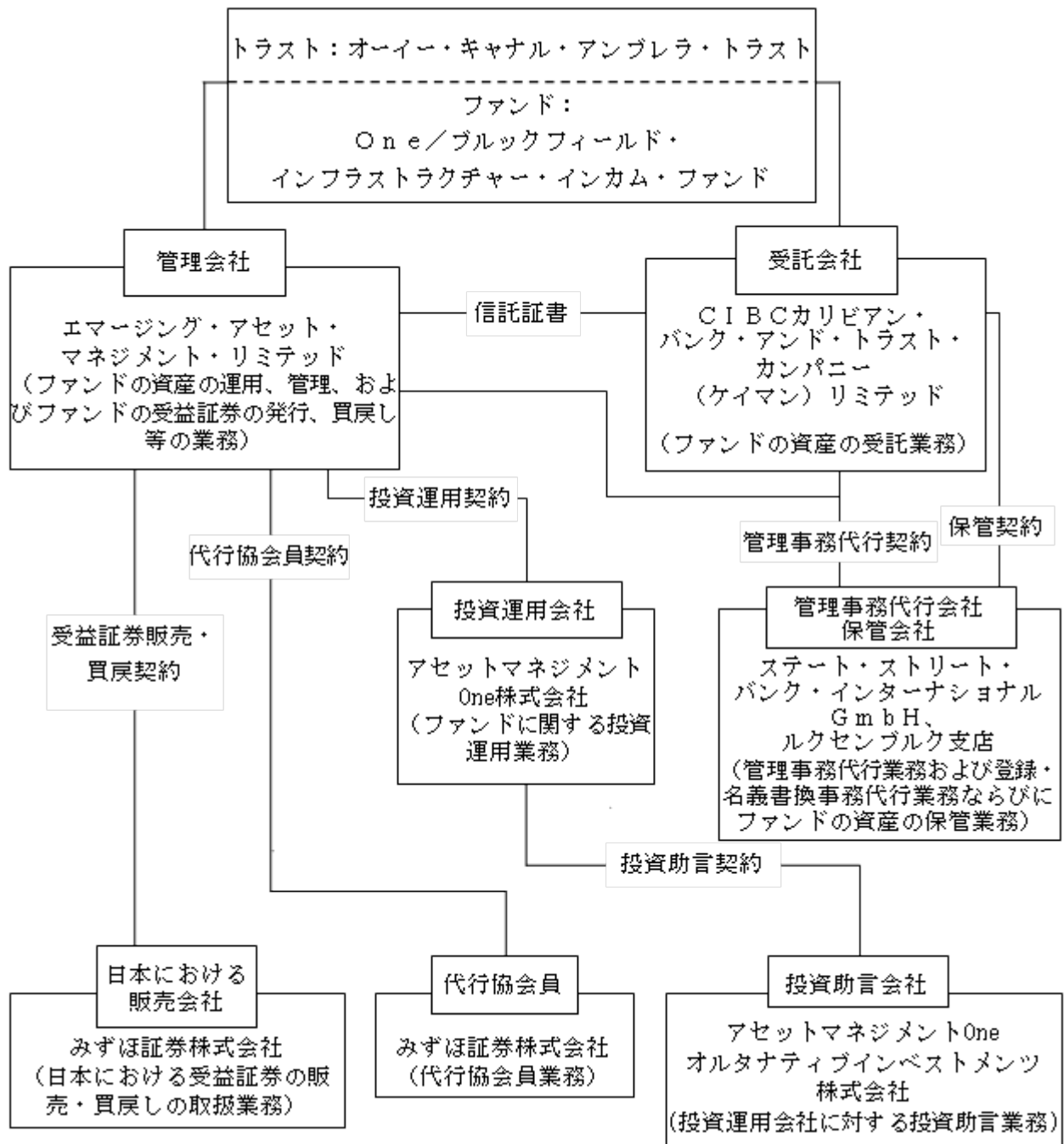
ファンドは、当該投資先ファンド投資証券の組入比率を原則として高位に保つことで、主としてインフラ資産およびインフラ企業ならびにインフラ資産を有する企業の関連証券への投資を行います。

（2）【ファンドの沿革】

2008年11月3日	管理会社の設立
2024年11月27日	基本信託証書の締結
2026年2月10日	補遺信託証書の締結
2026年6月30日	ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※インフラ資産およびインフラ企業ならびにインフラ資産を有する企業の関連証券を総称して「インフラ関連資産」といいます。

*投資先ファンドによる投資対象資産への投資は、投資先マスター・ファンド(以下に定義します。)等の別のビークルを通じて間接的に行われます。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド (Emerging Asset Management Ltd.)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。同契約は、ファンド資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻し等ならびにファンドの償還について規定しています。
C I B Cカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。同契約は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社 保管会社	2026年3月26日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務および登録・名簿書換事務代行業務について規定しています。また、2026年3月26日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。同契約は、ファンドに対する保管業務について規定しています。
アセットマネジメントOne株式会社	投資運用会社	2026年4月21日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社	投資助言会社	2026年4月21日付で投資運用会社との間で、投資助言契約（注4）を締結。同契約は、投資運用会社に対する投資助言業務について規定しています。
みずほ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2026年4月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2026年4月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約（注6）を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名簿書換事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4）投資助言契約とは、投資助言会社が、投資運用会社に対し、投資運用会社に対する投資助言業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻し契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

- () 設立準拠法
 管理会社は、バミューダ諸島の会社法に準拠して、バミューダ諸島において設立されました。
- () 事業の目的
 管理会社の主たる目的は、運用コンサルタント業務を行うことです。
- () 資本金の額
 管理会社の資本金の額は、2026年2月末日現在、462,000米ドル（約7,198万円）です。
- () 会社の沿革
 2008年11月3日 設立
- () 大株主の状況

(2026年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
GCアジャイル・インターミ ディエイト・ホールディング ス・リミテッド (GC Agile Intermediate Holdings Limited.)	英国、EC2Y 5DN ロンドン、ロンドン・ ウォール 140、6階 (6th Floor, 140 London Wall, London EC2Y 5DN United Kingdom)	140株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律および判例法により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料とともにケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

ファンドは、信託証書の規定に従い、信託の存続を延長または期限前に終了しない限り、2036年6月30日に償還します。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(a) ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づき決定をなし得るために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、C I M Aに報告する法的義務を負います。

- ・弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・会計を適切に監査し得る程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー（Deloitte & Touche LLP）です。

トラストは、毎年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にC I M Aに提出します。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年12月31日です。会計書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国G A A P）に従って作成されます。会計年度末から6か月以内に、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付されます。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの

信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるみずほ証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第４（３）条に基づく、ミューチュアル・ファンドとして登録され、CIMAにより規制されています。ミューチュアル・ファンド法第４（３）条に規定されるミューチュアル・ファンドとして、１投資者当たりの最低初期投資額は、80,000ケイマン諸島ドル（または約100,000米ドルとなる他の通貨におけるその相当額）です。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守の確保について監督および執行する権限を有します。

ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、毎年、CIMAに対して一定の事項に係る報告および監査済財務書類を提出することを義務付けています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社にトラストまたはシリーズ・トラストの財務書類の監査を行わせ、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。

CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラスト（およびシリーズ・トラスト）の清算を請求することができます。

ただし、CIMAは、特定の状況下ではトラストの活動を調査する権限を有しますが、トラストは、トラストまたはシリーズ・トラストの投資活動またはそれらのポートフォリオの構成について、CIMAまたは他のケイマン諸島政府当局による監督に服しません。CIMAまたは他のケイマン諸島政府当局は、トラストの英文目論見書の要項またはトラストへの投資について、コメントまたは承認をしていません。ケイマン諸島には、投資者が利用できる投資補償制度はありません。

規制されたミューチュアル・ファンドが、

- （a）履行期が到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合
- （b）投資者もしくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、もしくはその業務を自主的に清算している場合
- （c）ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」といいます。）の規定に違反した場合
- （d）適正かつ適切な方法で管理されていない場合
- （e）受託者、管理者または役員として任命された者であって、各役職に適正かつ適切でない者がいる場合

CIMAは、一定の措置を執ることができます。

CIMAの権限には、特に受託会社の交替を要求する権限、適切な業務の遂行につきトラストに助言を行う者を任命する権限またはトラストの業務を監督する者を指名する権限が含まれます。CIMAは、その他の措置の承認を受けるべく裁判所に申請する権限を有するほか、その他の対応策を講じることができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、ブルックフィールド・オークツリー・ウェルス・ソリューションズ・オルタナティブ・ファンズ・エスエーSICAV-UCIパートII（Brookfield Oaktree Wealth Solutions Alternative Funds S.A. SICAV-UCI Part II）（以下「投資先投資法人」という場合があります。）のサブ・ファンドであるブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド（Brookfield Infrastructure Income Fund）（以下「投資先ファンド」という場合があります。）のクラスA投資証券および/またはクラスC投資証券（以下、個別にまたは総称して「投資先ファンド投資証券」といいます。）に投資することにより、元本の成長と利益からのトータル・リターンを最大化することです。ブルックフィールド・オークツリー・ウェルス・ソリューションズ・オルタナティブ・ファンズ・エスエーSICAV-UCIパートIIは、ルクセンブルグの変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable）（以下「SICAV」といいます。）であり、1915年8月10日付ルクセンブルグ会社法（以下「1915年法」といいます。）および集団投資事業に関する2010年12月17日付ルクセンブルグ法（以下「2010年法」といいます。）パートIIならびに定款（以下「定款」といいます。）に準拠する公開有限責任会社（société anonyme）（以下「SA」といいます。）の形態で設定されました。

ファンドは、投資先ファンド投資証券の組入比率を原則として高位に保つことで、主としてインフラ資産およびインフラ企業ならびにインフラ資産を有する企業の関連証券（以下「インフラ関連資産」といいます。）への投資（以下「インフラ投資」といいます。）を行います。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資を行います。

ファンドの特色

1 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、実質的に世界の非公開のインフラ関連資産に投資を行い、元本の成長とインカム・ゲインの獲得によるトータル・リターンを最大化を目指します。

●投資先ファンドは、ルクセンブルグの変動資本を有する投資法人です。

2 投資先ファンドは、主として世界の非公開のインフラ関連資産に実質的に投資します。

●投資先ファンドの運用はブルックフィールド(後述の「運用体制」をご参照ください。)の関連会社であるブルックフィールド・アセット・マネジメントPICカナダ・エルビー(以下「投資先ファンド投資顧問会社」といいます。)が行います。

●投資先ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社が運用を行う複数の中間ビークルを通じて非公開のインフラ関連資産へ実質的に投資します。なお、投資先ファンドはその資産の大部分をブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンドFCP-RAIF-BII FCP-Iに投資します。

<中間ビークルの概要>

●ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンドFCP-RAIF-BII FCP-I(以下「投資先マスターファンド」といいます。)投資先マスター・ファンドではその資産の大部分をBIIエバークリーンFCP-RAIFに投資します。なお、純資産価額の全部または15%以上を非公開のインフラ関連資産に直接投資することができます。

●BIIエバークリーンFCP-RAIF(以下「BIIエバークリーン」といいます。)

BIIエバークリーンではその資産の全部をブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド・インクに投資します。

●ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド・インク(以下「BII投資先ファンド」といいます。)

BII投資先ファンドではその資産の少なくとも80%をインフラ関連資産に投資します。なお、その資産の20%を上限として、インフラ関連資産以外のその他の投資対象に投資することができます。

3 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、毎月末の評価日に算出されます。

※各評価日の1口当たり純資産価格は、原則として評価日の18投資先ファンド営業日後の日の6ファンド営業日後の日(および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます。

※「評価日」とは、2026年6月30日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日を行います。

※「投資先ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日またはニューヨーク、ルクセンブルグもしくはトロントにおいて銀行機関が法律もしくは行政命令により休業することを許可もしくは義務付けられている日以外の日を行います。

※「ファンド営業日」とは、トロント、ニューヨーク、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および/または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日を行います。

4 「無分配型クラス受益証券」、「毎月分配型クラス受益証券」からお選びいただけます。

●無分配型クラス受益証券については、原則として分配は行われません。無分配型クラス受益証券に帰属するインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは再投資され、無分配型クラス受益証券の1口当たり純資産価格に反映されます。

●毎月分配型クラス受益証券については、毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

5 ファンドの設定後は毎月の評価日の1口当たり純資産価格に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の1口当たり純資産価格に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※換金(買戻し)には制限があります。後述のお申込みメモ「換金(買戻し)制限」をご参照ください。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 ※ファンドは、投資先ファンド投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

投資先ファンドの投資目的

投資先ファンドの投資目的は、元本の成長と利益からのトータル・リターンを最大化することです。

投資先ファンドは、非公開投資と公開投資の組み合わせにより、伝統的な公開株式市場への投資よりも評価ボラティリティを低く抑え、典型的な非公開投資における流動性よりも高い流動性を持つ投資を提供できる予

定です。投資先ファンドはアクティブに運用され、ポートフォリオ投資対象(以下に定義します。)の内部および間における配分は、新たな市場機会の発生に伴い調整されます。

投資対象の構造

投資先ファンドは、リーダー・ファンドとして、その資産の全部または実質的に全部をマスター・ファンドとしてのブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド F C P - R A I F (Brookfield Infrastructure Fund FCP-RAIF) のサブ・ファンドである B I I F C P - (BII FCP - I) (以下「投資先マスター・ファンド」といいます。)に投資し、投資先マスター・ファンドは、その資産の大部分を B I I エバーグリーン F C P - R A I F (以下「B I I エバーグリーン」といいます。)に投資し、B I I エバーグリーンは、その資産の全部をブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド・インク(以下「B I I 投資先ファンド」といいます。)に投資します。したがって、以下に記載する投資情報には、投資先マスター・ファンド、B I I エバーグリーンおよび B I I 投資先ファンドの投資対象について記載しています。

投資先マスター・ファンドの投資戦略

投資先マスター・ファンドは、主に、インフラ投資(これには、他のブルックフィールドの投資ファンド、顧客およびアカウントとの直接共同投資を通じて、またはそれらに対する投資家として投資する場合、ならびに経験豊富な投資スポンサー、ジョイント・ベンチャー・パートナー、オペレーティング・パートナーまたは他の投資家とともにしばしば行われるセカンダリー投資(以下に定義します。))の場合が含まれます。)(B I I 投資先ファンドを通じた間接的な投資を含みます。)を行うことにより、投資目的を達成することを目指しています。

当初、投資先マスター・ファンドは、その資産の過半数を投資先ファンドと同等の投資目的を有する B I I 投資先ファンドに間接的に投資します。ただし、投資先マスター・ファンドの設立後から2年6か月までの立ち上げ期間の後において、当該投資の総額は、投資先マスター・ファンドの純資産価額の85%未満であるものとします。投資先マスター・ファンドは、B I I 投資先ファンドを通じて投資することを義務付けられず、その純資産価額の全部または15%以上を投資対象(以下に定義します。)に直接投資することができます。投資先マスター・ファンドは、A I F M D の目的上、非 E U B I I 投資先ファンドの「リーダー・ファンド」とならない方法で投資を行います。インフラ関連資産への投資を行うにあたり、投資先マスター・ファンドは、特別目的事業体、事業会社またはプラットフォーム(主たる事業がインフラに関連しているかまたはインフラへの投資を行っている会社の非上場株式または上場株式のポジションを含みます。)、エクイティ・デリバティブ、オプション、合併会社および/または上場企業のその他のピークル、マイノリティ投資対象もしくは株式(以下それぞれ、B I I 投資先ファンドが行う原投資とあわせて「投資対象」または「ポートフォリオ投資対象」といいます。)に投資することもできます。

B I I 投資先ファンドの投資戦略

通常の市況において、B I I 投資先ファンドは、主要戦略として、その純資産(投資目的のために借り入れた金額を含みます。)の少なくとも80%(以下「80%の方針」といいます。)をアメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)を含む世界中のインフラ関連資産に投資することにより、投資目的を達成することを目指します。B I I 投資先ファンドは、その純資産の20%(に投資目的のために借り入れた金額を加えた額)を上限として、インフラ関連資産以外のその他の投資対象に投資することができます。

B I I 投資先ファンドは、インフラを、必要不可欠または代替不可能なインプットまたはサービスを提供し、サプライチェーン、経済およびコミュニティを下支えし、取引または商業を促進し、ならびに/またはエネルギーの転換をサポートする資産、ネットワーク、システムまたは業務であると定義しています。これらの資産は、通常、類似した特徴を示します。例えば、不可欠なサービスの提供、高い参入障壁、安定的かつ長期的なキャッシュフロー、インフレ連動収益および高い営業利益率ならびに予測可能な保守に係る資本要件が挙

げられます。インフラ資産は、輸送（例えば、鉄道、港湾、コンテナおよびバルクターミナル、有料道路ならびに空港）、再生可能エネルギーおよびトランジション（例えば、水力、風力、太陽光、分散型発電および貯蔵）、公益事業（例えば、電力、天然ガス接続および輸送、住宅用インフラ、スマートメーター、水および廃水ならびに地域エネルギー）、ミッドストリーム（例えば、輸送パイプライン、天然ガス貯蔵または処理工場）、データ（例えば、電波塔、ファイバーネットワークおよびデータセンター）および社会インフラ（例えば、ヘルスケアおよび教育）を含みますが、これらに限らない、複数のセクターに該当することがあります。

インフラ投資は、投資時点において、その収益もしくは利益の少なくとも50%を、インフラの所有、運用、設置、資金調達もしくはサービスの提供から得ているか、またはインフラが投資対象の有形固定資産の少なくとも50%を占めている（以下「インフラ投資閾値」といいます。）投資対象によって構成されます。インフラ関連資産には、投資時点においてインフラ投資閾値を満たさないものの、通常の市況においてまたは基準に達した場合に合理的にインフラ投資閾値を満たすものと予測される投資対象も含めることができます（以下それぞれ「発展途上インフラ関連資産」といいます。）。B I I 投資先ファンド投資運用会社（以下に定義します。）は、各発展途上インフラ関連資産の進捗状況を継続的に監視し、かかる投資対象がB I I 投資先ファンドの投資対象の5年目の応当日までにインフラ投資閾値を充足しなかった場合にはその後80%の方針においてかかる投資対象を考慮しません。投資後の5年間において、B I I 投資先ファンド投資運用会社は、投資対象が発展途上インフラ関連資産として引き続き適格であるとの判断において自らが評価した考慮事項を考慮し、B I I 投資先ファンドの取締役会（以下「B I I 投資先ファンド取締役会」といいます。）に対して、四半期毎にかかる考慮事項の報告を行います。かかる考慮事項には、発展途上インフラ関連資産がインフラ投資閾値に向けて進展しているか否か、発展途上インフラ関連資産が、インフラ投資閾値に関する投資にプラスの影響を及ぼす、当該投資対象の非インフラ事業の一部の売却もしくはインフラ資産の購入を行うための契約上の約束を有している、もしくは契約上の約束を行う予定であるとB I I 投資先ファンド投資運用会社が考えるか否か、または発展途上インフラ関連資産がB I I 投資先ファンドの投資対象の5年目の応当日までにインフラ投資閾値を充足することに関して、B I I 投資先ファンド投資運用会社が関連があると考えるその他の要因が含まれます。各四半期において、B I I 投資先ファンド取締役会は、インフラ投資閾値が充足されなければならない投資対象の5年目の応当日まで、B I I 投資先ファンド投資運用会社の提案に従い、投資対象を発展途上インフラ関連資産として引き続き扱うことに同意しなければなりません。

B I I 投資先ファンドは、主に、非公開のインフラ関連資産の株式および債券（以下「プライベート・ポートフォリオ」といいます。）ならびに公的に取引されるインフラ企業の株式および債券（以下「リキッド・ポートフォリオ」といいます。）に投資しています。B I I 投資先ファンドは、その純資産（に投資目的のために借り入れた金額を加えた額）の約80%から90%をプライベート・ポートフォリオに、その純資産（に投資目的のために借り入れた金額を加えた額）の約10%から20%をリキッド・ポートフォリオに投資しようとしています（以下「プライベート/リキッド・ターゲット・アロケーション」といいます。）。プライベート・ポートフォリオの構成要素として、B I I 投資先ファンドは、その資産の一部を、インフラ関連資産へのセカンダリー投資機会（投資先マスター・ファンドが直接行う同等のセカンダリー投資とあわせて、以下「セカンダリー投資」といいます。）に戦略的に配分することができます。セカンダリー投資には、外部運用者（以下「ポートフォリオ・ファンド管理会社」といいます。）により運用されるプライベート・ファンド、保有ピークルまたはその他の投資ピークル（投資先マスター・ファンドが直接保有する同等の投資対象とあわせて、以下総称して「ポートフォリオ・ファンド」といいます。）への投資またはインフラ業界に重点を置いたその他の単一資産投資（通常、既存の投資家から二次的に行われるか、または既存のジョイント・ベンチャーに対するエクイティ持分の資本再編成およびB I I 投資先ファンド投資運用会社が同様のリスク/リターン特性を有すると判断したその他の投資を含みます。）が含まれます。

B I I 投資先ファンドは、持分証券と確定利付証券の両方を含む投資対象を通じて、リキッド・ポートフォリオの構築を目指します。B I I 投資先ファンドは、投資機会を活用するために、短期的な、戦術的なベースで配分を調整する能力を有していますが、主に、インフラ業界の複数のサブ・セクターへの戦略的配分を通じてリターンを生み出すことを目指しています。

リキッド・ポートフォリオには、（ ）インフラ優先株式、（ ）公益事業、エネルギー、インフラ、輸送および再生可能エネルギーを含むインフラ株式、（ ）インフラハイイールド、（ ）インフラ投資適格債、ならびに（）潜在的に機会主義的なインフラが含まれる場合があります。

プライベート・ポートフォリオは、そのほとんどが流動性の低い長期的なインフラ関連資産への投資で構成されます。プライベート・ポートフォリオは、主に、株式および債務に係る戦略を含むブルックフィールドのインフラプラットフォーム全体にわたる様々な投資戦略を用いて構築されます。

B I I投資先ファンドは、これらのプライベート/リキッド・ターゲット・アロケーションの維持に努めていますが、プライベート/リキッド・ターゲット・アロケーションは、すべての事例で達成されるとは限らず、実際の配分は、（ ）プライベート・ポートフォリオへの資本の配分のペース、（ ）リキッド・ポートフォリオの投資のパフォーマンスおよび市場価格、（ ）プライベート・ポートフォリオの投資のパフォーマンスおよび市場価格、（ ）B I I投資先ファンドの申込みおよび買戻し、ならびに（）B I I投資先ファンドと共同投資する他のピークルまたは勘定における資本の利用可能性を含みますが、これらに限られない要因によって影響を受ける可能性があります。

B I I投資先ファンドは世界中で投資を行う可能性があります、一般的に、非O E C D加盟国への投資は、該当する投資が完了した時点におけるB I I投資先ファンドの総資産の20%を超えないものと予想されます（しかしながら、以下に定義するとおり、B I I投資先ファンド投資運用会社は、この制限を超えることを随時選択することができます。）。ファンドが受領した収益またはキャッシュフローがある国の通貨で行われる場合、投資は、特定の法域に所在するものとみなされます。

前述の投資指針は厳密な制限ではなく、B I I投資先ファンドの投資運用会社（以下「B I I投資先ファンド投資運用会社」といいます。）の現行の意図を示すものにすぎません。将来における市況および投資機会により、投資先ファンドおよびB I I投資先ファンド投資運用会社が、これらの指針から乖離したB I I投資先ファンドのポートフォリオ投資を実施することになる可能性があります。

上記の投資ガイドラインは、投資運用会社と管理会社との間の合意によりいつでも変更されることがありますが、ただし、当該変更の適用の90日前までに受益者に書面で通知されることを条件とします。

さらに、管理会社はシリーズ・トラスト決議の承認を得た上で、本書に記載のファンドの投資目的、方針および制限を変更できますが、ただし、明白な誤りを訂正するため、またはかかる変更が受益者にとって最大の利益となると管理会社が判断した場合は、承認なしに投資目的、方針および制限を変更できます。

投資運用会社は、以下の場合、一時的に、上記の投資ガイドラインから逸脱することがあります。（ ）投資運用会社はその単独の裁量において、ファンドが投資する市場もしくは投資対象資産に、現実の、突然のもしくは重大な変更が生じると予想する場合、またはかかる変更が存在している場合、（ ）大量の受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が行われる場合、および/または、（ ）投資運用会社はその単独の裁量において、（ a ）ファンドの終了のために準備する目的のため、もしくは（ b ）ファンドの資産規模に鑑みて、逸脱が合理的に必要であると考えられる場合。

投資目的および投資制限の変更

ファンドの投資目的および投資制限は、受益者にとって最善であると判断された場合、受益者に対して1か月前までに変更を通知することを条件として、受託会社が投資運用会社と協議の上、随時変更することができます。受託会社は、投資運用会社と協議の上、提案された変更により受益者が不利益を被り得ると判断した場合、ファンドの投資制限に対し重大な変更がなされる前に、受益者決議を取得するものとします。

投資先ファンドの概要

ブルックフィールド・オークツリー・ウェルズ・ソリューションズ・オルクナティブ・ファンズ・エスエーSICAV-UCIパートII - ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンド(クラスA投資証券/クラスC投資証券)	
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
基準通貨	米ドル
投資目的/ 投資戦略	<p>投資先ファンドの投資目的は、元本の成長と利益からのトータルリターンを最大化することです。</p> <p>投資先ファンドは、非公開投資と公開投資の組み合わせにより、伝統的な公開株式市場への投資よりも評価ボラティリティを低く抑え、典型的な非公開投資における流動性よりも高い流動性を持つ投資を提供できる予定です。投資先ファンドはアクティブに運用され、ポートフォリオ投資対象(以下に定義します。)の内部および間における配分は、新たな市場機会の発生に伴い調整されます。</p> <p>投資先ファンドは、アーダー・ファンドとして、その資産の全部または実質的に全部を投資先マスター・ファンドに投資し、投資先マスター・ファンドは、その資産の大部分をBIIエナバーグリーンに投資し、BIIエナバーグリーンは、その資産の全部をBII投資先ファンドに投資します。</p> <p>投資先マスター・ファンドの投資戦略</p> <p>当初、投資先マスター・ファンドは、その資産の過半数を投資先ファンドと同等の投資目的を有するBII投資先ファンドに間接的に投資します。ただし、投資先マスター・ファンドの設立後から2年6か月までの立ち上げ期間の後において、当該投資の総額は、投資先マスター・ファンドの純資産価額の85%未満であるものとします。投資先マスター・ファンドは、BII投資先ファンドを通じて投資することを義務付けられず、その純資産価額の全部または15%以上を投資対象(以下に定義します。)に直接投資することができます。インフラ関連資産への投資を行うにあたり、投資先マスター・ファンドは、特別目的事業体、事業会社またはプラットフォーム(主たる事業がインフラに関連しているかまたはインフラへの投資を行っている会社の非上場株式会社または上場株式のポジションを含みます。)、エクイティ・デリバティブ、オプション、合弁会社および/または上場企業のその他のビークル、マイノリティ投資対象もしくは株式(以下それぞれ、BII投資先ファンドが行う直接投資とあわせて「投資対象」または「ポートフォリオ投資対象」といいます。)に投資することもできます。</p> <p>BII投資先ファンドの投資戦略</p> <p>通常の市況において、BII投資先ファンドは、主要戦略として、その純資産(投資目的のために借り入れた金額を含みます。)の少なくとも80%(以下「80%の方針」といいます。)を米国を含む世界中のインフラ関連資産に投資することにより、投資目的を達成することを目指します。BII投資先ファンドは、その純資産(に投資目的のために借り入れた金額を加えた額)の20%を上限として、インフラ関連資産以外のその他の投資対象に投資することができます。</p> <p>BII投資先ファンドは、インフラを、必要不可欠または代替不可能なインプットまたはサービスを提供し、サプライチェーン、経済およびコミュニティを下支えし、取引または商業を促進し、ならびに/またはエネルギーの転換をサポートする資産、ネットワーク、システムまたは業務であると定義しています。これらの資産は、通常、類似した特徴を示します。例えば、不可欠なサービスの提供、高い参入障壁、安定的かつ長期的なキャッシュフロー、インフレ連動収益および高い営業利益率ならびに予測可能な保守に係る資本要件が挙げられます。インフラ資産は、輸送(例えば、鉄道、港湾、コンテナおよびバルクターミナル、有料道路ならびに空港)、再生可能エネルギーおよび貯蔵(例えば、水力、風力、太陽光、分散型発電および貯蔵)、公益事業(例えば、電力、天然ガス接続および輸送、住宅用インフラ、スマートメーター、水および廃水ならびに地域エネルギー)、ミッドストリーム(例えば、輸送パイプライン、天然ガス貯蔵または処理工場)、データ(例えば、電波塔、ファイバーネットワークおよびデータセンター)および社会インフラ(例えば、ヘルスケアおよび教育)を含みますが、これらに限らない、複数のセクターに該当することがあります。</p> <p>BII投資先ファンドは、主に、非公開のインフラ関連資産の株式および債券(以下「プライベート・ポートフォリオ」といいます。)ならびに公的に取引されるインフラ企業の株式および債券(以下「リキッド・ポートフォリオ」といいます。)に投資しています。BII投資先ファンドは、その純資産(に投資目的のために借り入れた金額を加えた額)の約80%から90%をプライベート・ポートフォリオに、その純資産(に投資目的のために借り入れた金額を加えた額)の約10%から20%をリキッド・ポートフォリオに投資しようとしています(以下「プライベート/リキッド・ターゲット・アロケーション」といいます。)。プライベート・ポートフォリオは、そのほとんどが流動性の低い長期的なインフラ関連資産への投資で構成されます。プライベート・ポートフォリオは、主に、株式および債券に係る戦略を含むブルックフィールドのインフラプラットフォーム全体にわたる様々な投資戦略を用いて構築されます。</p> <p>BII投資先ファンドは、プライベート/リキッド・ターゲット・アロケーションの維持に努めていますが、プライベート/リキッド・ターゲット・アロケーションは、すべての事例で達成されるとは限らず、実際の配分は、(i)プライベート・ポートフォリオへの資本の配分のベース、(ii)リキッド・ポートフォリオの投資のパフォーマンスおよび市場価格、(iii)プライベート・ポートフォリオの投資のパフォーマンスおよび市場価格、(iv)BII投資先ファンドの申込みおよび買戻し、ならびに(v)BII投資先ファンドと共同投資する他のビークルまたは勘定における資本の利用可能性を含みますが、これらに限られない要因によって影響を受ける可能性があります。</p> <p>BII投資先ファンドは世界中で投資を行う可能性がありますが、一般的に、非OECD加盟国への投資は、該当する投資が完了した時点におけるBII投資先ファンドの総資産の20%を超えないものと予想されます(しかしながら、以下に定義するのとおり、BII投資先ファンド投資運用会社は、この制限を超えることを随時選択することができます。)。ファンドが受領した収益またはキャッシュフローがある国の通貨で行われる場合、投資は、特定の法域に所在するものとみなされます。</p>
投資顧問会社	ブルックフィールド・アセット・マネジメントPICカナダ・エルピー(Brookfield Asset Management PIC Canada, LP)

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社に委託しています。アセットマネジメントOne株式会社は2016年に発足した資産運用会社です。伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家に様々な運用計画や戦略的な運用商品を提供しています。

投資先ファンドへの投資にあたっては、アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社の助言を活用します。アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社はアセットマネジメントOneを親会社とするオルタナティブ投資に特化した資産運用会社です。

投資先ファンドの運用を行うブルックフィールド・アセット・マネジメントP I Cカナダ・エルピーは、ブルックフィールドアセットマネジメントの関連会社である投資運用会社です。ブルックフィールドは世界有数のオルタナティブ資産運用会社で、再生可能エネルギーおよびエネルギー移行、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ、不動産、クレジット分野において1兆米ドル超の運用資産を有しています（2026年3月末日現在）。世界経済の基盤を成す実物資産および必要不可欠なサービス事業に重点を置き、長期的な視点から投資を行っています。

運用体制は、今後変更になることがあります。

（４）【分配方針】

無分配型クラス受益証券

無分配型クラス受益証券に帰属するインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは、投資運用会社が受託会社のために行う管理事務代行会社に対して別段の指示をしない限り、分配されません。当該インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは再投資され、無分配型クラス受益証券の1口当たり純資産価格に反映されます。

毎月分配型クラス受益証券

投資運用会社は、受託会社を代理する管理事務代行会社に対し、各分配期間に関して毎月分配型クラス受益証券の受益者に対し、投資運用会社が決定した金額を分配するよう指示することができます。かかる金額は、受益証券に帰属するファンドの収益、実現および未実現キャピタル・ゲインおよび/または分配可能な資金から支払われます。さらに、投資運用会社は、ファンドにかかる分配の合理的な水準を維持するために必要であると考えられる場合、受託会社を代理する管理事務代行会社に対してファンドの元本から分配金を支払うよう指示することができます。

投資者は、分配の支払いは、投資者の当初元本またはキャピタル・ゲインの返還となるため、これにより、分配が利用可能な収入を上回る場合に限り、かかる元本を減少させ得ることに留意する必要があります。かかる可能性を踏まえ、元本の保全を求める投資者には、受益証券1口当たり純資産価格の下落は、資産価値の減少によってのみ引き起こされ得るのではなく、分配として投資者に元本が返還されることによっても引き起こされ得ることを考慮することが強く推奨されます。

関連する分配期間に関する分配は、分配基準日に登録されている受益者に対して行われます。分配は、各月の最終暦日に宣言されます。

分配金は通常、分配落ち日の翌月の最終ファンド営業日に投資運用会社が決定するところに従い、日本における販売会社に支払われます。日本における販売会社は、原則として着金後速やかに、日本の最終受益者に対し分配金を支払います。

分配金の支払いは、投資運用会社の完全な裁量によるものであり分配金の支払いもその金額も保証はされていないものではありません。状況によっては、分配が行われない場合があります。

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配計算期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合があります。その場合、今回の分配落ち日の1口当たり純資産価格は前回の分配落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と1口当たり純資産価格の関係(イメージ)

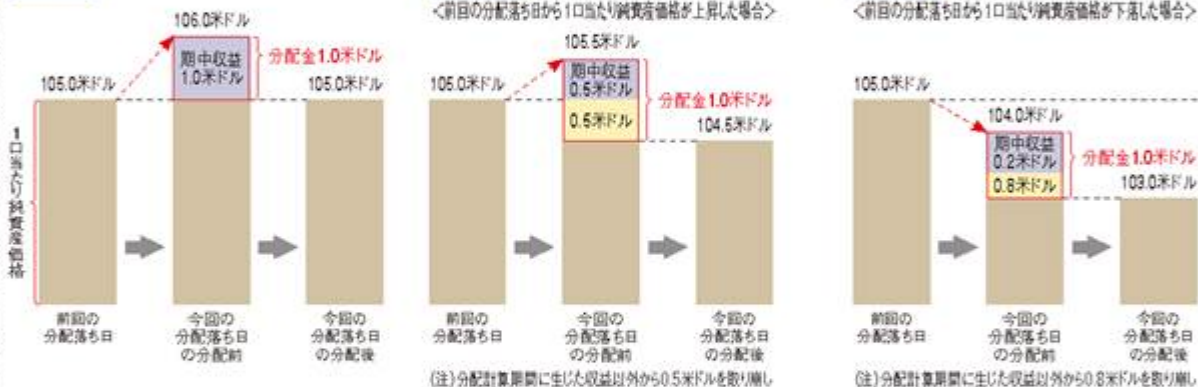
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA

ケースB

ケースC



上記のそれぞれのケースにおいて、前回の分配落ち日から今回の分配落ち日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 0米ドル= 1.0米ドル
 ケースB: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 ▲0.5米ドル= 0.5米ドル
 ケースC: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 ▲2.0米ドル= ▲1.0米ドル

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

※ 分配金は、分配方針に基づき支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関して、以下の投資制限に従います。

- （a）ファンドの資産総額の少なくとも50%を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる権利を除きます。）に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、ファンドの償還が決定した場合、大量の買戻請求が予想される場合、または受託会社が回避不能なその他の状況が発生した場合等を除きます。
- （b）証券の空売りを行うことは禁止されます。
- （c）ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。

さらに、管理会社および投資運用会社は、ファンドの資産の投資に関して、日本証券業協会の規則の下で以下の投資制限に従います。

- （a）ファンドによる借入れは、下記の「借入れ」に沿ったものを除いて禁止されます。
- （b）管理会社が運用するすべての投資ファンドのためにある会社の支配権を獲得する目的で当該会社の株式を取得することはできません（「支配権」とは、会社における公式な地位の結果としての権利を除き、会社の運営または方針に支配的な影響を及ぼす権利を行使することをいいます。）。
- （c）管理会社および投資運用会社が運用するすべての投資ファンド合計で一発行会社の株式の議決権の50%以上を取得することはできません。
- （d）ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産に投資を行うことはできません。ただし、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産に投資する際に価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除きます。
- （e）管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。
- （f）デリバティブ取引（金融商品取引法の第2条第20項に定義されます。）を行うことはできません。

これらの投資制限は、ファンドのレベルで適用されます。

ファンドは、日本証券業協会のガイドラインにおける「特化型運用を行うファンド」に該当します。特化型運用を行うファンドとは、支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する証券が投資資産の10%を超える場合、当該発行体は支配的銘柄に該当します。ファンドは、投資先ファンドが発行する投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先ファンドまたはその関係法人の債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

上記の投資制限に適用される法律または規則（日本証券業協会の規則を含みます。）が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合で、かつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更できると管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について30日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとします。

借入れ

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができますが、借入総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、合併、統合等の場合のような特別な緊急事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

投資先マスター・ファンドの投資制限

投資先マスター・ファンドは、以下のB I I投資先ファンドに関して記載するものと同等の投資戦略および投資制限を適用します。ただし、当該分散要件および投資制限は、投資先マスター・ファンドの純資産価額に関してはその全体として、およびB I I投資先ファンドまたは他の投資対象保有ピークルにおける投資対象に関しては(適用ある法令に従って)ルックスループベースにより、評価が行われるものとします。適用ある法律によってその他要求される場合を除き、新たなインフラ関連資産の取得以外の理由により当該制限を超過した場合、いかなる是正措置も要求されません。ポートフォリオ内の資産に付随する権利の行使の結果として、または資産の購入以外のその他の方法によって、法律および/またはC S S F通達によって定められた最大の割合を超過した場合、投資先マスター・ファンドは、当該資産の売却取引の優先目標として、投資主の利益を十分配慮した上で当該状況を是正することを最優先しなければなりません。

I M L通達91 / 75 (C S S F通達05 / 177および18 / 697により改正済)の分散要件に従い、投資先マスター・ファンドは、上記の但書きに服しつつ、単一のインフラ関連資産に対して、その取得時点において、投資先マスター・ファンドの純資産価額の20%以上を直接的または間接的に投資しません。この20%の分散要件は、パート再編の日付から6か月間において、および投資先マスター・ファンドが解散または清算のプロセスを開始したその他の状況においては適用されません。上記の制限の目的上、投資対象に投資された金額は負債が控除され、特に投資対象レベルで発生したか、他のピークル債務から配分されたかにかかわらず、投資先マスター・ファンドの投資運用会社(以下「投資先マスター・ファンド投資運用会社」といいます。)が取得されるインフラ関連資産に関連しているとみなされる、配分された負債または予想される負債を考慮します。

投資先マスター・ファンドは、投機的な非投資目的のデリバティブ取引を行いません(ただし、ヘッジ目的または対象資産に対するエクスポージャーを得る目的でデリバティブ取引を行うことができ、これには、オプションおよびワラントの形態のものを含みますが、これらに限りません。)

投資先マスター・ファンドの合理的な支配の及ばない状況を理由として、投資先マスター・ファンドの投資制限の違反が生じた場合、投資先マスター・ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、投資先マスター・ファンドが投資制限にこれ以上違反しないことを確保するために必要な措置を講じるよう合理的に努力するものとします。ただし、C S S F通達24 / 856に定める規則に従い、投資先マスター・ファンドの管理会社(société de gestion)(以下「投資先マスター・ファンド管理会社」といいます。)が、これが投資先マスター・ファンドの受益者の利益を損なうと合理的に判断する場合は、この限りではありません。

上記の制限は、投資先マスター・ファンドが解散または清算のプロセスを開始した期間においては適用されません。

B I I投資先ファンドの投資制限

B I I投資先ファンド投資運用会社は、以下の制限に従い、B I I投資先ファンドのために投資を行いません。

1. B I I投資先ファンドは、投資会社法において許可される場合(管轄権を有する規制当局によって随時解釈または変更されます。)を除き、金銭を借り入れてはなりません。
2. B I I投資先ファンドは、(a) B I I投資先ファンドが投資する証券もしくは持分が融資とみなされる場合、(b) B I I投資先ファンドの総資産の33¹/₃を上限とする金額のポートフォリオ投資対象の融資を通じて行われる場合、(c) レポ契約を締結することによって行われる場合、または、(d) その他、米国投資会社法(随時改正されます。)、米国投資会社法に基づき米国証券取引委員会が公布する規則および規制(随時改正されます。)もしくは米国投資会社法の規定からB I I投資先ファンドに適用される免除その他の軽減(随時改正されます。)によって許可されている場合を除き、いかなる者に対しても金銭または財産の融資を行ってはなりません。
3. B I I投資先ファンドは、1つの業界に対して、購入時点で算出されるその総資産の25%以上を投資してはなりません。ただし、B I I投資先ファンドがインフラ業界に集中している場合(すなわち、その総資産の25%以上を投資する場合)を除きます。

4. B I I 投資先ファンドは、証券の発行を引き受けてはなりません。ただし、B I I 投資先ファンドの投資目的、方針および制限に従ったポートフォリオ証券の売却が引受けであるとみなされることができ、および証券が売却された場合において、証券法の目的上、B I I 投資先ファンドが引受人であるとみなされる可能性がある状況において、B I I 投資先ファンドが証券を取得することができる場合を除きます。
5. B I I 投資先ファンドは、米国投資会社法または米国証券取引委員会により採択され、付与され、もしくは発行される規則、投資会社法に基づく適用除外もしくは解釈により許容される場合を除いて、優先証券を発行してはなりません。
6. B I I 投資先ファンドは、単一の投資対象に対して、その取得時点において、その純資産価額の20%以上を直接的または間接的に投資しません。ただし、かかる分散はルックスルーベースで評価され、適用ある法律によってその他要求される場合を除き、新たな投資対象の取得（投資対象に付随する権利の行使を含みます。）以外の理由で当該制限を超過した場合には、いかなる是正措置も要求されません。
7. リキッド・ポートフォリオに関して、B I I 投資先ファンドは、
 - (a) 証券取引所に上場されておらず、定期的に運営され、認知され、一般に公開されている別の規制市場で取引されていない証券にその総資産（この目的において、プライベート・ポートフォリオに投資される資産を含みます。）の10%以上を投資せず、
 - (b) 純資産総額（この目的において、プライベート・ポートフォリオに投資される資産を含みます。）の10%以上を同一の発行体が発行する証券に投資せず、
 - (c) 同一事業体が発行する同種の証券の10%以上を取得しません。
8. B I I 投資先ファンドは、投機的な非投資目的のデリバティブ取引を行いません（ただし、ヘッジ目的または対象資産に対するエクスポージャーを得る目的でデリバティブ取引を行うことができ、これには、オプションおよびワラントの形態のものが含まれますが、これらに限られるわけではありません。）。

レバレッジ

投資先ファンドは、レバレッジを利用し、負債を負担し、およびあらゆる目的のためにその他のクレジット・サポートの提供（投資に必要な資金の全部または一部を調達することを含みます。）を行うことができます。投資先投資法人の定款に従い、かつ、投資先投資法人のプロスペクタス、投資先ファンドに関するプロスペクタスのサブリメントに定める制限に基づき、投資先ファンドは、あらゆる形態の借入れ（投資先投資法人のプロスペクタス（特に、投資先ファンドに関するプロスペクタスのサブリメントを含みます。）に規定されるとおり、投資先マスター・ファンドまたはある事業体のうちこれを経由して投資が行われるものと連帯して、および/または各個別のベースで、相互担保ベースで、またはその他の方法で行う場合を含みます。）を行うことができます。投資先ファンドは、手形、債券ならびにあらゆる種類の債務証券および持分証券を発行することができます。当該負債に関連して、投資先ファンドは、投資先ファンドを代理して、第三者のために、保証、担保権、補償、誓約および約束を行うことができます。投資先ファンドは、自らの子会社、関連会社およびその他一切の会社に対し、借入れの受取金を含みますが、これに限られない資金を貸し付けることができます。また、投資先ファンドは、自らおよびその他一切の会社の債務を保証し、また、一般的に、自らおよびその他一切の会社または者の利益のために、その資産の一部または全部につき、保証を与え、および質権を設定し、譲渡し、負担を設定し、その他担保権の設定および付与を行うことができます。疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドは、必要な認可を取得することなく、いかなる規制された金融セクターにおける活動も行っておりません。

投資先ファンドは、投資先ファンドの総資産の33.33%（ポートフォリオ投資対象の負債を除きます。）を随時借り入れることを目標としています。ただし、投資先ファンドは、投資先ファンドの総資産の50%を上限とすることを条件として、随時この金額を超える借入れを行うことが認められています。

投資先マスター・ファンドおよびB I I 投資先ファンドによる借入れは、投資先マスター・ファンドおよびB I I 投資先ファンドにおける投資先ファンドの投資に比例して、投資先ファンドの借入額の算定に含まれません。

最大レバレッジ水準の遵守は、毎月（または投資先ファンドの単独に裁量において要求される、より頻繁なベースで）決定されます。投資先ファンドがレバレッジをかけた後において、この限度額を超えることがあった場合、投資先ファンド運用会社は、投資先ファンドのエクスポージャーを最大レバレッジ水準に戻すための商業上合理的な努力を尽くしますが、当該事由は、いかなる理由によっても、投資先ファンドが採用する投資制限に対する違反または「取引エラー」を構成するものではありません。CSFの事前承認を得ることを条件として、AIFMにより、投資先ファンドの最大レバレッジ・エクスポージャーが随時引き上げられる可能性があります。AIFMによって当該最大エクスポージャー水準が引き上げられた場合、投資先ファンドは、次回の投資主への定期通知において、投資主に書面で通知します。

借入金は、つなぎ融資だけではなく投資目的のために、また、流動資金を即座に利用できない場合に、費用の支出、引出しのための資金を調達するため、および一般的な運転資金のために、使用することができます。投資先ファンドの資産は、かかる借入金の担保として請求される場合があります。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えるべく策定された投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるとい保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はありません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。ファンドの純資産総額は投資資産の価格変動および為替変動の影響を受けます。ファンドの保有する投資資産から生じるまたは負担することとなるすべての利益および損失は投資者に帰属します。投資元本は保証されておりません。リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。

ファンドへの投資には、重大なリスクが伴います。各投資者は、すべてのファンドに適用される以下の一般的なリスクを慎重に検討すべきです。以下のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクについての完全な説明を意図するものではないことにご留意下さい。

投資者は、ファンドへの投資が利益を生むという保証はないことを認識すべきです。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があります。

ファンドは、当該ファンドの投資運用会社および管理事務代行会社の主要な専門家、ならびに当該ファンドが投資するアセット・ファンドの運用者の努力および能力に大きく依拠します。これらの者によるサービスが受けられない場合、ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

ファンドおよび当該ファンドの受益者は、ケイマン諸島およびファンドが投資する投資対象の本拠地の法域、ならびに投資者が課税対象となる法域における政府規制、税法および行政制度に関する変更または解釈の変更により悪影響を受ける可能性があります。

投資者は、受益証券の価額が上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識すべきです。いずれのファンドへの投資においても、重大なリスクが伴います。投資運用会社は、潜在的損失を最小限に抑えるように設計された戦略を実施することを意図していますが、これらの戦略が実施されること、また実施されたとしても成功することの保証はありません。受益証券の流通市場が形成される可能性は低く、そのため、受益者による保有受益証券の処分は、買戻しによってのみ可能となる可能性があります。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があります。したがって、各投資者は、いずれかのファンドへの投資におけるリスクを自らが負担できるか否かについて慎重に検討すべきです。

波及リスク

ファンド間にまたがる負債：ファンドの受益証券の発行により管理会社が受領するすべての申込手取金、当該手取金が投資されるすべての資産およびそれに帰属するすべての収益または利益は、当該ファンドに帰属します。いずれのファンドに帰属するかが容易に判別できない資産は、管理会社がその裁量により、一または複数のファンド間で配分します。ファンドの資産に対しては当該ファンドの負債が請求され、ファンドの資産は通常、別ファンドの負債を支払うために利用されることはありません。管理会社は、潜在的債権者との取引において、当該債権者が依拠することができるのは関連するファンドの資産のみであり、ファンドについて管理会社名義で締結されるすべての契約において、債権者の遡求権を関連するファンドの信託財産の範囲にとどめ、他のファンドの資産または管理会社の資産に及ばないよう限定する文言を含めることを確保する義務を負います。ただし、投資者は、いかなる状況においても、管理会社による上記に記載される行為にかかわらず、他のファンドの負債を弁済するためにあるファンドの資産が法律上利用可能な範囲を定量化することは不可能であることに留意すべきです。

ファンド内の受益証券クラス間にまたがる負債：管理会社および受託会社は、ファンドにおいて、複数の受益証券クラスを発行することができます。あるクラスの資産は、他のクラスの負債を支払うために利用することができます。あるファンドの特定の受益証券クラスの資産が、当該ファンドの他の受益証券クラスの負債の弁済に利用されないという保証はありません。あくまで例としてですが、ファンドが参加するデリバティブ取引の取引相手方は、かかる取引条件に基づき、ある受益証券クラスのために参加した取引から生じた負債を、当該受益証券クラスのみによって弁済されるものとして扱わない可能性があります。むしろ、当該取引相手方は、当該取引が実行された関連するクラスに帰属する資産が不十分な場合、他の受益証券クラスに帰属する資産に対し遡求権を有すると主張する可能性があります。

サイバーセキュリティ・リスク

業務を行うにあたりインターネットなどの技術を利用する機会が増加する中、ファンドは、オペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよびこれらに関連するリスクの影響を受けやすくなっています。サイバー事故は、一般的に、意図的な攻撃または偶発的な事象により生じる可能性があります。

サイバー攻撃には、資産または機密情報の悪用、データの破壊または業務の妨害を目的として、第三者がデジタル・システムに不正にアクセス（例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェア・コーディングを通じて）することが含まれますがこれらに限られません。また、サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち、意図される通常ユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こす等、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社、ならびに会計士、保管業者、名義書換代行業者および金融仲介業者を含みますがこれらに限られないその他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー事故は、事業運営に混乱をきたし、影響を及ぼす可能性があり、ファンドがその有価証券およびその他の投資対象の取引または評価を行う能力を損なう結果となる可能性があり、または受益者の取引および取引遂行能力に支障をきたすほか、適用ある個人情報保護法その他の法律に違反することになり、これらの結果、財務上の損失、規制当局による制裁金、罰則、風評被害、補償もしくはその他の弁済費用、または追加のコンプライアンス費用をもたらす可能性があります。

ファンドのサービス提供者は、このようなサイバー事故を防止するためのリスク管理システム、およびこのようなサイバー事故が発生した場合の事業継続計画を確立していますが、一部のリスクが事前に特定されていない可能性を含め、このようなシステムおよび計画には本質的に限界があります。また、ファンドは、その運営がファンドまたは受益者に影響を与え得るサービス提供者またはその他の第三者によって導入されたサイバーセキュリティ計画およびサイバーセキュリティシステムを管理することはできません。結果として、ファンドおよびその受益者が悪影響を受ける可能性があります。

疾病の流行およびパンデミックの影響

一部の疾病は急速に蔓延し、世界経済に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。例としては、コロナウイルスCOVID-19が国際的に蔓延し、国境閉鎖、検診の強化、医療サービスの準備および提供、検疫、キャンセル、サプライチェーンおよび顧客活動の混乱、市場の変動、ならびに全般的な不安および不確実性をもたらしました。このコロナウイルスの影響および将来生じ得るその他の伝染病およびパンデミックの影響は、多くの国の経済、個々の企業および市場全般に、必ずしも予見できない形で影響を及ぼす可能性があります。また、発展途上国または新興市場国では、医療制度が確立していないため、感染症の影響がより大きくなりました。コロナウイルスの発生による衛生上の危機は、一部の国々において、他の既存の政治リスク、社会リスクおよび経済リスクを悪化させました。流行病の発生による影響は、短期的な場合もあれば長期間続く場合もあり、ファンド、ファンドの投資目的を達成する能力、およびファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。

パンデミックの影響（高度のインフレなど）が長期化した場合、および/またはその他の疾病の流行が発生し、その封じ込めまたはその他の改善措置（政府による措置を含みます。）が実施または課された場合、ファンドの価額、投資対象、および新規投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ファンドのパフォーマンスは、パンデミックから生じ、ファンドが投資する特定の企業、地域またはセクターに影響を及ぼし得る特定の問題によって影響を受ける場合があります。

さらに、将来において、ファンドが投資対象から利益の獲得を期待している期間にパンデミックが発生した場合、ファンドは投資目的を達成できない、または期限までに投資対象を換金できない可能性があります。投資者は、パンデミックに関する動向およびその（長期的および短期的な）経済的影響は急速に変化する可能性があり、投資運用会社、受託会社および管理会社は、パンデミックがファンドおよびその投資対象に及ぼす潜在的な長期的影響を予測できないことを認識すべきです。

既に困難な状況にある世界の経済および政治情勢は、ファンドの支配の及ばない事象によって悪影響を受ける可能性があり、かかる事象には、政府政策の変更、信用セクターおよびその他の分野における指令、パンデミックの影響およびそれに伴うソブリン債務の増加、政情不安、テロ攻撃、社会不安および暴動または国外地域に影響を及ぼす軍事行動、ならびに世界におけるまたは世界に影響を及ぼす税制およびその他の政治的、経済的もしくは社会的動向などがあります。多くの先進国の政策立案者は、公的債務および過大な財政赤字を抑制し、後にそれらをより持続可能な水準まで引き下げるために、信頼できる戦略を緊急に採用する必要性を公に認めており、その圧力は、パンデミックに対応するために導入されると予想された刺激策の終了後、激しくなる可能性があります。これらの政策の実施は、景気回復を妨げる可能性があります。

ファンドに関するリスク

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間でファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、ファンドの受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

為替変動リスク

受益証券は米ドル建てです。よって、投資者の金融活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位（円を含みます。）（以下「投資者通貨」といいます。）建てで投資を行う場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動等）するリスク、および米ドルもしくは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、（a）純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに、（b）支払分配金（あった場合）の投資者通貨相当額は下落します。

インフラ資産への投資に関連するリスク

ファンドはインフラ資産に対して間接的に投資します。インフラ資産への投資は、一般的な経済情勢、地理的または市場の集中度、ポートフォリオ投資対象を管理する投資先ファンドの能力、政府規制および金利の変動に関連するリスクを含む、インフラプロジェクトの所有および運営に付随するリスクにさらされます。インフラストラクチャーおよび類似の資産への投資は、他の多くの種類の長期投資と同様に、歴史的に価値の著しい変動およびサイクルを経験していますので、特定の市場環境は、ポートフォリオ投資対象の価値を随時または永久に低下させる可能性があります。かかる特定の市場環境には、（ ）天然ガスまたは鉱物等のコモディティに対する需要、（ ）投資先ファンドの事業に係る代替技術およびサイバーセキュリティ攻撃の影響、（ ）買収を無事に特定し、完了し、かつ、統合する能力、（ ）他の市場参加者との競争、（ ）プロジェクト、環境被害および将来の資本支出の構成または拡大、（ ）投資先ファンドが運営を行う国における経済的な規制および不利な規制上の決定（国有化または新税の賦課を含みます。）、（ ）サプライチェーンの混乱、ならびに（ ）不利な請求もしくは政府の権利または投資先ファンドのインフラ資産に関して使用される土地に対して主張される政府の権利が含まれる可能性があります、これらに限りません。

流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）

流動性は、ファンドの投資ポートフォリオに関して投資運用会社がタイムリーに投資対象を売却または現金化する能力に関連します。さらに、ファンドの流動性および受益証券の買戻プログラムは、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等」の「受益証券の買戻制限」の項目において詳述するとおり、投資先ファンドの限定的な流動性および投資証券買戻プログラムの制限に服します。投資先ファンド投資証券の保有者として、ファンドの流動性および受益証券の買戻しは、投資先ファンドの買戻プログラムおよび投資先ファンドのレベルでの限定的な流動性により悪影響を受けるおそれがあります。

比較的流動性の低い有価証券の市場は、比較的流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を投資先ファンド投資証券のような比較的流動性の低い有価証券へ投資することにより、受益者が望む価格および時期に受益証券を現金化できないリスクもあります。低流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生します。現在、このような契約には規制市場がなく、買呼値と売呼値はこれらの契約のディーラーによってのみ設定されます。市場性のない証券への投資は流動性リスクを伴います。また、こうした証券は評価が難しく、発行体は投資者保護のための規制市場のルールに服していません。

運用歴の不存在

ファンドは、これからその投資プログラムを開始するところであり、運用歴や運用成果の記録はありません。投資運用会社または投資助言会社が運用するその他の投資ファンドの過去の運用成果は、必ずしもファンドの将来の成績の予測とはなりません。

流通市場の不存在

受益証券の流通市場の存在は想定されていません。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等」の項目に定める手続および制限に従った買戻しによってのみ、受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者は、保有する受益証券に帰属する純資産総額が該当する買戻通知の日付から該当する買戻取引日までの期間中に下落するリスクを負います。また、受益者が自己の受益証券の買戻しを行うことができない状況となる可能性もあります。

投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンが無保証

投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンドが投資者のためのリターンを得ること、またはそのリターンが本書に記載された種類の資産に対する投資のリスクに見合ったものになるという保証はありません。ファンドへの投資は、投資額のすべてを失う可能性があります。投資先ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するもの

ではなく、投資先ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。投資先ファンドへの投資は、元本を一部または全部失うリスクを伴い、また、リスク耐性の高い投資家のみが投資を検討すべきです。

投資の集中

ファンドは、資産の大部分を投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドにおいて発生した損失はファンドに重大な悪影響を及ぼします。

投資先ファンドへの依存

ファンドの投資目的に沿った運用を行うためには、投資先ファンドに継続的に投資する必要があります。投資先ファンドは償還もしくは解散する可能性があり、またはその他の理由でファンドが投資先ファンドに投資できなくなる可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社、投資運用会社または投資助言会社はいずれも、投資先ファンドまたは投資先ファンドの行う投資を支配しません。投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資に対するこの支配の欠如は、ファンドにとって不利となる可能性があります。管理会社が（その代理人または委託先を通じて）本件投資に関して議決権を行使できる場合であっても、管理会社によるかかる本件投資に関する議決権行使は、投資先ファンドの他の投資者による議決権行使と一致しない可能性があり、かかる他の投資者はより多くの議決権を有している可能性があります。

第三者の運用への依存

投資先ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資先ファンド運用会社の運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。投資先ファンド運用会社が投資先ファンドの運用を継続して行うことの保証はなく、またはその場合であったとしても投資先ファンド運用会社の運用が継続して成功する保証はありません。

ファンドのリターンは、投資先ファンド運用会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資先ファンド運用会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。ファンドの投資運用会社またはその他の業務提供者はいずれも、投資先ファンドの日々の運用において役割を持たず、投資先ファンド運用会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、一般に、投資先ファンドの成績が不振であっても、ファンドは、投資先ファンドへの投資をやめることはできません。ファンドの投資運用会社および投資助言会社は、投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社のパフォーマンス履歴や投資先ファンドの投資戦略等の基準に基づいて投資先ファンドを評価するよう努めるものの、それらが将来のパフォーマンスの信頼できる指標になるとは限らず、また投資先ファンド運用会社、その主要人物、または投資先ファンドの投資戦略は、ファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

間接投資

受益者は、投資先ファンドへの直接投資者ではなく、投資先ファンドとの間に一切契約関係を有さず、ファンドへの投資に関して投資先ファンドに対する求償権を持たない可能性があります。

費用の重層構造

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資収益性に応じた成功報酬および運用報酬を適宜支払い、投資先ファンドの資産から管理報酬およびその他の費用を支払いますが、これらはすべて、投資先ファンドのその他の費用に加え、投資先ファンドの投資者によって間接的に負担されます。これにより、受益者が負担する費用は、投資先ファンドに直接投資した場合より増大することとなります。

評価リスク

投資持分の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、実質的な投資対象であるインフラ関連資産の正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していないおそれがあります。そのため、純資産総額および（受益証券の申込みまたは買戻しの価格を決定するために使用される）受益証券1口当たり純資産価格は、正確な評価が行われた場合よりも少額または多額となる可能性があります（以下、このような正確な評価が行われた場合の受益証券1口当たり純資産価格を「真の受益証券1口当たり純資産価格」といいます。）。投資持分の評価が不正確であった場合、受益者は、真の受益証券1口当たり純資産価格に対して割安または割高な価格で受益証券を取得したり、買い戻したりするおそれがあり、当該受益者または他の受益者に利益または不利益をもたらす可能性があります。

投資先ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資先ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、または投資先ファンドがその投資元本を回収できるという保証はありません。

実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資すること

ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドを通じて投資プログラムを実行するため、投資予定者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクも慎重に考慮すべきです。ファンドのリターンは、投資先ファンドへの間接投資におけるパフォーマンスにほぼ完全に依存し、投資先ファンドがその投資目的および投資戦略を実行できるという保証はありません。ファンドが投資先ファンドへの投資者として負担する費用（例えば、投資先ファンドの資産ベース運用報酬、設立費用、投資費用、運用費用、ならびに投資先ファンドへの投資者が負担するその他の費用および債務）に追加される、ファンドの継続的運用費用の一部は、通常、ファンドおよび受益者によって負担され、受益者に対するリターンは、かかる負担に対応する影響を受けます。かかるファンドの追加費用により、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドに比べて低下します。ファンドは投資先ファンドへの投資者となりますが、ファンドへの投資者自体は投資先ファンドへの投資者とはならず、投資先ファンドに対し直接何らかの権利を行使する、または投資先ファンドもしくはそれらの関連会社に対し直接請求権を主張する権利を有することにはなりません。ファンドへの投資者は、基本信託証書および本書に規定される権利のみを有します。管理会社は、投資先ファンドの投資顧問会社または投資運用会社ではなく、投資先ファンドの取引戦略または取引方針に対していかなる支配権も有しません。ファンド、管理会社およびそれらの関連会社のいずれも、投資先ファンドの運営に関与することはなく、投資先ファンドの運営戦略および運営方針に対する支配権を持つことはありません。ファンドは、投資先ファンド運用会社の判断ミス、過失または不正行為のリスクにさらされます。投資先ファンドの投資者によって議決権が行使される事柄がある場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドが有する関連する投資先ファンドの持分についてどのように議決権を行使するかを決定します。投資先ファンドの条件は変更されることがあります。投資先ファンドの経営陣および/または投資者が、投資先ファンドの設立文書を今後さらに変更しないという保証はありません。ファンドまたは管理会社のいずれも、投資先ファンドの設立文書の変更を一時的に阻止する能力はありません。投資先ファンドの設立文書が変更された場合であっても、ファンドおよび管理会社のいずれも、本書を改定または補足する責任または義務はありません。

ファンドと投資先ファンドのパフォーマンスが異なる可能性

ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに直接または間接的に投資しますが、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのリターンと同一とはなりません。ファンドへの投資に適用されるコストおよび費用（あらゆる報酬を含みます。）があるため、ファンドの成績は必ず投資先ファンドのパフォーマンスを下回るようになります。さらに、その他の様々な要因（投資先ファンドに投資されないファンドの現金準備金の規模を含みますが、これに限られません。）が、ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの乖離の原因となる可能性があります。ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスの間には、随時かつ経時的に乖離が生じ、その乖離は、特定の状況において重大となる可能性があります。

資産および負債の評価

ファンドの投資先ファンドに対する実質的な投資持分は、投資先ファンドの評価方針および評価手続に従って評価されます。投資持分の評価は、持分の現金化により関連する投資先ファンドが得られる実際の金額を反映していないおそれがあります。また、現金化のタイミングが金額に影響を与える可能性もあります。それぞれの投資先ファンドの実際の評価にあたっては、資産評価者およびプライシング・サービスなどの第三者から提供された価格情報や評価を利用しています。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。）の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、いずれも投資運用会社および／または委託先の支配が及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／または委託先の能力が損なわれ、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

ファンド営業日

ファンド営業日の定義では、ケイマン諸島が祝日やその他の理由により閉鎖される日を考慮していません。このため、受託会社がすべての営業日において裁量権を行使することができないことがあります。

将来の規則変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は市場の緊急事態、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金要件の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの事態に際して特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブの規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ不利な影響となることがあります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、または当該投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取りによる手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意する必要があります。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産総額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなります。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するためにファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることのできない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともあります。

投資運用会社が取得時に源泉徴収税の対象となっていない証券に投資する場合でも、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはこれらの解釈の変更によって将来において課税対象とならないとの保証はありません。投資運用会社は、当該源泉徴収税を回収することができないため、当該変更はファンドが投資している投資対象の純資産総額に悪影響を及ぼすこととなります。投資運用会社が売却時に源泉徴収税の対象となっている証券を空売りする場合、その取得価格は買い手の源泉徴収税債務を反映します。当該証券が将来において源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は買い手により享受され、投資運用会社はこれを享受することができません。

OECD共通報告基準

OECDが発展させた共通報告基準（以下「CRS」といいます。）は、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に活用しつつ、世界的なオフショア脱税の問題に対処します。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続に基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を報告を行う金融

機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSを実施することを確約しています。したがって、ファンドはケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社への追加の情報提供を求められることがあります。請求された情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および/または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。投資者は、詳細について後記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い、(B)ケイマン諸島」を参照すべきです。

事前投資

投資者は、投資運用会社が、申込受付の通知後、申込金の受領前に申込金の決済を見越して投資（以下「事前投資」といいます。）に従事する可能性があることに留意する必要があります。かかる事前投資は、ファンドに利益をもたらすことを目的としたものです。しかしながら、決済が不履行となった場合、ファンドは取引取消費用（その時点の不利な市場の変動の影響を受けることがあります。）、および事前投資のための資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借越しとなった場合の利払いの遅延などの損失が発生する可能性があります。その結果、事前投資により損失が発生した場合、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響が及ぶ可能性があります。このような損失が発生した場合、受託者、管理会社および投資運用会社（該当する場合）のいずれも責任を負いません。

ファンド内の受益証券クラス間にまたがる負債

管理会社は、複数の受益証券クラスを発行することができます。信託証書は、負債がトラストのサブ・ファンドおよび個々のサブ・ファンドの受益証券クラスに帰属する方法を規定しています（一般的に、負債は当該負債の発生に関連するサブ・ファンドまたは受益証券クラスに帰属します。）。各サブ・ファンドは独立した信託として設立される一方、各サブ・ファンド内のクラスは独立した信託ではありません。よって、ある受益証券クラスの保有者は、当該受益証券クラスに属する資産が負債を弁済するのに不足する場合、自身が所有していない他の受益証券クラスの負債を負担することを強制される可能性があります。このため、あるクラスの負債がその特定の受益証券クラスに限定されず、他の1つまたは複数の受益証券クラスから支払われる必要があるリスクが存在します。

レバレッジされたポートフォリオ投資対象

投資先ファンドが投資を行う一定のポートフォリオ投資対象は、レバレッジが行われる（投資先ファンドのポートフォリオ投資対象に優先するレバレッジを含み、その一部は、第一順位の抵当権によって担保される可能性があり、および/または変動金利である可能性があります。）ものと予想されます。レバレッジされたポートフォリオ・エンティティの投資対象により、元本成長の機会がもたらされ、投資先ファンドは、当該時点の状況に基づき適切であると考えられる方法によってレバレッジの利用を試みますが、当該ポートフォリオ投資対象は、金利の大幅な上昇、深刻な景気後退または当該ポートフォリオ・エンティティの状況の悪化等の不利な経済的要因により多くさらされることとなります。

投資先ファンドに関するリスク

一般条項

以下のリスク要因は、投資先ファンドへの投資にかかわるすべてのリスクを完全に一覧または説明するものではありません。また、以下に記載する各リスク要因は、それ自体が投資先ファンドまたは投資先ファンドへの投資の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドが投資目的を達成する、または投資主が資金の払戻しを受けるという保証はありません。したがって、投資主は、投資先ファンドへの投資を全額

損失してもこれを負担できる能力を有するべきです。投資予定者は、かかる投資を行う場合に伴うすべてのリスクを含む投資証券への投資の性質を、自ら検討し、それを評価する能力に依拠しなければなりません。投資予定者は、投資証券の購入を評価するのに関連して、法務、税務、投資および会計顧問に相談すべきです。

投資リターンが保証されないこと 投資先ファンドは、投資先ファンドの投資戦略を首尾よく実行できること、またはポートフォリオ投資対象が期待されるリターンを生み出すことを保証するものではありません。さらに、投資先ファンドのプロスペクタス（以下「プロスペクタス」といいます。）のサブプリメント（以下「サブプリメント」といいます。）に定める買戻しおよび分配の頻度にかかわらず、投資先ファンドは、投資主が投資先ファンドからその元本の払戻しまたは分配を受けること、または一定期間内に投資先ファンドから出金できることを保証するものではありません。**ブルックフィールド、投資先ファンド、LFEヨーロピアン・アセット・マネジメント・エスエーアールエル（以下「AIFM」といいます。）**、投資先ファンド運用会社または当該当事者の投資専門家に関連する投資エンティティの過去のパフォーマンスは、必ずしも将来の業績またはパフォーマンスを示すものではなく、投資先ファンドが同等の業績を達成するという保証はありません。したがって、投資家は、ブルックフィールド、投資先ファンド、AIFMまたは投資先ファンド運用会社の他の投資の業績から何らかの結論を出すべきではなく、同様のパフォーマンスを達成することを期待すべきではありません。投資先ファンドへの投資は、資金の一部または全額を損失するリスクを伴うものであり、リスク許容度の高い潜在的投資者によってのみ検討されるべきです。

将来予測に関する記述 投資先ファンドのプロスペクタスおよびサブプリメントに記載されている記述（動向、市場環境およびブルックフィールドの専門知識もしくは経験または投資チームに関する記述を含みます。）のうち、過去の事実ではないものは現在のブルックフィールドの予想、見積り、予測、意見および/または確信に基づいています。これらの記述は事実ではなく、既知および未知のリスクおよび不確実性を含んでいます。潜在的投資者は、これらの記述に事実であるかのように依拠すべきではありません。また、プロスペクタスおよびサブプリメントに記載されている特定の情報は、「将来予測に関する記述」であり、「可能性がある」、「予定である」、「すべきである」、「期待する」、「予想する」、「計画する」、「目標とする」、「推定する」、「意図する」、「継続する」もしくは「考える」またはその否定形その他のバリエーションもしくは類似の用語のような将来予測に関する用語を使用することによって識別することができます。様々なリスクおよび不確実性（本項に記載されているものを含みますが、これらに限りません。）により、投資先ファンドの事由もしくは実績または実際のパフォーマンスは、かかる将来予測に関する記述に反映され、または企図されているものと大きく異なる可能性があります。本書において言及されるブルックフィールドの個々のメンバーまたはいずれかの従業員もしくは取締役は、いかなる目的のためにもいかなる者に対しても管理会社として行為していません。本書に記載されている記述は、個人の資格において行われるものではなく、むしろ投資先ファンドを代理して行われたものです。本書における「専門知識」または「専門家」である当事者に関する言及は、ブルックフィールドの確信にのみ基づいており、一般人と比較した場合の熟練度を示すことのみを意図しており、いずれの免責規定をも制限するものではなく、ブルックフィールドに適用される注意基準を変更するものではありません。さらに、ブルックフィールドまたは投資専門家に関して本書に言及されている賞、栄誉その他の言及または順位付けは、情報提供のみを目的として提供されたものであり、将来のパフォーマンスその他の将来の活動を示すことを意図するものではなく、そのように解釈され、または依拠されるべきではありません。かかる賞、栄誉その他の言及または順位付けは、主観的な基準に基づいていた可能性があり、限られた参加者に基づいている可能性があります。また、他者に与えられた他の賞、栄誉その他の言及または順位付けのうち、ブルックフィールドおよび/またはブルックフィールドの投資専門家が受けていないものがあります。

市場環境に関連するリスク

一般的な経済および市場環境 一般的な世界、地域および/または欧州の経済および地政学的状況の変化は、投資先ファンドの活動に影響を及ぼす可能性があります。金利、経済活動の一般的水準、証券価格および金融市場における他の投資家の参加は、投資先ファンドがポートフォリオ投資を行う市場または投資先ファンドが行ったもしくは潜在的投資のために検討したポートフォリオ投資対象の価値および数に影響を与える可能性があります。経済環境の重大な変化および変動、特に2008年以降の数年間に経験した、より広範囲の世界経済に対して、重大な混乱、非流動性および変動を引き起こした種類のもの、ならびに新型コロナウイルス（以下「COVID 19」といいます。）のまん延の結果生じ、かつ、引き続き生じる可能性のある市場の変化（下記「公衆衛生リスク」もご参照ください。）も、ポートフォリオ投資を行う投資先ファンドの能力、投資先ファンドが保有するポートフォリオ投資対象の価値またはポートフォリオ投資対象の処分する投資先ファンドの能力に影響を及ぼす可能性があります。これらの事由の短期的および長期的な影響は不確実であるものの、一般的な経済状況、消費者および企業の信頼ならびに市場の流動性に引き続き重大な影響を及ぼす可能性があります。このような市場の事由の再発に起因する景気の後退および/または金融市場の継続的な変動は、ポートフォリオ投資対象の資金源に悪影響を与える可能性があります。ポートフォリオ投資対象は、経済全般のパフォーマンスの影響を受けやすいことが予想されます。さらに、深刻なパンデミック、自然災害、武力紛争、テロの脅威、テロ攻撃および軍事その他の行動の影響は、世界、国および/または地域経済に深刻な打撃を与える可能性があります。その結果、経済のファンダメンタルズならびに消費者および企業の信頼に対する悪影響は、市場価値にマイナスの影響を及ぼし、市場のボラティリティを高め、また、流動性を低下させる可能性があります。これらすべてがポートフォリオ投資対象のパフォーマンス、投資先ファンドのリターンならびに投資先ファンドのポートフォリオ投資の実行および/または処分能力に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの事由がポートフォリオ投資対象または投資先ファンドの投資目的に及ぼす影響に関して保証はありません。下記「公衆衛生リスク」をご参照ください。

公衆衛生リスク 投資先ファンドは、伝染病の広範囲の発生により悪影響を受ける可能性があります。公衆衛生上の危機は、急速かつ予測不可能に進展する可能性があり、政府、資産運用会社、会社など（AIFM、投資先ファンド運用会社および投資先ファンドを含みます。）が、投資先ファンドおよび/またはポートフォリオ投資対象への悪影響を緩和または軽減するために適時のまたは効果的な措置を取ることができない場合があります。このような影響の範囲および期間は、極めて不確実で現時点では予測できない将来の動向に左右されます。

伝染病の発生その他公衆衛生上の悪影響は、結果として生じるブルックフィールド、投資先ファンドおよび/またはそのポートフォリオ投資対象の拠点がある法域の政府が課すまたは推奨する旅行の混乱もしくは制限、ソーシャルディスタンス政策および/または検疫（以下総称して「隔離措置」といいます。）とあわせて、AIFM、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、投資先ファンド、投資先ファンドの管理者またはその他の投資先ファンドに対するサービス・プロバイダーの人的資源、事業運営または財務資源に対する混乱またはその他の悪影響（ひいては、かかるサービス・プロバイダーの投資先ファンドの管理および運営を十分に支援する能力に対する悪影響）を含む、投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象に対する重大な悪影響をもたらす可能性があります。

さらに、人類における伝染病の重大な発生およびこれに伴う抑制その他救済措置（隔離措置を含みます。）は、世界、国および/または地域の経済および金融市場に深刻な混乱（サプライチェーンの重大な混乱を含みます。）を生じさせ、投資先ファンドおよびポートフォリオ投資対象のパフォーマンスに悪影響を及ぼす景気後退を引き起こす広範囲の健康危機をもたらす可能性があります。

世界、国および/または地域の経済および金融市場の混乱は、「セーフ・ヘイブン」と考えられている資産（例えば、政府支援を受けた収益を得ている資産）の獲得競争の激化につながる可能性もあります。競争の激化は、当該資産の取得コストを上昇させ、および/または、当該資産の競争の激化につながり、その結果、投資先ファンドが適時に投資を行うことが遅れたり、またはできなくなったりする可

能性があります。さらに、広範囲の健康危機は、より多くの人々を失業による経済的不安に直面させる可能性があります。より広い意味では、健康危機が広がると、様々な商品およびサービスの需要が減少し、様々な分野の事業が閉鎖され、政府が公衆衛生および/または経済的安定を確保するために前例のない措置を取ることを求められる可能性があり、インフラ資産に関して政府の規制および/または介入が行われる可能性が高くなる可能性があります。下記の「自然災害または人災の影響；感染症」もご参照ください。

隔離措置は、一時的または短期的であっても、投資先ファンドの投資戦略の実行および進行、いずれかのポートフォリオ投資対象の継続的な管理および運営に悪影響を及ぼす可能性があり、および/または、いずれかのポートフォリオ投資対象が第三者に対して負っている契約上の義務を果たす能力を妨げる可能性があります。ポートフォリオ投資対象が契約上の義務を果たせない場合、契約相手方から損害賠償を請求される可能性があります。また、隔離措置により、ポートフォリオ投資対象に関する建設、開発および/または改修工事が遅延し、契約上の違約金が発生する可能性があり、および/または、当初意図した方法でポートフォリオ投資対象の開発、進行および/または再配置ができず、その結果、当該ポートフォリオ投資対象に係る投資先ファンドの収入および/または実現収益が減少する、または実際に、当該建設、開発および/または改修工事が完了しない限り、当該ポートフォリオ投資対象に係る収益を全く実現できない状況になる可能性があります。また、投資先ファンドのパフォーマンスは、ポートフォリオ投資対象の会社、地域またはセクターおよびサブ・セクターに影響を与える特定の問題によって影響を受ける可能性があります。

現在生じており、また生じることが予想される著しいレベルの不確実性ならびに経済および金融市場の混乱（サプライチェーンの重大な混乱を含みます。）および変動を考慮すると、潜在的なポートフォリオ投資対象、特にディストレスト資産または混乱の影響を受けた資産の評価は、現在および将来にわたって（少なくとも短期的には）、引き続き重大な悪影響を受け、重大な不確実性が継続いたします。サプリメントの他のセクションに記載されている評価に関するリスク（不確実性、混乱および変動の時期に拡大する評価に関するリスクを記載する「評価リスク」を含みます。）をご参照ください。

ブレグジットの潜在的な含意 英国（以下「UK」といいます。）は、欧州連合（以下「EU」といいます。）の法律の一部が2020年12月31日までUKで引き続き適用される実施期間が設定された離脱協定の条項に基づき、2020年1月31日にEUから離脱しました。離脱協定の条項には、UKとEUの間の物品およびサービスの取引に関する取決めは含まれていなかったものの、UKは、2020年12月24日に、かかる事項に関してEUと別途合意しました（以下「ブレグジット・ディール」といいます。）。

もっとも、ブレグジット・ディールは、金融サービスに関しては限定的であるため、UKおよびEUの私募ファンド業界に対してEUベースの法律を今後適用することは、最終的には、UKがEUとの関係を再交渉するか否か、またその場合はどのように再交渉するかによって決まります。再交渉された条件（もしあれば）の実施方法、ならびに資産運用業界、より広範囲の欧州および世界の金融市場全般に対する、および投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象などの私募ファンドに対する、経済上、税務上、財政上、法律上、規制上その他の影響を予測することは困難です。再交渉された条件または規制が、投資先ファンドの投資目的を達成する能力を含め、投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象に悪影響を及ぼさないという保証はありません。ブレグジットによって、市場の著しい混乱、カウンターパーティー・リスクの増大、金融資産および負債の再換算にも起因する市場リスク管理（特に資産および負債管理）への悪影響、投資主および/または投資先ファンドの法律上、規制上またはコンプライアンス上の負担の増大が生じ、それぞれが投資先ファンドの業務、財務状況、リターンまたは見通しにマイナスの影響を与える可能性があります。

UKの国民投票およびその後のEU離脱は、政治的および経済的不安定、UKおよびより広範囲のEU全域の金融市場の変動を生じさせます。UKとEUの間の将来の取決めに関する不確実性は、経済全般、ならびに投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象がそれぞれの戦略を実行し、魅力的な

リターンを得る能力に影響を及ぼす可能性があります。特に、通貨の変動は、投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象のリターンが市場の動きによって悪影響を受けることを意味し、投資先ファンドによる慎重な通貨ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにすることがあります。英国ポンドおよび/またはユーロの価値が他の通貨に対して低下する可能性は、U Kのソブリン債務の格下げの可能性とあわせて、投資先ファンドのポートフォリオ投資対象またはU Kもしくは欧州に所在するポートフォリオ投資対象のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。下記「ヘッジ取引」および「為替リスク」もご参照ください。より広範囲の経済および市場の懸念に加え、U KによるEU離脱は、U Kおよび欧州の法律上、税務上および規制上の制度に影響を与えます。例えば、(a) U Kの金融サービス法の大部分は、EU法から派生したものであり、ある側面は、より緩やかな、あるいはより厳しい規定に置き換えられる可能性があります。また、(b) 課税対象分野に適用される一定のEU指令および規則が適用できなくなり、投資先ファンドがU Kでポートフォリオ投資を行う際に、他の場合よりも高い税金および/または税務コンプライアンスコストが発生する可能性があります。以上のことから、ブレグジットがより一般的に投資先ファンド、そのポートフォリオ投資対象またはその組織に与える影響について、現時点では確定的な評価を行うことはできません。

以上のことから、長期的な経済的、法的、政治的および社会的枠組みは、現段階では不透明であり、U Kおよびより広範囲な欧州の両市場において、しばらくの間、政治的および経済的不確実性が継続し、ボラティリティが悪化する期間が継続する可能性があります。特に、U Kの国民投票での決定が、他の欧州法域でも同様の国民投票を求めることにつながり、欧州および世界市場の景気変動を増大させる可能性があります。このような不確実性は、世界の経済情勢に影響を与え続ける可能性があります。U KまたはEUに拠点を置き、事業を行い、またはサービスもしくはその他の重要な関係を持つ会社または資産（投資先ファンドが保有するまたは潜在的投資のために検討した会社または資産を含みます。）の機会、価格、銀行融資の利用可能性および費用、規制、価値またはエグジット機会に影響を及ぼす可能性があります。

政府による介入 2008年以降、世界の金融市場は混乱し、COVID-19のまん延の結果としてさらなる混乱が生じたため、一定の政府介入が行われました。かかる介入は、場合によっては「緊急」ベースで実施され、市場参加者が一定の戦略を継続して実施する能力または未決済ポジションのリスクを管理する能力を突然かつ実質的に排除しました。さらに、かかる介入は、概して、その範囲および適用が不明確であったため、混乱および不確実性をもたらし、それ自体が市場の効率的な機能および以前に成功した投資戦略に重大な悪影響を及ぼしました。政府介入策が終了した場合、市場に対して同様の不確実性および悪影響を生じさせる可能性があります。政府による暫定的または恒久的な規制（または規制の緩和）が市場に課される可能性、またはかかる規制が投資先ファンドの戦略に及ぼす影響を予測することは不可能です。

投資機会に対する競争の激しい市場 投資先ファンドの成功の大部分は、投資先ファンドの（ひいては、投資先マスター・ファンドおよびB I I投資先ファンドの）投資目的に合致する十分な数の投資機会の入手可能性、かかる投資機会を特定、交渉、完了、管理およびエグジットする投資先ファンド運用会社、投資先マスター・ファンド投資運用会社およびB I I投資先ファンド投資運用会社の能力に依存します。魅力的な投資の特定、完了および実現は、競争が激しく、特にタイミングに関しては高度な不確実性が伴います。投資先ファンド運用会社がポートフォリオ投資対象を見出し、完了することで、投資先ファンドが投資先ファンドの投資目標を達成する機会に資金を投資でき、またはかかるポートフォリオ投資対象の価値を実現できるという保証はなく、また、投資先ファンドが有利な諸条件でポートフォリオ投資を行うことができるという保証もありません。ポートフォリオ投資の特定または完了が満足のいくまたは有利な条件で行われなかった場合、完了するポートフォリオ投資対象の数が減少し、投資先ファンドのリターンが減少し、投資先ファンドの成長が鈍化する可能性があります。

投資先ファンドは、多数の当事者（投資先ファンドより優れたリソースを有する可能性がある他のコンソーシアムおよび会社、他の私募投資ファンドならびに個人、金融機関およびその他機関を含みます。）とポートフォリオ投資を行う権利について競争します。かかる競争の結果、投資先ファンドは、特定のポートフォリオ投資を行うことが困難になる可能性があるか、または、投資先ファンドが予想するよりも不利な経済的条件でポートフォリオ投資を行うことを求められる可能性があります。投資先ファンドが新たなポートフォリオ投資を行うことができないか、またはより不利な条件でポートフォリオ投資を行う場合、投資先ファンドの財務状況および運用実績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ポートフォリオ投資対象は、運営する資産の周辺にある他のインフラ資産（ブルックフィールドおよびその他ブルックフィールドのピークルが保有するものを含みます。）との競争に直面する可能性があります。かかる資産の存在は、政府の計画および政策に部分的に依存します。かかる競争は、投資先ファンドの事業、財務状況および運用実績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク 投資先ファンドの資産は通常、資産が所在する法域の通貨で表示されます。したがって、機能通貨がポートフォリオ投資対象の所在する法域の通貨以外である投資家が、ポートフォリオ投資対象から得られるリターンは、ポートフォリオ投資対象自体のパフォーマンスに加えて、為替レートの変動、換算コストおよび為替管理規制によって悪影響を受ける可能性があります。さらに、投資先ファンドは、ある通貨を他の通貨に交換する際にコストを負担する可能性があります。ポートフォリオ投資対象の価値は、投資が行われた国の通貨の米ドルに対する変動により、大幅に下落する可能性があります。投資先ファンド運用会社は、特定の状況において、利用可能で適切な場合には、ヘッジ手法を使用して、通貨エクスポージャーを管理しようとする場合があります（ただし、これを行う義務を負いません。）。したがって、投資先ファンドは、通貨ヘッジ取引に関連する費用を負担することが予想されます。適切なヘッジ取引が経済的に実行可能であるか、または特定の通貨エクスポージャーがヘッジされるという保証はありません。

米ドル以外の機能通貨の投資主は、米ドルの外国為替相場の変動にさらされています。ヘッジされた投資証券クラスを除き、投資先ファンドへの投資および投資先ファンドからの分配は、米ドル建てとなり、投資主は、米ドルから本国通貨への交換に伴う取引コストを負担する可能性があります。また、プロスペクタスおよびサブプリメントが発行されている一定の法域において適用される外国為替規制が存在する可能性があります。

ヘッジ取引 投資先ファンドまたはポートフォリオ・エンティティ（本書に定義します。）は、為替レート、市場金利および公社債価格の変動による資産の相対価値の変動をヘッジすることを目的として、先物契約、オプション、ワラント、スワップ（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含みます。）、キャップ、カラー、フロアその他デリバティブなどの金融商品を利用することができます。かかる取引は、一定のリスクを低減する可能性があるものの、取引自体には、一定の他のリスクが伴います。ポートフォリオ投資対象の価値の下落に対するヘッジは、当該ポートフォリオ投資対象の価値の変動を排除し、当該ポートフォリオ投資対象の価値が下落した場合の損失を防止するものではなく、その代わりに、同じ動向から利益を得ることを目的とした他のポジションを確立することにより、当該ポートフォリオ投資対象の価値の下落を相殺するものです。また、この種のヘッジ取引は、当該ポートフォリオ投資対象の価値が上昇した場合に利益を得る機会を制限します。

ヘッジ取引の成功は、為替レート、金利、コモディティ価格および公社債価格の動向および方向性を正確に予測できるかどうかにかかっています。したがって、投資先ファンドまたはポートフォリオ・エンティティは、かかるリスクを低減するためにヘッジ取引を行うことがありますが、為替レート、金利、コモディティ価格および公社債価格の予期せぬ変化が、所定の時期に発生しなかった場合、ヘッジ取引

を行わなかった場合よりも投資先ファンドのパフォーマンスが全体的に低下する可能性があります。また、ヘッジ戦略で使用される金融商品の値動きとヘッジ対象のポートフォリオ投資対象の値動きとの相関関係の度合いが異なる場合があります。また、様々な理由により、投資先ファンドまたはポートフォリオ・エンティティは、ヘッジ手段とヘッジ対象であるポートフォリオ投資対象との間に完全な相関関係を確立していない可能性があります。かかる不完全な相関関係により、場合によって、投資先ファンドまたはポートフォリオ・エンティティが、意図したヘッジを達成できないか、または損失のリスクにさらされる可能性があります。

また、店頭デリバティブ商品、上場有価証券、オプション、レポ取引またはその他の類似の取引を行う単一の取引相手方に生じる可能性のあるエクスポージャーに制限はなく、その結果、当該取引相手方が当該商品または取引に関する支払額を支払うことができなくなった場合、投資先ファンドに対する金銭的損失は、かかる制限が課されている場合よりも大きくなる可能性があります。

さらに、投資先ファンドが行うヘッジ取引の取引相手方の信用力は、時間とともに変化する可能性があります。当該取引が行われた時点では取引相手方が信用力を有していたとしても、当該取引相手方が投資先ファンドの存続期間を通じて信用力を維持する、または当該取引相手方が当該ヘッジ取引に基づく義務を履行するもしくはその支払額を支払うことができるという保証はありません。また、かかるリスクは、コモディティ価格の変動の影響を受けやすく、またかかる変動によって増大します。

さらに、連邦および世界の金融規制当局は、清算されていないデリバティブに対する証拠金規制を採用しており、かかる規制は、コストの増加、ディーラー取引相手方へのアクセスの低下、市場流動性の低下の可能性およびその他の予期せぬ結果を含め、投資先ファンドに重大な課題および追加リスクをもたらす可能性があります。また、かかる規制により、投資先ファンドがポートフォリオ投資対象を適切にヘッジできなくなる可能性があります。投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドは、過剰なヘッジが行われる可能性もあり、その結果、ポートフォリオ投資の期間中に価値が下落する可能性もあります。

さらに、2012年8月16日に発効した店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則N 648 / 2012（欧州市場インフラストラクチャー規則として知られ、以下「EMIR」といいます。）は、OTCデリバティブ取引に関する統一的な要件を導入し、一定の「適格な」OTCデリバティブ取引の清算を、規制対象の中央清算機関に委託することを求め、また、取引情報蓄積機関に対してデリバティブ取引の一定の詳細の報告を行うことを義務付けました。さらに、EMIRは、清算義務のないOTCデリバティブ契約に関して、運用リスクおよびカウンターパーティー・クレジット・リスクを測定、監視および低減するための適切な手続および取決めに關する要件を定めています。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われる場合には、投資先ファンドを含む当事者による分別管理が含まれます。EMIRに基づく義務の多くは、既に発効しているものの、一定のOTCデリバティブ取引を中央清算機関へ提出する要件および非清算OTCデリバティブ取引に関する証拠金要件は、段階的に実施される予定です。OTCデリバティブ市場が新たな規制制度にどのように適応するかは、まだ完全には明らかになっていません。したがって、EMIRが投資先ファンドに与える影響を完全に予測することは困難であり、OTCデリバティブ契約の締結および維持のための全体的なコストが増加する可能性があります。投資予定者は、EMIRその他類似の規制から生じる規制の変更は、今後投資先ファンドがヘッジ方針を遵守し、その目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。

コモディティ価格リスク インフラ投資は、電力価格および燃料価格を含むコモディティ価格リスクの影響を受ける可能性があります。インフラ投資の運用およびキャッシュフローは、場合によっては、エネルギー商品の実勢市場価格に大きく依存する可能性があります。歴史的に、石油、ガス、石炭および電力の市場は、変動が激しいです。かかる変動は、将来も続く可能性があります。かかるエネルギー商

品の市場価格は、気象条件および国内外の供給を含む、投資先ファンドの支配が及ばない様々な要因によって大きく変動する可能性があります。下記「予測できない事象のリスク」をご参照してください。

インフレおよび金利リスク インフレは、ポートフォリオ投資対象に直接的に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。インフラ投資がインフレ率の上昇時に収益を拡大することができない場合、その収益性および配当金の分配能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ポートフォリオ投資対象は、政府の規制、契約上の取決めその他の要因によるか否かにかかわらず、ある程度インフレに連動した収益に対する長期的な権利を有している可能性があります。一般的に、インフレ率が上昇すると、会社は、より多くの収益を得ますが、より多くの費用を負担します。インフレ率が低下すると、会社は、結果として生じる収益の減少に見合う費用の削減を行うことができない可能性があります。多くのインフラ事業は、インフレ率に連動するエスカレーション条項を通じて、キャッシュフローに対するインフレリスクを軽減することを目指しています。当該条項は、一定のリスクを回避することはできますが、実質金利の上昇リスクを回避することはできず、インフラ事業の資金調達コストの上昇および投資家に対して分配可能なキャッシュの減少をもたらす可能性があります。また、一般的に用いられるポートフォリオ投資対象の評価方法（例えば、割引キャッシュフロー分析）の多くが、インフレ率および実質金利の上昇の影響を受けやすいため、インフレ率の上昇時には、インフラ投資の市場価値が下落する可能性があります。最後に、一定の国では、インフレを抑制することを目指して、賃金および物価の統制が行われることがあり、インフラ投資の運用に大きな影響を与える可能性があります。したがって、インフレ率の変動は、ポートフォリオ・エンティティの収益性の予測または実績に影響を与える可能性があります。

一部の国、特に多くの新興国を含む国の経済は、長期にわたり極めて高いインフレ率を経験しています。インフレは、これらの国の一部の経済にマイナスの影響を与えており、今後も与え続ける可能性があります。例えば、超インフレ経済では、現地通貨を用いた取引に関連するリスクは、インフレ率の低い他の市場に比べて著しく高くなります。

リファイナンスリスク 投資先ファンドまたはその関連会社は、投資先ファンドの保有期間中にポートフォリオ投資対象のリファイナンスを行おうとしますが、投資先ファンドまたはその関連会社が特定のポートフォリオ投資対象についてこれを実現できるという保証はなく、これが実現できない場合には、ポートフォリオ投資対象の価値を損なう可能性があります。

地域リスク；市場の相互依存 一国の経済問題が他の市場および経済に及ぼす影響は、ますます増大しています。この傾向が続くと、一国の問題が地域、さらには世界の経済状況および市場に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドが投資する特定の国の市場および経済は、同じ地域または世界の他の場所の国の経済および市場環境の影響を受けます。同様に、前回の景気後退期における特定の欧州諸国の財政安定性および成長見通しに関する問題は、ユーロ圏および世界市場のほとんどの経済にマイナスの影響を及ぼしました。これらの危機のいずれかが繰り返された場合、または将来同様の危機が発生した場合、地域全体、または世界全体の国の経済および金融市場の変動が大きくなる可能性があります。上記の「ブレグジットの潜在的な含意」もご参照ください。

貿易政策 米国および一部の欧州諸国では、政治指導者が、保護主義を掲げて当選し、世界の自由貿易の将来に対する疑念を煽っています。米国政府は、国際貿易政策への取り組みを変更し、場合によっては、一部の既存の二国間または多国間貿易協定および外国との条約を再交渉するまたは終了する可能性があるという意向を示し、これに関して提案を行い、措置を講じています。さらに、米国政府は、最近、鉄鋼およびアルミニウムを含む特定の外国製品に関税を課し、また、他の製品の輸入に関しても関税を課す意向を示しています。中国を含む一部の外国政府は、特定の米国製品に対して報復関税を課

し、米国製品に追加関税を課す意向を示しています。メキシコを含む他の国は、特定の米国製品に対して報復関税を課すとほのめかしています。世界的な貿易の混乱、貿易障壁の大幅な導入、二国間貿易摩擦およびそれらに起因する将来の世界経済の悪化は、投資先ファンドおよびその投資対象の財務パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。特に、米国および中国は、現在進行中の貿易紛争に関して部分的な貿易取引に合意しました。しかしながら、一部の問題は、未解決のままであり、これは継続的に不安定要因となり、大幅な通貨変動を引き起こす可能性があります。ならびに / または国際市場、国際貿易協定および / もしくはその他の既存の国境を越えた協力体制（経済、税務、財政、法律、規制その他であるかにかかわらず。）に悪影響を及ぼす可能性があるかと予想されます。この紛争は、すでに米国市場に経済的なマイナス影響を与えているものの、かかる貿易紛争が米国と中国の間の「貿易戦争」にエスカレートする限り、投資先ファンドが参加する産業にさらなる重大な影響を及ぼし、投資先ファンドの投資対象にその他の悪影響を及ぼす可能性があります。上記の「プレグジットの潜在的な含意」もご参照ください。

投資先ファンドのポートフォリオ投資に関連するリスク

ポートフォリオ投資のブラインド・プール 投資先ファンドへの投資は、「ブラインド・プール」プラットフォームへの投資であるため、投資主は、通常、投資先ファンドが当該ポートフォリオ投資を行う前に、ポートフォリオ投資を評価するまたは同意する機会を有しません。

エクイティ証券 投資先ファンドは、公開株式および非公開株式を含む、普通株式、優先株式その他株式および株式関連証券に投資することを意図しています。エクイティ証券は、一般的に、高いリスクを伴い、当該エクイティ証券の発行体の債務証券その他債務に劣後します。一般的に、エクイティ証券の価格は、債務証券の価格よりも変動が大きく、経済または市場環境の悪化による影響を受ける可能性が高いです。場合によっては、当該証券の発行体は、高度にレバレッジされているか、製品ライン、市場または財務的資源が限定されているなどの他のリスクにさらされている可能性があります。また、実際の不正会計および認識された不正会計により、かかる不正を報告している、または不正会計の対象であると噂されている会社の株式の価格が大幅に下落する可能性があります。投資先ファンドは、個々の株式について多額のまたは完全な損失を被る可能性があります。

債券ポートフォリオ投資 投資先ファンドは、より高い利回り（したがってより高いリスク）の債務証券およびクレジット関連商品を含むローンおよび債務証券に投資することが認められています。このような債務は、担保付きまたは無担保である可能性があり、構造上または契約上、相当額の優先債務に劣後する可能性があります。当該証券の借入人または発行体が破産または清算した場合、優先債務の保有者への返済後、当該債務の保有者に返済を行うために十分な手取金がない可能性があります。さらに、そのような債券ポートフォリオ投資対象は、財務制限条項または追加債務の制限によって保護されていない可能性があり、かかる債券ポートフォリオ投資対象には、最低信用格付けは存在しません。場合によっては、かかる債務は、「投資適格」以下に格付けされているか、または格付けされていない可能性があり、事業、金融または経済の悪条件および発行体による適時の利息および元本支払いの懈怠という継続的な不確実性ならびにエクスポージャーにさらされています。その他の要因は、投資家の需要、該当するポートフォリオ・エンティティの財務状況の変化、政府の財政政策ならびに国内および世界的な経済状況を含む、当該債券ポートフォリオ投資対象の市場価格および利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。借入人または発行体は、利息および元本の適時の支払いを行う能力を損なう可能性のある不利な状況に対して継続的に重大な不確実性およびエクスポージャーにさらされる可能性があります。当該債務証券の一部の市場価格は、個々の企業の動向を反映する可能性があります。大規模な景気後退が発生した場合、当該証券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、ファンダメンタル分析に基づくか否かにかかわらず、不利な評判および投資家の認識は、当該債務証券の価値および流動性を低下させる可能性があります。さらに、当該債務証券が取引される流通市場は、投資適格証券の市場よりも流動性が低い可能性があり、当該債務証券は、投資適格証券よりも流動性リスクが高く、当該債務証券に関連するリスクをヘッジすることがより困難となる可能性があります。かかる商品は、借入人または発行体が債務の条件に従って利払いおよび元本返済を行う能力に関して、主に投機的とみなされ、不利な状況に対して重大なリスク・エクスポージャーを伴います。投資適格以下の債務証券および格付けのない債務証券の発行体の信用度の分析は、より質の高い債務証券の発行体に比べてより複雑な場合があります。よって、この点、投資先ファンドが債券ポートフォリオ投資対象に関する投資戦略の達成に成功することは、投資先ファンドが主に質の高い証券および格付けのある証券に投資する場合よりも、投資先ファンド運用会社の信用分析に大きく依存する可能性があります。

ディストレスト投資 投資先ファンドは、場合によって、財務状況が悪く、業績が悪化している、多額の資金需要がある、純資産がマイナスである、特別な競争または製品の陳腐化の問題に直面している、

または破産または更生手続に關与しているポートフォリオ投資対象の証券に投資する場合があります。この種のポートフォリオ投資対象は、多額のまたは完全な損失を生じさせる実質的な財務上の事業リスクを伴います。

ポートフォリオ投資対象または潜在的なポートフォリオ会社の親会社が、破綻した産業にあるか、または破綻する状況にさらされている場合に、ポートフォリオ投資対象または潜在的なポートフォリオ会社は、破産手続に關与するまたは關与する可能性があります。破産その他の倒産手続は非常に複雑であり、予期せぬ結果をもたらす可能性があります。破産裁判所は、広範な権限を有しており、状況によっては、破産会社の契約上の義務を変更する可能性があります。投資主、債権者およびその他の利害関係者はすべて、自己の利益のために結果に影響を及ぼすことを試みるため、破産手続に参加する権利を有します。様々な要因が、破綻したポートフォリオ投資対象の保有者の交渉上の地位に影響を及ぼし、それに応じて結果に影響を及ぼす可能性があります。破産事件の終結に要する時間は、予測不可能であり、破綻したポートフォリオ投資対象の価値に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、破綻したポートフォリオ投資対象の収益率を決定する上で、重要な不確定要素である場合も多いです。

破綻したポートフォリオ投資対象は、積極的な監視を必要とし、時には投資先ファンドによる事業戦略または更生手続への参加が必要となる場合があります。投資先ファンドがかかる手続に關与する限り、投資先ファンドは、投資家が一般的に想定するよりも積極的に発行体の業務に關与する可能性があります。さらに、投資先ファンドが発行体の更生手続に關与する（または債権者委員会または取締役会に代表者を置く）ことで、投資先ファンドが発行体のポジションを清算する能力を制限する制約が課される可能性があります。

重大な事業上および財務上の困難に直面している会社への投資を成功させるためには、財務および法務の両面で極めて高度な分析が必要です。投資先ファンドが、ポートフォリオ・エンティティの資産価値または更生もしくは類似する措置の成功の見込みを正しく評価できるという保証はありません。投資先ファンドが投資するポートフォリオ・エンティティに関する更生または清算手続において、投資先ファンドは、そのポートフォリオ投資対象をすべて失う可能性があり、投資先ファンドの当初のポートフォリオ投資対象よりも低い価値の現金または証券を受け入れる必要があり、および/または長期にわたって支払いを受け入れる必要がある可能性があります。

信用リスク 債務投資対象への投資に関する基本的なリスクの1つは、信用リスクであり、これは、発行体が未払いの債務の元本および利息を支払期日に支払うことができなくなるリスクです。ポートフォリオ・エンティティが支払期日までにかかる支払いを行うことができなくなる場合、投資先ファンドのリターンは、悪影響を受けます。信用リスクに影響を及ぼす主な要因は、発行体の財務力および支払能力です。また、債務証券に対する担保または信用補完が欠如するまたは不十分である場合、その信用リスクに影響を及ぼす可能性があります。信用リスクは、商品の存続期間を通じて変化する可能性があります。格付機関により格付けされた債務は、しばしば見直され、格下げされる可能性があります。「金利リスク」とは、金利の市場変化に関連するリスクをいいます。金利の変化は、間接的に（特に固定金利の債務証券の場合）、また直接的に（特に金利が調整可能な債務証券の場合）、債務商品の価値に影響を及ぼす可能性があります。一般的に、金利の上昇は、固定金利の債務証券の価格にマイナスの影響を及ぼし、金利の低下は、価格にプラスの影響を及ぼします。調整可能な金利の商品も、一般的に程度は低いものの、金利の変化に同様に反応します（ただし、他の要因の中でも、選択された指数、リセットの頻度、リセットの上限または下限を含む、リセットの条件の特性によります。）。金利の感応度は、一般に、支払いまたは期限前弁済の予定が不明確な商品においてより顕著で、予測不可能であるため注意が必要です。また、一般的に、金利の上昇は、借入証券およびレバレッジされたポートフォリオ投資対象について投資先ファンドの金利負担を増加させます。

インフラ資産への投資に関連するリスク ポートフォリオ投資対象は、一般的な経済情勢、地理的または市場の集中度、ポートフォリオ投資対象を管理する投資先ファンドの能力、政府規制および金利の変動に関連するリスクを含む、インフラプロジェクトの所有および運営に付随するリスクにさらされません。インフラストラクチャーおよび類似の資産への投資は、他の多くの種類の長期投資と同様に、歴史的に価値の著しい変動およびサイクルを経験していますので、特定の市場環境は、ポートフォリオ投資対象の価値を随時または永久に低下させる可能性があります。かかる特定の市場環境には、（ ）天然ガスまたは鉱物等のコモディティに対する需要、（ ）当社の事業に係る代替技術およびサイバーセキュリティ攻撃の影響、（ ）買収を無事に特定し、完了し、かつ、統合する能力、（ ）他の市場参加者との競争、（ ）プロジェクト、環境被害および将来の資本支出の構成または拡大、（ ）当社が運営を行う国における経済的な規制および不利な規制上の決定（国有化または新税の賦課を含みます。）、（ ）サプライチェーンの混乱、ならびに（ ）不利な請求もしくは政府の権利または当社のインフラ資産に関して使用される土地に対して主張される政府の権利が含まれる可能性があります、これらに限りません。

規制および法律リスク ポートフォリオ投資対象の大部分は、すべてではないにせよ、政府機関による実質的な規制の対象となる事業体または資産に投資します。さらに、ポートフォリオ投資対象の業務は、一般的に非常に複雑で、解釈または執行可能性を巡って紛争が生じる可能性のある政府の認可、コンセッション、リースまたは契約に依存する場合があります。ポートフォリオ投資対象がこれらの規制または契約上の義務を遵守できない場合、罰金の対象となる、もしくは、対象インフラ投資を運営する権利を失う、またはその両方の可能性があります。インフラ投資を運営する能力が、政府のコンセッションまたはリースの対象となる場合、かかるコンセッションまたはリースは、キャッシュフローおよび収益性を最大化する方法で資産を運営する能力を制限する可能性があります。また、リースまたはコンセッションには、通常の商事契約よりも政府相手方にとって有利な条項が規定されている可能性があります。例えば、リースまたはコンセッションは、特定の状況（ポートフォリオ・エンティティの債務不履行等）において、政府が適切な補償を支払うことなく、リースまたはコンセッションを終了させることを可能にする場合があります。さらに、政府は、政府が有する契約上の権利とは別に、ポートフォリオ投資対象の業務に対する規制を変更（価格または許可された収益率の引き下げを含みます。）または強化する、またはかかる業務に影響を及ぼす法律、規制または政策を実施する裁量権を有する可能性もあります。かかる新たな法律、規制または政策により、投資先ファンドは、ポートフォリオ・エンティティの再編または追加の認可もしくは承認の取得を求められる可能性があり、かかる再編、認可または承認は、費用がかかり、当該ポートフォリオ・エンティティの取得、処分または変更の実行に遅れを生じさせる可能性があります。政府は、かかるポートフォリオ投資対象に影響を及ぼす可能性のある規制および政策の実施について相当の裁量権を有しており、政治的配慮に影響されて、かかるポートフォリオ投資対象およびその業務に重大な悪影響を及ぼす決定を下す可能性があります。

サステナビリティ・リスク プロスペクタスに記載されるサステナビリティ・マネジメントに対する投資先ファンドのアプローチには、一定のリスクおよび不確実性が存在します。投資先ファンド運用会社は、サステナビリティの問題に関して、プロスペクタスに記載された方法を利用することを約束するものの、かかる方法が成功するという保証はなく、かかる方法は、市場環境、規制上の考慮事項、法的要件その他要因に応じて、時間の経過とともに変化する可能性があります。サステナビリティを考慮する場合、一定の状況において、投資先ファンドは、投資先ファンドにとって財政的に有益であったはずの一定の投資機会を見送る可能性があります。米国、EUおよびその他法域におけるサステナビリティ事項に関する既存の規制および規制案は、変化しており、投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象の業務に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場の濫用 投資先ファンドが直接的または間接的に投資する市場における不正行為、価格操作、市場の濫用または不適切な影響力は、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。いかなる形態の規制または市場の制約も、将来的に不正行為、価格操作、市場の濫用または不適切な影響を防止するという保証はありません。さらに、特定の不正行為、価格操作、市場の濫用または不適切な影響に関して、投資先ファンドが求めることのできる何らかの救済が利用可能である、または実行可能であるという保証はありません。

公共インフラリスク ポートフォリオ投資対象は、公的または政府機関にとって重要な戦略的価値を構成する資産を支配している場合があります。かかる資産は、国または地域の特性を有しており、独占的または寡占的な特徴を有する可能性があります。かかる資産の性質は、他の産業では一般的でない追加的なリスクを生み出す可能性があります。特定の戦略的資産につき、国もしくは地域の特性および/または代替不可能な性質を考慮しますと、かかる資産は、テロ行為または収用などの政治的行為のよりリスクの高い標的となり、ポートフォリオ投資対象の業務、収益、収益性または契約関係にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。例えば、世論の圧力および/特定の利益団体によるロビー活動に応じて、政府機関は、通行料金の引き下げ、料金引き上げ計画の制限もしくは中止、および/または特定の利用者層の通行料金の免除について、ポートフォリオ投資対象に対して圧力をかける可能性があります。特定の公共インフラが提供するサービスの本質を考慮しますと、当該資産の所有者が当該サービスを提供できない場合、当該サービスの利用者が大きな損害を被る可能性があり、供給の代替または当該損害の軽減を行うことができない可能性があるため、第三者からの請求のリスクが高まるといった可能性が高くなります。また、かかる資産は、地域社会および利害関係者の利害関係の影響を受け、当該資産の業務に影響を及ぼす可能性があります。当該地域社会の一部は、当該資産の所有者と異なるまたは対立する利益または目的を有するかまたは開発する可能性があります。

海外インフラ買収に起因する潜在的リスク インフラ投資の事業に影響を及ぼす可能性のあるインフラへの対外投資に関する米国および米国以外の規則および規制がいくつかあります。対米外国投資委員会（以下「CFIUS」といいます。）は、投資先ファンドを「外国人」とみなす可能性が高いです。したがって、米国企業（米国外に所在する会社の米国子会社を含みます。）の買収または米国企業への投資を含む投資先ファンドによるポートフォリオ投資は、CFIUSの管轄下に置かれる可能性があります。CFIUSの承認がポートフォリオ投資について必要とされまたは正当化される場合、CFIUSの承認プロセスは、特に取引の確実性、タイミング、実現可能性および費用に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2018年に、大規模なCFIUS改革法が制定されました。この法律は、その施行規則とともに、CFIUSの管轄範囲を拡大し、より多くの種類の取引を対象とし、特定の「重要技術」、「重要インフラ」および「機密個人データ」に関連する米国企業への投資（「ノンパッシブ」とみなされる可能性のある特定の非支配的投資および外国のリミテッド・パートナーまたは共同投資家による投資を含みます。）をより詳細に精査する権限をCFIUSに与えました。さらに、米国以外の多くの国およびEUは、自国の国家安全保障投資許可制度を継続的に強化しています。

CFIUSまたは他の外国の投資規制当局が特定のポートフォリオ投資対象を審査する場合、投資先ファンドが当該ポートフォリオ投資対象を受け入れ可能な条件で維持または推進できるという保証はありません。さらに、CFIUSまたは他の外国の投資規制当局は、投資先ファンドが本来ならば維持または追求したであろう投資機会の維持または追求を妨げる可能性のある制限をポートフォリオ投資対象に課そうとする可能性があり、これはポートフォリオ投資対象のパフォーマンス、ひいては投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。ポートフォリオ会社が、（a）すべての必要なCFIUSまたはその他の規制当局の承認であって、まだ有していないかまたは将来必要となる可能性のあるものを取得できる、（b）既存の規制当局の承認に必要な変更を取得できる、または（c）

必要な規制当局の承認を維持できるという保証はありません。CFIUSまたはその他の規制当局の承認またはその変更の取得が遅れるまたは有効に維持できない、または規制条件またはその他の適用ある要件の充足が遅れるまたは充足することができない場合、施設の運営または第三者への売却が妨げられる、またはポートフォリオ会社および投資先ファンドに追加費用が発生する可能性があります。また、米国およびその他の国における対外投資に対する監視が強化された場合、投資先ファンドがエグジット時にポートフォリオ投資対象の適切な購入者を特定することがより困難になり、ポートフォリオ投資対象のエグジット機会が制限される可能性があります。

環境リスク 投資の運営は、環境保護に関する多くの法律、規則および規制に従います。危険物質その他汚染物質の流出により、土壌および地下水汚染を含む環境汚染が存在するまたは将来発生する可能性があります。

適切な法域の様々な環境に関する法律、規則および規制に基づき、不動産の現在または過去の所有者またはオペレーターは、適用ある環境および安全衛生要件の不遵守、ならびに危険物質の調査、監視、除去または改善の費用について責任を負う可能性があります。かかる法律は、所有者またはオペレーターが危険物質の存在を知っていたか、またはそれに対して責任があったか否かにかかわらず、責任を課す場合が多いです。環境に関する法律、規則および規制が変更されたり、ポートフォリオ・エンティティの状況が変化したりし、投資時には存在しなかったまたは予測できなかった債務または義務が生じる場合もあります。不動産に危険物質が存在することにより、民間当事者からの人身事故、物的損害または同様の請求が発生する可能性もあります。

また、危険物質の処分または処理を手配する者は、当該者が施設を所有もしくは運営しているまたはこれまで所有もしくは運営していたかにかかわらず、処分場または処理場において、当該危険物質の除去または除染の費用について責任を負う可能性があります。環境問題に関連する不遵守またはその他の請求に起因する投資責任、または遵守の実施に関連する費用は、ポートフォリオ投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

予測できない事象のリスク インフラ資産の使用は、深刻な交通事故、自然災害（火災、洪水、地震および台風等）、人災（テロを含みます。）、設計および施工の欠陥、斜面崩壊、橋梁およびトンネル崩落、道路陥没、通行料金、燃料価格、環境に関する法律または規制、一般的な経済状況、労働争議その他予測できない状況および事件を含む、投資先ファンドの支配の及ばない様々な事象によって中断される、または別途影響を受ける可能性があります。これらの事象の一部は、過去に、有料道路、橋梁、トンネルおよびその他インフラ資産に影響を及ぼし、かかる事象の結果として、ポートフォリオ投資対象が運営するインフラ投資の使用が、ある期間、全部または一部において中断された場合、かかるポートフォリオ投資対象の収益が減少し、維持または復旧の費用が増加し、かかるインフラ投資に対する社会全体の信用が低下する可能性があります。かかるポートフォリオ投資対象の保険が、有料道路、橋梁、トンネル、ダムその他のインフラ投資の設計、建設、維持または運営に関連する請求、通行料金収入の損失またはかかる損害から生じる費用の増加に起因する債務を補償するという保証はありません。

輸送リスク 輸送会社の成功は、契約資産に対するエクスポージャー、再契約に関連するリスクおよび収入の一部が契約されていない商業エクスポージャーなど、多くの要因に左右され、その他の変動に左右される可能性があります。さらに、輸送会社は、輸送セクターにおける競争の激化、費用の増加および既存の利権契約の変更を含む多くの追加的なリスクにさらされます。

通行料金リスク 投資先ファンドは、道路、トンネル、橋梁、鉄道網、空港、フェリーまたは港湾の利用者から通行料金を徴収することで実質的にすべての収入を得ているポートフォリオ投資対象に投資する可能性があります。ポートフォリオ投資対象が運営する有料道路、トンネル、橋梁、鉄道網、空港、

フェリーまたは港湾の利用者は、適用ある通行料金の調整に対して否定的な反応を示す可能性があります。利用者は、公的な圧力により、関係する政府機関が通行料金に異議を唱える可能性があります。利用者は、例えば、通行料金を回避する、または通行料金の支払いを拒否するなど、通行料金に否定的な反応を示し、その結果、交通量が減少し、通行料金収入が減少する可能性があります。さらに、世論の反対意見または特定の利益団体によるロビー活動により、政府がポートフォリオ投資対象に対して、通行料金の引き下げまたは計画的な料金引き上げの見送りを求める圧力をかける可能性があります。投資先ファンドは、ポートフォリオ投資対象が利権契約を締結している政府機関が、特定の車種の通行料金を免除する、または通行料金の引き下げ交渉を行うことを試みないことを保証することはできません。世論の圧力または政府の措置により、ポートフォリオ投資対象が、通行料金引き上げの制限または通行料金の引き下げを余儀なくされ、関連する利権契約の経済的バランスを回復するために十分な補償を確保できない場合、投資先ファンドの事業、財務状況および運用実績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

再生可能エネルギーリスク 再生可能エネルギー会社は、一般的に、利用可能な水流、風況、気象条件および技術的優位性などの要因に依存し、当該会社および資産のパフォーマンスに重大な影響を及ぼす可能性があります。水力、風力および気象条件は、一般的に、季節毎、年毎に自然に変動し、また、気候変動その他の要因によって恒久的に変化する可能性があります。水力および風力などの環境条件の変化は、発電所における発電量に重大な悪影響を及ぼし、収益およびキャッシュフローに重大な影響を及ぼす可能性があります。降水量、風力または日照の減少は、ポートフォリオ投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる減少が著しい場合、一部のポートフォリオ投資対象は、運営できなくなる可能性があります。降水量または風力の著しい増加は、ポートフォリオ投資対象に損害が生じ、ポートフォリオ投資対象が運営できなくなる期間が生じる可能性があります。また、一般的に再生可能エネルギー会社が使用する技術には、使用中に当該技術を維持するための付随費用が伴い、新興技術および破壊的な新技術に関連する陳腐化リスクの増大にさらされています。さらに、これらのリスクは、資産に防寒設備が整っていない場合、または資産が過酷な気象条件に耐えられるような技術で構築されていない場合、さらに悪化する可能性があります。

公益事業およびミッドストリーム・リスク 公益事業およびミッドストリーム・インフラ・セクターに内在するリスクには、投下資本から十分なリターンを得ることが困難であること、大規模な建設プログラムへの融資が困難であること、環境に関する考慮事項および規制に起因する業務の制約ならびに費用および遅延の増加、高インフレおよび不安定な資本市場の期間において合理的な条件で十分な金額の資金を調達することが困難であること、既存の工場、設備または製品の陳腐化を生じさせる可能性のある技術革新、自然災害または人災による潜在的な影響、健康、安全およびセキュリティ上のリスクに対するエクスポージャー、特定の種類の燃料の費用の増加および入手困難、再販用天然ガスの入手困難および費用の増加、省エネルギー効果、国家エネルギー政策の影響ならびに公益事業および発電施設の設計、建設、認可、規制および運営に関する長期的な遅延、費用の大幅な増加およびその他の問題が含まれます。様々な法域の規制慣行および政策には大きな違いがあり、一定の規制当局は、随時政策を大きく転換する可能性があります。また、規制当局が将来、料金の引き上げを認める、またはかかる引き上げが公益事業またはミッドストリーム・インフラ会社が発行する普通株式の配当金の支払いを可能にするのに十分であるという保証はありません。さらに、既存および将来の規制法によって、公益事業またはミッドストリーム・インフラ企業が適切な救済を受けることが一層困難になる可能性があります。政府機関は、適宜、既存の政策を見直し、発電所の許可、建設および運営を定める追加的な要件を課す可能性があります。気象条件の長期的な変化は、電気およびガス公益事業の収入および公益事業（特に水力発電公益事業）の費用の両方に重大な影響を及ぼす可能性があります。水力および風力などの環境条件の変化は、発電所における発電量に重大な悪影響を及ぼし、収益およびキャッシュフローに重大な影

響を及ぼす可能性があります。環境条件は、季節毎、年毎に自然に変動し、また、ブルックフィールドの支配の及ばない気候変動その他の要因によって恒久的に変化する可能性があります。

新規または既存の公益事業およびミッドストリーム・インフラ会社の所有、建設、運営および移行には、健康、安全、セキュリティおよび環境に関する責任に固有のリスク（潜在的な民事責任のリスクまたは危険な状況を改善し、および/または環境汚染または損害の補修その他の対処のための政府命令を含みます。）が伴います。また、ポートフォリオ投資対象は、健康、安全、セキュリティおよび環境に関する法律に違反した場合、罰則の対象となる可能性があります。通常の業務過程において、公益事業およびミッドストリーム・インフラ会社の所有者は、免許、許可その他承認を取得し、関連するリスクを評価および管理するために、健康、安全、セキュリティおよび環境に関する法律を遵守するための資本支出および営業費用を負担します。これらの法律（および将来制定される法律または改正）を遵守するための費用は、時間の経過とともに増加し、追加の重要な支出をもたらす可能性があります。また、ポートフォリオ投資対象は、健康、安全、セキュリティおよび環境に関する事項に関する政府の命令、調査、審査その他の手続（民事上の請求を含みます。）の対象となる可能性があり、その結果、当該ポートフォリオ投資対象の業務が制限または停止される可能性があります。これらの事象の発生ならびに健康、安全、セキュリティおよび環境に関する法律の変更、追加またはより厳格な施行は、ポートフォリオ投資対象の業務に重大な悪影響を及ぼし、追加の重要な支出をもたらす可能性があります。現在既知のまたは未知の事項に関する追加の環境、健康および安全に関する問題は、予期せぬ支出を必要とするか、またはポートフォリオ投資対象にとって重要かつ不利な罰金、違約金その他の結果（事業の変更を含みます。）をもたらす可能性があります。さらに、通常の事業過程において、公益事業およびミッドストリーム・インフラ会社は、損害賠償責任にさらされる可能性のある様々な訴訟に関与します。未解決、係争中または将来の訴訟に関する結果は、確実に予測することができず、ポートフォリオ投資対象にとって不利となり、その結果、当該ポートフォリオ投資対象の資産、負債、事業、財務状況、運用実績およびキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかるポートフォリオ投資対象は、随時、政府または規制当局による調査の対象となります。政府および規制当局による調査は、その結果にかかわらず、一般的に費用がかかり、経営者の注意をそらし、投資先ファンドおよびブルックフィールドの評判を損なう可能性があります。政府または規制当局による調査が不利に解決された場合、刑事責任、罰金、違約金その他金銭的または非金銭的救済を発生させる可能性があり、ポートフォリオ投資対象または当該ポートフォリオ投資対象の業務に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下は、公益事業およびミッドストリーム・セクターにおける特定の業界に関連するリスクの例です。

電気 電気事業会社は、発電、送電および売電を主な事業とする会社で構成されていますが、多くの会社が、その他のエネルギー関連サービスを提供しています。従来、電気事業会社は、概して、燃料費および資金調達コストの低下ならびに大規模な建設計画の完工または完工間近により、有利な影響を受けてきました。また、当該会社の多くは、現在の営業費用および建設支出を上回るキャッシュフローを生み出しており、規制対象外の事業への多角化をある程度可能にしています。また、一部の電気事業会社は、従来の地域外で電力を販売する権利を活用しています。電気事業会社は、従来、燃料費およびその他の営業費用の増加、資本構成計画に必要な借入金に対する高い金利負担、環境および安全規制の遵守に伴う費用、ならびに規制環境の変化に関連するリスクにさらされてきました。金利が低下したことで、多くの公益事業が高コストの債務の借り換えを行い、固定費の対象範囲を改善しました。しかしながら、規制当局が、金利の低下に伴い許容収益率を引き下げたため、金利低下による利益の全部または一部を顧客と共有することになりました。金利が上昇する時期には、許容収益率は、公益事業の費用の増加に追いつかない可能性があります。

規制緩和により、業界に競争が導入された結果、収益が低下し、信用格付けが低下し、債務不履行リスクが増加し、また電気事業会社の証券価格が下落しました。このような競争の激化により、電気事業会

社が電力を購入するために以前に締結していた長期契約は、経済的価値のない「座礁資産」となる可能性もあります。かかる契約に関連する損失はすべて、料金支払者および投資家が吸収しなければなりません。また、一部の電気事業会社は、事業を多角化し、収益を向上させ、かつ、規制緩和された環境下での事業運営の経験を積むために、海外の電気事業会社を買収しました。かかる買収は、場合によっては、多額の借入れを伴うため、買収者のバランスシートの負担となっています。また、現在の規制緩和案が採用されるという保証はありません。しかしながら、規制緩和は、いかなる形であれ、電力事業業界に大きな影響を及ぼす可能性があります。

ガス ガス輸送会社およびガス配給会社は、大きな変化を遂げています。多くの会社が、その事業を石油およびガスの探鉱および開発に多角化し、収益は、エネルギー価格の影響を受けやすくなっています。ガス事業会社は、石油業界の混乱による悪影響を受けており、また、集中度の増加および競争の激化による影響を受けています。

一部の法域では、この業界における買収および売却は、規制当局の承認を必要とし、また重要な規制要件の対象となる可能性があります。かかる認可の取得およびかかる規制要件の遵守には、取得までに費用および/または時間がかかる可能性があります。

水 水道事業会社は、集水し、浄化し、分配し、かつ、販売する会社です。米国および世界では、供給者の大部分が地方自治体によって所有されているため、この業界は、非常に細分化されています。この業界の会社は、一般的に成熟しており、一人当たりの給水量の増加はほとんどないか、全くありません。水道事業会社は、特に、危険物質その他の汚染物質の流出による土壌および地下水汚染ならびに汚染水の供給を含む、既存または将来の環境汚染のリスクにさらされています。また、水道事業会社は、数多くの要因（水の利用可能性の変動または淡水化に関連する費用を含みます。）に起因する可能性のある費用の増加リスクにさらされています。

データリスク データ・セクターに内在するリスクは数多く存在します。例えば、このセクターでは潜在的な顧客の数が限られているため、ある顧客を失うと収益が大幅に減少し、成長機会に悪影響を及ぼす可能性があります。この点、技術顧客間の統合により、複数のネットワークまたはデータセンターの必要性が減少するか、ある顧客が特定の種類のデータインフラのアウトソーシングをやめることを決定するか、または、そのビジネスモデルを別途変更する可能性があります。いずれの場合も、データ・セクターの会社の成長および収益に重要な悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規または改良された技術の出現により、既存のタワースペース、データセンターおよび/またはファイバーに対する需要が増加し、その結果、新しいタワー、データセンターおよび/またはファイバーのリースに対する需要が増加する可能性があります。さらに、データ・セクターにおける競争の激化により、買収の機会が減少し、価格が上昇する可能性があります。また、新規および更新される顧客のタワー、データセンターおよび/またはファイバーのリース料に圧力がかかる可能性があります。また、既存顧客とのリース契約が解約されない、または、適時にまたは有利なネット実効リース料で更新または再リースされるという保証はありません。

現地の土地区画当局および地域団体は、その地域での建設に反対することが多く、かかる規制は、新しいタワー、データセンターおよび/またはシステム分配の建設および変更を遅延させ、阻止し、または費用を増加させる可能性があります。既存の規制方針は、かかるプロジェクトの時期または費用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、遅延または追加の費用を生じさせたり、特定の地域におけるプロジェクト案を阻止する追加の規制が採択されたりする可能性もあります。上記「規制および法律リスク」をご参照ください。

さらに、無線端末または通信塔上の機器からの無線周波数の排出が健康に悪影響を及ぼすことが証明された場合、将来の潜在的な請求は、業務、費用および収益に悪影響が及ぼす可能性があります。

開発および建設リスク 投資先ファンドは、グリーンフィールド開発など、大規模な建設または開発を伴うプロジェクトに投資する場合がありますので、かかるプロジェクトが予算内に、合意した期間内に、または合意した仕様で完成されないリスク（例えば、必要な許可またはプロジェクト融資が得られないこと、または現地の利害関係者との契約後の遅延によります。）があり、大幅な遅延、費用の増加、またはキャッシュフローの創出開始の遅延が生じる場合があります。このような予期せぬ遅延または費用により、債務返済費用が増加し、プロジェクト・オーナーが追加の債務要件から生じる利息および元本返済の増加に対処できなくなる可能性があります。さらに、建設を完了するための資金が不足する可能性もあります。また、プロジェクトの完了が遅れることにより、債務返済費用ならびに運営費および維持費を支払うために必要な予定キャッシュフローに影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクは、建設契約における建設請負業者による約定損害賠償額の支払いに関する規定により軽減される可能性があります。しかしながら、投資先ファンドは、かかる規定の恩恵を受けられない可能性があります。かかる規定により補償されない損失または請負業者の破綻にさらされる可能性があります。開発プロジェクトが不成功に終わった場合、ブルックフィールドまたはその関連会社が提供した開発サービスに関連する費用を含め、当該開発プロジェクトに関連して発生した費用は、当該開発プロジェクトが進行しなかったにもかかわらず、投資先ファンドが負担する可能性があります。その結果、大規模な建設または開発を伴うプロジェクトに対する投資先ファンドのポートフォリオ投資に関して、上記のいずれかが、ポートフォリオ・エンティティの業務、ひいては当該建設および/または開発の成功を想定していた投資先ファンドの目的達成能力に影響を及ぼす可能性があります。

需要および使用リスク 投資先ファンドでは、需要、使用およびスループットのリスクが低い資産を対象とする予定ですが、残存する需要、使用およびスループットのリスクは、ポートフォリオ投資対象のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。資産の需要、使用およびスループットに関する投資先ファンドの仮定が誤っていることが判明する場合に限り、投資先ファンドのリターンは、重大な悪影響を受ける可能性があります。

顧客の損失 特定のインフラ・セクターに属する会社または資産は、多くの場合、その収益の大部分を少数の顧客から得ており、かかる顧客の損失、統合または破産もしくは倒産により、収益が著しく減少し、当該会社または資産および当該セクターにおける成長機会に悪影響を及ぼす可能性があります。

運営リスク 投資先ファンドが投資する資産の長期的な収益性は、当該資産の効率的な運用、保守および高い稼働率に依存します。効率的でない運用、保守および稼働率の低さは、投資主へのリターンを低下させる可能性があります。また、運用は、特に損耗、隠れた瑕疵、設計ミス、オペレーターのミスまたは早期陳腐化等による機器の故障のリスクにさらされ、ポートフォリオ投資対象の資産、負債、事業、財務状況、運用実績およびキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

新技術および破壊的技術 投資先ファンドは、古い技術、持続的な技術を利用する、または技術を全くもしくはほとんど有しないポートフォリオ投資対象に投資する可能性があります。その場合、ポートフォリオ・エンティティの価値は、競合他社が新しい破壊的技術を開発および/または利用することによる悪影響を受ける可能性があります。さらに、競合他社は、ブルックフィールドを含む市場がかかる開発を認識していない、またはそれにアクセスできない期間に、かかる破壊的技術を実装する可能性があります。その結果、ブルックフィールドはポートフォリオ・エンティティの技術的改善を支援しようと努めるものの、何らかの理由で特定の技術を利用しない当該ポートフォリオ・エンティティは、競争上不利となる可能性があります。その結果、そのような技術の採用の欠如がポートフォリオ・エンティティに大きな悪影響を与える可能性があるか、または、資産クラス全体の陳腐化をもたらす可能性があります。ま

た、投資先ファンドは、新しく開発された、実績の少ない技術を使用するポートフォリオ投資対象に投資する可能性もあります。このような新技術は、特に急速に変化する技術の分野では、予想どおりに機能するという保証はありません。新技術および破壊的技術の開発および利用等により、ある技術が予想どおりに機能しないまたは陳腐化した場合、当該技術に投資またはそれを利用する特定のポートフォリオ投資対象および当該技術の恩恵を受けない特定のポートフォリオ投資対象のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ポートフォリオ・エンティティの経営陣への依存 ポートフォリオ・エンティティレベルの経営陣に関して、多くのポートフォリオ投資対象は、1人または限られた数の主要な個人のサービスに依存しており、そのうちの1人でも失われた場合、ポートフォリオ・エンティティのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。1人または複数の主要な個人の喪失は、技術および当該技術を理解し、開発する専門知識が高度に専門化した業界、セクターおよび分野ではさらに悪化し、投資先ファンドが行う特定のポートフォリオ投資対象は、これに該当することが予想されます。ポートフォリオ・エンティティの既存の経営陣または新しいチームが、当該ポートフォリオ・エンティティの運営を成功させることができる、または投資先ファンドの期待に応えられるという保証はありません。投資先ファンド運用会社は、ポートフォリオ・エンティティの経営陣を監視する予定ですが、各ポートフォリオ・エンティティの経営陣は、当該ポートフォリオ・エンティティの事業に関して日常的に責任を負います。また、特定のポートフォリオ投資対象は、高度に規制された環境で業務を行う可能性があり、投資先ファンドは、適用ある法律および規制に一致する方法で、かつ当該ポートフォリオ・エンティティが高い評価を維持できるような方法で活動を管理する経営陣に依存する可能性があります。ポートフォリオ・エンティティが適用ある法律および規則に反する行為を行うか、または当該ポートフォリオ・エンティティの評判を落とすような行為を行った場合、当該行為は、当該ポートフォリオ・エンティティの投資家としての投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があり、投資先ファンドの評判を落とし、投資先ファンドが他のポートフォリオ投資を完了する能力および投資先ファンドの投資目的を実現する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

労使関係 一定のポートフォリオ投資対象は、労働組合または労働協約の対象となる従業員を有する場合があります。ポートフォリオ・エンティティの活動および労使関係に関する事項には、複雑な法律および規制が適用される可能性があります。また、労使関係の問題が生じた場合、ポートフォリオ・エンティティの業務および収益性が悪化する可能性があります。ポートフォリオ・エンティティの労働協約が終了した場合、自らに有利な条件で新たな労働協約を交渉することができない可能性があり、労働争議または労働協約の再交渉の過程における困難および遅延により、一または複数の施設での事業運営が中断される可能性があります。ポートフォリオ・エンティティの一または複数の施設におけるストライキは、その事業、運用実績および財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる問題は、投資先ファンドの投資目的を実現する能力にも悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害または人災の影響；感染症 一部の地域は、自然災害または壊滅的な自然現象による影響を受けるリスクがあります。インフラ、災害管理計画機関、災害対応および救援源、自然にかかわる緊急事態に対する組織的な公的資金ならびに自然災害の早期警報技術の開発が、一部の国では未熟であり、バランスが取れていないことを考慮すると、個々のポートフォリオ・エンティティまたはより広範囲の現地の経済市場における自然災害による被害は、重大である可能性があります。必要な通信、電力その他電源が復旧し、ポートフォリオ・エンティティの業務が再開されるまでに長期間を要する可能性があります。このような災害が発生した場合、ポートフォリオ投資対象もまたリスクにさらされる可能性があります。自然災害による将来の経済的影響の大きさは、不明であり、投資先ファンドによる特定の会社への投資を遅延させ、最終的に当該ポートフォリオ投資を完全に阻止する可能性があります。ポート

フォリオ投資対象は、人災によるマイナスの影響を受ける可能性もあります。人災の報道は、消費者心理全体に大きな悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、ポートフォリオ投資対象のパフォーマンスは、当該ポートフォリオ投資対象が人災に巻き込まれたか否かにかかわらず、重大な悪影響を受ける可能性があります。

また、特定の病気が急速に拡大し、世界経済に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。重症急性呼吸器症、鳥インフルエンザ、H1N1/09（直近ではCOVID-19を含みます。）またはその他類似の感染症などの流行病の発生は、特定の事業の閉鎖または停止をもたらす可能性があり、また、（a）ポートフォリオ・エンティティの事業に必要な原材料または構成部品の入手不可能または価格変動、（b）地域または世界的な貿易市場の混乱および/または資本もしくはレバレッジの利用可能性、（c）ポートフォリオ・エンティティの事業に影響を及ぼす貿易制限、および/または（d）一般的な経済的衰退および/またはポートフォリオ・エンティティに適用ある市場の衰退をもたらし、投資先ファンドの価値、ポートフォリオ投資対象または新しいポートフォリオ投資対象に資金を提供する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。この種の市場の混乱は、信用枠の獲得または特定のポートフォリオ投資対象への資金供給を困難にする可能性もあります。

気候変動 投資先ファンドが運用および投資する気候条件の継続的な変化は、投資先ファンドおよびポートフォリオ投資対象に対して悪影響を及ぼす可能性があります。気候変動の将来の正確な影響は不明ですが、気象パターンの変化または異常気象（洪水、ハリケーンその他の暴風雨など）により、他の悪影響の中でも特に、ポートフォリオ投資対象に損害が生じる可能性があります。かかる変化は、降水量、水力、年間日照量および/または風量に影響を及ぼす変化に加え、発電量にも影響を及ぼす可能性があります。降水量、風力または日照の減少は、ポートフォリオ投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる減少が著しい場合、一部のポートフォリオ投資対象は、運営できなくなる可能性があります。降水量または風力の著しい増加は、ポートフォリオ投資対象に損害が生じ、ポートフォリオ投資対象が運営できなくなる期間が生じる可能性があります。気候変動の悪影響ならびに関連する州、連邦および国際レベルの規制は、投資先ファンドおよびポートフォリオ投資対象の事業、財務状況、運用実績またはキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドは、気候変動の影響の緩和にかかわるポートフォリオ投資を行いますが、上記のいずれかが、ポートフォリオ投資対象の価値および投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドは、気候変動の影響の軽減に大きくかかわるポートフォリオ投資を行っている可能性があります。かかるポートフォリオ・エンティティの事業の成功は、気候変動の影響を緩和する能力と密接に結びついている可能性があり、かかる緩和は困難であるかまたは達成不可能である可能性があります。

一方で、特定のポートフォリオ投資対象は、投資先ファンドのポートフォリオ投資時およびその後（投資先ファンドの保有期間中を含みます。）、その地域社会および環境に及ぼす影響という点で、「高リスク」とみなされ、能動的にその地域および世界の気候に負の外部性を生み出している可能性があります。このような「高リスク」の事業は、規制当局による監視の強化および政府による阻害要因の影響を受ける可能性があり、これらはそれぞれ予測不可能に変化する可能性があるため、当該ポートフォリオ・エンティティの価値を低下させる可能性があります。

事業変革 投資先ファンドは、主にユーティリティ、エネルギー、産業および技術セクターにおいてネット・ゼロ事業モデルへの事業の移行を促進することを目指して投資を行う場合があります。かかる取り組みにおいて、これらの投資が成功する保証はありません。その結果、当該ポートフォリオ会社は、そのインパクト目標を達成できなくなる可能性があります。さらに、当該ポートフォリオ会社が変革目標を達成した場合も、インパクトの観点から、当該変革により、投資先ファンドの財務上のリターンが必ず増加する保証はありません。当該投資は、一定の期間にわたって（または無期限に）財務上の

損失（収入源または事業契約の喪失によるものを含みます。）を生じさせることになる可能性がある、多大な時間および財務費用をかけた低炭素事業モデルの実現に向けた事業変革を追求する可能性があります。同様に、投資先ファンドによるポートフォリオ会社への投資は、投資先ファンドの資本の大部分が開発および資本支出のために使用されるものと予測すると、特に、経時的に拡大することが期待されます。投資先ファンドが契約上、数ある新興リスクの中でも特に、市場の動向、変化する規制環境およびコモディティ価格の変動とは無関係に、ポートフォリオ会社に対する資金提供を継続することを義務付けられる可能性があるとして仮定すると、当該リスクにより、他の投資戦略を有する投資ファンドに関して及ぼされると予測される影響と比較して、投資先ファンドに対してより大きな影響が及ぼされる可能性があります。その結果、投資先ファンドのリターンに悪影響が及ぼされる可能性があります。

支配的ポジション 投資先ファンドは、一般的に、投資先ファンドが投資するポートフォリオ投資対象の経営、運営および戦略的方向性に大きな影響を及ぼすことのできる投資機会を求めます。会社に対して支配権および/または重要な影響を行使する場合、環境被害、製品の欠陥、経営管理の不履行およびその他一般的に事業活動の有限責任の特性が無視される可能性のある種類の債務に対する責任に係る追加的なリスクが生じます。ポートフォリオ・エンティティに対する支配権および/または重要な影響を行使する場合、投資先ファンドの資産は、当該ポートフォリオ・エンティティ、その証券保有者および債権者から請求を受ける可能性があります。投資先ファンドの取締役会（以下「投資先ファンド取締役会」といいます。）は、かかるリスクへのエクスポージャーを最小限に抑えるような方法で投資先ファンドを管理することを意図していますが、請求が成功する可能性を排除することはできません。

取締役会への参加 投資先ファンドは、通常、ポートフォリオ投資対象において支配的または共通支配的なポジションを求め、通常、ポートフォリオ投資対象の大部分の取締役会のメンバーおよび当該ポートフォリオ投資対象のアドバイザー、運営または類似の委員会の地位を有する（またはその代表者が取締役会のオブザーバーとしての役割を果たします。）。特定の状況におけるかかる地位は、投資先ファンドの投資戦略にとって重要であり、投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社のポートフォリオ投資対象を運用する能力を高める可能性があります。投資先ファンドが別途希望する時期および条件に関連する証券を売却する能力を損なう効果もあり、投資先ファンド運用会社および投資先ファンドは、投資家として本来対象とならない請求（忠実義務違反の請求、証券請求およびその他取締役に関連する請求を含みます。）の対象となる可能性もあります。一般的に、投資先ファンドは、当該請求について、投資先ファンド運用会社およびその代表者を補償します。

少数株主ポジションおよびトゥー・ホールド投資 投資先ファンドは、投資先ファンドの影響力が限定されるような少数株主持分または債券ポートフォリオ投資対象に投資を行う予定です。かかるポートフォリオ投資対象は、投資先ファンドと矛盾する経済的または事業上の利益または目標を有する可能性があります。投資先ファンドは、当該ポートフォリオ投資対象の価値を制限または別途保護する立場にない可能性があります。また、当該ポートフォリオ投資対象の投資方針に対する投資先ファンドの支配権は、制限される可能性があります。その結果、ポートフォリオ投資対象が、多額の損失を生じさせる少数株主ポジションで凍結される可能性があります。投資先ファンドは、ポートフォリオ投資対象の価値を実現し、適時に収益を分配することを妨げられる可能性もあります。

投資先ファンドが「トゥー・ホールド」投資として上場証券の少数株主ポジションを取得する場合、当該上場証券は、当該上場証券にポートフォリオ投資を行う限られた期間で価値が変動し、投資主に対するリターンを減少させる可能性があります。投資先ファンドは、公開市場での購入、登録公開買付け、相対取引、私募またはエクイティ・デリバティブ（すなわち、トータル・リターン・スワップ）を通じてより大きなポジションおよび/または増加する経済的エクスポージャーを積み上げようとするものの、投資先ファンドの戦略を実行するために十分に大きなポートフォリオ・エンティティのポジション

を積み上げることができない可能性があります。このような状況において、投資先ファンドはポートフォリオ・エンティティのポジションを取得後短期間で処分する可能性があります。投資先ファンドが当該証券を売却できる価格が取得時よりも下落していないという保証はありません。さらに、投資先ファンドが対象とする会社の証券の取引が希薄である可能性があり、それにもかかわらず、投資先ファンドのポジションは支配的ではないものの相当なものであった可能性があるため、その売却により当該証券の市場価格が下落する可能性があるという事実は、このような状況をさらに悪化させる可能性があります。

また、投資先ファンドは、より広範かつ長期的な潜在的投資戦略の一環として、随時、上場証券に対して、トゥー・ホールドのポートフォリオ投資を行うことがあり、その結果、投資先ファンドは、一定の開示および規制に関連する考慮事項により、当該ポートフォリオ投資対象に関する一定の情報を秘密に保持する可能性があります。

デリバティブへの投資 上記の「ヘッジ取引」に記載された活動に加え、投資先ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含むスワップ、およびその他の店頭デリバティブ商品またはパーティシペーションを、ポートフォリオ投資対象のレバレッジ、アクセスまたは強化に使用することができます。いずれの場合も、かかるデリバティブは、別途直接取得できる経済的権利とできる限り類似させることが意図されている状況下で行われます。かかる義務に関連する特別なリスクは、（a）関連する債権者の権利法に基づく詐欺的譲渡として投資取引が無効になる可能性があること、（b）信用力の低い他の機関とともに当該商品に参加することから生じる悪影響を受けること、（c）投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社が商品に関する権利を直接行使する能力が制限されること、（d）一般的に十分に発達していない流通市場により、当該商品の迅速なまたは公正な価格での評価または処分が困難となる可能性があること、また、（e）当該商品の保有者が通常、対象ポートフォリオ・エンティティと直接的な契約関係を有していないため、投資先ファンドが当該会社に関して措置を講じ、かつ、情報を提供するために第三者に依存しなければならない可能性があることが含まれます。上記「少数株主ポジションおよびトゥー・ホールド投資」をご参照ください。

他の投資手法および商品 投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的の達成に役立つと考える他の投資手法を採用し、他の商品に投資することができます。ただし、かかる投資手法または商品が本書に具体的に記載されているか否かにかかわらず、また、投資先ファンドが魅力的な条件で取引できる適切な投資機会が存在すると判断した場合、投資先ファンドは、本書に記載されている形式またはその他の投資先ファンドの投資目的に合致する種類のポートフォリオ投資対象の取得を検討することもできます。投資先ファンドの投資目的に従い、投資先ファンドは、現在存在する、または今後創出されるあらゆる種類の金融商品に投資することができます。

共同投資の条件 投資先ファンド運用会社が、投資先ファンドに対して提供され、投資先ファンドが実行する投資機会が投資先ファンドにとって適切な金額（かかる金額は、投資制限によって許容される最大限の集中を下回る場合が多いです。）を超えると判断する場合に限り、投資先ファンド運用会社は、その裁量により、一または複数の第三者（いずれの場合も、ブルックフィールドの関連会社もしくは従業員ならびにブルックフィールドが管理する事業体および/もしくは顧客または潜在的顧客、戦略的投資家もしくはその他の投資家を含みます。）に対して、投資先ファンド運用会社が定める諸条件（報酬など）に基づいて共同投資家として当該機会に参加できる機会を提供できます。さらに、投資先ファンド運用会社は、利用可能な投資機会が投資先ファンドにとって適切な金額を超えるか否かにかかわらず、適用ある投資機会または投資先ファンドに対して戦略的な利益をもたらす可能性がある一または複数の者に潜在的な共同投資の機会を提供する予定です。

投資先ファンド運用会社が提供する共同投資の機会の諸条件は、投資先ファンド運用会社がその裁量により決定します。当該諸条件は、すべての場合において、投資先ファンドにとって有益であるとは限りません。

投資主は、投資先ファンド運用会社が提供する共同投資（もしあれば）に参加する必要はなく、共同投資の機会が投資先ファンドに関連して提供されるという保証はありません。特定の投資主に付与された優先的な共同投資権に従い、共同投資の機会を提供するか否か、また、どの投資主に共同投資の機会を提供するかに関する決定は、投資先ファンド運用会社の裁量により行われ、共同投資に対する投資主の明示的な関心、投資先ファンド（または他のブルックフィールド・アカウント）に対する当該投資主の投資の規模、当該共同投資に対して出資し、かつ、適時に実行する投資先ファンド運用会社の能力の評価、報酬、キャリド・インタレストその他の業績報酬およびブローカーン・ディール費用を支払う投資先ファンド運用会社の意思、ならびに投資先ファンド、他の現在もしくは潜在的なブルックフィールドのポートフォリオ会社またはブルックフィールド自身に対する投資先ファンド運用会社の戦略的価値を含む、多くの要因に基づきます。プロスペクタスにおけるいかなる規定も、将来の共同投資機会の利用可能性を保証または予測するものではありません。投資先ファンドへの投資は、投資主が共同投資機会の割り当てを受ける権利を付与するものではなく、また、投資主が共同投資の提案を受け、もしくは共同投資に別途参加する権利を提供されるものとみなされるべきではありません。上記の一般性を制限することなく、投資先ファンド運用会社が共同投資の機会を提供することを決定した場合、適用ある法域固有の法律の結果として、投資先ファンド運用会社は、特定の法域に所在するまたはそこで設立された投資主に対して、すべてまたは特定の共同投資の機会を提供することを許可されない可能性があり、または、提供が許可されている場合であっても、投資先ファンド運用会社は、かかる提供により共同投資ビークル、投資先ファンド、投資主、投資先ファンド運用会社またはブルックフィールドが追加の規制、課税、届出、登録またはその他の義務を負う場合、特定の投資主に対して、すべてまたは特定の共同投資の機会を提供しないよう決定することができます。上記の結果、一部の投資主は、投資先ファンド運用会社が提供する共同投資の機会の一部または全部に参加できない可能性があります。過去のパフォーマンスは、必ずしも将来の結果を示すものではなく、投資主に提供される共同投資の機会の実際の数は、ブルックフィールドその他既存のブルックフィールド・アカウントによって行われた以前の投資に関連して提供されたものよりも大幅に多いかまたは少ない可能性があります。

投資先ファンド運用会社またはその各関連会社は、共同投資に関して、一定の管理報酬、事務手数料、一時的な資金調達、買収もしくは共同投資報酬および/またはキャリド・インタレスト（またはその他の業績報酬）を請求する意図を有し、共同投資に起因する報酬収入は、投資先ファンド運用会社が投資先ファンドまたは共同投資家と共有することは期待されません。ただし、投資対象の一部が、クロージング後に共同投資家に売却される予定であり、かつ当該売却が実現されない場合、または共同投資家が別途費用を負担することを希望しない場合、投資先ファンドは、共同投資に関連するすべてのブローカーン・ディール費用を負担するよう要求される可能性があります。共同投資の機会に関する投資主のリターンは、特に、投資先ファンド運用会社またはその関連会社に支払われる運用報酬、繰越分配金または類似の報酬が減額される共同投資の機会に投資する投資家の場合、投資先ファンドに関する投資主のリターンと異なるか、またはそれを上回る可能性があります。同様に、共同投資家がユーロ以外の通貨建てのポートフォリオ投資対象に関連して、投資先ファンドとは異なる通貨ヘッジ戦略を利用する場合、為替変動およびヘッジ取引に関連する報酬および費用は、当該共同投資家および投資先ファンドに異なるリターンをもたらします。共同投資のパフォーマンスは、投資先ファンド運用会社の管理報酬（経営変動投資証券分配を含みます。）を決定する目的も含め、投資先ファンドのパフォーマンスと合算されません。

さらに、ブルックフィールドは、投資先ファンドに投資する一または複数の他のブルックフィールド・アカウントとの間で、特に、投資先ファンドに関する、または一もしくは複数の財産もしくはポートフォリオ会社に関する、投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社の一定の議決権を当該関連会社

に直接的または間接的に（当該ブルックフィールド・アカウントの選択により）割り当てる議決権契約を締結する意図を有します。ただし、疑義を避けるために付言すると、ブルックフィールドは、いかなる状況においても、投資先ファンドを支配します。

公開会社の証券 投資先ファンドは、投資先ファンドの定款（随時、修正、採録またはその他の変更がなされます。）（以下「投資先ファンド定款」といいます。）に定められる制限に従い、公開市場で取引される証券を保有することができます。当該証券へのポートフォリオ投資は、公開市場で取引されていない証券への投資と異なるリスクを伴う可能性があります。かかるリスクには、（a）開示要件の増加、（b）変動性の増大、（c）株主訴訟の可能性の増加、（d）処分の時期の制限、および（e）コンプライアンス費用の増大があります。

投資先ファンドがディストレスト証券に投資する場合、かかるポートフォリオ投資対象に伴う問題の中には、そのような問題を抱える発行体の状況に関する情報を入手することがしばしば困難である可能性が含まれます。また、当該証券の市場価格は、急激かつ不規則な市場変動および平均以上の価格変動にさらされ、当該証券の買値と売値の間のスプレッドは、通常予想されるよりも大きくなる可能性があります。当該証券の市場価格がその本質的価値を反映するようになるには、数年かかる可能性があります。

私募証券 投資先ファンドのポートフォリオ投資対象の多くは、流動的な市場が存在しない場合が多いために一般的に公開証券よりも売却が難しく、持分を割安で売却する可能性がある私募証券を含みます。また、私募証券は、一般的に、その評価が本質的に不確実であるため、公開証券よりも評価が難しいです。投資先ファンド運用会社が設定した手続および投資先ファンド定款の規定に従って価値を決定することは、当該投資対象に活発な市場および市場相場が存在した場合に使用されたであろう価値と大幅に異なる可能性があります。私募証券への投資の処分に関連して、投資先ファンドは、購入調整に同意し、ポートフォリオ・エンティティの事業および財務状況について、事業売却に関連して行われる典型的な表明を求められる可能性があります。投資先ファンドは、かかる購入価格の調整を行う義務を負う可能性があり、また、かかる表明が不正確であることが判明した場合に限り、当該ポートフォリオ投資対象の購入者を補償することが要求される可能性があります。かかる調整により、最終的に投資主に対して分配を行う前に履行されなければならない資金調達義務を発生させる可能性のある偶発債務が生じる可能性があります。

新興市場および発展途上市場への投資のリスク 投資先ファンドは、新興市場または発展途上市場においてポートフォリオ投資を行う場合があります。当該市場では、グローバル投資に関連するリスクが拡大します。他の市場の厚み、流動性、販売量および安定性は、米国、カナダまたは西欧に比べて、新興市場または発展途上市場ではかなり低いです。さらに、新興または発展途上の経済または株式市場のある国の政治および経済構造は、一般的に、先進国特有の社会的、政治的および経済的安定性を欠いています。かかる不安定性は、特に、（a）政治的および経済的意思決定への権威主義的な政府または軍の関与（憲法外的手段を通じた政権交代ならびに米国以外の投資および/または元本および収入の本国送還に対する規制の発動または強化を含みます。）、（b）政治、経済および社会状況の改善要求に関連する大衆の不安、（c）国内の反乱、（d）周辺国との敵対関係、（e）民族、宗教および人種の不満、（f）より高いレベルの政府当局者および会社役員の腐敗行為、および（g）強力な経済集団による政治および行政業務への干渉から生じる可能性があります。かかる社会的、政治的および経済的不安定性は、新興または発展途上市場におけるポートフォリオ投資対象のリスクを著しく増大させ、その価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、特定の国の政府は、所有権および/または規制を通じて相当程度その国の経済に関与していません。また、特定の国については、当該国への投資に影響を及ぼす可能性のある収用、没収課税またはそ

他の保護主義的措置もしくは外交上の変化がある可能性があります。一部の新興または発展途上市場国において、投資収益、元本および売却代金の本国送還には、政府の登録および承認を要する場合があります。

さらに、一部の新興および発展途上市場国には、会社法、証券法、通貨管理法その他類似の法律に基づく場合を含め、特定の状況において、政府の承認を必要とする法律および規制があり、先進国で用いられる慣行とは大きく異なる資金調達および代替案の構築を必要とする場合があります。これらの認可を得る過程において、多くの時間および資源が必要となる可能性があります。また、特定の国では、このような法律および規制は、予期せず頻繁に変更されますので、投資先ファンドは、当初の投資の時点では想定していなかった税金、制限その他義務にさらされる可能性があります。

新たな法域への投資 投資先ファンドは、本質的に、世界的であることを意図していますので、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社またはブルックフィールドが重要な経験または専門知識を持たない国、地域その他法域でポートフォリオ投資を行う場合があります。投資先ファンドは必要な経験および専門知識を有するサービス・プロバイダーおよび人員を雇うことで、かかるリスクを軽減する意図を有するものの、当該人員が当該法域で広まっているリスクから投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象を適切に保護できるという保証はありません。

不良資産または問題資産への投資 投資先ファンドは、一定の財務リスクを伴う不良資産または問題資産または事業にポートフォリオ投資を行う場合があります。投資先ファンドの内部収益率目標が実現される、または投下資本に利益が生じるという保証はありません。さらに、ワークアウト方式または破産法第11条に基づき運営されているインフラ投資は、一定の状況において、公平な劣後および/または請求の放棄または、貸付人責任を含む、投資先ファンドの当初のポートフォリオ投資対象の価値を超える追加的な潜在的債務の対象となる可能性があります。また、一定の状況において、投資先ファンドへの支払いおよび投資先ファンドから投資主への分配は、後に適用法に基づく詐欺的譲渡または優先的支払いであったと判断された場合、返還を要求される可能性があります。

投資ストラクチャーに関連するリスク 様々なポートフォリオ投資対象の証券も、多くのリスクにさらされており、ポートフォリオ・エンティティのストラクチャー（例えば、法人、パートナーシップ等）および証券のストラクチャー（例えば、普通株式、優先株式、担保付債務、無担保債務、優先債務、劣後債務等）に一部依存します。証券のパフォーマンスは、特に、流動性、市場支援、価格変動およびより上位・下位の利害関係者の相対的権利に一部依存する可能性があります。また、ポートフォリオ・エンティティの事業、信用力、税務上の地位、経営の有効性および安定性、ならびに一般のおよび特定の財務、事業および経済状況は、証券の価値に影響を及ぼす可能性があります。

会計基準 投資先ファンドは、純資産価額の計算、その評価および監査済年次報告書の作成に I F R S 会計基準を使用しています。投資先ファンドの会計基準は、他の対象エンティティの会計基準と一致しない可能性があり、その結果、それぞれの財務諸表に表示される財務情報が異なります。投資先ファンドの監査済年次報告書において投資主に提供される情報は、事業、財務成績、資本金および金融債務、収益および証券を含む対象エンティティの財務諸表において提供される情報と異なる可能性があります。

ポートフォリオ投資対象のデュー・ディリジェンスに関連するリスク スポンサーは、ポートフォリオ投資を行う前に、その時点で判明している事実および状況に基づき、合理的かつ適切とみなすデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンスには、重要かつ複雑な事業、財務、税務、会計、環境、社会、ガバナンス、不動産および法務に関する問題の評価が含まれる場合があります。デュー・ディリジェンスを実施し、投資対象に関する評価を行う場合、スポンサーは、取引相手方から提供された情報および一定の状況においては第三者による調査含む、自ら利用可能な情報源に依存します。しかしながら、取引相手方が行った表明は、不正確である可能性があります。また、第三者による調査ではリスクが発見されない可能性があります。その結果、投資機会に関して実施されるデュー・ディリジェンス調査は、投資判断に必要または有用なすべての関連事実を明らかにしたり強調したりしない可能性があります。また、かかる調査の結果、必ずしもポートフォリオ投資が成功するとは限りません。プロスペクトাসに記載されるリスク管理手続に従う場合を含め、ポートフォリオ投資対象に関するダウンサイド・プロテクションの取り組みが、期待どおりの効果を達成するという保証はなく、潜在的投資者は、投資先ファンドへの投資を投機的であり、かつ、高度のリスクを伴うものとみなすべきです。また、デュー・ディリジェンス段階または継続的に投資対象を監視する過程で、投資先ファンド運用会社が、不正会計、従業員の不正行為またはその他の詐欺的行為を発見または防止できる、または投資先ファンド運用会社が実施するリスク管理手続が適切であるという保証はありません。

コンサルタント、法律顧問、鑑定人、会計士、投資銀行その他第三者は、程度の差はありますが、デュー・ディリジェンスの過程および/または投資先ファンドのポートフォリオ・エンティティの継続的な業務に参与する場合があります。例えば、特定の資産運用、財務、管理その他類似の機能は、第三者のサービス・プロバイダーに委託される場合があります。その報酬および費用はポートフォリオ・エンティティまたは投資先ファンドが負担し、ポートフォリオ・マネージャーに支払う報酬は相殺されませ

ん。このような第三者のアドバイザーまたはコンサルタントの関与は、主に委託された機能に対する投資先ファンド運用会社の支配低下に関連する多くのリスクをもたらす可能性があります。さらに、投資先ファンド運用会社が第三者提供者を適時に関与とさせることができない場合、より複雑な目標を評価し、取得する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

迅速な取引 スポンサーによる投資分析および決定は、投資機会を活用するために、しばしば迅速に行われることが求められる場合があります。このような場合、投資決定時にスポンサーが入手可能な情報は、限られている可能性があり、また、スポンサーは、資産に関する詳細な情報にアクセスできない可能性があります。したがって、スポンサーが投資決定を行う時点でポートフォリオ投資対象に悪影響を及ぼす可能性のある状況をすべて把握している保証はなく、投資先ファンドは、より広範なデュー・ディリジェンスが行われていれば行わなかったであろう投資を行う可能性があります。

ポートフォリオ・エンティティの債務 ポートフォリオ・エンティティの債務は、投資先ファンドが投資を行う前に発生した活動に関連するものも含め、投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、様々な法域において、特定のクラスの債権者および政府当局は、会社に請求を支払う資金がない場合に、会社の株主に対して請求（例えば、環境法、消費者保護法、独占禁止法、年金法および労働法に関する事項および債務を含みます。）を行うことが認められています。その結果、投資先ファンドは、そのポートフォリオ・エンティティに対するある種の請求について責任を負うことになる可能性があります。最後に、他のブルックフィールド・アカウントが所有するポートフォリオ・エンティティの債権者は、他のブルックフィールド・アカウントとの共通の支配の関係により、投資先ファンドに対して特定の請求（例えば、環境法、消費者保護法および年金/労働法に関する事項および債務を含みます。）を行おうとする可能性があります。特定の法域の法律は、特定の債務を負ったポートフォリオ・エンティティの有限責任保護からのカーブアウトだけでなく、当該会社と共通の支配下にある、または当該会社と同じ経済グループに属する他の事業体の資産に対する償還請求も定めています。例えば、投資先ファンドのポートフォリオ・エンティティまたは他のグループ・アカウントが、ある法域で破産または倒産手続の対象となり、現地の消費者保護法に基づく債務を負うことが判明した場合、その法域の法律は、当局または債権者が、共通の支配下にあるか同じ経済グループの一部を形成する事業体（投資先ファンドのポートフォリオ・エンティティを含みます。）が保有する資産に先取特権を申し立てるか、または別途償還請求権を有することを認めている場合があります。

他のポートフォリオ・エンティティの業務によるリスク 投資先ファンドおよび他のブルックフィールド・アカウントは、世界中の多くの法域で業務および資産を有するポートフォリオ・エンティティへの投資を行っており、今後も引き続き行う予定です。ポートフォリオ・エンティティが他のブルックフィールド・アカウントによって保有され、相互に関係を有さない場合でも、あるポートフォリオ・エンティティの活動が一または複数の他のポートフォリオ・エンティティ（投資先ファンドのポートフォリオ・エンティティを含みます。）に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、他のグループ・アカウントのポートフォリオ・エンティティが規則に違反した場合、投資先ファンドまたはそのポートフォリオ・エンティティの1つが許可を取得することが妨げられたり、またはその他の悪影響を受ける可能性があります。

欧州連合のスクリーニング規則 2019年3月、EUは、安全保障または公共の秩序に影響を及ぼす可能性のある非EU諸国からの対内直接投資（以下「FDI」という。）のスクリーニングの枠組みを確立する規則（EU）2019/452（以下「スクリーニング規則」という。）を採択しました。当時、欧州連合加盟国の約半数が、自国内における対内直接投資のスクリーニングに関する何らかの形の法律を制定していました（オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、

ラトビア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニアおよびスペイン。)。スクリーニング規則の目的は、すでにスクリーニングの仕組みを導入している、または今後導入する可能性のある加盟国向けの枠組みを構築することで、EUが安全保障または公共の秩序に対する潜在的なリスクの特定、評価および軽減を行えるようにすることです。スクリーニング規則は、加盟国に対し、スクリーニングの仕組みを導入または維持することを義務付けるものではありません。スクリーニング規則は、2020年10月11日より適用されています。

スクリーニング規則は、第三国からのFDI、すなわち「第三国の投資家（国営企業を含みます。）と加盟国内で経済活動を行う事業体との間に永続的かつ直接的なつながりを構築または維持する」対内直接投資を対象としています。スクリーニング規則は、すべての経済セクターに適用されます。スクリーニング規則は、金銭的な閾値によって発動されるものではありません。スクリーニング規則は、加盟国に対し、安全保障または公共の秩序を理由に、スクリーニング規則の対象範囲内の投資を審査し、特定のリスクに対処するための措置を講じる権限を与えるものです。審査および（必要に応じて）投資を阻止または投資に条件を付ける措置の採択は、最終的には加盟国の責任です。

FDIが安全保障または公共の秩序に影響を及ぼす可能性があるかどうかを判断するにあたり、加盟国および欧州委員会は、「安全保障または公共の秩序の維持に不可欠である重要なインフラ、技術（主要な実現技術を含みます。）および構成部品であって、その中断、故障、喪失または破壊が加盟国またはEUに重大な影響を及ぼすものに対する影響を含め、すべての関連要因を考慮」することができます。

スクリーニング規則に基づき、欧州委員会は、FDIを承認または阻止する正式な権限を有しませんが、各国の管轄当局から情報を入手することで、各国のスクリーニングに介入することは可能です。欧州委員会はまた、安全保障または公共の秩序を理由に、EUが関心を有するプロジェクトまたはプログラムに影響を及ぼす可能性のあるFDIを審査し、意見書を出すこともできます。加盟国は欧州委員会の意見を考慮し、欧州委員会の意見に従わない決定については正当性を示さなければなりません。この枠組みでは、透明性、差別的でないこと、手続上の規則および投資が安全保障または公共の秩序に影響を及ぼす可能性があるか否かを判断する際に考慮すべき要因など、FDIスクリーニングの最低限の基準が定められています。

2020年3月25日、欧州委員会は、COVID-19の緊急事態を踏まえ、公衆衛生上の危機および経済的脆弱性に見舞われた際に対内直接投資スクリーニングをどのように活用すべきかについてのガイダンスを加盟国に提示しました。欧州委員会はそのガイダンスの中で、加盟国に対して、中小企業を含む欧州の企業および産業関係者の「セルオフ（投げ売り）」を防ぐために特に警戒すること、また対内投資が現在または将来において、実際にまたは潜在的に単一市場に影響を及ぼす可能性がある場合には、助言および調整を求めることを推奨しています。

欧州委員会はそのガイダンスの中で、すでにスクリーニングの仕組みを導入している加盟国に対しては、その仕組みを十分に活用するよう求め、また、スクリーニングの仕組みを導入していない加盟国、またはそのスクリーニングの仕組みがすべての関連取引をカバーしていない加盟国に対しては、特定の事業、インフラまたは技術の取得または支配によりEU域内の安全保障または公共の秩序（健康安全保障を含みます。）にリスクがもたらされる場合に対処するため、スクリーニングの仕組みを確立し、および/または他の選択肢を検討するよう求めました。

スクリーニング規則の対象範囲および欧州委員会がパンデミックに関連して表明した懸念から、EU域内の企業が関与する取引について、FDIスクリーニングの対象となるものが増える可能性が高いこと、また、スクリーニングの対象とならなかった場合でも、当該取引に関して、投資完了後15か月間は、加盟国による事後的なコメントがなされ、または欧州委員会の意見書が発行される可能性があることが示唆されています。FDIスクリーニングプロセスの結果を予測することは困難であり、各国の管轄当局の決定が、投資先企業に適用される場合に、投資先ファンドの当該エンティティへの投資に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。

2021年4月29日、U K政府は、新たな投資スクリーニングプロセスを確立する「2021年国家安全保障・投資法」(以下「NSI法」という。)を可決しました。NSI法は、2021年に施行される予定であり、2020年11月12日以降に締結されたすべての取引に遡及して適用されます。

NSI法は、買主が、()17の機微なセクターのいずれかで事業を営むU K関連エンティティの議決権もしくは株式の25%以上、50%以上もしくは75%以上を取得する場合、または()あるエンティティにおいて、当該エンティティの業務を左右するような何らかの種類の決議の可決を確保もしくは阻止することが可能な議決権を投資家が取得する場合に、届出を義務付ける制度を確立するものです。届出義務の対象となる取引は、承認された場合にのみ手続を進めることができます。NSI法が対象とする機微なセクターは、別個の法律文書に定められますが、以下のセクターが対象となる可能性が高いです：先端素材、先進ロボット工学、人工知能(AI)、民生用原子力、通信、コンピューター・ハードウェア、政府への重要なサプライヤー、危機管理サービスに関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラ、防衛、エネルギー、軍事または軍民併用技術、量子技術、衛星および宇宙技術、合成生物学ならびに輸送。

また、NSI法では、買主が、U Kに関連するエンティティに対する重大な影響力を獲得し、またはU Kに関連する資産を支配する場合、および国家安全保障の観点から取引への関心が高い場合の任意届出制度も想定しています。任意制度による届出が行われなかった取引は、完了後最長5年間、U K政府による審査の対象となり、禁止される可能性があります。

投資スクリーニングプロセスの結果を予測することは困難であり、U Kの管轄当局の決定が、投資先企業に適用される場合に、投資先ファンドの当該エンティティへの投資に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。

欧州外国補助金規則 2022年12月、EUは域内市場を歪める外国補助金に関する規則(EU)2022/2560(以下「FSR」という。)を採択し、2023年7月には施行規則および対応する届出様式が採択されました。FSRは、EU域外の政府から直接または間接的に補助金を受け取る企業が関与する特定の大規模M&A取引および公開入札について事前届出を義務付ける新たな規制制度です。FSRに基づき、欧州企業は、欧州委員会のクリアランスを取得するまで、かかる取引のクロージングまたは入札の受注をすることはできません。FSRは2023年1月に発効し、2023年10月12日より届出が義務化されました。

FSRは、既存の合併規制ルール、FDIおよび貿易防衛手段に新たな規制を追加するものです。EU域内の企業の支配権(共同支配権を含みます。)の取得またはEU域内の公開入札への参加に際して、企業(投資ファンドを含みます。)は、関連する基準を満たした場合または欧州委員会が要請した場合、EU非加盟国から受領した外国からの資金的貢献(FFC)について欧州委員会に届け出なければなりません。届出は義務であり、停止条件です。届出を行わなかった場合、またはクリアランスが下りるまでの間取引のクロージングを一時停止しなかった場合は、厳しい制裁が科される可能性があります。FFCを構成する情報である場合、届出がなされた取引または公共調達手続との関連の有無にかかわらず、情報要件は広範囲に及びます。届出がなされた取引および公共調達手続以外にも、外国からの補助金が域内市場を歪めるおそれがあると欧州委員会が疑う場合には、欧州委員会は、職権による調査を開始することができます。調査(届出に関連して、または職権により開始されたもの)の結果、外国からの補助金がEU域内市場を歪めるおそれがあると欧州委員会が判断した場合、是正措置が適用される可能性があり、欧州委員会は当該取引または公共契約の裁定を禁止することさえあり得ます。

FSRの実施により、EUに投資する投資ファンド運用者は、新たな要件を遵守するために自らの取引および入札に関するプロセス、スケジュール、リスク配分ならびに書類を調整することを求められます。FSRにより、取引および入札のスケジュールが長期化する可能性があり、また、当事者(売主および買主の両方)に広範囲にわたる報告義務および情報開示を課すことから、売主はFSRにおける事前届出を要しない入札者を選択する可能性があります。FSR届出の提出が義務付けられない入札者

は、その点において競争優位性を持つことが予想されます。F S Rスクリーニングプロセスの結果を予測することは困難であり、欧州委員会の決定が、ポートフォリオ・エンティティに適用される場合、投資先ファンドの当該エンティティへの投資に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。当該報告および開示義務により、投資ファンド運用者は、関連する情報および文書を容易に入手できるようにするため、体系的かつ正確な記録管理にさらなる時間およびリソースを費やさなければならなくなります。かかるコストは、直接または間接的に投資先ファンドが負担することになります。したがって、F S Rは、投資家が本来投資先ファンドから受け取ることができたであろうリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドへの投資に伴うリスク

運用歴の不存在 投資先ファンドは、本募集に関連して設立されたものであり、投資予定者が投資先ファンドの予想されるパフォーマンスを評価することができる過去の運用歴は存在しません。投資先ファンドの前身ファンド、その他のあらゆるブルックフィールド・アカウント（これらにより行われるあらゆる投資を含みます。）または投資先ファンドの前身ファンド、ブルックフィールドもしくはブルックフィールドの役員その他の投資専門家によって管理される投資対象の過去の投資パフォーマンスは、投資先ファンドへの投資の将来の実績を示すものとして解釈することはできません。ブルックフィールドの一定の役員およびその他の投資専門家については、個人でも、共同でも、インフラ取引への投資を経験していますが、投資先ファンドがその投資戦略を実行し、その投資目的を達成するための投資先ファンドの能力の指標として、これらの者の過去の経験に依拠することはできません。投資先ファンドは、不確実性に見合ったリターンを見積もることのできるポートフォリオ投資を実施することを意図していますが、投資先ファンドが自らの投資戦略を実行することができ、もしくは投資目的を達成することができる保証はなく、またはあらゆる投資主が資本利益を受領するという保証はありません。投資主は、自らが行った投資先ファンドへの投資全体の損失を負う能力を有するべきです。

マネジメントへの依存 投資先ファンドの成功は、当該投資先ファンドに関する投資助言を提供する投資専門家の技能および専門知識に大きく依存しています。これらの主要な投資専門家が、投資先ファンドの存続期間を通じて、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社またはブルックフィールドに関与し続けるという保証はありません。また、主要な投資専門家およびその他のブルックフィールドの社内の者は、ブルックフィールドならびにブルックフィールドの様々な投資対象および投資商品（投資先ファンドの活動を含みます。）のために、時間および注意力を費やします。一定の投資専門家は投資先ファンドにとって合理的に必要であると考える時間を費やすものの、投資先ファンドの専任チームの構成は、投資主への通知なしに随時変更される可能性があります。さらに、当該投資専門家は、投資先ファンド運用会社、投資先ファンドまたはブルックフィールドに関与し続ける可能性はあるものの、当該投資専門家は、ブルックフィールド内で異なる事業グループ間を行き来し、投資先ファンドに関する投資助言を提供する責任を負わなくなる可能性があります。したがって、投資先ファンドの投資戦略に対して責任を負う投資専門家の集団（一定の状況において、投資委員会のメンバーを含みます。）の構成は、時間の経過とともに変化する可能性があります。ポートフォリオ投資対象が雇用していた場合も含め、主要な人員の喪失は、投資先ファンドの投資目的を実現する投資先ファンドの能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

オペレーショナル・リスク 投資先ファンドは、投資先ファンドを代理して行われるまたはその他投資先ファンドに関連する、一定の取引、計算または評価において、投資先ファンド運用会社、マネジメント・パートナー、投資先ファンドのサービス・プロバイダー（第三者であるファンド管理事務代行者を含みます。）またはその各々の関連会社のいずれかによる誤りが生じる可能性を含む、オペレーショナ

ル・リスクにさらされています。投資主は、誤りの発生または誤りの解決につき通知されない場合があります。一般的に、投資先ファンド運用会社、投資先ファンド、投資先ファンドのサービス・プロバイダーおよびその各々の関連会社は、かかる誤りに対する責任を問われることはなく、投資先ファンドがかかる誤りから生じる損失を負担する可能性があります。

出口戦略が成功しないリスク 投資先ファンドは、時機をみて、ポートフォリオ投資対象をいつでも売却し、上場し、販売し、またはその他処分することができます。特定の出口戦略が有利なものとなるか否か、または適切な時期に利用可能になるか否かを予測することはできません。投資先ファンドがその清算前に出口戦略を成功裏に実行することができなかつた場合、投資先ファンドは、予想よりも不利な条件でその資産の清算を行うことを余儀なくされ、これらのポートフォリオ投資対象から得られる収益および残りのポートフォリオ投資対象に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

非流動的・長期投資対象 ポートフォリオ投資対象は、ある程度の金額の収益を生み出すものと期待されますが、ポートフォリオ投資対象は無期限に保有され、ポートフォリオ投資対象から得られる資本利益および収益の実現（もしあれば）は、一般的に、当該ポートフォリオ投資対象が部分的にまたは完全に処分された場合にのみ発生する可能性が最も高いです。ポートフォリオ投資対象はいつでも売却することができますが、一般的に、ポートフォリオ投資対象の大部分の売却は、当該ポートフォリオ投資の実施後、何年もの間にわたって行われたいものと予想されます。投資先ファンドが対象とするポートフォリオ投資対象には、一般的に流動性がないため、投資先ファンドが保有する有価証券または債券の一部については、公開市場が存在する可能性は低く、当該有価証券または債券の清算には、相当な時間を要する場合があります。投資先ファンドは、一般的に、有価証券または債券の売却が適用ある証券法に基づき登録されているか、または当該登録要件の免除が適用可能でない限り、これらの有価証券または債券を公募により売却することはできません。さらに、投資先ファンドは、場合によっては、一定期間にわたって、特定の有価証券または債券の売却を行うことを契約により禁止または制限される可能性があります。その結果、投資先ファンドが本来売却を希望する時点において、ポートフォリオ投資対象の売却が許可されない場合があります。

予測 投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社またはポートフォリオ・エンティティによって行われる、ポートフォリオ・エンティティの将来のパフォーマンス、成果およびキャッシュフローに係る予測に基づき、ポートフォリオ投資を行います。予測は、本質的に投資先ファンド運用会社およびポートフォリオ・エンティティの支配の及ばない不確実性および要因に左右されるため、投資家は、ポートフォリオ投資対象が投資先ファンドの経営陣が期待するリターンを生み出すことにつき保証されません。一定の前提条件が不正確であること、一定の要件を充足しないこと、およびその他の不測の事態の発生により、予測される価値、成果およびキャッシュフローを実現するポートフォリオ・エンティティの能力が損なわれる可能性があります。さらに、投資先ファンドがある特定のポートフォリオ投資対象を取得した後において、経営陣または投資先ファンド運用会社は、市況の変化を反映するよう、またはその他の関連する事実および状況に基づき、予測されるリターンを調整する場合があります。

評価リスク 投資先ファンドのポートフォリオ投資対象案の性質を考慮すると、投資先ファンドは、その一定の資産の評価（投資先ファンドの清算時における非流動的な有価証券の販売に関連する評価を含みます。）につき、A I F Mに依拠する可能性があります。A I F Mは、当該評価の決定をサポートする適格な評価専門家を起用することができますが、かかる専門家の起用は、必ずしも要求されるものではありません。予定されるポートフォリオ投資対象の性質、ならびにインフレ率の上昇、金利の上昇、景気後退の可能性、ウクライナにおける現在の紛争およびC O V I D 19に関連する継続中の不確実性がもたらす影響に関する懸念による現在の金融市場における著しい不確実性および不安定性を考慮する

と、資産の評価は困難となる可能性があります。投資先ファンドの資産の価値の基準となる、市場における類似の投資対象は、比較的希少である可能性があります。また、上記の要因がもたらす経済的な影響の最終的な範囲は、将来の動向次第ですが、不確実性が高く、現時点では予測することができません。上記「公衆衛生リスク」もご参照ください。したがって、かかる評価は、推論的なものとなる可能性があります。

評価 投資先ファンドの月次NAV(文脈に応じて、投資先ファンド、投資先マスター・ファンドまたはBII投資先ファンドの純資産価額をいいます。以下、同じです。)を計算することを目的として、投資先ファンドのポートフォリオ投資対象は、一般的に、まず始めに、当該投資対象の投資先ファンドの持分割合に基づき、原価法により評価され、投資先ファンドは、これにより、当該時点の公正価値が示されるものと期待しています。しかしながら、AIFMが投資対象の原価が当該時点の市場価格を反映していないと考える限り、投資先ファンド運用会社は、当該評価を調整する可能性があります。その後、その一部において、評価方針に従い(投資先ファンドの独立評価アドバイザーとしての)AIFMがレビューした、独立第三者鑑定機関によって行われる投資先ファンドの各ポートフォリオ投資対象の鑑定に基づき、ポートフォリオ投資対象の評価は投資先ファンド運用会社により決定されます。例外的な状況においては、年に一度行われる鑑定が短期間延期される場合もあります。モーゲージ、優先株およびメザニン・ローンなどの特定の投資対象については、市場相場が存在するとは考えにくいです。投資先ファンドが取得したローンについては、一般的に、当該ローンの取得価額がその当初価額となります。投資先ファンドが組成したローンについては、その当初価額は、一般的に、当該ローンの額面金額となります。当該各投資対象は、その後、投資先ファンド運用会社によって評価されます。さらに、投資先ファンド運用会社は、その裁量により、投資先ファンドの資産および負債を評価し、投資先ファンドのNAVを計算する、該当する月の末日の後に入手可能となる重要な市場データおよびその他の情報(NAVの計算が行われる該当する月の末日時点のもの)を検討することができますが、これは義務ではありません。

評価方針のパラメーターの中で、投資先ファンドのポートフォリオ投資対象を評価するために用いられる評価方法には、主観的な判断および予測が含まれており、これは、正確なものではない可能性があります。評価方法には、将来の出来事に関する仮定および意見も含まれますが、これらは、正しいものであることが判明する場合もあれば、そうではない場合もあります。投資先ファンドのポートフォリオ投資対象の評価および鑑定は、公正価値の見積りにすぎません。これらの公正価値の計算には、観測可能な属性および観測不可能な属性の両方を適用する際における重要な専門的判断が伴うため、計算される投資先ファンドの資産の公正価値は、実際の実現可能価額または将来の公正価値とは異なる可能性があります。資産の価値が最終的に実現されるか否かは、投資先ファンドの支配ならびに投資先ファンド運用会社および(投資先ファンドの独立評価アドバイザーとしての)AIFMの支配の及ばない経済、市場およびその他の状況に大きく左右されます。さらに、資産の市場価格は、自発的な買い手と売り手との間の交渉によってのみ決定されるため、評価は、必ずしも資産が売却されるであろう価格を示すとは限りません。このように、資産の帳簿価額は、当該資産が市場で売却され得る価格を反映していない可能性があり、帳簿価額と最終的な売却価額との差額が重大となる可能性があります。また、取引量が少ない場合には、鑑定の観点において検討可能な市場取引がより少なくなるという理由で、正確な評価を得ることがより困難になります。当該資産、投資先ファンドの投資証券の募集価格、投資先ファンドが投資証券の買戻しのために支払った価格または直接的もしくは間接的に投資先ファンドが投資先ファンド運用会社に支払った、NAVもしくはパフォーマンスに基づく報酬の評価にあたり、当該評価が投資先ファンドの資産の実現可能価額を正確に反映していないことが証明される範囲において、遡及的な調整は行われません。投資先ファンドは、そのNAVの計算方法について、業界の標準的な慣行と合致していると考えていますが、NAVを計算するために利用可能な方法は、この他にも存在します。そのた

め、ブルックフィールドの他の私募ファンドは、NAVを決定するために、異なる方法または仮定を用いる可能性があります。

セカンダリー投資は、通常、ポートフォリオ・ファンド管理会社または第三者のスポンサーが報告する最新の純資産価額に基づいて評価されます。本書のいかなる規定も、投資先ファンドによるセカンダリー投資に関して適用ある法令、投資先ファンド定款およびプロスペクトに基づき適切な資産評価およびNAV計算を行う義務につき、AIFMを免除するものではありません。

上場投資証券のリスク —または複数のクラスの投資証券が公認の証券取引所に上場される場合があり、したがって、かかる投資証券の保有者は、非上場投資証券の保有者に比べて追加的なリスクを負う可能性があります。上場投資証券の保有者は、当該投資証券の上場に関連して、自身の非上場投資証券よりも多額の手数料、経費および費用の支払いを求められる可能性があります。上場投資証券の保有者は、公認の証券取引所においてその上場投資証券を自由に譲渡することができますが、特に関連する経済情勢によっては、当該投資証券の市場が存在しないか、または限定的である可能性があります。そのため、当該上場投資証券のかかる証券取引所における流動性および価格は、当該投資証券が実勢NAVに対して割引価格で取引される場合を含め、随時変動する可能性があることに留意する必要があります。投資主は、投資証券が上場されている限りは自由に譲渡可能であることが期待されるため、当該上場投資証券の保有者の中には、投資主としての地位がファンドに損害を与える可能性のある禁止人物に該当する者がいる場合があるというリスクが存在することに留意すべきです。上場投資証券の保有者は、投資先ファンドに適用される条件に加えて、当該投資主の上場投資証券の取引方法に影響を与える規則に関連する証券取引所が設けている場合があることに留意する必要があります。特に、かかる証券取引所は、状況によっては、当該投資証券の取引を停止することが許可される場合があり、その場合、上場投資証券の保有者は第三者との取引ができなくなる可能性があります。また、投資主は、上場投資証券を保有している場合は、上場投資証券が非上場投資証券に転換される可能性があること、非上場投資証券を保有している場合は、非上場投資証券が上場投資証券に転換される可能性があること、および、いずれの場合も、かかる転換がプロスペクトの条件に従って行われることにも留意すべきです。

NAVの上限 投資先ファンドのNAVを計算するために投資先ファンドが使用する方法（投資先ファンドのNAVの計算に使用される構成要素を含みます。）は、CSSF、SECまたはその他の規制当局の規則によって規定されていません。さらに、NAVを計算するにあたり、どの構成要素を用いるべきかを規定した会計規則または会計基準は存在せず、投資先ファンドのNAVは、投資先ファンドの独立した登録会計事務所による監査を受けていません。投資先ファンドは、投資先ファンドが投資証券の売却および買戻しを行う価格を設定するためにのみ、NAVの計算および公表を行っており、投資家は、投資先ファンドの過去または将来の財務状況またはパフォーマンスの指標として投資先ファンドのNAVをみなすべきではありません。投資先ファンドのNAVを計算するにあたり使用される構成要素および方法は、現在または将来において、他の企業によって使用されるものとは異なる可能性があります。

また、投資先ファンドのNAVの計算は、投資先ファンドの資産および負債の評価を組み込んだ範囲において、IFRSに準拠して行われていません。これらの評価は、投資先ファンドが資産の売却を余儀なくされた場合に実現され得る清算価値とは異なる可能性があります。

さらに、投資先ファンドが投資証券を売却し、買戻す価格（ならびに投資先マスター・ファンドおよびBII投資先ファンドが投資先ファンド運用会社に対して支払うべき手数料）に影響を及ぼしかねない、投資先ファンドのNAVの計算における誤りが生じる可能性があります。AIFMは、NAVの計算におけるかかる誤りに対処するために、一定の方針および手続を実施しています。かかる誤りが発生した場合、投資先ファンド運用会社は、各誤りを取り巻く状況およびかかる誤りが投資証券の売却価格もしくは買戻価格または投資先ファンド運用会社の運用報酬額に及ぼす影響の範囲に応じて、その単独

の裁量により、かかる誤りに応じて一定の是正措置（ブルックフィールドの方針および手続に従って、従前のNAVの計算に対する調整を行うことを含みます。）を講じることを決定することができます。上記を損なうことなく、NAVの計算に使用される方法は、ルクセンブルグにおいて適用される会計規則に従わなければなりません。NAVの計算に誤りがあった場合、AIFMおよびファンドは、CSF通達24/856に定める原則および規則を遵守することを意図しており、また、監査人は、関連する投資先ファンドの監査済年次報告書を作成する義務を負います。

費用配分 投資先ファンド定款に定める諸条件に基づき、投資主は、（a）単一の投資主、投資先マスター・ファンド、BII投資先ファンド、保有ビークルまたは投資主が参加できないその他のあらゆるファンド・エンティティ（以下それぞれ「ファンド・エンティティ」という。）または（b）投資先ファンドが参加しないポートフォリオ投資に起因する可能性がある諸費用（ブローカー・ディール費用および持分のマーケティングに関連して用いられるウェブキャスト、ビデオ会議またはその他の技術サービスに関して生じる費用を含みます。）を含む、投資先ファンドの設立費用および運営費用の合計額を集団で負担することが一般的に期待されています。

管理文書の解釈 投資先ファンドの管理文書は、投資先ファンド、投資主、ブルックフィールドおよびその他の関連当事者の間における複雑な取決めについて規定しています。特定の状況において、特定の当事者の権利および義務に関する疑義が生じる場合がありますが、これらの中には、当該文書の交渉および締結の際に企図されていないものもあります。場合によっては、管理文書の実施規定は、広範な、不明確な、一般的な、相反する、不明瞭な、または漠然としたものである可能性があり、複数の合理的な解釈が可能であることがあります。他にも、直接的に適用可能な条項が存在しない場合もあります。ブルックフィールドは、関連する規定を誠意をもって、かつ、その法的義務を遵守する方法で解釈しますが、用いられる解釈は、必ずしも投資先ファンドまたは投資主にとって最も有利なものとは限りません。

異なる投資証券クラスに適用される料金の違い；管理報酬の割引 投資先ファンドが募集する一定の投資証券クラスは、トレーラー・フィーの対象となるか、または一般的に投資証券には適用されないその他の料金および費用の対象となる場合があります。当該料金および費用は、当該投資証券の所有者に開示され、また、当該料金および費用を負担しない投資主と比較すると、該当する投資主の投資リターンのパフォーマンスに重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があります。特定の投資主は、管理報酬（投資先ファンド運用会社の関連会社の管理報酬を含みます。）の全部または一部が免除される権利を有します（投資先ファンドが投資先マスター・ファンドにおける同等の手数料無料の受益証券クラスに投資する手数料無料の投資証券クラスの募集を実施することにより実現される場合があります。）。

投資証券のパッシブ投資 投資先ファンドの業務の運営は、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社に独占的に委ねられ、各投資主は、投資先ファンドが取得するポートフォリオ投資対象の選定および組成に関して、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社の能力に依拠しなければなりません。投資主は、投資先ファンドの事業の運営または支配に参加せず、投資先ファンドが取得するポートフォリオ投資対象または当該ポートフォリオ投資対象の担保として直接的または間接的に機能する財産に関する、関連する経済情報、財務情報およびその他の情報を自ら評価する機会を持ちません。投資先ファンド運用会社が適切なポートフォリオ投資対象の選定に成功することまたは投資先ファンドの目的が達成されることを保証することはできません。

ポートフォリオの集中化 分散は投資先ファンドの目的であり、プロスペクトスには分散に関する一定の制限が記載されていますが、ポートフォリオ投資において実際に達成される分散の程度に関する保証

はなく、投資先ファンドの資産構成は、分散が投資先ファンドの投資の主要な焦点であった場合の資産構成とは異なったものとなる可能性が高いです。当該制限のうちの1つは、特定の業界におけるポートフォリオ投資対象に関するものです。特定のセクターが複数の業界から構成されている場合を考慮すると、投資先ファンドは、特定のセクターにおいて、プロスペクタスに定める「業界毎の」制限を上回る方法でポートフォリオ投資対象を保有することができます。また、プロスペクタスに定める分散制限に関して、割合に係る制限の基礎となる金額は、投資先ファンドが再投資を行うことを選択する金額に応じて増加させることができます。投資先ファンドがそのポートフォリオ投資対象を特定の地理的地域、有価証券、セクター、業界または投資の段階に集中させる限りにおいて、当該ポートフォリオ投資対象は、当該地域、有価証券の種類、セクター、業界または投資の段階に当てはまる不利な経済的または事業上の状況から生じる価値の変動の影響をより受けやすくなる可能性があります。投資先ファンドは、限られた数のポートフォリオ投資のみを行う可能性があり、一般的に、ポートフォリオ投資には高度なリスクが伴うため、いくつかのポートフォリオ投資対象によるパフォーマンスの悪化により、投資主に対するトータル・リターンに深刻な影響が及ぶ可能性があります。ポートフォリオ投資が予測と一致しなかった場合、投資先ファンドは、当該ポートフォリオ投資対象に投資された資本の一部または全部を失う可能性があります。

投資対象の処分に伴うリスク 特定の種類のポートフォリオ投資対象の処分に関連して、投資先ファンドは、典型的に、事業の売却に関連して行われる、該当するポートフォリオ・エンティティの業務および財務に関する表明を行うよう要求されるか、または適用ある証券法に基づく開示文書の内容に責任を負う場合があります。投資先ファンドはまた、かかる表明または開示文書が間違っているか、不正確であるか、または誤解を招くものであることが判明した場合、当該ポートフォリオ・エンティティの購入者または引受業者を補償するよう要求される場合があります。これらの取決めにより偶発債務が発生し、これにより、最終的には投資先ファンドが資金を提供しなければならなくなる可能性があります。

迅速な取引 投資先ファンド運用会社によるポートフォリオ投資対象の分析および決定は、投資機会を活用するために、迅速に行うよう頻繁に求められる場合があります。かかる場合、投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社が投資決定を行う際に入手できる情報は限られる可能性があり、投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社は、ポートフォリオ投資対象に関する詳細情報を入手できない可能性があります。したがって、投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社が、ポートフォリオ投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があるすべての状況に関する知識を有していることを保証することはできません。

資産に対する償還請求権 投資先ファンドが行ったポートフォリオ投資および投資先ファンドが保有する資金を含む、投資先ファンドの資産は、投資先ファンドのすべての債務およびその他の負債の返済に利用することができます。投資先ファンドが何らかの債務の対象となった場合、債務の返済を受けようとする当事者は、一般的に、投資先ファンドの資産に対する償還請求権を有することができ、これは、負債の原因となったポートフォリオ投資対象を表章する資産等の特定の資産に限られることはありません。

免責および補償 プロスペクトাসに詳述されるとおり、投資先ファンド定款および申込契約に記載される一定の免責および補償に関する規定により、当該投資先ファンド定款および当該申込契約に定める一定の限られた例外条項に従い、本来投資主およびその他の当事者が、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社、A I F M、そのいずれかの関連会社ならびにその各々の役員、取締役、従業員、株主、パートナー、社員、マネージャー、代理人およびコンサルタント、その他の当事者（投資先ファンド定款において定められます。）に対して行使することができる請求権が制限される場合があります。投資先ファンドはまた、投資先ファンド定款に定める一定の限られた例外条項に基づき、投資先ファンドの業務に関して、かかる者を補償する義務を負います。一定の投資主は、規制上または政策上の理由により、補償義務に係る資金提供を行うことが許可されない場合があります、または当該義務に係る資金提供を行う投資主の能力が制限される場合があります。この場合、投資先ファンドは、当該義務がいずれかの制限対象投資主による表明、保証または誓約事項の違反によって直接引き起こされたものであったとしても、補償義務に係る不足額を返済するよう要求される場合があります。

脱退の要求 投資先ファンド取締役会は、その裁量により、ある投資主による投資先ファンドへの継続的な参加が、例えば、投資先ファンドが適用法に違反することになるなどの重大な悪影響を投資先ファンドに及ぼす可能性がある場合、当該投資主に対し、投資先ファンドから脱退（または一部脱退）するよう要求することができます。当該要件については、投資先ファンド定款において概説されています。かかる脱退の要求は、当該投資主が投資先ファンドにおける自らの投資対象の価値の全貌を認識できないことまたはその脱退に関する分配金を適時に受領できない等の否定的な結果をもたらす可能性があります。

ブルックフィールドに対する請求；規制当局による調査 ブルックフィールドは、世界中に多くの投資戦略ならびにオフィスおよび従業員を擁する世界的なアセット・マネージャーです。ブルックフィールドおよびその関連会社の広範な業務を考慮すると、ブルックフィールドおよびその関連会社の通常の業務（投資先ファンド運用会社の通常の業務を含みます。）の過程において、請求（または請求のおそれ）ならびに政府による調査、検査、情報提供の要請、監査、照会、召喚およびその他の規制上の手続または民事訴訟手続が発生し、または発生する可能性があります。かかる調査、行為および法的手続は、投資先ファンドに対し、ブルックフィールド（投資先ファンド運用会社を含みます。）の評判の悪化その他を含む影響を及ぼす可能性があります。当該事項が不利な形で解決されることにより、ブルックフィールド（投資先ファンド運用会社を含みます。）にマイナスの影響を及ぼす可能性がある刑事責任または民事責任、罰金、和解、課徴金、違約金またはその他の金銭的もしくは非金銭的な救済もしくは制裁措置が生じる可能性があります。さらに、かかる行為および法的手続には、特定の法域において、または特定の種類の活動に関連して、投資先ファンドに対する厳格責任に関する請求または類似のリスクが伴う可能性があります。ブルックフィールド（投資先ファンド運用会社を含みます。）は、適用ある規則および規制の不遵守からの保護を目的として設計された方針および手続を実施していますが、当該方針および手続が十分なものであることまたはすべての場合においてブルックフィールドを保護することを保証するものではありません。

ブルックフィールドの信用事由またはブルックフィールドの業務に対する悪影響に関するリスク 投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社は、ブルックフィールドの他のエンティティとは別個の法主体ではありますが、ブルックフィールドに著しい財務上の困難または信用格付けにおける引下げが発生した場合、またはブルックフィールドの支配権の変更があった場合には、投資先ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。この点において、ブルックフィールドまたは投資先ファンド運用会社の財務上の困難、信用格付けの引下げまたは支配権の変更は、投資先ファンド運用会社による人員の維持を困難にさせ、ブルックフィールドが、投資先ファンドへの投資もしくは投資先ファンドと並行した投資に係るコミットメントについて不履行に陥る可能性を増加させ、またはその他投資先ファンドおよびその投資目的を達成する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす原因となる可能性があります。かかる事由により、投資先ファンドが負担する債務に関連して、債務不履行、貸出基準額の減額その他の悪影響が引き起こされる可能性もあります。同様に、他のブルックフィールド・アカウントが多額の損失を被った場合、ブルックフィールドの収益が大幅に減少する可能性があります。かかる収益の減少により、ブルックフィールドの資本拠出に係るコミットメントに係る大幅なドローダウンまたはその投資もしくは見込み投資に対するコミットメントを履行する能力に影響が及ぼされる可能性があります。ブルックフィールドがその資本拠出に関して債務不履行に陥った場合、当該債務不履行により、投資先ファンドの借入債務について債務不履行が引き起こされ、投資先ファンドおよび投資主に悪影響が及ぶ可能性があります。

悪評 投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、それぞれ、労働争議および環境への悪影響ならびに政府による監視から生じる事項などの悪評に係るリスクに直面しています。さらに、ポートフォリオ・エンティティの従業員およびブルックフィールドの従業員は、ブルックフィールドまたは投資先ファンドに対する請求を行う可能性があります。これにより、報道機関の否定的な注目を集めるだけでなく、悪評が生じる可能性もあります。かかる悪評は、ポートフォリオ投資対象に資金を供給する投資先ファンドの能力またはその他投資先ファンドの投資目的を達成する投資先ファンドの能力に重大な影響を及ぼす可能性があります。

追加投資 当初ポートフォリオ投資の後、投資先ファンドは、追加の資金の提供を要求されるか、または既存のポートフォリオ投資対象に対する、もしくはこれに関連するポートフォリオ投資を増加させる機会を得る可能性があります。投資先ファンドが追加投資を行うことまたは投資先ファンドが当該追加投資を行うために十分な資金を有していることに関する保証はありません。投資先ファンドが追加投資を行わないという判断または投資先ファンドが追加投資を行う能力を有しないことは、当初ポートフォリオ投資対象に著しい悪影響を及ぼし、これにより、投資先ファンドのための機会の喪失または当該ポートフォリオ投資対象の希薄化が生じる可能性があります（例えば、追加の第三者共同投資家またはブルックフィールドの自己勘定を含むブルックフィールド・アカウントから等、かかる追加的な資金調達に関する需要を充足するために代替資本が使用される場合。）。一定の状況においては、追加投資は、ポートフォリオ投資対象における不利な動向を原因として生じる可能性があり、当該追加投資への資金調達は、必ずしもかかる動向に対処するものであるとは限らず、投資先ファンドが当該ポートフォリオ投資対象について被る損失を増加させることになる可能性があります。プロスペクタスに記載されている適用ある制限に従い、別のブルックフィールド・アカウントが投資先ファンドを代理し、または投資先ファンドと並行して、いずれかの追加投資対象に投資する場合があります。さらに、投資先ファンドが追加投資を行う場合、当該追加投資が成功する保証はありません。最後に、追加投資の投資家に対する税効果は、少なくとも部分的には、投資先ファンドが以前に行ったポートフォリオ投資の投資対象の構成によって決定される可能性が高いです。かかる税効果は、投資先ファンドの当初ポートフォリオ投資が行われた後、追加投資が行われる前までに行われる税法の変更により、投資家に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンド、他のブルックフィールド・アカウントおよび/またはその他の第三者（共同投資家を含みます。）の間においてポートフォリオ・エンティティにおける当初の投資対象が共有され、当該当初ポートフォリオ投資対象に関して追加投資の機会が生じた場合、当該追加投資は、必ずしも当初ポートフォリオ投資と同一の割合で行われるとは限りません（数ある理由の中でも、（ ）関連するエンティティが当該追加投資の望ましさに関して異なる見解を有しているか、または関連するエンティティの利用可能な資本の額が異なっている場合、（ ）追加投資の機会が異なる投資対象特性を有しているか、または関連するエンティティにあまり適合しない特性を有している場合、（ ）ブルックフィールド・アカウントが投資先ファンドを支援するために、該当する当初ポートフォリオ投資に参加し、該当する追加投資に関して、同様の支援が必要ないかまたは適切でないと判断した場合、または（ ）以前に、投資先ファンドがつなぎ融資（下記「つなぎ融資のリスク」をご参照ください。）を提供する代わりにブルックフィールドが中間融資を提供した場合を含みます。）。かかる場合、当該当初ポートフォリオ投資における一または複数の当該エンティティの持分は、投資先ファンドまたはその関連会社によって決定される評価において希薄化されます。当該評価に関して、希薄化されるエンティティを一方とし、増加が生じるエンティティを他方として、異なる見解が生じる可能性があります。上記「評価リスク」についてもご参照ください。また、当該追加投資は、当初ポートフォリオ投資が行われたポートフォリオ・エンティティの資本構成の部分とは別の資本構成の一部において行われる可能性もあります。

一般的に、投資先ファンドは、当初ポートフォリオ投資に従い、追加投資の機会を比例按分して提供しますが、時機またはその他の考慮事項を理由として、投資先ファンドは、共同投資家または他のブルックフィールド・アカウントに帰属する追加投資対象の一部をつなぎ融資として行い、その後、当該共同投資家または他のブルックフィールド・アカウントに対し、当該追加投資対象の一部の売却を行う可能性があります。この状況において、共同投資家または他のブルックフィールド・アカウントが追加投資対象における自らの部分を投資先ファンドから取得する保証はなく、場合によっては、共同投資家および他のブルックフィールド・アカウントは、投資を行うか否かを決定する前に、長期間にわたって当該追加投資対象を評価する機会が与えられる可能性もあります。さらに、投資先ファンドが適切であると判断する限りにおいて、かつ、投資先ファンドが当該目的のために利用可能な資金を十分に有している場合（適用ある資金調達義務その他の適用ある考慮事項を考慮します。）、投資先ファンドは、追加投資に参加していない共同投資家に帰属する当該追加投資部分に関して、効率性、管理上または運営上の便宜その他の類似の考慮事項を目的として、ポートフォリオ投資に対するその他の中間融資を行うことができます。追加投資のかかる追加部分については、その後、シンジケート組成が行われず、その代わりに、投資先ファンドにより払戻しが行われる可能性もあります。投資先ファンドは、共同投資家に代わって行われる追加投資またはかかるその他の資金調達について報酬または利息を受領できる場合もあれば、そうでない場合もあり、当該金額が投資先ファンドのクレジット・ファシリティにおいて保有されている限りにおいて、投資先ファンドは、これに関して支払われるべき利息につき、責任を負う可能性があります。共同投資家が追加投資対象における自らの部分を投資先ファンドから取得することができないか、または取得しないことを決定した場合、投資先ファンドは、投資先ファンドが当該部分のシンジケート組成を行うことができない場合には、当初の予想よりも多額の割当て（および関連費用）を有することになります。

借入れ 投資先ファンド定款およびプロスペクトス（サブリメントを含みます。）に定める一定の制限に従い、投資先ファンド運用会社は、投資先ファンド・レベルまたは投資先ファンドの子会社において、担保付きでまたは無担保での借入れを随時行うことを意図しています。この負債が生じた場合は、主に投資先ファンドの資産により担保されることが見込まれています。さらに、投資先ファンド運用会社は、レバレッジをかけることが賢明かつ適切であるかを評価することを意図しており、金利の大幅な上昇などの不利な経済的要因により、投資先ファンド運用会社はその裁量により当該レバレッジをかけ

ないことを選択する可能性があることを考慮すると、レバレッジがかけられることを保証することはできません。

投資先ファンドまたはその子会社（ポートフォリオ・エンティティを含みます。）がどの程度レバレッジを利用するかは、投資主に対して重大な影響を及ぼす可能性があります。これには、（a）投資先ファンドの純資産の大幅な変動、（b）追加的なポートフォリオ投資、分配またはその他の目的のためよりも、債務および関連諸費用のためのキャッシュフローの使用（資本拠出を含みます。）、（c）金利のレベルが上昇した場合における支払利息の増加、（d）特定の状況における、投資先ファンドの債務の弁済を行うためのポートフォリオ投資対象の早期処分、ならびに（e）投資先ファンドがそのパートナーに対して分配を行うまたは負債を担保するために差し入れられた資産を売却するための投資先ファンドの柔軟性に関する制限を含みますが、これらに限りません。投資先ファンドが債務弁済義務を履行するために十分なキャッシュフローを有する保証はありません。そのため、一般的にポートフォリオ投資対象の流動性が乏しいことを理由として、投資先ファンドの損失に対するエクスポージャーが増加する可能性があります。

投資先ファンドが締結したクレジット・ファシリティに関して、その借入人は、（A）一または複数の貸付人に対して一定の表明および保証を行うこと、ならびに（B）当該表明および保証が不正確なものであった場合、クレジット・ファシリティに基づき貸付人を補償することを要求される場合があります。これらの取決めにより、投資先ファンドおよび/またはその子会社の偶発債務が発生する可能性があります。投資先ファンドは、このために準備金またはエスクロー・アカウントを設定することができます。

さらに、一定の状況においては、一または複数の特定のポートフォリオ投資対象の利益のために、投資先ファンド・レベルで借入れが生じる可能性があります。これにより、一または複数の投資主が当該ポートフォリオ・エンティティに対する投資を免除されている場合であっても、当該投資先ファンドのすべての資産が債権者の請求にさらされる可能性があります。

資金調達 投資先ファンドが資金調達目標を達成する保証はありません。投資先ファンドが資金調達目標を達成できない場合、投資先ファンドは、より多くの資本拠出を前提とする分散化された目標に基づき、ポートフォリオ投資を行うことができた可能性があります。その結果、投資先ファンドは、予想または希望よりも高い集中度合いで資本の配分（特定の地理的地域、業界、投資の段階、有価証券の種類または単一のポートフォリオ投資対象への配分を含みます。）を行う可能性があり、当該ポートフォリオ投資対象の売却を行う義務を負いません。

レバレッジされたポートフォリオ投資対象 投資先ファンドが投資を行う一定のポートフォリオ投資対象は、レバレッジが行われる（投資先ファンドのポートフォリオ投資対象に優先するレバレッジを含み、その一部は、第一順位の抵当権によって担保される可能性があります、および/または変動金利である可能性があります。）ものと予想されます。レバレッジされたポートフォリオ・エンティティの投資対象により、資本増加の機会がもたらされ、投資先ファンドは、当該時点の状況に基づき適切であると考えられる方法によってレバレッジの利用を試みますが、当該ポートフォリオ投資対象は、金利の大幅な上昇、深刻な景気後退または当該ポートフォリオ・エンティティの状況の悪化等の不利な経済的要因により多くさらされることになり、当該ポートフォリオ・エンティティは、財務および運営を制限する誓約条項の対象となる可能性があります。このレバレッジにより、これらの要因または事象が発生した場合、当該ポートフォリオ投資対象（その全体的な収益性または支払能力を含みます。）に対しては、レバレッジの少ない企業と比較して、より深刻な悪影響が生じる可能性があります。これにより、当該ポートフォリオ・エンティティの将来の事業活動および資金需要に対する資金調達力が損なわれ、財務および運営を制限する誓約条項が適用されることになる可能性があります。その結果、変わりゆく事業および経済状況に対応する当該ポートフォリオ・エンティティの柔軟性が制限される可能性があります。

す。当該ポートフォリオ・エンティティが、自らの負債に係る元本および／または利息の支払いを履行するために十分なキャッシュフローを生み出すことができない場合、または定期的な配当の支払いを行うことができない場合、当該ポートフォリオ・エンティティは、ローン契約につき債務不履行に陥るかまたは破産を余儀なくされる可能性があります。その結果、当該ポートフォリオ・エンティティの資本構成の再構築または清算が生じ、その場合、当該ポートフォリオ・エンティティのポートフォリオ投資対象の価値は、大幅に減少するか、または除外される可能性さえあります。投資先ファンドが取得する債務証券は、一般的に複雑な資本構成となり得るものの中で最も上位に位置するものではなく、したがって、より大きな損失リスクの対象となります。さらに、投資先ファンドが投資を行ったポートフォリオ投資対象が支払不能に陥った場合、投資先ファンドは、投資先ファンドが費用の全部または一部を負担して、これらに関連するカウンセラーおよびその他のアドバイザーを起用することにつき、他の債権者と協力した上でまたは投資先ファンドが単独で決定することができます。

さらに、不利な経済的な変動により、一部の貸付人が、信用条件に対してより厳しい制限を課し、または投資先ファンドが投資を行おうとする市場で利用可能な信用額を全般的に減額することになる可能性があります。信用市場の引締めまたは不利な変化によるマイナスの影響により、（a）（もしあったとしても）有利な条件によるポートフォリオ投資対象の取得に係る資金調達を行うことができず、（b）資金調達コストが増加し、または（c）より厳しい制限条項を有する資金調達が生じることになる可能性があります。かかる変化は、ひいてはポートフォリオ投資対象のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドがポートフォリオ投資対象を処分する準備が整った時点で、即座に利用可能かつ合理的な価格のデット・ファイナンスを潜在的購入者が利用することができない限りにおいて、このような状況により、潜在的購入者の人数および購入者が投資先ファンドに支払おうとする価格に重大かつマイナスの影響が及ぶ可能性があります。

投資対象および／または関連会社の保証 投資先ファンドは、投資先ファンドのポートフォリオ投資対象、共同投資ビークルおよび／または関連会社の負債その他の債務を保証する場合があります。そのため、当該ポートフォリオ投資対象または関連会社がその負債に関して債務不履行に陥った場合、投資先ファンドは、当該債務を返済するよう要求されます。かかる返済を行うために、投資先ファンドは、出資を請求するか、またはポートフォリオ投資対象の一部または全部を、公正価値を著しく下回る可能性がある価格で早期清算する可能性があります。さらに、投資先ファンド、投資先ファンドの子会社またはその関連会社は、ポートフォリオ投資を促進するために、負債につき保証し、または信用状その他のクレジット・サポートを提供する場合がありますが、当該信用状その他のクレジット・サポートには、明示的な制限が課される予定はなく、当該保証または信用状が投資先ファンドに悪影響を及ぼさない保証はありません。そのため、当該ポートフォリオ投資対象または関連会社がその負債に関して債務不履行に陥った場合、投資先ファンドは、当該負債を返済するよう要求されますが、その場合、投資先ファンドは、当初予想していたよりも多額の投資を行う可能性があります。かかる返済を行うために、投資先ファンドは、出資を請求するか、またはポートフォリオ投資対象の一部または全部を、公正価値を著しく下回る可能性がある価格で早期清算する可能性があります。

つなぎ融資のリスク 投資先ファンドは、ポートフォリオ投資のクロージング後において、ポートフォリオ投資対象を売却し、その借換えを行い、またはその他これを減じる意図をもって、一または複数の第三者による共同投資を通じて行われるものを含む、ポートフォリオ投資（追加投資を含みます。）を行うことができます。当該ポートフォリオ投資には、投資先ファンド運用会社が投資先ファンドに単独では取得させない可能性のある資産（当該資産のリスク／リターンの特性その他の特性が投資先ファンドにとって望ましいものではないかまたは適切なものではない可能性があることを理由とする場合を含みます。）を含めることができ、投資先ファンド運用会社は、処分、借換え、共同投資または別の取引を通じて、当該資産に対する投資先ファンドのエクスポージャーを減少させようとする場合があります。

す。これらの状況において、投資先ファンドの戦略は、まず始めに当該ポートフォリオ投資対象を売却し、その借換えを行い、またはこれに対するエクスポージャーを減らすことに合意した上で、これらを実施する投資先ファンドの能力に部分的に依存することがあります。この場合、当該資産におけるもしくは当該資産のための十分な持分が存在しない可能性があること、または第三者が共同投資のために提案された額の全部もしくは一部を受け入れない可能性があることなどから、投資先ファンドがこれらの実施に成功すること、または当該取引の条件が魅力的なものであることに関する保証はありません。投資先ファンドがかかる予定された取引を完了できない場合、そのポートフォリオ投資対象は、他の場合に比べて分散化が乏しいものとなり、また、投資先ファンドの一定のポートフォリオ投資対象、地域およびセクターに対するエクスポージャー（投資先ファンド運用会社が単独では取得しなかったであろう資産またはつなぎ融資を伴わない単一のポートフォリオ投資対象に投資することが認められている金額を超えるポートフォリオ投資に対するエクスポージャーを含みます。）が意図または希望よりも大きくなる可能性があります。さらに、投資先ファンドが予定された取引を完了することができない場合、投資先ファンドは、当該取引の遂行に関連して、ブローカー・ディール費用および関連費用を負担する可能性があります。

一般的に、投資先ファンドがつなぎ融資を伴うポートフォリオ投資を減らす場合（処分または共同投資を通じて行う場合を含みます。）、当該取引は、当該時点において関連する事実および状況（これには、当該ポートフォリオ投資に係る投資先ファンドの費用（および諸費用のうち割当可能な部分）が含まれる可能性があります。）ならびにその他の市場における事象および影響力を考慮した上で、投資先ファンド運用会社および購入者によって交渉される価格で完了されます。当該取引価格が、当該ポートフォリオ投資対象に係る投資先ファンドの費用と同等またはそれ以上となること、または当該ポートフォリオ投資対象の当該時点の市場価格、これに関連するすべての諸費用またはある融資に典型的に関連する利息その他の持越費用が必ずしもまたは正確に反映されたものである保証はありません。さらに、投資先ファンドは、投資先ファンドがポートフォリオ投資対象を保有している間にその価値が減少した場合を含む一定の市況において、取引を完了することができないリスクの増大に直面する可能性があります。投資先ファンドは、当該取引が完了されない場合、または当該ポートフォリオ投資対象に対する投資先ファンドのエクスポージャーを減らすために共同投資対象を安い価格で売却することが要求される場合、当該ポートフォリオ投資対象に係る損失を負担することを要求されます。

投資先ファンドがつなぎ融資を行うことができたであろう状況において、ブルックフィールドは、投資先ファンドに代わって当該中間融資（当該中間融資を、以下「シンジケート金額」といいます。）を行うことを選択することができます。ブルックフィールドは、かかる状況において、一または複数の他の当事者に対する当該持分のシンジケート組成を行うことを見込んでいますが、当該シンジケート組成が成功する保証はありません。当該シンジケート組成が成功しなかった場合、ブルックフィールドは、当初意図したよりも多くの該当するポートフォリオ・エンティティを所有することになります。さらに、かかる状況において、当該ポートフォリオ・エンティティにおいて追加投資が行われた場合、投資先ファンドは、中間融資を提供するブルックフィールドに代わってあたかも投資先ファンドが当初のつなぎ融資を行ったかのように、当該追加投資の比例按分での持分および当該シンジケート金額に関連する金額の資金調達を行うよう要求される場合があります。そのため、ブルックフィールドおよび投資先ファンドは、それぞれ、当該追加投資において、これに関連する当初ポートフォリオ投資対象とは異なる持分権を有する可能性があります。上記「追加投資」についてもご参照ください。

分配；分配金の再投資 投資先ファンドは、投資先ファンド定款およびプロスペクトスに記載される許可された出金に関連するもの以外の分配を行うものとは予測していません。

米ドル建て投資証券 投資証券は、米ドル建てです。米ドルが現地通貨ではない国において投資証券の申込みを行う投資家は、米ドルと当該通貨との間の取引価値の変動は、当該投資家に対し、投資先ファ

ンドの投資対象の価値、価格または収益に係る悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきです。プロスペクタスが発行されている特定の法域において、米国以外の通貨によるポートフォリオ投資に適用される米国外の取引所規則が適用される可能性があります。投資証券を購入するために現地通貨を米ドルに換算する場合（該当する場合）に投資主が負担する手数料、経費および費用は、当該投資主が単独で負担します。さらに、為替の変動が生じた結果、ある投資主が投資先ファンドに拠出することを要求される金額の総額が、当該投資主が別途現地通貨建てで投資先ファンドに拠出することを意図していた金額を上回ることもあり得ます。投資予定者は、それぞれ、投資証券への投資に関するすべての法律、税務、財務および関連する事項につき、各自のカウンセルおよびアドバイザーと協議すべきです。

訴訟 訴訟は、投資ポートフォリオの運用の通常のプロセスで発生し、また発生する可能性があります。投資先ファンドは、原告としても被告としても訴訟に関与する可能性があります。当該リスクは、投資先ファンドがポートフォリオ・エンティティへの指図に対して支配権を行使するか、または著しい影響力を行使する場合（取締役会の参加による場合を含みます。）には、幾分か大きくなります。当該訴訟は、発行体による債務不履行、発行体の破産および/またはその他の理由により生じる可能性があります。場合によっては、当該発行体は、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社またはその各々の当事者および関連会社に対する、証券法に違反している旨を主張する請求および/または反訴ならびに多額の損害賠償を求めるその他の典型的な発行体に係る請求および反訴を提起する可能性があります。第三者が投資先ファンドに対して行った請求に対する防御費用および和解または判決に基づく金額の支払いに係る費用は、（a）投資先ファンドがポートフォリオ・エンティティに対して、補償その他の権利を通じて自らを保護することができない場合、（b）投資先ファンドが当該保護に係る権利を有していない場合、または（c）ポートフォリオ・エンティティが支払能力を有しない場合に、投資先ファンドが負担することになります。投資先ファンド運用会社、投資先ファンド取締役会およびその他の者は、一定の条件に従い、当該訴訟に関連して、投資先ファンドによる補償を受ける場合があります。

投資先ファンドまたはポートフォリオ投資対象に関連する法的手続の結果は、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、長期間にわたって解決されないまま存続する可能性があります。訴訟により、投資先ファンド取締役会の時間および注意を相当程度費やすことになる可能性があり、訴訟にその時間およびリソースを費やすことは、時には訴訟にかかわる金額とは釣り合わない可能性があります。投資先ファンド定款に基づき、投資先ファンドは、一般的に、当該訴訟に関して投資先ファンド取締役会および関連当事者が負担する可能性がある保険によって保障されない費用につき、これらの者を補償する責任を負います。

第三者の助言 投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、自身の運営において弁護士、会計士、保管会社、ファンド管理事務代行業者およびその他のコンサルタントのサービスを利用しています。投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、一般的に、法律、税務、会計、運営、規制およびその他の事項に関して、かかるサービス・プロバイダーの専門的判断に依拠します。しかしながら、かかるサービス・プロバイダーは、時として誤った助言を提供する、またはその他の形でサービス提供の際に誤りを犯すおそれがあります。投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社のいずれも、通常、かかる助言またはサービスに依拠することに関し、投資主に対して責任を一切負いません。投資先ファンド取締役会または投資先ファンド運用会社は、投資先ファンドのために、十分な注意を払い、適用法における自身の義務に合致するようサービス・プロバイダーを選定します。上記にかかわらず、投資先ファンドは、かかるサービス・プロバイダーによる誤りまたは不作為のリスクを負う可能性があります。さらに投資先ファンドは、一定の限度のもと、サービス・プロバイダーを免責および補償するよう求められる場合があります。下記「サイバーセキュリティ・リスク」もご参照ください。

投資先ファンド、投資先ファンド運用会社またはブルックフィールドが判断を下す、またはその裁量権を行使する場合、特に明記されない限り、その単独かつ絶対的な裁量権で行うものとします。

サイバーセキュリティ・リスク 投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、およびそれぞれのサービス・プロバイダーならびにその他の市場参加者は、業務機能の遂行において複雑な情報技術および通信システムに依存することが多くなっています。例えば、投資先ファンドは、すべてのステートメント、報告、通知、更新、要請その他投資先ファンド定款に基づき必要な投資主に対する連絡を、ファクシミリもしくは郵便、または手交によりハードコピーとしてかかる連絡事項を送付することに代えて、またはそれに加えて、電子メール、またはブルックフィールドのウェブ上の報告サイトもしくはその他のインターネットサービスへの掲載などの電子的な形式で提供することを想定しています。これらのシステムは、投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、およびそれぞれのサービス・プロバイダーが、リスクを軽減し、コンピューター・システム、ソフトウェア、ネットワーク、電子メールおよびその他の技術資産のセキュリティ、ならびに投資先ファンドおよび投資主に帰属する情報の機密性、完全性、可用性を保護するための技術、プロセス、慣行の採用に努めたとしても、投資先ファンドおよび投資主に悪影響を与え得る様々な多数の脅威およびリスクにさらされています。サイバー事故とは、故意の攻撃および故意ではない事象の両方を指し、処理エラー、人的エラー、コンピューターの不具合およびシステムの誤作動を含む技術的エラー、失敗した内部または外部のプロセスの不備または失敗、市場全体の技術関連の混乱、デジタルシステムへの（「ハッキング」または悪意あるソフトウェア・コーディングによる）不正アクセス、コンピューター・ウィルス、ならびに運営、業務プロセス、ウェブサイトのアクセスまたは機能の停止、無効化、遅延またはその他の妨害を行うサイバー攻撃（サービス拒否攻撃を含みます。）などが含まれます。例えば、権限のない第三者が、システム・ユーザーの関知しないところで、投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、もしくはそれぞれのサービス・プロバイダーもしくは取引先のシステム、またはそれらのシステム内のデータへの不正アクセス、当該システムもしくはデータの変更、運用妨害、または当該システムもしくはデータへのアクセス阻止を試みる可能性があります。また、第三者が、従業員、顧客、第三者サービス・プロバイダー、または投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象もしくはそれぞれのサービス・プロバイダーのシステムのその他のユーザーに対して、彼らのデータまたは投資先ファンドの投資者のデータへのアクセスを得るために、機密情報を開示するように不正に誘導しようとする可能性もあります。投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、もしくはそれぞれのサービス・プロバイダーのシステムへの侵入またはセキュリティ突破が成功した場合、投資主のデータもしくは資金の喪失もしくは盗難、電子システムへのアクセス不能、業務の混乱、専有情報もしくは企業データの喪失もしくは盗難、コンピューターもしくはネットワーク・システムの物理的な損害、またはシステム修復に伴うコストが発生する可能性があります。このような事故により、投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、A I F M、投資先ファンド運用会社、ポートフォリオ投資対象、またはそれぞれのサービス・プロバイダーが、規制上の罰則、評判上の損害、是正措置に伴う追加の法令遵守コスト、顧客もしくは第三者に対する責任、規制当局の介入、または財務上の損失を被る可能性があります。投資先ファンド、投資先ファンド取締役会および投資先ファンド運用会社は、これらの事項に関して確約、表明および保証を一切行わず、また、それぞれのサービス・プロバイダーのすべてから、これらの事項に関する表明および保証を得ているわけではありません。さらに、投資先ファンド、A I F M、投資先ファンド運用会社、投資先ファンドの子会社およびそれぞれの関連会社は、適用法で認められているとおり、そのシステムで送受信される電子メールのメッセージを傍受、監視および保持する権利を有します。将来のサイバー事故を防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。投資先ファンドのサービス・プロバイダーは、このようなサイバー事故が発生した場合の事業継続計画および、当該事故を防止するためのリスク管理システムを確立していますが、一定のリスクが特定

されていない可能性を含め、このような計画およびシステムには本質的な限界があります。また、投資先ファンドは、その運営が投資先ファンドに影響を与える可能性があるサービス・プロバイダーまたはその他の第三者が実施するサイバーセキュリティ計画およびシステムを管理することはできません。さらに、ブルックフィールドが事業を行う管轄区域では、EU GDPR、カリフォルニア州プライバシー法およびニューヨーク州SHIELD法、ならびに米国の連邦レベルおよび州レベルにおいて提案されている様々な追加法律など、個人情報を取り扱う事業者に対する厳しい運用要件および違反に対する厳格な罰則を含む法律が最近採択され、または採択が検討されています。

電子的開示 投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、(a)各投資主に対して()投資先ファンドに関するステートメント、報告およびその他の連絡、()投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFM、投資先ファンド運用会社またはそれぞれの関連会社によってかかる投資主に交付することが要求または予定されている通知および連絡、()投資先ファンド、AIFMおよび投資先ファンド運用会社に関する通知および連絡、()資金調達通知、分配通知、その他の要請、要求もしくはその他の連絡、および投資先ファンド定款に基づいて当該投資主に提供する必要がある財務諸表、報告、明細書、証明書もしくは意見書を、または(b)投資予定者に対して、投資先ファンドのマーケティングおよび募集に関連した資料を、ファクシミリもしくは郵便、または手交によりハードコピーとしてかかる資料を送付することに代えて、またはそれに加えて、電子メール、またはブルックフィールドのウェブ上の報告サイトもしくはその他のインターネットサービスへの掲載などの電子的な形式で提供することができます(投資先ファンド定款において反対趣旨の記載がある場合を除きます。)。

電子的な交付には、一定のコスト(例えば、ソフトウェア)および潜在的リスク(例えば、ダウンロードに時間を要すること、およびシステムの停止)が伴います。さらに、投資先ファンドは、これらの連絡方法が安全であるという保証を提供することはできず、コンピューター・ウィルス、コンピューター・ウィルスに起因する問題もしくは誤作動、またはインターネット・ベースのシステムの使用に伴う関連する問題に関して責任を一切負いません。電子メールのメッセージは安全ではなく、コンピューター・ウィルスまたはその他の欠陥が含まれている場合があり、他のシステムで正確に複製されない、または送信者もしくは意図した受信者が知らないうちに傍受、削除もしくは妨害される可能性があります。投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、これらの事項に関して確約、表明および保証を一切行いません。投資先ファンドおよびブルックフィールドは、適用法で認められていとおりの、そのシステムで送受信される電子メールのメッセージを傍受、監視および保持する権利を有します。上記「サイバーセキュリティ・リスク」もご参照ください。

また、同様の運営上のリスクおよび技術的リスクはポートフォリオ投資対象にも存在し、これらのリスクは、かかるポートフォリオ投資対象に重大な悪影響を及ぼし、ポートフォリオ投資対象の価値を低下させる可能性があります。

電子署名 現在の制限およびテレワークの推奨により、多くの人々が文書への電子署名を必要としています。COVID-19の発生に伴い電子署名の使用は大幅に増加しましたが、このリスク警告で示される原則は、その他のすべての状況においても有効です。電子署名は、通常、デラウェア州法の下では契約書への署名として有効な手段であり、ルクセンブルグ法の下では私署証書(*actes sous seing privé*)への署名として有効な手段です。ただし、ルクセンブルグ法では、電子署名の有効性(結果として契約またはその成立の有効性または執行可能性)に異議がある場合、立証責任は、使用される電子署名の種類によって異なります。ルクセンブルグ法の下では、域内市場における電子取引のための電子識別子およびトラスト・サービスに関する規則(EU)910/2014(改正済)の意味における適格電子署名(以下「QES」といいます。)のみが、手書き署名と同一の法的効果を有します。署名が電子形式であること、またはQESの要件を満たしていないことのみを理由として、ルクセンブルグの裁判所に対する法

的手続における法的効力および証拠としての許容性が否定されることはありませんが、紙面への手書きまたはQ E Sで署名された文書のみが有効性の推定の恩恵を受けます。ルクセンブルグにおける電子署名に関連する主なリスクは、その有効性（ひいては契約自体の有効性および執行可能性）に対する異議申立てが成功するか否かです。さらに、投資先ファンドはマネーロンダリング防止法（以下に定義します。）の適用を受け、申込契約の署名者の身元を特定する義務を負います。

デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法 金融セクターのデジタル運用のレジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（E U）2022 / 2554（以下「D O R A」といいます。）は、2023年1月16日に発効し、対象エンティティは2025年1月17日までにデジタル面および業務面でのレジリエンスを備えることが義務付けられました。E Uの立法者が、金融セクター全体の相互接続性が高いことを理由に、サイバーリスクをシステム上の脆弱性とみなしていることから、D O R Aは、E U加盟国間および異なる金融サービスセクター間で規則を調和させることを目的としています。D O R Aの主な目的は、規制対象のすべての金融エンティティのデジタル運用のレジリエンスに関するニーズに対応する一貫した規則を提供し、重要な情報通信技術（以下「I C T」といいます。）の第三者サービス・プロバイダーに対する監督の枠組みを確立することです。D O R AおよびE U加盟国におけるD O R Aの現地での実施により、各企業は、自身のI C T、業務面のレジリエンス、サイバーリスクおよびサードパーティー・リスクの管理の実務が、不可欠 / 重要な機能のレジリエンスにどのような影響を与えるかを精査および評価することを義務付けられることになるため、D O R Aおよびかかる実施は、資産運用セクターに重大な影響を与えることとなります。実務上の影響として、対象企業は、新たに導入される監督、試験および報告の要件を満たすため、最終的には自身の業務面のレジリエンスおよびI C T能力の調整が必要となり、また、I C T契約の見直しも必要となります。D O R Aは幅広い金融エンティティに適用されます。すなわち、A I F Mも含め、金融セクターのほぼすべての企業が対象となります。D O R Aおよびその実施が投資先ファンド、A I F Mまたは投資家に利益をもたらすか、あるいは悪影響を及ぼすかについては現時点では予測することはできませんが、新たな展開（監視の厳格化を含みます。）が投資先ファンドの活動（投資先ファンドが業務改善を実施する能力またはその他投資戦略を実行し、もしくは投資目的を達成する能力を含みます。）に悪影響を及ぼさない保証はありません。D O R Aは、管轄当局がD O R Aに基づく義務を遂行するために必要なすべての監督、調査および制裁権限を有することになる旨規定しており、かかる権限には、管轄当局が関連性があると考えらるあらゆる文書またはデータへのアクセス権限、立入検査または調査を実施する権限、ならびにD O R Aの要件違反に対する是正措置および改善措置を要求する権限が含まれます。D O R Aはまた、E U加盟国に対し、金融エンティティによる遵守継続を確保するため、停止命令、不遵守の公告およびその他の種類の措置（罰金を含みます。）を含む行政処分および是正措置を適用する権限を管轄当局に付与するよう求めています。

第三者管理事務代行業者への依存 投資先ファンドは、第三者管理事務代行業者（以下「主たる投資先ファンド管理事務代行会社」といいます。）とサービス契約を締結することを想定しており、またかかる契約に関連して随時拘束される可能性があります。かかる管理事務代行業者らは、投資先ファンドのために、または投資先ファンドに関連して、一定の管理事務、会計および報告サービスを行う場合があります。このような管理事務代行業者を雇用した場合、投資先ファンド定款およびプロスペクトাসに定められた特定の報告義務およびその他の義務を遵守するために、投資先ファンドはかかる管理事務代行業者が提供するサービスに依存することとなります。投資先ファンドは、かかる管理事務代行業者およびそのパフォーマンスを監視する予定です。しかし、かかる管理事務代行業者が投資先ファンドに対する義務を遵守する保証はなく、また、かかる管理事務代行業者がかかる義務を遵守しないこと（かかる管理事務代行業者の破産、流動性の欠如、運営上の障害の結果による場合を含みます。）によって生じる損害に関し、投資先ファンドがその一部または全部を回復できるという保証もありません。投資家

は、かかる管理事務代行業者に対して直接請求することはできず、投資先ファンド定款においては、かかる管理事務代行業者が投資先ファンドまたはその関連会社の義務を履行する限りにおいて、取締役会（個人的にまたは集団として）およびその関係者が投資先ファンドに対して責任を負う状況を制限する免責および補償条項が含まれています。投資先ファンドは、投資先ファンドのための、または投資先ファンドに関連するサービスに関してかかる管理事務代行業者に支払われるすべての報酬を支払うこととなります。報酬の支払いに加えて、投資先ファンドは、かかる管理事務代行者と合意した自己負担費用およびその他の金額を、かかる管理事務代行業者に払い戻すこととなります。投資先ファンドは、サービス契約に基づき、かかる管理事務代行業者およびその関係者を補償し、損害を与えないことに合意する場合があります。

規制リスク 規制対象活動を行うブルックフィールドの関連会社として、投資先ファンドおよびその活動は、規制対象のエンティティと関係のない投資家には適用されない可能性がある一定の制限の対象となる場合があります。また、投資先ファンドが規制産業における投資または事業活動を検討する場合、これらの投資がブルックフィールドに与えます影響のために、投資先ファンドは一定の制限を受ける可能性があります。その結果、投資先ファンドが自身のための取引もしくは権利行使を制限もしくは限定する、投資先ファンドが購入する議決権付証券の数量を制限する、または規制産業への投資に関連して投資先ファンドが取得または行使するガバナンス権の種類を制限する可能性があります。さらに、投資先ファンドの存続期間中に、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある規制の変更が行われる可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドの規制リスク ポートフォリオ・ファンド（およびポートフォリオ・ファンドに投資する規制対象投資ファンド）の規制環境は複雑かつ流動的です。ポートフォリオ・ファンドの規制または税制の変更を予測することは不可能であり、インフラ関連資産の価額および投資先ファンドの投資戦略遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

A I F M D A I F M Dは2011年7月21日に発効し、欧州経済領域（以下「E E A」といいます。）の大半の加盟国でA I F M Dの規定が実施されています。A I F M Dは、（a）E E A内で設立され、オルタナティブ投資ファンド（以下「A I F」といいます。）を運用するオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」といい、E E A内のA I F Mを以下「E E A A I F M」といいます。）、（b）E E A外で設立されましたA I F M（以下「非E E A A I F M」といいます。）であり、E E A A I F Mを運用する者、および（c）E E A内の投資家にA I F Mを販売する非E E A A I F Mに適用されます。U KのE U離脱後、U K A I F M規則は、U Kで同様の規制を施行しています。

E E A加盟各国の管轄当局がA I F M Dの特定の側面に対して採用する監督アプローチ、および特定の規定が実際にどのように遵守されるべきかについては、依然として幾分かの不確実性が残されます。さらに、市場および規制上の実務が将来発展し続ける可能性があるため、A I F M Dおよびその将来の改正によりA I F M、投資先ファンド運用会社および/または投資先ファンドが負担し得る関連リスクおよび法令遵守コストを完全に正確に評価することは困難です。

A I F M Dの遵守の結果、A I F Mは一定の制限および要件に従います。これには、（特に）A I F Mの規制資本および専門職業人賠償保険、運営および組織、スタッフの報酬、A I F Mの投資ファンドによるレバレッジの使用、A I F Mの投資ファンドへの保管受託機関の任命、評価およびリスク管理機能の創設に関する規定を遵守するよう求める規定が含まれます。

特に、A I F Mは、一部の投資ファンドが「中小企業」（「S M E」ともいいます。）ではないE E Aベースの企業（以下「E E A企業」といいます。）を買収する際に課される様々な透明性、開示および通知義務、ならびに資産剥奪制限の対象となり、これらの規定により投資先ファンドのE E Aへの投資能力が影響を受け制限される可能性があります。

A I F が E E A 企業の支配権を取得する際に、A I F M が開示する必要があると考えられる情報には、以下のすべてが含まれます。

- () (A I F M、その投資ファンドおよび企業との間の) 独立企業間保障措置に関する情報を含む利益相反の管理方針
- () 特に従業員へのコミュニケーションを含むコミュニケーション方針
- () 将来の事業に関する意図および雇用への影響
- () 買収の資金調達に関する情報

これらの開示は、企業、その株主、その従業員、および運用会社が規制上の報告を行い、買収対象会社が拠点を置く E E A の管轄区域の規制当局に対して行われる必要があります。A I F が E E A 企業の 10 / 20 / 30 / 50 / 75% の議決権の閾値に（個別にまたは共同で）達する、超える、または下回る結果となる買収または処分がある場合、欧州の規制当局に追加の通知を行う必要があります。

A I F が E E A 企業に対する支配権を（個別にまたは共同で）取得した場合、かかる企業が分配または自己株式の取得を行う限られた状況下で制限を解除できる場合を除き、A I F M は「支配権」取得後 24 か月間、かかる企業が分配、資本減少、株式償還、および / または自己株式の取得（以下それぞれ「キャピタル・イベント」といいます。）を行わないようにしなければなりません。非上場企業の場合、「支配」は当該企業の議決権の 50% を保有することと定義されます。上場企業（発行体）に関しては、A I F M D は、「支配」の意味を、買収される企業の E E A 加盟国の法律が与える意味を参照して定義されると規定しています。その結果、E E A 企業の支配権を取得してから最初の 24 か月間は、投資先ファンドがポートフォリオ投資対象に関してキャピタル・イベントを実行する能力が制限される可能性があります。

U K を拠点とする企業の買収に関しては、透明性、開示および通知義務、ならびに資産剥奪制限に関する同様の要件が、U K A I F M 規則の下で適用されます。

A I F M D および U K A I F M 規則に基づくこれらの様々な制限および要件は、A I F M および投資先ファンド運用会社が想定されたとおりに投資先ファンドを販売し、その後投資先ファンドを管理する能力にも影響を与え、投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象を管理する A I F M および投資先ファンド運用会社の能力が著しく損なわれる可能性があります。A I F M D および U K A I F M 規則が A I F M および / または投資先ファンドに課す様々な義務により、法令遵守およびその他の一定のコストが追加され、その多くが投資先ファンドの投資者に転嫁され、投資者が投資先ファンドから受け取るリターンが実質的に減少する可能性があります。上記の一般性を制限することなく、保管受託機関および評価機関の選任コストが投資先ファンドに請求され、投資者が投資先ファンドから受け取るリターンに直接影響を与える可能性があります。

2023年11月、欧州議会および欧州連合理事会は、E E A で適用される A I F M 指令を改正する指令（「A I F M D 」と称します。）に関する合意済みの妥協案を公表しました。欧州委員会の最終提案は、2024年2月7日に欧州議会により正式に採択されました。A I F M D は、2024年3月26日に E U 官報で公表され、2024年4月15日に発効しました。E E A 加盟国には、A I F M D の新たな規定をそれぞれの国内法に組み込むための2年間の移行期間（2026年4月16日に終了します。）が与えられています。A I F M D には、特に、委託、ローン組成、流動性リスク管理、データ報告、保管受託機関および欧州シングルアクセスポイントを通じた公的開示に関する重要な新規の、または改正された要件が含まれます。特に、投資先ファンドがローンを組成する際には、一定の新規の要件（集中の制限、貸付の制限およびリスク保持要件を含みます。）が適用される可能性があります。投資先ファンドが大規模なローンの組成を行った場合、その他の要件（レバレッジに対する特定の制限を含みます。）も適用される可能性があります。A I F M D に基づく新規の、または改正された各要件により、投資先ファンド、その投資対象および / または投資者が負担することを要求されるその他の経費もしくは費用に影響が及ぶ可能性があります。現段階において、A I F M は、A I F M D に現在定められて

いる変更がさらに変更される可能性、または指令がEUの立法手続を通じて継続する中で新たな変更が導入される可能性を排除することはできません。

EUリスク保持要件の適用 AIFMは、AIFMDに基づくリスク保持およびデュー・ディリジェンスの要件（以下「リスク保持要件」といいます。）の対象となります（また、UK AIFM規則に基づく同等の要件に服することが予想されます。）。特に、AIFMおよび投資先ファンドの代理として行為する投資先ファンド運用会社は、（a）AIFMおよび/または投資先ファンド運用会社が、原資産および関連するスポンサーまたはオリジネーターを含む規制で要求される項目についてデュー・ディリジェンスを実施したことを証明できる場合、ならびに（b）AIFMおよび/または投資先ファンド運用会社が、オリジネーター、スポンサーまたは原債権者がその証券化に対して5%を下回らない純経済的利益を留保していると確信できる場合を除いて、資産担保証券への投資が制限されることとなります。一または複数のリスク保持要件を遵守しない場合、AIFMは罰則を受ける可能性があります。2019年1月1日以降、証券化の一般的な枠組みを定め、簡素で透明かつ標準化された証券化のための特定の枠組みを設定する2017年12月12日付規則（EU）2017/2402（以下「EU証券化規則」といいます。）が適用されます。EU証券化規則（およびUKにおける同等の規則）の下では、機関投資家は、明確に定義された基準およびプロセスに従って投資判断を行い、リスク保持要件の充足を確保するように求められます。また、投資家が証券化投資およびその管理について包括的かつ徹底的に理解していることを規制当局に示すことができるように、資産のパフォーマンスおよび証券化のオリジネーター、スポンサー、または原債権者による法令遵守を監視するための手順が整備されている必要があります。リスク保持要件の遵守により、法律、法令遵守、報告、その他の関連コストおよび費用が増加することが予想され、これらは投資先ファンドが負担します。

ポートフォリオ投資対象の潜在的な制限 AIFMは、投資先ファンドとの契約関係に従って、AIFMDの遵守を確保するために必要な管理および管理事務代行サービス（投資先ファンドへのリスク管理サービスの提供、ポートフォリオ管理サービスに関する監督的役割の遂行などを含みますが、これらに限りません。）を投資先ファンドに提供します。

第三者AIFMおよび保管受託銀行の関与 AIFMは、ブルックフィールドおよびブルックフィールド・オークツリー・ホールディングス・エルエルシー（旧商号：オークツリー・キャピタル・グループ・エルエルシー）（関連会社とあわせて、以下「オークツリー」といいます。）の共同事業です。ブルックフィールドおよびオークツリーは、情報障壁に基づき、互いに独立して投資業務を管理します。オークツリー、オークツリーが運用するファンドおよびアカウント（以下、総称して「オークツリー・アカウント」といいます。）およびそれぞれのポートフォリオ企業は、一般にブルックフィールドの「関連会社」としては扱われません。JPモルガンSE（ルクセンブルク支店）（以下「投資先ファンド保管受託銀行」といいます。）は、現在、独立した第三者であり、ブルックフィールド、オークツリーまたはそれらのいずれの関連会社とも関係がありません。投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社は、AIFMおよび投資先ファンド保管受託銀行が、自身が約束した条件を遵守することについて保証することはできず、AIFM契約、ならびに、投資先ファンド、AIFMおよび投資先ファンド保管受託銀行の間で締結された保管受託契約の条件に違反しないことも保証することができないため、結果として投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。AIFMは、投資先ファンドに加えて、オークツリー・アカウントを含む複数のブルックフィールドおよびオークツリーの投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為しているため、これらの各顧客に関する機密情報を保有することになります。さらに、AIFMは将来、ブルックフィールドまたはオークツリーの一または複数の「譲渡可能証券を投資対象とする投資信託」のアセット・マネージャーとして行為する可能性があります。AIFMの機密保持手続の堅牢性を保証することはできず、そのため、投資先ファンドに関

連する機密情報が、偶発的またはその他の形でオークツリー・アカウントに開示されるという潜在的リスクがあります。同様に、投資先ファンド保管受託銀行は、投資先ファンドに加え、様々な顧客のために複数の投資ファンドのサービス・プロバイダーとして行為しており、そのため、それらの各顧客に関する機密情報を保有することになります。投資先ファンド保管受託銀行の機密保持手続の堅牢性を保証することはできず、そのため、投資先ファンドに関連する機密情報が偶発的またはその他の形で第三者に開示されるという潜在的リスクがあります。

さらに、ブルックフィールド、ブルックフィールド・ファンドおよびそれぞれのポートフォリオ企業は、自身らを一方とし、オークツリー、オークツリー・アカウントおよびそれぞれのポートフォリオ企業を他方として、両者の間に利益相反（および潜在的な利益相反）を生じさせるような活動に従事する、およびそのようなビジネス関係を持つことが予想されます。連携および協議が存在しないこと、ならびに情報障壁は、オークツリーとブルックフィールドとの間の利益相反を軽減するのに役立つ面もあるものの、ブルックフィールドおよびオークツリーの投資活動に関連して特定の利益相反およびリスクを生じさせ、かかる状況の軽減、改善、回避をより困難なものにします。さらに、AIFMは、オークツリー・アカウントのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するにあたり制限を受けないため、投資先ファンドに悪影響を与えるかどうかを考慮することなく、競合する、またはその他業務を行う可能性があります。AIFMは、利益相反に関する方針を定めています。加えて、投資先ファンドまたはブルックフィールドの同意を得ることなく、オークツリー・アカウントが投資先ファンドに適しましたタイプの投資を行うこと、およびAIFMが当該投資に関連するアドバイスをを行い、手配することが認められます。

マネーロンダリング防止に関するルクセンブルグ規則 投資先ファンドの投資証券に対するすべての申込みは、適用されるマネーロンダリング防止法（以下に定義します。）の対象となります。投資先ファンドはこれらの規定に従って方針および手続を実施し、該当する場合には、投資先ファンドは、詳細な本人確認手続を行い、または主たる投資先ファンド管理事務代行会社（これらの目的において「管理事務代行者」といいます。）が詳細な本人確認手続を行うことを確保し、投資予定者および投資主は、投資先ファンドの投資証券の申込みに関連してかかる手続を遵守することが要求されます。取締役会および管理事務代行者は、マネーロンダリング防止法を遵守するために、投資家の本人確認および実質的所有権の確認に必要な情報を要求する権利を留保します。投資家または投資主が、確認目的のために必要な情報を提出するのが遅れるもしくは提出しない場合、および/または投資先ファンドおよび管理事務代行者の満足のいく形でかかる情報を提出しない場合、投資先ファンドは申込みの受諾を拒否する場合があります、いかなる利息、コストおよび補償に関しても責任を負いません。投資先ファンドは、マネーロンダリング防止法を継続的に遵守していきます。投資主が投資先ファンドの投資証券を保有する前、または保有している間はいつでも、書類および追加情報の要求が行われる可能性があります。さらに、適切な書類を提供しない場合、投資先ファンドによる分配金の留保、および/または投資先ファンド定款に基づく不履行投資主としての指定が行われ、不履行投資主に適用される投資先ファンド定款の規定がかかる投資主に適用されることとなります。この趣旨において投資先ファンドに提供される情報は、マネーロンダリング防止およびテロ資金調達防止の遵守のみを目的として収集されます。

「マネーロンダリング防止法」とは、投資先ファンドが活動を行う管轄区域におけるマネーロンダリング防止規則および規制、ならびに当該管轄区域の管轄政府機関により発行、管理または施行される関連もしくは類似の規則、規制またはガイドラインをいい、以下のすべてを含みます。

- () マネーロンダリングまたはテロ資金調達を目的とする金融システムの使用の防止のために加盟国が導入する仕組みに関する2024年5月31日付欧州議会および理事会指令（EU）2024/1640ならびにマネーロンダリングまたはテロ資金調達を目的とする金融システムの使用の防止に関する2018年5月30日付欧州議会および理事会指令（EU）2018/843（それぞれ、随時改正また

は差し替えられ、ルクセンブルグにおいて国内法化されます。) (以下総称して「AML D」といいます。)

- () マネーロンダリングまたはテロ資金調達を目的とする金融システムの使用の防止に関する2024年5月31日付欧州議会および理事会規則(EU)2024/1624。
- () 登録、管理手数料の支払いおよび実質的所有者登録簿に記録された情報へのアクセスに関する2019年2月15日付大公令により補完された、ルクセンブルグの実質的所有者の登録を確立する2019年1月13日付ルクセンブルグ法(以下「UBO法」といいます。)ならびに銀行、決済口座および貸金庫の中央データ検索システムを確立する2020年3月25日付ルクセンブルグ法。
- () マネーロンダリングおよびテロ資金調達対策に関する2004年11月12日および2020年12月19日付ルクセンブルグ法(それぞれ改正済)。
- () マネーロンダリングおよびテロ資金調達対策に関する改正後の2004年11月12日法の特定の条項の詳細を規定する、2010年2月1日付ルクセンブルグ大公令改正(改正済)。
- () マネーロンダリングおよびテロ資金調達対策に関する2012年12月14日付ルクセンブルグCSSF規則12-02(改正済)およびCSSFの該当する通達。これらに従ってマネーロンダリング目的の投資信託の使用を防ぐ義務が、金融セクターのすべての専門家に課されています。

ルクセンブルグの実質的支配者登録簿 AML Dは、EUの各加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)に対し、当該EU加盟国内で設立されました法人およびその他の法的実体に関する実質的所有者名簿(以下「RBO」といいます。)を作成することを義務付けています。ルクセンブルグでは、UBO法を通じてAML Dが施行されています。AML DはEU全域で施行されており、EUに所在するビークルを利用する投資構造に影響を与えることとなります。現在、投資先ファンドはUBO法を遵守するために、()以下に説明するように、かかるエンティティを最終的に支配する自然人である実質的所有者(以下、かかる実質的所有者を「実質的支配者」といいます。)に関する情報を収集して保有し、()実質的支配者に関する情報をルクセンブルグのRBO(*Registre des bénéficiaires effectifs*)に届け出るよう義務付けられる可能性があるかと想定しています。UBO法では、個人が投資先ファンドに対する支配権を行使しているとみなされるのは、()当該エンティティの持分もしくは議決権を25%を超えて直接または間接的に所有している場合、または()その他の手段で投資主もしくは投資主の実質的所有者が投資先ファンドを支配している場合です。その他の手段による支配は、商業会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法(改正済)第1711-1条から1711-3条に定められた基準に従って、または以下のいずれかの基準に従って成立します。

- (a) 法人と締結された契約または法人の管理文書の条項により、法人に対して支配的影響力を行使できる直接または間接的権利(法人の準拠法が、当該契約または管理文書における条項の適用を認めている場合。)
- (b) 会計年度および直前の会計年度ならびに連結財務諸表が作成されるまでの間に在任する、法人の管理、経営または監督機関のメンバーの過半数が、自然人による議決権の単独行使の直接または間接的結果として任命されたという事実。
- (c) 法人に対する支配的な影響力または支配力を、直接もしくは間接的に行使する権限、または直接もしくは間接的に有効な行使(法人が他の事業と一体経営されていることによる場合を含みます。)
- (d) 法人の親会社に適用される国内法において、連結財務諸表および連結年次報告書を作成する義務がある場合。

通達LBR22/01によると、ルクセンブルグのRBOに適式に登録された専門家のみが、UBO法に基づき提出された情報にアクセスできます。ルクセンブルグの法人(投資先ファンドを含みます。)にとって、UBO法の不遵守は刑事罰の対象となる可能性があり、UBO法の遵守に関して投資先ファンドに協力する義務を遵守しない投資主もまた、刑事罰の対象となる可能性があります。UBO法は比較

的新しい法律であり、今後改正される可能性があるため、UBO法が今後どのように施行され適用されるかについては不透明です。また、UBO法に関する投資先ファンドの解釈は、いつでも変わる可能性があります。よって、投資先ファンドがUBO法の影響をどのように受けるかを予測することは困難です。UBO法の施行方法および投資先ファンドのUBO法の解釈によっては、投資先ファンドに対するUBO法の適用が、投資先ファンドが負担する管理事務費および運営費の増加、ならびに投資先ファンドのUBO法遵守の結果、遵守しない場合は開示されなかったと考えられる情報の公開など、意図しない効果をもたらす可能性があります。

投資者による法律、規制および方針の遵守 多くの投資主、その下部組織および関連する年金制度は、厳しい投資方針を採用している、または、いわゆる「ペイ・トゥ・プレイ」法、規則、規制もしくは方針を含む現地の法律および規制を遵守するよう要求されます（例えば、特定の政治家または公的機関に関連する役人への支払い、および/または特定の接触について制限または開示を要求するなど）。かかる投資主は、適用ある場合、かかる法律、規則、規制または方針よりも要件を加重した条項または規定を要求することがあります。場合によっては、これらの法律、規則、規制、方針、規定または条項に違反した場合、それが投資先ファンドもしくはポートフォリオ投資対象の行為または当該投資主の行動の結果であるか否かにかかわらず、例えば、当該投資主が投資先ファンドから脱退できる根拠となるなど、投資先ファンドに悪影響を与える可能性があります。

情報の開示 上記「マネーロンダリングの防止」、「ルクセンブルグの実質的支配者登録簿」および「マネーロンダリング防止に関するルクセンブルグ規則」に記載されたポートフォリオ投資に使用された資金の出所に関する規制を含む、プライベート・ファンドおよび関連業界における規制強化の結果、またファンドの他の活動に関連して、投資先ファンドは特に投資主とその実質所有者の身元および投資証券購入に使われた資金の出所を確認するため、当該投資主から追加の書類および情報を要求する場合があります。投資先ファンドは、提供された情報に基づいて、または情報が提供されない場合、申込みの受諾を拒否する場合があります。特定の状況下では、分配金を留保するよう要求される場合があります。適用される法律、規則、規制、方針を遵守するために、投資先ファンドはいつでも（申込手続中またはそれ以外で）投資主に対して追加情報を要求することができます。このような情報は、投資主への通知なしに政府機関および規制当局に提供される場合があります。また、投資先ファンドは、投資先ファンドの投資主の身元および投資証券にかかわる疑わしい活動などに関して、通知することなく様々な管轄区域に報告書を提出する義務を随時負う場合もあります。投資主がこのような情報提供の要求に応じない場合、投資先ファンドからの脱退を求められるなど、投資先ファンド定款に基づき当該投資主に不利な影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先ファンドは、適用される法律、規制、命令、指令または特別措置を遵守するために、自らの裁量で必要または適切と判断した措置を講じます。上記「脱退の要求」をご参照ください。

さらに、投資先ファンド、AIFM、投資先ファンド運用会社またはそれらの関連会社、サービス・プロバイダーもしくは代理人は、随時、投資先ファンドおよびその投資主に関する特定の情報を第三者（AIFM、投資先ファンド運用会社もしくは投資先ファンドの現地の政府機関、規制機関、税務当局、市場、取引所、クリアリング機関、保管機関、ブローカーおよび取引相手方、またはAIFM、投資先ファンド運用会社もしくは投資先ファンドに対するサービス・プロバイダーを含みます。）に開示するよう要求され、またはそれぞれの裁量で開示することが望ましいと判断する場合があります。当該情報には、投資先ファンドが直接または間接的に保有するポートフォリオ投資対象ならびに投資先ファンドおよび/またはポートフォリオ投資対象の実質的所有者の氏名および持分割合（および当該実質的所有者の基礎となる実質的所有者）が含まれますが、これらに限られません。投資先ファンド、AIFMおよび投資先ファンド運用会社は、通常、電子配信プラットフォームを通じた場合を含め、彼らが決定する情報開示要求に従うことを想定していますが、投資先ファンド、AIFMまたは投資先ファンド運用

会社は、特定の開示を行うよりも、ポートフォリオ投資を行わない、または投資先ファンドの特定の資産を売却する旨の決定を下す場合があり、かかる売却は価格またはその他の観点から好ましくない時期になる可能性があります。特定の状況において、投資先ファンド、AIFM、投資先ファンド運用会社またはそれぞれの関連会社、サービス・プロバイダーもしくは代理人は、要求があったことを開示することを禁止される、または開示しないことを決定する場合があります。

一般データ保護規則 欧州では、2018年5月25日に一般データ保護規則（以下「EU GDPR」といいます。）が発効し、当時の欧州プライバシー法に大幅な変更が導入されました。これは、生存する個人に関する個人データの利用を管理する重要な欧州法であった既存のデータ保護指令に取って代わるものです。EU GDPRは、個人データのプライバシーに関して個人の権利を強化し、生存する個人に関連する個人データを使用または保有するEUに拠点を置く組織、およびEUの個人投資家にサービスを提供する組織に適用されます。EU GDPRは、重大な違反に対する制裁金を2,000万ユーロまたは全世界の売上高の4%のいずれか大きい方に引き上げ、その影響は甚大なものとなる可能性があります。ブレグジット（UKのEU離脱）後、2020年12月31日にEU GDPRはUKの法律において施行され、UK GDPRと呼ばれています。EUおよびUK GDPRを遵守するためには、方針および手続の更新ならびに関連するITシステムの見直しなどの追加措置が必要となり、投資先ファンド、ひいてはその投資主にとって追加のコストおよび費用が発生する可能性があります。EUの生存する個人以外の投資家は、EUおよびUK GDPRの保護を受けられない可能性があります。

プライバシーの分野では、さらなる法改正が予想されています。現行の「e P r i v a c y 指令2002/58/EC」も、プライバシーおよび電子通信に関する欧州委員会規則（以下「e P r i v a c y 規則」といいます。）に置き換えられる予定です。これは、e P r i v a c yに関する法的枠組みを更新することにより、デジタル単一市場における信頼と安全性を強化することを目的とした規則です。e P r i v a c y 規則は、最終的な確定段階にあり、近い将来に発効する見込みです。現在および将来のプライバシー、データ保護および情報セキュリティに関する法律の遵守は、現在および計画中のプライバシーおよび情報セキュリティ関連の実務に大きな影響を与える可能性があります。当該実務には、個人データの収集、利用、共有、保持および保護、ならびに投資先ファンドの現在および計画中の活動の一部が含まれます。かかる法律を遵守できない場合、罰金、制裁金またはその他の罰則が課されることになり、運用実績および事業全体に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また評判にも影響を及ぼす可能性があります。

ルクセンブルグにおける職業上の秘密 投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社はそれぞれ、金融セクターに関する1993年4月5日付ルクセンブルグ法（以下「1993年法」といいます。）に基づく職業上の秘密保持の要件の対象となります。投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社は、特定のサービスを第三者に外部委託することがあり、その際、特定の投資者の個人情報および機密情報を当該サービス・プロバイダーに移転することがあります。投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社を一方、投資主を他方と両者の間には、いかなる直接的な契約関係も存在しません。ファンドは、1993年法第41条（2-2）の意味における投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社の顧客です。ファンドの効率的な運用のため、投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社が行う特定のサービスの外部委託が必要となる場合があります。したがって、ファンドは、第三者（特定のグループ企業を含みます。）への当該外部委託および投資家の機密情報の移転に同意しているか、または今後同意することになります（場合に応じます。）。投資先ファンドの投資証券に申し込む投資家は、投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事務代行会社による特定のサービスの第三者サービス・プロバイダーへの外部委託に関連する当該投資家の機密情報の移転につき、本書により通知されます。投資先ファンド保管受託銀行および主たる投資先ファンド管理事

務代行会社によって収集および移転された情報にアクセスできる者は、法律により職業上の秘密保持義務を負い、または秘密保持契約によって拘束されるものとします。したがって、ファンドは、第三者による個人情報および機密情報の守秘義務違反および/または喪失および/または誤用について、投資先ファンド保管受託銀行および/または主たる投資先ファンド管理事務代行会社および/または第三者から補償を受けることが想定されていますが、ファンドが当該補償の請求に成功する保証はありません。

サステナビリティ・リスク EUサステナブル・ファイナンス開示規則(2019/2088)(以下「SFDR」といいます。)を含む、ブルックフィールドが事業を行う、および/または投資先ファンドが販売される管轄区域によって課せられる新たなサステナビリティ要件により、追加の法令遵守コスト、開示義務またはその他の影響もしくは制約が投資先ファンドまたはブルックフィールドにもたらされることがあります。かかる要件の下、ブルックフィールドは、自社または投資先ファンドを特定の基準に照らして分類するよう求められる場合があり、当該基準の一部は主観的な解釈が受け入れられる場合があります。適切な分類に関するブルックフィールドの見解は、法的または規制上のガイダンスまたは分類に対する業界のアプローチの変化に応じた変化を含め、時間の経過とともに変化することがあります。これらのサステナビリティ要件、および当該要件に基づきブルックフィールドが随時行う投資先ファンドの分類の変更により、ブルックフィールドまたは投資先ファンドによる更なる開示が必要となり、ブルックフィールドが、投資先ファンドまたはその投資対象に関するデータを取得するための新しいプロセスを導入する必要が生じることがあります。このようなデータ収集および報告プロセスの結果として発生するコストは、投資先ファンドが負担します。

タクソノミー タクソノミー規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー」といいます。)は、「サステナブル投資」の定義の調和を図り、EUにおける国境を越えたサステナブル投資を促進するために、グリーン製品に関する枠組みを構築することを目的として策定されました。この制度は2020年7月12日に発効し、その一定の事項は2022年1月1日から実際に適用されました。タクソノミーはSFDRを改正し、ファンド・マネージャーに対して、()投資ファンドの投資先となる投資対象がどのような環境目標に貢献するか、およびファンド・マネージャーの商品の基礎となる投資が、タクソノミーに基づく環境サステナビリティに関する4つのテストを満たす経済活動をどのように、かつどの程度支援するかに関する情報、または()タクソノミーとの整合性に関する報告が要求されていない投資ファンドについては、環境サステナビリティ活動のEU基準を考慮していない旨のステートメントのいずれかを開示するよう要求しています。

環境サステナビリティに関する4つのテストを遵守するために、経済活動は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- () タクソノミーに記載されている環境目標のうち少なくとも1つに大きく貢献すること。
- () タクソノミーに記載されている他の環境目標のいずれに対しても「著しい害を与えないこと」。
- () 最小限の社会的セーフガードを遵守した上で実施すること。
- () タクソノミーに基づき採択された技術的なスクリーニング基準を遵守すること。

要求された場合、タクソノミー関連規則(および将来の他のタクソノミー。「拡張された環境」タクソノミーおよび/または「社会」タクソノミーなどが考えられます。)を遵守することにより、いずれは、投資先ファンドが負担する法律、法令遵守、制限、報告およびその他の関連コストおよび費用が増加することが予想されます。この制度は多くの不確実性を含んでおり、将来的に明確化される、もしくはAIFMが将来それに関してアプローチを変更する可能性がある、および/または将来的に制度が拡大もしくは修正される可能性もあり、これらすべてが投資先ファンドの負担するコストもしくは費用をさらに増加させることがあります。

タクソノミー・アライメントを測定するためには、投資先ファンドおよび/またはAIFMが現在入手できていない膨大な量のデータが必要となる可能性が高いです。合理的に対処できないデータギャップが存在する場合、報告されたタクソノミー・アライメントが真の割合を反映していないリスクがあります。AIFMは、(a)タクソノミー・アライメント・データの提供を約束せず、(b)約束する場合は、投資先ファンドのタクソノミー・アライメントの特定のレベルを約束しません。

財務および税務状況 投資先ファンドの活動結果は、例えば、現金分配のタイミング、損益実現事由、およびその長期または短期の損益特性により、個々の投資主の財務および税務状況に応じて異なる影響を与えることがあります。投資先ファンド取締役会およびその委託先は、投資先ファンド全体の最善の利益のために意思決定を行うよう努めますが、その結果が、一部の投資主が他の投資主より有利となる、または投資先ファンド全体にとっては特定の投資主より有利となることのないという保証はありません。

税金に関する法律および規制は継続的に変化しており、そのような税法および規制は遡及的效果を伴って変更されることがあり、直接または間接的に投資先ファンドおよび/もしくは投資主の税負担を増加させる、またはその他の悪影響を及ぼす（投資主に一定の追加情報を投資先ファンドに提供するよう要求することを含みます。）可能性があることを、投資予定者は認識するべきです。さらに、特定の税務当局による税法および規制の解釈および適用が明確ではない、一貫性がない、または透明性がない場合があります。税法上の不確実性により、投資先ファンドまたは投資主が最終的にそのような税負債を負担するとは予想されない場合であっても、潜在的な税負債の付加を要求されることがあります。さらに、会計基準または関連する税務報告義務が変更され、追加的な発生またはその他の義務が生じることがあります。

準備金の妥当性 投資先ファンドは、投資先ファンドに関連する未払費用の見積もり、未決済または予想される負債、ポートフォリオ投資対象、請求および偶発事象に関するものを含む、支払保留金または準備金を設定することがあります。かかる準備金の適切な金額を見積もることは困難であり、準備金が不十分または過剰である場合、投資主への投資リターンが減少することがあります。投資先ファンドの準備金が不十分で、その他現金が入手できない場合、投資先ファンドは魅力的な投資機会を活用する、または既存のポートフォリオ投資対象を保護することができない場合があります。さらに、投資先ファンドと他のブルックフィールド・アカウントとの間の投資機会の配分は、投資機会を配分する時点のそれぞれの準備金に部分的に依存する場合があります。そのような準備金が不十分または過剰である場合には、異なる投資配分になることがあります。

投資先ファンド運用会社および/または受領者への現物報酬 投資先ファンド運用会社または受領者は、特定の報酬または分配金の代わりに投資証券を受領することを選択できます。すべての投資証券の保有者は、投資先ファンドに支払われる分配金に比例按分して、運営から得られる現金を受領する権利があり、投資証券保有者へのそのような分配は、投資先ファンドおよびその投資主への分配に利用できる現金を減少させることとなります。さらに、特定の状況下では、保有者の選択により、投資先ファンド運用会社または受領者が保有する投資先ファンドの投資証券の現金での買戻しが要求され、かかる出金/買戻しの支払いを行うための十分な現金が存在しない場合があるため、投資先ファンドは、運営による現金、借入金、募集による手取金またはその他の財源を使用して支払いを行わなければならない場合があります。投資主への分配または投資先ファンドの運営における投資に利用できる現金が減少することとなります。

分配金の調達および支払い 投資先ファンドは分配金の最低支払水準を設定しておらず、投資先ファンドが投資主に対して分配を行う能力は、プロスペクタスに記載されているリスク要因を含む多くの要因

によって悪影響を受ける可能性があります。投資先ファンドの実績は限定的であり、投資先ファンドの投資主への分配を行うために十分な収益を上げられない可能性があります。投資先ファンドまたはその委託先は、特に投資先ファンドの財務実績、債務返済義務、債務の特約条項、税務要件、資本支出要件などに基づいて、分配金に関する決定を行います。投資主に対して分配を行う投資先ファンドの能力を損なう可能性のある要因には、特に以下が含まれます。

- ・ 投資先ファンドが投資証券の販売手取金を適時に投資できないこと。
- ・ 投資先ファンドが、そのポートフォリオ投資対象において魅力的なリスク調整後収益を実現できないこと。
- ・ 投資先ファンドのキャッシュフローまたは非現金収益を減少させる高水準の費用または収入の減少。
- ・ 投資先ファンドの投資ポートフォリオにおける債務不履行、または投資先ファンドのポートフォリオ投資対象の価値の下落。

結果として、投資先ファンドは将来のいずれかの時点において、投資主への分配を行うことができない可能性があり、また、投資先ファンドが投資主に対して行う分配の水準が増加しない、または長期的に維持されない可能性もあり、これらはいずれも投資主の投資価値に重大かつ悪影響を与える可能性があります。

投資先ファンドは、特に投資先ファンド運営の初期段階において、投資主への分配を十分に賄うだけのキャッシュフローを運営によって生み出すことができない可能性があります。したがって、投資先ファンドは、資産の売却、借入金、資本の払戻しまたは募集による手取金（ファンド投資証券の売却を含みます。）を含みますが、これらに限らない、運営によるキャッシュフロー以外の資金源から投資先ファンドの投資主への分配を賄う場合があります。投資先ファンドが運営によるキャッシュフロー以外の資金源からどの程度分配金を支払うかは、様々な要因によって異なります。資産の売却、借入金、資本の払戻しまたは募集による手取金により分配金を調達することにより、投資先ファンドが、ポートフォリオ投資対象を取得するために利用可能な資金は減少します。その結果、投資主の投資に対して実現するリターンが減少する可能性があります。また、そのような行動は、投資先ファンドのキャッシュフローを生み出す能力に悪影響を及ぼす可能性があります。同様に、追加の有価証券の売却により分配金を調達すると、投資先ファンドに対する投資主の持分が割合において希薄化し、特に投資先ファンドがこれらの有価証券を、投資主が投資証券に支払った価格よりも低い価格で販売した場合、投資主の投資価値に影響を与える可能性があります。投資先ファンドのポートフォリオ投資がうまくいかなかった場合、費用が投資先ファンドの収入を上回った場合、またはその他多くの要因により、投資先ファンドは、その定期的な分配金を、これらの資金源のいくつかを組み合わせることで調達し続けなければならない場合があります。投資先ファンドは、これらの資金源から支払われる可能性のある分配金の額に上限を設けていません。

投資先ファンドが分配金を支払うために資金を借り入れる場合、借入コストが発生し、これらの借入金は将来返済を必要とします。これらの資金源を分配金に利用すること、および発生した負債の最終的な返済は、投資先ファンドの将来の分配金支払能力に悪影響を与え、投資先ファンドのNAVを下落させ、投資先ファンドが運営および新規投資に利用できる現金の額を減少させ、投資主の投資価値に悪影響を与える可能性があります。

また、投資先ファンドは、分配金支払いのためのキャッシュフローを維持するために、運営費用の繰延べ、または投資証券による費用（投資先ファンド運用会社の報酬を含みます。）の支払いを行う場合があります。これらの繰延費用の最終的な返済は、投資先ファンドの運営に悪影響を及ぼし、投資主の将来の投資リターンを低下させる可能性があります。投資先ファンドは、投資証券を発行した後直ちに、投資先ファンド運用会社から当該投資証券を報酬として買い戻すことがあります。投資証券での費用の支払いは、投資先ファンドの資産ポートフォリオに対する投資主の持分権を希薄化させることになり、投資先ファンドの運営費が繰り延べられる保証はなく、投資先ファンド運用会社は将来の報酬また

は分配金を投資証券で受け取る義務を負わず、かかる金額を現金で受け取ることを選択することができます。

セカンダリー投資に関連するリスク

セカンダリー投資に関する一般的なリスク セカンダリー投資の全体的なパフォーマンスは、その大部分が支払われた取得価格に左右されますが、取得価格は未完成または不完全な情報に基づいて交渉される場合があります。特定のセカンダリー投資はポートフォリオとして購入される場合があります、そのような場合、投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社が（商業上、税務上、法律上またはその他の理由で）魅力が低いと考える投資対象を、購入対象から除外できない場合があります。また、セカンダリー投資に関連する商業、税務、法律上の問題を調査するために必要な費用やリソースは、相当な額に上ることがあります。ポートフォリオ・ファンドまたは投資先ファンド運用会社が投資を検討する可能性のある持分は、当初の投資家の特定の規制、税務またはE R I S Aの目的を満たすために組成または組織されたものであり、投資先ファンドの目的と一致しない可能性があります。したがって、投資先ファンドによる投資は認められない場合があります、その他の制限が課され、または投資先ファンドの一もしくは複数の投資家層にとって税務上の観点から非効率となる場合があります。投資先ファンド運用会社は、適用される規制、税務またはE R I S Aの制限に対処するためにあらゆる投資の構造化を試みることがありますが、必ずしも成功するとは限りません。

非伝統的なセカンダリー取引ならびに共同投資およびその他の投資 投資先ファンドは、第三者との投資、ならびにその他ジョイント・ベンチャー、仕組取引および類似の取決めを通じた投資を行うことがあり、また「シンセティック・セカンダリー」または非伝統的なその他のセカンダリー投資（ファンドの資本再編等）およびその他の資産に投資を行うことがあります。かかる投資は、投資先となる投資対象におけるリスクを第三者と共有することを目的とするものであるか、あるいは、投資先ファンドがより大きなリスクを負う代わりに通常はリターンの増加が期待される、またはリスクの軽減に応じて支配権もしくは期待されるリターン率も低下するものである可能性があります。かかる取決めにより、投資先ファンドは、ポートフォリオ・ファンド、その管理会社および投資先企業に関連する通常のリスクに加え、カウンターパーティーに関連するリスクおよびポートフォリオ・ファンドへの投資に係る登録権原がないことに関連するリスクを含む、追加的なリスクにさらされる可能性があります。さらに、投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社が伝統的なセカンダリー投資と同様であると判断するリスクおよびリターン特性を有するその他の投資対象への投資を行うことがあります。かかる投資対象は、投資先ファンド運用会社の専門分野外である可能性があり、伝統的なセカンダリー投資とは異なるリスクを伴う可能性があります。

セカンダリー持分の譲渡に関する制限 投資先ファンドが投資する可能性のあるセカンダリー持分は、流動性が極めて低く、本質的に長期にわたるものであり、通常、ポートフォリオ・ファンドのジェネラル・パートナーまたは投資運用者による譲渡の承認要件など、譲渡に関して相当の制限が課されており、またその他の投資家に優先交渉権が付与されることが多いです。この譲渡を完了するには、その他の証券の譲渡よりも、多大な時間を要することが多く、比較的困難です。投資先ファンド運用会社は、投資先ファンドがジェネラル・パートナーまたは投資運用者にとって魅力的な投資家であるとみなされるものと考えていますが、たとえセカンダリー持分の取得に関する拘束力のある契約を締結している状況であっても、投資先ファンドが当該投資対象の取得を成功裏に完了できる保証はありません。例えば、ジェネラル・パートナーまたは投資運用者は、セカンダリー持分の譲渡に同意する条件として、セカンダリー持分の買主が、ジェネラル・パートナーまたは投資運用者が支援している新しい投資ファンドへのプライマリーでのコミットメントを行うことを期待する可能性があり、当該条件により、投資先

ファンドは、かかる「ステーブル・セカンダリー」取引を完了できない、または完了することを希望しない可能性があります。さらに、ポートフォリオ・ファンドに対する持分の譲渡の一環として、投資先ファンドは、当該持分の所有者である売主の義務を引き受ける可能性があり、かかる義務には、当該譲渡前にポートフォリオ・ファンドが行った投資（当該譲渡時点でポートフォリオ・ファンドが所有していない投資対象を含みます。）に関して売主が過去に受け取った分配金の返還義務が含まれます。投資先ファンドは、かかる義務につき売主から補償される場合もあれば、補償されない場合もありますが、投資先ファンドがかかる補償を受けなかった場合または当該補償により損害を回復できなかった場合、投資先ファンドは経済的損失を被ることになります。

ポートフォリオ・ファンドへの投資に関連するリスク

ポートフォリオ・ファンドへの投資に関する一般的なリスク 投資先ファンドはポートフォリオ・ファンドに投資するため、投資主による投資先ファンドへの投資は、各ポートフォリオ・ファンドに投資されている投資先ファンド資産の額に直接比例して、各ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド管理会社の投資方針および投資決定の影響を受けます。投資先ファンドの純資産価額は、特に、ポートフォリオ・ファンドが投資する市場に関連する様々な市場および経済要因、ならびにポートフォリオ・ファンドが投資する発行体の財務状況および見通しに応じて変動することがあります。投資先ファンドの成功は、ポートフォリオ・ファンド管理会社がその投資目的を達成する戦略を開発し、実施する能力に一部依存します。投資主が、ポートフォリオ・ファンドもしくはポートフォリオ・ファンド管理会社が行う特定の投資、または当該投資の条件を評価する機会はありません。また、ポートフォリオ・ファンド管理会社は、投資先ファンドに通知することなく、随時、投資戦略を大幅に変更することがあります。ポートフォリオ・ファンド管理会社が成功する戦略を選択もしくは実施し、またはそれぞれの投資目的を達成できる保証はありません。

ポートフォリオ・ファンドは一般的に非分散型です ポートフォリオ・ファンドの投資対象が分散型であることを義務付ける規制はありませんが、一部のポートフォリオ・ファンドは、一定の投資集中制限を遵守することを約束する場合があります。ポートフォリオ・ファンドは、特定の時期に比較的少数の投資対象に対して大きなポジションを保有することがあります。ポートフォリオ・ファンドは、特定の市場、セクターもしくは業界を投資の対象とし、またはそれらに投資を集中させることがあります。特定の業界に集中投資するポートフォリオ・ファンドまたは特定のセクターを投資対象とするポートフォリオ・ファンドは、当該業界またはセクターのリスクにもさらされることとなります。かかるリスクには、技術の急速な陳腐化、規制変更に対する感応度、最小限の参入障壁および市場全体の変動に対する感応度が含まれますが、これらに限られません。その結果、かかるポートフォリオ・ファンドの純資産価額は、分散投資要件が課されている投資会社のものと比べて、よりボラティリティが大きくなる可能性があり、これは投資先ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドの証券は一般的に流動性に欠けます 投資先ファンドが投資する、または投資する予定のポートフォリオ・ファンドの証券は、一般的に流動性に欠けます。ポートフォリオ・ファンドの証券の購入申込みは、通常、制限が課されており、または遅延が生じるものです。同様に、投資先ファンドは、購入したポートフォリオ・ファンド持分を適時に処分できない可能性があり、投資先ファンドがポートフォリオ・ファンド持分の売却ができない期間中に市況が不利になった場合、投資先ファンドは、当該持分の取得または取得申込みを行った際の価格よりも不利な価格で売却せざるを得なくなる可能性があり、その結果、投資先ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶ可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドの運用は透明性が低いです 投資先ファンド運用会社は、ポートフォリオ・ファンドの投資または業務を支配しません。ポートフォリオ・ファンド管理会社が採用する投資戦略は、過去の慣行とは異なる可能性があり、また投資先ファンド運用会社に完全には開示されない可能性もあり、かかる戦略は、投資先ファンド運用会社が想定しないリスクを伴う可能性があります。一部のポートフォリオ・ファンド管理会社の運用実績は限られており、また、ポートフォリオ・ファンドで採用される予定の一または複数の投資戦略の遂行について、経験が限られているものもあります。さらに、投資先ファンドによるポートフォリオ・ファンドへの投資に関する主たる投資先ファンド管理事務代行会社への情報提供および投資先ファンド運用会社への報告が、不正、不正確または不完全なものではないとの保証はありません。

投資先ファンドのポートフォリオ・ファンドに対する持分の評価 投資先ファンドのポートフォリオ・ファンドへの投資の評価は、通常、当該ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド管理会社が提供する評価に基づいて決定されますが、かかる評価は一般的に監査されないものです。ポートフォリオ・ファンドが投資する証券の大半は、容易に確認可能な市場価格を有さず、ポートフォリオ・ファンド管理会社によって評価されます。この点において、ポートフォリオ・ファンド管理会社は、当該証券の価値がポートフォリオ・ファンド管理会社の報酬または追加資金の調達能力に影響を与える可能性があるため、当該証券の評価において利益相反に直面する可能性があります。ポートフォリオ・ファンドが用いる評価手法、ポートフォリオ・ファンドが用いるシステムの妥当性、ポートフォリオ・ファンドが提示する評価額の正確性、ポートフォリオ・ファンドが記録の保管もしくは評価の実施に関する独自の内部方針もしくは手続を遵守すること、またはポートフォリオ・ファンドの方針、手続およびシステムが投資先ファンドへの通知なしに変更されることがないことについては、いかなる保証もありません。その結果、当該証券の評価は主観的なものとなる可能性があり、後になって、場合によっては相当な金額の誤りがあったことが判明する可能性があります。本書のいかなる規定も、投資先ファンドによるポートフォリオ・ファンドへの投資に関して適用ある法令、投資先ファンド定款およびプロスペクタスに基づく適切な資産評価およびNAV計算を行うAIFMの義務を免除するものではありません。

ポートフォリオ・ファンド管理会社の情報は、不正行為、過小評価または不注意による誤りにより正確でない可能性があります。いずれの場合も、投資先ファンドは、相当期間にわたって誤りを発見できない可能性があります。投資先ファンド運用会社が投資先ファンドをして、その当該ポートフォリオ・ファンドに対する持分を売却させることを選択した場合でも、投資先ファンドは、たとえ当該持分を売却できたとしても、迅速には売却できない可能性があります。したがって、長期間にわたって当該持分を保有し続けなければならない可能性があります。その場合、ポートフォリオ・ファンド管理会社による当該持分の評価は、引き続き不正または誤りにさらされる可能性があり、投資先ファンド運用会社は当該持分の価額を割り引くか、またはゼロと評価することを決定する可能性があります。

投資主は、ポートフォリオ・ファンド管理会社による評価に関する不確実性が伴う状況では、評価に関するポートフォリオ・ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または投資先ファンドの判断が誤っていることが判明した場合、投資先ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があることを認識しておくべきです。かかるリスクを負うことを望まない投資予定者は、投資先ファンドへの投資を行うべきではありません。

手数料および費用の重層構造 多くの場合、投資家は、ポートフォリオ・ファンドへのアクセスを制限され、またはポートフォリオ・ファンドを利用することができませんが、ポートフォリオ・ファンドが課す条件を満たす投資家は、ポートフォリオ・ファンドに直接投資することができる場合があります。投資家は、投資先ファンドを通じて間接的にポートフォリオ・ファンドに投資することにより、ポートフォリオ・ファンド・レベルでの資産ベースの報酬および業績連動報酬ならびに配分に加えて、投資先

ファンドが課す資産ベースの報酬および業績連動報酬を負担します。さらに、投資先ファンドの投資家は、投資先ファンドの手数料および費用（特に、該当する場合には、募集費用、運営費用、販売手数料、仲介取引費用、管理報酬、販売手数料、管理事務代行報酬および保管報酬ならびに買戻請求費用を含みます。）の比例按分額を負担するほか、これらに類するポートフォリオ・ファンドの費用も間接的に負担することになります。したがって、投資先ファンドの投資家は、ポートフォリオ・ファンドに直接投資した場合またはポートフォリオ・ファンドを介して投資を行っていないクローズドエンド型投資ファンドに投資した場合よりも高い運営費用を負担する可能性があります。

各ポートフォリオ・ファンドは、通常、他のポートフォリオ・ファンドおよび投資先ファンド全体のパフォーマンスにかかわらず、業績連動報酬または配分の対象となります。したがって、投資先ファンドの全体的なパフォーマンスがマイナスであったとしても、パフォーマンスがプラスとなったポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド管理会社は、当該ポートフォリオ・ファンドから、そして間接的に投資先ファンドおよびその投資主から、業績連動報酬を受け取る可能性があります。一般的に、ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド管理会社に支払われる資産ベースの報酬は、投資先ファンドの投資コミットメント額の1%から2.5%（年率）の範囲となり、業績連動報酬または配分は通常10%から20%ですが、特定のポートフォリオ・ファンド管理会社については、これらを超える可能性があります。ポートフォリオ・ファンド管理会社が受け取る業績連動報酬は、当該業績連動報酬がなければ実行していたであろう投資よりもリスクの高い、または投機的な投資を行うインセンティブを当該ポートフォリオ・ファンド管理会社にもたらす可能性もあります。

財務アドバイザーまたは金融仲介業者を通じて投資先ファンドに投資する投資家は、当該当事者らによって課される口座手数料または諸費用の対象となる可能性もあります。投資予定者は、当該当事者らによって提供されるサービスに関連する可能性のある手数料または諸費用に関する情報を得るために、それぞれの財務アドバイザーまたは金融仲介業者に相談すべきです。

コンソーシアムまたは投資対象の相殺 ポートフォリオ・ファンド管理会社は、コンソーシアムに投資することがあり、その結果、投資先ファンドのポートフォリオに含まれる複数のポートフォリオ・ファンドがそれぞれ特定の投資先企業に投資する場合に、集中リスクが高まる可能性があります。その他の状況では、ポートフォリオ・ファンドは経済的に相殺されるポジションを保有することがあります。ポートフォリオ・ファンド管理会社が実際にかかる相殺ポジションを保有している場合、当該ポジションに関連する手数料および費用が発生しているにもかかわらず、投資先ファンドのポートフォリオは、全体として見たときには、損益が発生していない可能性があります。さらに、ポートフォリオ・ファンド管理会社は、そのポートフォリオのパフォーマンスに基づいて報酬を受け取ります。したがって、特定のポートフォリオ・ファンド管理会社が、ある期間において、投資先ファンドの純資産価額が下落しているにもかかわらず、当該期間の自身のポートフォリオに関してインセンティブ報酬を受け取る場合がしばしばあります。さらに、投資先ファンド運用会社が選定した様々なポートフォリオ・ファンド管理会社が、随時、一または複数の市場への投資を巡って競合することがあり得ます。

ポートフォリオ・ファンドへの投資能力の制限 一部のポートフォリオ・ファンド管理会社の投資アプローチでは、一定の金額の資本しか受け入れることができません。ポートフォリオ・ファンド管理会社は通常、リターン潜在的な悪化のリスクを冒すことなく、当該ポートフォリオ・ファンド管理会社のアプローチにおいて受入可能な金額を超える資本の運用を引き受けまいよう努めています。したがって、各ポートフォリオ・ファンド管理会社は、投資先ファンド運用会社が当該ポートフォリオ・ファンド管理会社に配分することを希望する投資先ファンド資産のうち一部または全部の運用を拒否する権利を有します。さらに、投資証券の継続的な売却は、当該ポートフォリオ・ファンド管理会社による既存の投資主の間接的な参加を希薄化させることとなります。

また、投資先ファンドが特定のポートフォリオ・ファンドへの投資を行えるのは、特定の時期のみとなることが予想され、ポートフォリオ・ファンドへのコミットメントは（一部または全部が）受諾されない可能性もあります。その結果、投資先ファンドは、現金を保有するか、またはポートフォリオ・ファンドに投資されていない投資先ファンド資産の一部を、ポートフォリオ・ファンドに投資されるまでの間、現金同等物、短期証券もしくは短期金融証券に投資する可能性があります。投資先ファンドの資産がポートフォリオ・ファンドに投資されない場合、投資先ファンドはその投資目的を達成できない可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドおよびポートフォリオ・ファンド管理会社の補償 投資先ファンドは、ポートフォリオ・ファンドの運用または直接投資に関連して行われた行為または不作為などに起因して生じる、あらゆる責任、損害、経費または費用につき、特定のポートフォリオ・ファンドおよびポートフォリオ・ファンド管理会社、ならびにそれらのそれぞれの役員、取締役および関連会社を補償することに同意する可能性があります。投資先ファンドが、かかる補償に関して支払い（または、当該ポートフォリオ・ファンドまたは直接投資から受領した分配金の返還）を求められた場合、投資先ファンドは重大な悪影響を受ける可能性があります。

ファンドのポートフォリオ・ファンドに対する持分の償還 ポートフォリオ・ファンドは、投資先ファンドが当該ポートフォリオ・ファンドによるキャピタル・コールに応じなかった場合、または投資先ファンドが当該ポートフォリオ・ファンドに引き続き参加することが当該ポートフォリオ・ファンドもしくはその資産に重大な悪影響を及ぼす場合、とりわけ、投資先ファンドの当該ポートフォリオ・ファンドに対する持分を償還する（当該持分の全部または一部を失効させる）ことができます。

移転および流動性

流動性の欠如 特定の投資証券クラスに帰属する投資証券が公認の証券取引所に上場している場合を除き、投資証券には現在、公的な取引市場が存在せず、ブルックフィールドはそのような市場が形成されることを想定していません。したがって、投資先ファンドによる投資証券の買戻しが、投資主が保有する投資証券（公認の証券取引所に上場している投資証券を除きます。）を処分するための唯一の方法となる可能性があります。投資先ファンドは、投資主が当初投資証券を購入した際の価格に基づいてではなく、暦四半期の最終暦日（以下「出金日」といいます。）の終了時点において適用されるNAVに等しい価格で投資証券を買い戻すことを予定しています。限られた例外を除き、発行日から1年以内に買い戻される投資証券には、出金日時点の買戻手数料が課されます。その結果、投資主が投資先ファンドの買戻プログラムに従って投資先ファンドに投資証券を売却する場合、投資主が支払った投資証券価格を下回る金額を受け取る可能性があります。

投資先ファンド全体の総額ベースに対する買戻合計のNAV総額は、投資先ファンドの単独の裁量により、原則として、該当する出金日における発行済投資証券の純資産総額の5%（以下「四半期毎出金額」といいます。）を上限とします。買戻しについても、同等の四半期毎の出金制限が、投資先マスター・ファンドおよびBII投資先ファンドのそれぞれの投資者に適用されます。投資先ファンドによる投資先マスター・ファンドの受益証券の保有およびBII投資先ファンドの持分の間接的保有に関して、当該投資先ファンドが、投資先マスター・ファンドへの投資を通じて、関連する出金日に買い戻すことができる金額を、四半期毎出金額が下回る場合（他の投資者が自らの買戻しの権利を行使しない場合において、投資先ファンドが比例按分を受ける権利を超えて買戻しを行うことができる場合を含みます。）、四半期毎出金額は、当該出金日において投資先マスター・ファンドおよびBII投資先ファンドの条件に従って買い戻すことができる、投資先マスター・ファンドおよびBII投資先ファンドそれ

ぞれへの投資先ファンドによる直接的および間接的な投資額に相当する金額まで増額されるものとします。

A I F Mは、状況に応じて、NAVの決定および/または投資先ファンドの募集および/または買戻しを停止することができますが、これは義務ではなく、投資主の利益を鑑みて停止が正当であることを条件とします。疑義を避けるために付言すると、買戻プログラムは例外的な状況においてのみ停止されるものとし、組織的に停止されることはありません。

上記の制限に従い、ある四半期に買戻しのために提出された投資証券のすべてについて投資先ファンドが買戻しに応じられない場合、その四半期に買戻しのために提出された投資証券は、比例按分方式により買い戻されます（該当する場合は投資先ファンド全体で（重複のない）総額ベースにより測定されます。）。出金請求は、次の利用可能な出金日に関して自動的に再提出されるものではありません。投資主は、前回請求したが前出金日において実際には買戻しが行われなかった投資証券について、次の利用可能な出金日に関して新たに提出する必要があります。当該出金日の前に投資主により撤回または取り消された場合を除くものとします。買戻しの決済は通常、出金日から実務上可能な限り速やかに行われます。結果として、投資主の買戻しが受諾された場合でも、投資主は、現金化までに大幅な遅延を経験することになります。

投資先ファンドの資産の大部分は、その処分時に完全な価値を実現する投資先ファンドの能力に影響を与えることなく容易に清算することが一般的にできないインフラ投資およびその他のポートフォリオ投資対象で構成されることが想定されています。そのため、投資先ファンドは、出金請求に直ちに依るのに十分な額の現金を常に持っているとは限りません。その結果、投資主が投資先ファンドに自身の投資証券を買い取らせる能力は制限される可能性があり、時には投資主の投資の清算を行うことができない場合があります。

出金請求の影響 欧州経済に影響を及ぼす経済事象は、当該事象が投資先ファンドの資産のパフォーマンスに悪影響を及ぼしている場合、投資主が投資先ファンドの買戻プログラムに従って投資証券を投資先ファンドに売却しようとする原因となる可能性があります。投資先ファンドが、結果として生じるすべての出金請求に応じることを決定した場合であっても、投資先ファンドのキャッシュフローに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、投資先ファンドが出金請求に応じるために資産の売却を決定した場合、当該資産に関してより有利な時期に売却した場合達成できたと考えられるリターンを実現できない可能性があり、投資先ファンドの運用実績および財務状況に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

強制買戻し 投資先ファンドは、未処理の買戻請求およびその優先順位にかかわらず、いつでも、かつ、いかなる理由であっても、投資先ファンドの投資主の投資証券の全部または一部の買戻しを要求することができます。このような強制買戻しは、投資先ファンドが別段の決定をしない限り、通常、投資主の任意の買戻しと同じ条件（それに課される制限を含みます。）に従います。

特定の税務リスク

V A T 現在の法律および実務では、投資先ファンドに提供される運用サービスにルクセンブルグの付加価値税（V A T）が課されることはないと思われています。しかし、法律または実務が変更された場合、運用報酬に課されるV A Tは投資先ファンドにとって絶対的なコストとなり、分配を行うための資金が減少すると考えられます。運用サービスの対価として行われる支払いに対してV A Tが課される場合、投資先ファンドは合理的に実務上可能であると考えられる限り、かかるV A Tの影響を最小化する予定です。しかし、そのようなV A Tのコストを軽減または排除できるという保証はありません。

税法の変更 税に関する法律および規制ならびに税務に関する行政実務は、遡及的な効果のあるものを含め、投資先ファンドの存続期間中に変更される可能性があります。当該変更は、投資先ファンド、投資先マスター・ファンド、B I I 投資先ファンドの税額、および/または投資先ファンドへの投資および投資先ファンドから受領する分配に関する投資主の税額に悪影響を及ぼす可能性があります。

B I I 投資先ファンドの規制投資会社としての地位に関連するリスク B I I 投資先ファンドは、米国連邦所得税の目的上、米国内国歳入法サブ・チャプターMに基づく規制投資会社として適格となることを意図しています。かかる適格性には、とりわけ、B I I 投資先ファンドがその収入源、資産の分散および投資主に対する分配に関連する一定の要件を遵守することが要求されます。B I I 投資先ファンドがレバレッジされ、1940年米国投資会社法の資産担保率に関する要件を充足しなかった場合、普通株式に関する制定法上の分配制限により、当該分配要件を充足するB I I 投資先ファンドの能力が脅かされる可能性があります。しかしながら、B I I 投資先ファンドは現在、かかる資産担保率に関する要件を遵守した状態を維持することができる方法で未決定のレバレッジを運用することを意図しています。B I I 投資先ファンドがいずれかの課税年度において規制投資会社として適格であると認められなかった場合、米国における法人として、その純収益に対して連邦の通常の法人レートで適用ある州および地方の所得税が課税されます。

利益相反

一般的な利益相反

受託会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、販売会社およびそれらの各々の関連会社が他の勘定もしくは事業体の管理またはその他かかる勘定もしくは事業体に関連する管理に関与することにより、ファンドに関して利益相反が生じることがあります。投資運用会社およびその関連顧問会社は、いかなる合意に基づいても、そのすべての時間および資源をこのファンドの管理のために充てる必要はありませんが、かかる者が誠意をもって合理的に考えるファンドの業務のために、そのすべてまたは定められた一定の時間および資源を充てます。投資先運用会社およびその関連会社は、他の勘定のためにその時間および資源を充てることができます。投資運用会社およびその関連会社は、ファンドと同様の投資目的を有し、ならびに/もしくはファンドと同種の有価証券、通貨および金融商品の取引を行う勘定またはファンド（他のファンドおよび集団投資ビークルを含みます。）の独自の持分を有することがあり、また、かかる勘定またはファンドの管理または助言を行うことがあります。また、投資運用会社およびその関連会社は、世界の通貨、株式、スワップおよび債券市場の主要な参加者であり、それぞれの場合において、自己勘定取引および顧客勘定取引を行います。そのため、投資運用会社およびその関連会社は、ファンドが投資するものと同じの有価証券、通貨および金融商品の取引を積極的に行っています。かかる活動は、ファンドが投資する有価証券、通貨および金融商品の価格および入手可能性に影響を及ぼす可能性があり、これにより、ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。かかる取引は、投資運用会社およびその関連顧問会社の資産管理行為に含まれるものを除く、自己勘定取引または顧客勘定取引に関して、ファンドの取引とは独立して実行されるため、より有利または不利な価格またはレートで行われることがあります。投資運用会社およびその関連顧問会社がファンドのために同じ資産を購入または売却しようとする場合、実際に購入または売却される資産は、その誠実な裁量により公平であると判断される基準に基づいて、同一の勘定間で配分されることがあり、また、投資運用会社の裁量により、ファンドの取引と共同でまたは独立して実行されることがあるため、より有利または不利な価格またはレートで行われることがあります。場合によっては、このシステムは、ファンドの勘定で購入または売却される資産の金額または価格に悪影響を及ぼすことがあります。

ファンドの投資運用会社は、管理事務代行会社および保管会社の関連会社です。

ファンドの販売会社は、管理事務代行会社および保管会社の関連会社です。

利益相反が発生した場合、投資運用会社および/または販売会社は、自己が適切と考える公正かつ公平な方法でかかる相反を解決するために最善の努力を払うものとし、かかる利益相反がファンドに不当に不利益を被らせない方法で解決されることを確実にするものとします。

投資先ファンドに関する利益相反

ブルックフィールドの業務には、とりわけ、投資および資産運用、世界の債券、通貨、コモディティ、株式、セカンダリー、プライベートおよびその他の市場に投資する民間および公共の投資ビークルのスポンサー提供、販売および運営、不動産およびその関連会社および資産、再生可能エネルギーおよびその関連会社、資産および設備、インフラストラクチャーおよびその関連会社および資産ならびに他の事業および資産（データセンター、輸送施設、電力事業、産業および製造施設、エネルギー会社、金属および鉱山会社、森林地および農作地、天然ガスのパイプラインおよび貯蔵システムならびに他の資産を含みます。）の開発、建設、所有、管理、運営および業務提供や、資本および融資のソリューションの提供、財務顧問、事業開発およびその他の金融業務ならびにその他の業務が含まれます（以下、総称して「ブルックフィールド・アクティビティ」といいます。）。投資先ファンドはその事業の通常の過程においてブルックフィールド・アクティビティから生じるブルックフィールドの専門知識、市場でのポジショニングおよびコネクティビティから恩恵を受ける予定ですが、ブルックフィールドが投資先ファンドまたは投資先ファンドのポートフォリオ投資対象に直接的または間接的に参加しているにもかかわらず、ブルックフィールドの利益または顧客もしくはブルックフィールド・アクティビティを通じて業務提供を受けている他の者（他のブルックフィールド・アカウントを含みます。）の利益と、投資先ファンドの利益との間で利益相反が生じることがあります。ブルックフィールドは、グローバルな実物資産の運営者としての自社の専門知識が投資機会の特定、アクセスおよび評価を行う投資先ファンドの能力に直接的な影響を及ぼすこと、ならびに投資先ファンドのポートフォリオ投資対象がより大きなブルックフィールド・エコシステムから恩恵を受けることを予想していますが、このような協力または相乗効果が成功するとの保証はありません。利益相反に関連する懸念またはそれ以外の結果によるか否かにかかわらず、協力または相乗効果が成功しないと、ブルックフィールドがその戦略の実行に成功する能力またはその投資方針を達成する能力に影響が及ぶことがあります。

投資先投資法人の定款ならびにAIFMおよび投資先ファンド運用会社間のポートフォリオ運用契約には、適用法に従い、（a）投資先ファンド運用会社が他の場合において従うことになるであろう投資先ファンドおよび投資主に対する義務（受託者およびその他の義務を含みます。）を軽減もしくは修正する条項、（b）当該義務に基づき他の場合においては認められないであろう投資先ファンド運用会社の行為に対する義務および同意を放棄する条項、ならびに、（c）当該義務への違反に関する投資主の救済措置を制限する条項が含まれています。前文にかかわらず、本書、投資先投資法人の定款またはAIFMおよび投資先ファンド運用会社間のポートフォリオ運用契約に含まれるいかなる記述も投資先ファンド運用会社の受託者としての義務を制限、修正、低減または放棄しないものとします。さらに、投資先投資法人の定款およびAIFMおよび投資先ファンド運用会社間のポートフォリオ運用契約にはそれらに列挙される具体的な例外事項に従うことを条件に、投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社ならびにそれらの各々の関連会社が投資先ファンドの運営に関する事項（一または複数の潜在的なまたは実際の利益相反にかかわる可能性がある事項を含みます。）に関して免責および補償される旨を定める免責条項および補償条項が含まれます。

以下の議論においては、一方でブルックフィールド・アクティビティ（ブルックフィールド・アカウントに関するものを含みます。）に、他方でブルックフィールドが投資先ファンド（ならびに投資先マスター・ファンドおよび投資先ファンド）に提供し、かつ投資先ファンドの業務に関連する業務に関連して生じることが予想される一定の実際のおよび潜在的な利益相反を列挙しています。これらの利益相反は投資先ファンドの投資に関連して生じかねない実際のまたは潜在的なすべての利益相反の完全なリストまたは説明を成すことを目指しているわけではありません。利益相反の取扱いは困難かつ複雑であり、生じる可能性があるあらゆる種類の利益相反を予測することはできません。ブルックフィールドは、投資先ファンドおよび関連する他のブルックフィールド・アカウントの双方の利益に関して潜在的な利益相反をモニターし、かかる利益相反を管理しま

す。ただし、利益相反が必ずしも投資先ファンドに有利な方法で解決されるとは限りません。投資予定者は、ブルックフィールドがしばしばブルックフィールド・アカウントにおいて重要な専有持分を保有していること、ならびに場合によっては投資先ファンドと、ブルックフィールドの絶対的および/または相対的な持分が投資先ファンドにおける自らの持分よりも大きい他のブルックフィールド・アカウントとの間で、利益相反が生じる場合が予想されることに留意すべきです。各々の投資主は、投資先ファンドの投資証券を取得することにより、実際のおよび潜在的なかかる利益相反の存在を認め、かかる利益相反の存在およびこれに関して講じるまたは講じる予定がある一切の行為に関するあらゆるすべての賠償請求を放棄したものとみなされます。第三者による検証により投資予定者が利益を受ける限りにおいて、そのような利益を投資先ファンドのカウンセルを通じて、または投資先投資法人の取締役会、投資先ファンド運用会社もしくはそれぞれの関連会社を通じて得ることはできません。投資予定者は、投資先ファンドの募集および運営に伴う利益相反を評価する際に独立した法律顧問に助言を求めべきです。

投資証券の販売

1934年米国証券取引法（改正済）（以下「米国証券取引法」といいます。）に基づき登録されたブローカー・ディーラーであり、かつ、米国金融取引業規制機構のメンバーであるブルックフィールド・プライベート・アドバイザーズLLC（以下「BPAL」といいます。）およびブルックフィールド・プライベート・キャピタル(UK)リミテッド（以下「BPC」といいます。）（いずれも英国の金融行動監視機構の認可を取得し、その規制を受けています（承認番号730073号）。）ならびにそれらの代理店および関連会社は、英国および場合によっては他の法域において投資証券の募集を行うことができます（投資証券に関してディーラーとして行為することを含みます。）。さらに、ブルックフィールド・インベストメント・マネジメント（カナダ）インク（以下「BIMC」といいます。）は、カナダの投資家による投資証券の買付けに関してディーラーとして行為します。ブルックフィールドの他の関連会社の一部（ブルックフィールド・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（以下「BSP」といいます。）、ブルックフィールド・アドバイザーズ（香港）リミテッド（以下「BAHK」といいます。）およびブルックフィールド・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド（以下「BCS」といいます。）（シンガポールおよび香港の各々において投資証券の募集を行います（投資証券に関してディーラーとして行為することを含みます。）。）、ならびにブルックフィールド・オークツリー・ウェルス・ソリューションズ・エルエルシー（以下「BOWS」といいます。）は、投資証券の販売を行ってきたか、または行うことができます。BPAL、BPC、BIMC、BSPおよびBAHKはBAMにより100%所有され、BAMはAIFMおよび投資先ファンド運用会社への支配権も有しています。さらに、AIFMは、その裁量により、随時、第三者の販売会社を任命することができます。

BPAL、BPC、BIMC、BSP、BAHK、BCSおよびBOWS（以下総称して「ブルックフィールド・プレースメント・エージェント」といいます。）の各々は、投資証券の販売に関連して報酬を受領する予定であり、その一部がそれらの代理人、従業員および/または関連会社に支払われることがあります。ブルックフィールド・プレースメント・エージェントの各々は、投資先ファンド運用会社と利害関係があります。したがって、投資先ファンドは適用ある証券法の意味する範囲でブルックフィールド・プレースメント・エージェントの「関係がある発行体」、「関連性がある発行体」または類似する関係者であるとみなされることがあります。ブルックフィールド・プレースメント・エージェントは、投資先ファンドの設立、投資証券の募集の決定または投資証券の募集条件もしくは定款の条件の決定において直接的な役割を担ってはおりません。

投資証券の募集に関してブルックフィールド・プレースメント・エージェントに支払われる報酬は（該当する投資主に具体的に開示される場合を除き）ブルックフィールドからのものであって投資先ファンドまたはいずれかの投資主からのものではなく、他の製品またはサービス（類似のものを含みます。）の販売に対して受領するであろう報酬よりも高くなることもあり、それにより投資証券の販売促進に対して他の製品またはサービス（類似のものを含みます。）よりも高いインセンティブを当該者に与えることがあります。したがって、潜在的投資家は、投資先ファンドおよび投資証券の販売促進を行うブルックフィールド・プレースメント・

エージェントならびにその代理店、従業員および関連会社にインセンティブを与える金銭的およびその他の投資証券が存在することを認識すべきです。上記の考慮事項は投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社が投資証券を販売するために第三者である募集代理人を確保している場合でも同様です（場合によっては重要視されます。）。

投資機会の配分

投資機会の配分 ブルックフィールドは他のブルックフィールド・アカウント（特に、自己のアカウントならびに／またはシードもしくはインキュベートの最中にあるアカウントのためのものを含みます。）のために投資助言を行い、かつ関連業務を提供するが、これらはブルックフィールドが投資先ファンドのために与える助言および提供する業務と同種のもので、一定のブルックフィールド・アカウントは投資先ファンドの投資マンドートと重複する投資マンドートを行い（今後加わるブルックフィールド・アカウントも将来これを行い）、特定の投資機会に関して投資先ファンドと競合することになり、および／または投資先ファンドよりも優先順位が高いです。その結果、投資先ファンドにとって別の場合であれば適していたはずのブルックフィールドが資金を出す投資機会を投資先ファンドが利用できないことが予想され、またはそうでなかった場合に比べて投資先ファンドが配分される投資機会が少なくなります。投資先ファンドが他のブルックフィールド・アカウントよりも優先的に投資配分を受け取るという状況も起こり得ます。

上記にかかわらず、ブルックフィールドは、投資先ファンドと重複する投資マンドートを有するか、または有するであろうブルックフィールド・アカウントを運用し、およびこれに参加しており、また将来的に運用しおよびこれに参加します。疑義を避けるために付言すると、ブルックフィールド・アカウントには、設立中であるかまたは設立を予定しているブルックフィールド・ファンドのために一定の投資対象にシード・キャピタルを提供する、および／またはこれに参加する公的および民間の投資ピークル、プログラムおよびアカウントが含まれます。例を挙げると、これらには、インフラストラクチャー、再生可能エネルギーおよび移行への投資に焦点を当てたブルックフィールド・アカウント（（ ）投資先ファンドに比べてリスク・リターン・プロファイルが低いインフラストラクチャー、再生可能エネルギーおよび移行の株式に焦点を当てるもの（ブルックフィールド・スーパー・コア・インフラストラクチャー・パートナーズ・エル・ピー（「BSIP」）等）、（ ）インフラストラクチャー、再生可能エネルギーおよび移行の債務に焦点を当てるもの（ブルックフィールド・インフラストラクチャー・デット・ファンズ（「BID」）等）、（ ）インフラストラクチャー・セカンダリー投資（ここには特に、第三者であるジェネラル・パートナーが率いる資産および／または投資ピークル（クローズド・エンド型投資信託、ジョイント・ベンチャーおよびその他のピークルを含みます。）の資本再編成（ここではかかる第三者であるジェネラル・パートナーが日常的な資産運用の責任を維持します。）、第三者が運用するプール型の投資ピークルへの投資および当該投資ピークルとの共同投資、ストラクチャード・ソリューションおよび／または第三者であるジェネラル・パートナーが運用する資産への優先株式投資、第三者が運用する投資ピークルの資本再編成（そのすべてまたは一部）ならびに関連する分別運用アカウントに焦点を当てるもの（ブルックフィールド・インフラストラクチャーGPソリューションズ（「BIGS」）等）、（ ）インフラストラクチャーおよびインフラストラクチャー関連投資の異なるプールにわたり投資する登録済の投資信託または投資ピークルに焦点を当てるもの（投資先ファンドを含む他のブルックフィールド・ファンドへの投資またはこれらとの共同投資を通じたものを含みます。）、（ ）二酸化炭素排出量をネット・ゼロとする世界経済への移行に貢献する投資に焦点を当てるもの（ブルックフィールド・グローバル・トランジション・ファンド等）、（ ）インフラストラクチャー株式に焦点を当てるもの（ブルックフィールド・インフラストラクチャー・ファンド（「BIF」）等）、ならびに、（ ）投資先ファンドの投資方針および投資戦略と重複する、これらと競合する、これらを補完する、またはこれらに関連する他の投資戦略に焦点を当てるものが含まれます。）が含まれます。さらに、投資先ファンドの投資マンドートと重複しない予定ではあるものの、プライベート・エクイティ投資（グロース投資およびノン・コントロール・キャピタル・ソリューション投資を含みます。）ならびに不動産セクターへの投資（資本構成の様々な部分への投

資を含みます。)に焦点を当てたブルックフィールド・アカウントも存在する。さらに、ブルックフィールドは新規の事業および戦略の運営およびこれらへの参加を継続する予定です。前述のブルックフィールド・アカウントの中には特定の投資マンドートを満たす投資機会に関して投資先ファンドよりも優先順位が高いもの、または優先順位が高くなることが予想されるものがあります。

投資機会は、通常、投資先ファンドおよび他のブルックフィールド・アカウントの投資の優先順位（もしあれば）に応じて（およびそれに従い）配分されます。投資先ファンドの投資マンドートが一または複数のブルックフィールド・アカウントの投資マンドートと重複する一定の状況下において（一定のケースにおいて、前段落に記載されるマンドート内の投資機会より優先順位が高いブルックフィールド・アカウントを除きます。）、投資先ファンドおよび一または複数の他のブルックフィールド・アカウントに適した投資機会が、以下の様々な要因を考慮した上で公正かつ公平であるとの投資先ファンド運用会社による判断を根拠として、投資先ファンドと他のブルックフィールド・アカウントの間で配分されます。これらの要因には、（A）投資機会の規模、性質および種類（当該機会のリスクおよびリターンのプロファイル、予定される保有期間ならびにその他の属性を含みます。）や、各アカウントの投資のフォーカスとの整合性、（B）投資先ファンドおよびかかる他のアカウントの投資の照準、方針、戦略および目標とするリターン率の性質（投資先ファンドおよびかかる他のアカウントを規定する投資ガイドラインおよび制限を含みます。）、（C）投資のために利用できる相対的な元本の金額、（D）資産およびポートフォリオの分散の原則（例えば地域および/または資産の集中の考慮事項）、（E）投資先ファンドおよびかかる他のアカウントの将来的に予想されるキャパシティー、（F）現金および流動性のニーズ（投資先ファンドおよびかかる他のアカウントが追求するパイプライン、追加投資および他の機会のためのものを含みます。）、（G）他の適切なまたは類似の投資機会の利用可能性、ならびに/または、（H）取締役会または投資先ファンド運用会社が該当すると判断する他の考慮事項（法律、規制、税務、ストラクチャー、法令順守、個別の投資、タイミングおよび類似の考慮事項を含みます。）が含まれます。

あるポートフォリオ投資対象が投資先ファンドの投資マンドートの範囲内であるか、または別のブルックフィールド・アカウントの方がふさわしいかどうかの判断は投資先ファンド運用会社の裁量により行われます。また、ある特定のセクター（複数の業種により構成される場合があります。）または地域に関する投資機会が、これに関連する投資制限（または適切なポートフォリオの集中水準）を（時間の経過に伴い）超過することが予想されるとブルックフィールドが決定する場合、ブルックフィールドは、当該セクターまたは地域に投資する投資ファンド（ブルックフィールド、共同投資ビークル、セパレート・アカウント、戦略特化型ビークル、地域特化型ビークルおよびセクター特化型ビークルまたはその他の類似の種類の種類もしくはアカウントが運用する公共もしくは民間のビークルを通じたものを含みます（それぞれを「サイドカー・ファンド」といいます。）。）のジェネラル・パートナーおよび/もしくは運用者として行為するか、またはそうでない場合にかかる投資ファンドに参加することができ、これらに関連する一切の投資機会は、その後、上記の（A）項から（H）項に記載される要因を含む様々な要因を考慮した上で公正かつ公平であるとの取締役会による判断に基づいて投資先ファンドと該当するサイドカー・ファンドの間で配分されます。

ブルックフィールドは、上記の原則を適用する際に、随時、あるブルックフィールド・アカウントに投資機会のある部分を取得させる一方で他の一または複数のブルックフィールド・アカウントに他の部分を取得させることにより、当該投資機会を二つ以上のブルックフィールド・アカウント間で共有することを決定することがあります。このような場合、ブルックフィールドは各ブルックフィールド・アカウントの管理文書ならびにブルックフィールドの内部方針および手続（特に、投資機会の引受けおよび評価ならびに報酬および費用の配分に関連するもの）に沿って、各ブルックフィールド・アカウントに配分された（当該ブルックフィールド・アカウントが支払う購入価格に影響を与える）機会の部分を評価し、ブルックフィールド・アカウントに対する受託者としての義務に従い当該ブルックフィールド・アカウントの間で取引費用を配分します。上記にかかわらず、ブルックフィールドは通常、適用法および/または規制に従い別途要求されない限り、ブルックフィールドが参加しているブルックフィールド・アカウントにおいて異なる経済的利益を得ている状況を含め、かか

る配分および/または評価の決定に対して独立した審査、意見、支援および/または評価を求めることはありません。

配分を決定するプロセスは本質的に主観的なものであり、取締役会、投資先ファンド運用会社およびブルックフィールドが投資先ファンドと別のブルックフィールド・アカウントとの間で投資を配分する際に考慮する要因が時間の経過とともに変化することが予想され（新たな追加の要因を考慮することを含みます。）、ブルックフィールドが関連があるとみなす当該時の事実および状況に応じて、かつ各ブルックフィールド・アカウントに該当する幅広い事実および状況ならびにポートフォリオ構成上の考慮事項を考慮した上で、一または複数の異なる要因が異なる投資に関して重視されるか、または関連性が低いと考えられる可能性があります。一部のケースで一定の取引を二以上のブルックフィールド・アカウント間で共有するという結果になっても、別のケースでは一または複数のブルックフィールド・アカウントを投資から完全に除外するという結果になることもあります。一定のブルックフィールド・アカウントはブルックフィールドの独占的な投資業務であるため、投資先ファンドにふさわしくないとみなされる投資機会をブルックフィールド自らが追求する可能性があるという事実は、このような適格性の判断を行う際に利益相反を生じさせます。ブルックフィールドは、投資先ファンドに対する受託者としての義務に従う方法でこのような適格性の判断を行います。さらに、ブルックフィールドは、随時、異なる場合であれば投資先ファンドに適していたはずですが、当該時に当該投資機会を取り巻く特定の事実および状況の結果として投資先ファンドに適していないとブルックフィールドが判断して自らが代わりに投資する投資機会を認識することがあります（例えば、当該投資機会がブルックフィールドにとっては比較的新種のセクター、業種または地域に属することから、投資先ファンドのために慎重に投資するための十分な手腕、知識またはスケールが自身に備わっていないとブルックフィールドが判断する場合など）。このような場合、当初の同種の投資機会をブルックフィールドが独占的に追求したとしても、その後の同種の投資機会が投資先ファンドまたはその後継者に割り当てられることがあります。

また、予定していた投資機会がタイミング（例えば、特定の規制当局の承認もしくはその他の第三者の同意の遅れ等）またはその他の考慮事項により投資先ファンド、一もしくは複数の前身ファンドまたは後継ファンドのいずれかの方にとってよりふさわしくなったと投資先ファンド運用会社がその裁量で判断する状況において、かかる予定していた投資機会（そのすべてまたは一部）が投資先ファンド、一もしくは複数の前身ファンドまたは後継ファンドの間で再配分されることがあります。そのような状況において、投資先ファンド、一もしくは複数の前身ファンドまたは後継ファンドのいずれかが最終的に投資機会の全額を割り当てられて当該投資が完了した場合、投資先ファンド、一もしくは複数の前身ファンドまたは後継ファンドのいずれか（該当する者）は、当該投資を元々割り当てられていた投資信託（複数の場合もあります。）に対して払戻しを行います。ただし、予定していたそのような投資機会が完了していない場合、投資先ファンド、該当する前身ファンドおよび/または後継ファンドの各々がかかる予定していた投資機会に関連して当該投資信託が実際に負担する費用を負担します。

さらに、ブルックフィールドが既存のポートフォリオ投資対象に関連するか、またはそこから生じる将来の投資機会（ポートフォリオ投資対象に適合する投資機会および/または別の場合においてポートフォリオ投資対象とのシナジー効果がある機会を含みます。）をオファーされることがあり、そのような将来の投資機会がタイミング（例えば、投資先ファンドの存続期間において遅すぎる場合）、ポートフォリオの構成のための考慮事項またはその他の考慮事項により投資先ファンドに配分されずに別のブルックフィールド・アカウントに配分されることがあります。このような事後の投資が既に投資していたブルックフィールド・アカウント（投資先ファンドを含みます。）の利益を希薄化するか、またはそうでないとしてもそのような利益に悪影響を及ぼすことがあります。

上記の結果、別の場合であれば投資先ファンドに適していたはずのブルックフィールドが資金を提供する機会を投資先ファンドが全面的に利用できなくなること、および/または投資先ファンドが受け取る当該機会の配分がそうでなかった場合に比べて少なくなることがあります。

疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドに割り当てられるあらゆる投資機会は投資先ファンド運用会社がその裁量で決定するとおり、ポートフォリオ構成または他の同様の考慮事項（資金を利用できること（も

しくは資金を利用できないこと)、適用されるあらゆる投資制限またはその他の集中に関する考慮事項を含みますがこれに限定されません。)により、最終的に投資先ファンドにより実行されるとは限りません。その結果、投資先ファンドは自らに割り当てられるあらゆる投資機会の金額の上限まで投資するとは限りません。潜在的投資者は、投資先ファンドが並行投資する可能性のある既存のおよび将来のブルックフィールド・アカウントの条件(運用報酬および業績連動報酬ならびにその計算、時期および金額などの経済的条件、投資制限、共同投資の取決め、地域および/またはセクターのフォーカス/制限、投資に関する拒否権、流動性に関する権利、分散パラメーター、および当該ブルックフィールド・アカウントのリミテッド・パートナーに付与されるガバナンス権、報告権または情報権ならびにその他の事項に関する条件を含みます。)が大きく異なることが予想されること、また、場合によっては、当該ブルックフィールド・アカウントの投資家の方が著しく有利となることに留意する必要があります。例えば、一または複数のブルックフィールドは、投資先ファンドの投資目的よりも絞り込んだ投資目的(例えば、単一の資産クラス、セクターおよび/または単一の地理的地域を重視するもの)を有する可能性があります。かかる異なる条件により、ブルックフィールドまたはその関連会社に、投資機会の配分などにおいて時として潜在的な利益相反が生じ、生じない場合であっても投資リターンの計算および表示に影響を与える可能性があります。特に、業績連動報酬の料率および時期が異なる場合、投資機会の配分に関連してブルックフィールドまたはその関連会社に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。これは、かかる差異により、ブルックフィールドが投資機会のより大きな割合を投資先ファンドまたは該当するブルックフィールド・アカウント(場合によります。)に配分するインセンティブが生じる可能性があるためです。

投資先ファンドは、随時、最終的に別のブルックフィールド・アカウントと共有する投資機会もしくは他のブルックフィールド・アカウントによりすべてが実行される投資機会に関して資金を預託するか、またはその他の経費もしくは費用を負担することがあります。そのような場合、かかる別のブルックフィールド・アカウントは、そのような預託金またはその他の経費もしくは費用を投資先ファンドに払い戻す予定です。他の場合において、別のブルックフィールド・アカウントが最終的に投資先ファンドと共有する投資機会もしくは投資先ファンドによりすべてが実行される投資機会に関して資金を預託するか、またはその他の経費もしくは費用を負担することがありますが、このような場合、投資先ファンドは同様に、そのような預託金またはその他の経費もしくは費用を別のブルックフィールド・アカウントに払い戻す予定です。さらに、そのような払戻しには投資先ファンドまたはかかる別のブルックフィールド・アカウントが負担した費用(借入れに関する金利およびその他の金額を含みます。)が含まれる予定であるが(ただしそのような保証はありません。)、そのような預託金またはその他の費用もしくは経費の拠出に対する金利またはその他の補償は含まれない予定であり、このような金利は基本的にかかるブルックフィールド・アカウントの信用枠、かかるブルックフィールド・アカウントの優先的なリターンまたは合理的に適用されるとブルックフィールドが判断した他の金利に沿った料率になるよう設定されます(このような金利は払戻しを行うブルックフィールド・アカウントの信用枠に適用される金利より高いこともあれば低いこともあります。)

投資機会を投資先ファンド、共同投資プールおよび他のブルックフィールド・アカウントに配分するインセンティブ ブルックフィールドは、通常、様々なブルックフィールド・アカウントに異なった経済的持分を有します。これは、特に、一定のブルックフィールド・アカウントがブルックフィールドに全額出資されていること、異なるブルックフィールド・アカウントに対し異なるキャピタル・コミットメントまたはキャピタル・コントリビューションを行っていること、一部のブルックフィールド・アカウントが異なる料率でキャリード・インタレストを支払うか、および/または、キャリード・インタレストを生み出す可能性が高い(もしくは低い)または時期的に早く(もしくは遅く)生み出す可能性が高い(もしくは低い)こと、ならびに/または一部のブルックフィールド・アカウントがその資本の配分額に基づき算出した管理報酬を請求することが理由です。その結果、ある投資機会のすべてまたは一部を別のブルックフィールド・アカウント(共同投資プールを含みます。)に配分することによる、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社およびそれぞれの関連会社に対する経済的便益の総額が、特定の投資を投資先ファンドが単独で行った場合よりも、大きくなる(ま

たは大きいと予想される）状況があります。例えば、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社およびそれぞれの関連会社は、共同投資の管理報酬と特定の取引手数料、ブレイクアップ・フィーおよび他の手数料と相殺することを要求されない場合があります。同様に、異なるブルックフィールド・アカウントの経済的持分の違いを考えると、ブルックフィールドは、様々なブルックフィールド・アカウント間で配分される投資機会の一部を評価する際に利益相反に直面することになります。特に、機会の一部が、機会に参加している他のブルックフィールド・アカウントに比べてブルックフィールドが著しく大きい経済的持分を有するブルックフィールド・アカウントに配分される場合にはそうなります。上記にかかわらず、ブルックフィールドは、ブルックフィールド・アカウントに対する受託者責任に従い、それぞれのブルックフィールド・アカウントの管理文書およびブルックフィールドの社内方針および手続に従い、配分および評価の決定を行います。

さらに、投資先ファンドは、ブルックフィールドが—または複数の投資主またはその他の者に共同投資の機会を提供することで、直接または間接的に経済的利益を得る公式または非公式な取決め（—または複数の複数投資の共同投資ピークルを含みます。）を締結することを想定しています。このような取決めは、（a）投資先ファンドおよび他のブルックフィールド・アカウントに関する手数料および/またはインセンティブ報酬の削減（またはリベートの提供）、ならびに、（b）投資先ファンドおよび/または他のブルックフィールド・アカウントとともに、最低ターゲット・アロケーションのある優先共同投資機会の提供、およびかかる最低ターゲットが満たされない場合の手数料および/またはインセンティブ報酬の削減（またはリベートの提供）を含む、他の投資主には提供しない一定の権利を付与します。このような取決めに関連して、ブルックフィールドは、当該投資家が共同投資機会の全割当を受けられない場合に、投資先ファンドに関するものを含め、減額した手数料および/またはインセンティブ報酬の提供（またはそのリベートの提供）に同意することがあります。そのような状況が生じた結果、特定の状況では、投資先ファンド運用会社は、共同投資家または他のブルックフィールド・アカウントに、かかる経済的状況がない場合よりも多くの投資機会の一部を割り当てるようインセンティブが働きます。さらに、投資先ファンド運用会社による共同投資機会の配分は、投資先ファンドへのキャピタル・コントリビューションの増加および他のブルックフィールド・アカウントへのコミットメントまたはコントリビューションを含む、他の方法で投資主、投資先ファンド運用会社、またはそれぞれの関連会社に利益をもたらす可能性があります。

他のブルックフィールド・アカウントによる投資対象に関連する利益相反

他のブルックフィールド・アカウントに対する助言は、投資先ファンドの利益と利益相反を生じさせる可能性があります（a）ブルックフィールド（投資先ファンド運用会社もしくはその人員またはその関連会社の1つを含みます。）は、現在または将来のブルックフィールド・アカウント（ブルックフィールドの自己勘定を含みます。）に関して、投資先ファンド運用会社が投資先ファンドに与える助言と競合もしくは対立する、または投資先ファンドに関して取られる行動とは異なるタイミングもしくは異なる性質の助言および行動を取ること、および、（b）ブルックフィールド・アカウントによる投資が、投資先ファンドの価値、価格または投資戦略を希薄化するか、またはその他の方法で不利にする可能性があることが予想されます。別のブルックフィールド・アカウントが投資先ファンドのポートフォリオ決定より先に、または同時に、ポートフォリオ決定を管理または実行する場合、マーケットインパクト、流動性の制約または他の要因により、投資先ファンドがより不利な成果を受け取ることになり、より高い取引コストを支払い、または他の不利益を被る可能性があります。

ポートフォリオ投資に関して、—または複数のブルックフィールド・アカウントの利益と競合する、または異なる決定を下す場合、投資先ファンドまたは投資先ファンド運用会社は、投資先ファンドの利益およびかかるブルックフィールド・アカウントの利益の間で一定の利益相反に直面する可能性があります。これらの潜在的利益相反は、ブルックフィールドが投資先ファンドよりも他のブルックフィールド・アカウントから高い手数料を受け取る権利がある場合、配分を決定するポートフォリオ・マネージャーが別のブルックフィールド・アカウントからパフォーマンス・ベースの報酬を受け取る権利がある場合、投資先ファンドと別のブルック

フィールド・アカウント（関連投資家を含みます。）の自己勘定投資に違いがある場合、または特定の戦略や機会に関して、例えば、ポジション制限および/または投資先ファンド運用会社に適用される規制上の報告義務の結果として容量制限がある場合に悪化する可能性があります。さらに、ポートフォリオ投資は、時間の経過とともに変化するため、以前の投資配分の決定の結果を含め、さらなる利益相反が発生することが予想されます。ブルックフィールド（ブルックフィールド・アカウントのジェネラル・パートナーまたは投資先ファンド運用会社としての立場を含みます。）は、ブルックフィールド・アカウント（該当する場合）のマンデートおよび利益を考慮し、該当する場合はブルックフィールドの投資配分プロトコルおよび当該ブルックフィールド・アカウントの管理文書に従って、各ブルックフィールド・アカウント（投資先ファンドを含みます。）およびブルックフィールドにとって適切な投資判断を行います。他のブルックフィールド・アカウントに関してなされる投資および売却の判断は、たとえその決定が投資先ファンドの投資活動から情報を得ており、かつ/または投資先ファンドに悪影響を与える場合でも、投資先ファンドの利益を考慮せずに実施されることがあります。さらに、投資先ファンドに関する投資および配分の決定は、特定の投資機会を共有する共同投資家の方針に影響を受ける場合があります。

さらに、特定のブルックフィールド・アカウント（および/または当該ブルックフィールド・アカウントの投資対象）は、投資先ファンドが投資している、または投資をしようとしている資産に関して、第三者に投資銀行業務およびその他のアドバイザリー・サービスを提供する場合があります。このような状況における当該ブルックフィールド・アカウント（および/または当該ブルックフィールド・アカウントの投資対象）の利益は、投資先ファンドの利益と対立する可能性があり、投資先ファンドは特定のポートフォリオ投資を追求する上で当該ブルックフィールド・アカウント（および/または当該ブルックフィールド・アカウントの投資対象）と競合する可能性があります。

投資先ファンド運用会社およびブルックフィールド内の異なるビジネス・ユニットおよびチームは、投資先ファンド運用会社およびブルックフィールドの他の分野とは異なる見解を持ち、異なる決定や推奨を行う場合があります。投資先ファンド運用会社およびブルックフィールド内の様々なポートフォリオ運用チームが、投資先ファンドとは異なる、または投資先ファンドには不利な方法で、助言するブルックフィールド・アカウントに関して決定を下したり、行動を起こしたり（または行動を控えたり）する場合があります。かかるチームは、特定の情報障壁の結果生じるものも含めて、投資先ファンドのポートフォリオ運用チームと情報を共有しない可能性があります。

特に、セカンダリー投資に重点を置くブルックフィールド・アカウントは、第三者が運用するプール型投資ファンドやその他の投資ビークルに投資することが予想されます。このようなブルックフィールド・アカウントは、かかるサード・パーティー・ファンドおよびその他の投資ビークルに対する一定の支配権（および戦略的アドバイスの提供）について交渉することが予想されるが、かかるサード・パーティー・ファンドおよびその他の投資ビークルはブルックフィールド・アカウントではなく、またブルックフィールドの「関連会社」とはみなされません。その結果、投資先ファンドがかかるサード・パーティー・ファンドや他の投資ビークルからポートフォリオ投資を購入したり、それらにポートフォリオ投資を売却したり、またはかかるサード・パーティー・ファンドや他の投資ビークルとの、もしくはそれらとともに取引することは制限されません。かかるブルックフィールド・アカウントおよびその投資先であるサード・パーティー・ファンドまたはその他の投資ビークルの利益は、かかる他のブルックフィールド・アカウントが、ブルックフィールドの投資先ファンドに対する助言とは異なる方法で、かかるサード・パーティー・ファンドまたはその他の投資ビークルに対する支配権を行使（または行使拒否）したり、その他の戦略的助言を提供する状況を含めて、投資先ファンドの利益と競合する可能性があります。

ブルックフィールド・アカウントによる投資の条件は別のブルックフィールド・アカウントに利益または不利益をもたらす可能性があります 投資先ファンドまたは別のブルックフィールド・アカウントの投資判断を行う際、随時、投資先ファンド運用会社または取締役会は、一方では投資先ファンドの利益、他方では他のブルックフィールド・アカウントの利益の間で一定の利益相反に直面します。例えば、適用法および定款に含ま

れる制限に従い、投資先ファンド運用会社は、随時、投資先ファンドをして、ブルックフィールドが関連しているかもしくは助言している、またはブルックフィールド・アカウントがエクイティ、デットもしくはその他の持分を有する会社または不動産の証券、銀行ローンまたはその他の債務に投資させたり、他のブルックフィールド・アカウントが経済利益を得るか、義務を免除されるか、または投資対象を売却できるような投資取引に従事させたりする可能性があります。例えば、投資先ファンドは、随時、別のブルックフィールド・アカウントからの融資を返済するために当該ポートフォリオ投資の収益を利用する予定の事業体に対してデッドまたはエクイティのポートフォリオ投資を行う可能性があります。状況によっては、投資先ファンドが投資額を増やし、かかる他のブルックフィールド・アカウントに返済するのに十分な資金を提供すれば、当該他のブルックフィールド・アカウントは利益を得、またはローンが残っており、当該ブルックフィールド・アカウントが既存のローンの下で継続して支払いを受領する場合、当該ブルックフィールド・アカウントの観点から、かかるローンが魅力的な条件（魅力的な金利を含みます。）である場合には、その利益を得ます。あるいは、随時、別のブルックフィールド・アカウントは、投資先ファンドからのローンを返済するために使用できる投資を行う立場にある（これは投資先ファンドが別途予想するよりも早く発生する可能性があります。）ため、これにより逆の利益相反が生じることがあります。同様に、かかる利益相反は他の状況でも生じます。例えば、特定の状況下では、ブルックフィールド・アカウントは、投資先ファンドが投資している発行体との非公開化、資産購入またはその他の重要な取引を追求し、その結果、投資先ファンドが他の予想よりも早く払い出される可能性があります。投資先ファンドの活動が他のブルックフィールド・アカウントの企業への投資および関連する活動に関する収益性を高めるような状況では、投資先ファンド運用会社は投資先ファンドのために行う行動に関連して、かかる他のブルックフィールド・アカウントの利益を考慮する可能性があります。さらに、投資先ファンドもしくは別のブルックフィールド・アカウント、またはその投資対象の1つが第三者との間で、他のブルックフィールド・アカウント（投資先ファンドを含みます。）が、潜在的に競合する行為（指定の地理的地域内で競合する資産を開発する等）を行う能力を制限する契約を締結する（または第三者と事前にかかる契約を締結している資産またはポートフォリオ投資対象に投資する）場合もあります。こうした契約は、投資先ファンドが魅力的な投資機会を追求する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドまたはそのポートフォリオ投資対象の1つがこうした制限を締結している場合、投資先ファンドは、随時、別のブルックフィールド・アカウントの利益のためにその取引相手方にかかる制限の放棄を勧めるよう努めることがあります。このような場合、投資主には同意も通知も行われません。

関連当事者との投資 特定の状況下では、投資先投資法人の定款、投資先投資法人のプロスペクトスおよび投資先ファンドに関するプロスペクトスのサブプリメントに定められた制限に従い、投資先ファンドは、ブルックフィールドもしくは別のブルックフィールド・アカウント（共同投資アカウントを含みます。）がエクイティもしくはデットのポジションを保有しているか、または投資先ファンドの投資後にブルックフィールドもしくは別のブルックフィールド・アカウントが（エクイティもしくはデットのいずれかのポジションで）投資する資産または会社に投資する可能性があります。例えば、ブルックフィールドおよび/または別のブルックフィールド・アカウント（共同投資アカウントを含みます。）は、随時、以下を行います。（a）投資先ファンドと合同取引、（b）ポートフォリオ投資を促進するため（例えば、余剰キャパシティの範囲で）、または特定の法律、規制もしくは同様の要件の遵守を促進するために、自らの裁量で投資先ファンドとともに投資すること、（c）特定のポートフォリオ投資対象の借り手または投資先ファンドに関する貸し手となること、および/または、（d）発行体の資本構造の異なるレベルに投資すること。これに関連して、投資先ファンドは、（y）ブルックフィールドもしくは別のブルックフィールド・アカウントが所有する債券に関して担保として差し入れられ、もしくはその他保証する資産のエクイティ・ポジション、または、（z）一もしくは複数のブルックフィールド・アカウントが投資する仕組み商品（商業用不動産担保証券を含みます。）を保有する可能性があります。ブルックフィールド・アカウントからポートフォリオ投資対象を購入すること、およびブルックフィールド・アカウントにポートフォリオ投資対象を売却することに関する投資先投資法人の定款、投資先投資法人のプロスペクトスおよび投資先ファンドに関するプロスペクトスのサブプリメントの制限は、ブ

ブルックフィールド・アカウントが投資した、または投資する予定の企業または不動産への投資については適用されません。本書に記載されている様々な利益相反およびそれに関連する問題があるため、ブルックフィールド・アカウントが全般的にまたは特定の投資に関して利益を得ている期間に、投資先ファンドが損失を被る可能性があり、または本書に記載されている利益相反が存在しなかった場合よりも利益が減少し、または損失が増加する可能性があります。

ブルックフィールドおよび他のブルックフィールド・アカウントは、デット・ポジション（投資先ファンドに劣後または優先するポジションのいずれか）およびエクイティ証券（普通または優先のいずれか）を含む、企業の資本構造全体にわたる幅広い資産クラスに投資します。投資先ファンドまたは一もしくは複数のポートフォリオ投資対象が、企業の資本構造の一部に持分を保有し、別のブルックフィールド・アカウントまたは一もしくは複数のポートフォリオ投資対象が別の部分の持分を保有することも可能です。かかる企業または不動産が財務危機または経営破綻状態である場合、かかる利益相反は悪化します。このような事態が予想される場合、ブルックフィールド、オークツリー、もしくはオークツリー・アカウントを含む他のブルックフィールド・アカウントまたは他の共同事業体が、投資先ファンドの持分よりも優先順位の高い持分を保有し、当該企業または不動産を買収しようとする可能性があります。このような場合、当該資産に参加するブルックフィールド・アカウント、オークツリーおよび/またはオークツリー・アカウントは、投資先ファンドの利益に反する行動を取る可能性があります。あるいは、ブルックフィールドまたは別のブルックフィールド・アカウントが投資している企業に投資先ファンドが投資し、当該会社が既に財務危機または経営破綻に陥っている（または将来陥る可能性がある）場合があります。投資先ファンドが、かかる財務危機を利用して運用に成功する場合もあれば、成功しない場合もあります。当該資産が既存のローンのデフォルトに近い状態であり、投資先ファンドが当該資産のポジションを維持するために追加資本を要求するか、または、準備金もしくは他の資本金を利用することができない場合（投資先ファンドが利用可能なキャピタル・コントリビューションが足りないか、または他の制限があるため）、当該当事者および投資先ファンド間の利益相反はより顕著になります。この場合、ブルックフィールド、ブルックフィールド・アカウント、オークツリーおよび/またはオークツリー・アカウントは、比較的少額の投資である場合、当該企業の株式を取得するか、または当該企業の経営（および関連リスク）を引き継いで投資先ファンドに不利益を与える可能性があります。

ブルックフィールドおよび/または別のブルックフィールド・アカウントが、投資先ファンドとは異なるポートフォリオ投資対象に対する持分を保有している場合、特に以下の事柄に関連して利益相反が生じます。（ ）各ブルックフィールド・アカウントの投資の性質、時期および条件、（ ）ブルックフィールド・アカウント間の支配権およびその他のガバナンス権の配分、（ ）各ブルックフィールド・アカウントの投資対象の裏付となる戦略目標または時期、（ ）すべてまたは一部の投資に関する処分権、見解および/またはニーズの相違、ならびに/または、（ ）ブルックフィールド・アカウント間の投資に関する債務の処理。これらの対立は、特に資本構造の異なるレベルへの投資、支配の手法の相違、異なるリスク・プロファイル、処分の選択肢に関する権利の相違、異なる投資目的、戦略および展望、ならびに異なる目標収益率、さらに共同投資家に関連する権利等、様々な要因から生じます。

こうした状況における潜在的な利益相反を軽減するために、ブルックフィールドは自身、投資先ファンドまたは別のブルックフィールド・アカウントのために、以下の一または複数の行動を取ることができますが、これは（単独の裁量で決定されるもので）義務ではありません。（A）ブルックフィールド、投資先ファンドまたは別のブルックフィールド・アカウントが、別途、議決権を持つ状況において、受動的な状態を維持させる等の権利行使の差し控え（これは投資先ファンド（またはブルックフィールドもしくは別のブルックフィールド・アカウント（該当する場合））が独立した第三者投資家の決定または判断に従うことを意味する可能性があります。）、（B）ブルックフィールド、投資先ファンドまたは別のブルックフィールド・アカウントが当該ポートフォリオ投資対象の非支配持分のみを保有するようにすること、（C）第三者のローン・サービサー、管理事務代行者または他の代理人等、ブルックフィールドの関連会社ではない一または複数の者に当該事項を照会し、意図する行動方針を検討および/または承認すること、（D）当該事項に関して投資先ファンドの投資者と協議すること、（E）倫理審査または情報障壁（一時的で限定的な目的の場合もあります。）を

設け、ブルックフィールドの投資専門家が一方では投資先ファンドのために、他方では他のブルックフィールド・アカウントのために、それぞれの場合に別々の法律顧問および他のアドバイザーの支援を受けて、独立して行動できるようにすること、（F）投資先ファンドおよび他のブルックフィールド・アカウントが確実に同じ証券または金融商品の持分を同じ割合で保有し、利害の一致を保つようにすること、または、（G）投資先ファンド（または別のブルックフィールド・アカウント）に、そうでなければ保持することができたポートフォリオ投資対象を売却させる（投資先ファンドに対しそのポジションをブルックフィールドまたは別のブルックフィールド・アカウントに売却（またはその逆）させることを含みます。）こと。

ブルックフィールドは、常に、すべてのブルックフィールド・アカウント（投資先ファンドを含みます。）を公正、公平かつ偏りなく取り扱うよう努力します。ただし、ブルックフィールドが追求する行動または措置が特定の状況下で実行可能または効果的であるか、または自らの利益がその行動に影響を与えないという保証はなく、投資先ファンドの結果はブルックフィールドがこれらの利益相反に直面しなかった場合よりも不利になる可能性があります。また、ブルックフィールドが追求する行動および措置は、それぞれの状況の特定の事実および環境によって異なることが予測されるため、これらの状況に対処する方法には、ある程度のばらつきがあり、かつ矛盾が生じます。さらに、ブルックフィールドは、投資先ファンドとともに投資されている一または複数の他のブルックフィールド・アカウントと議決権協定を随時締結する予定であり、この協定は、特に、投資先ファンドに関するかまたは一もしくは複数の不動産もしくはポートフォリオ投資対象に関する取締役会または投資先ファンド運用会社の特定の議決権を（当該ブルックフィールド・アカウントの選択で）当該関連会社に直接または間接的に割り当てます。ただし、疑義を避けるために付言すると、ブルックフィールドはあらゆる状況において投資先ファンドを支配します。

クロス取引およびプリンシパル取引 適用法で許可され、定款の規定に従っている場合、投資先ファンドは、投資先ファンドと他のブルックフィールド・アカウント間のクロス取引でポートフォリオ投資を取得または処分したり、投資先ファンドがブルックフィールドまたは特定のブルックフィールド・アカウント（シード投資を含みますが、これに限りません。）からポートフォリオ投資を購入または販売するようなプリンシパル取引を行うことができるが（これは義務ではありません。）、かかる取引が認められるのは、定款および適用法が要求する場合に限ります。これらの取引には潜在的利益相反または規制上の問題があり、投資先ファンドがこれらの取引に関与する判断を制限する可能性があります。クロス取引およびプリンシパル取引に関連して、取締役会およびその関連会社は、投資先ファンドおよび他の取引当事者に関する忠誠心および責任が相反する可能性があり、かかる取引や利益相反に関する方針および手続を策定しています。ただし、当該取引が行われるか、または当該取引の当事者である投資先ファンドにとって最も有利な方法で当該取引が行われる保証はありません。申込契約を締結することで、投資主は、投資先ファンドがクロス取引を行うこと、および、定款の規定に従い、適用法に基づき認められる最大限のプリンシパル取引（シード投資を含みますが、これに限られません。）を行うことに同意するものとします。疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドの特定のポートフォリオ投資対象と他のブルックフィールド・アカウント、PSG、オークツリーまたは非支配関連会社が所有するポートフォリオ会社間の取得または処分は、クロス取引またはプリンシパル取引とみなされず、いかなる同意も求められません。

潜在的利益相反を生じる可能性のある判断および行動

評判にかかわる考慮事項 その広範なプラットフォームの性質上、ブルックフィールドは、その関連会社の上場ビークルとしてのステータスに関するものも含め、その評判の維持に利害を有し、特定の状況下では、かかる評判にかかわる考慮事項が投資先ファンドの利益と対立する可能性があります。取締役会または投資先ファンド運用会社は、投資主の利益と直接一致しない、または取締役会がブルックフィールドの広範な評判に利害がなければ行ったであろう決定と一致しない判断を、評判上の理由で、投資先ファンドのために行う可能性があります。例えば、投資先ファンド運用会社は、評判またはその他の理由から、投資先ファンドのために取引および活動を制限することがあり、これには以下の理由が含まれます。ブルックフィールドが当該活動または取引に關与する事業体に助言またはサービスを提供している（または提供する可能性がある）場合、ブルックフィールド・アカウントが投資先ファンドのために検討するものと同じのまたは関連する活動または取引に従事しているか、または従事する可能性がある場合、ブルックフィールド・アカウントが当該活動または取引に關与する事業体に利害関係がある場合、または投資先ファンドのための、または投資先ファンドに関する当該活動または取引が投資先ファンド、投資先ファンド運用会社、ブルックフィールド・アカウントまたはそれらの活動に影響する可能性がある場合。さらに、例として、投資先ファンド運用会社は、投資対象の選択、運用および処分に関する決定を行う際に、潜在的な環境上および/または社会的影響を考慮し、ブルックフィールドの広範なプラットフォームの評判に有益な環境上および社会的配慮を動機とした投資に関して追加の行動を取ることがあります。かかる決定および行動は、投資先ファンド運用会社がかかる決定および行動を行わなかった場合、投資先ファンドの財務リターンをより低くする可能性があります。逆に、サステナビリティの考慮事項はブルックフィールドの投資プロセスに統合されていますが、投資先ファンド運用会社は、特定の状況において、投資先ファンドのポートフォリオ投資対象に対するサステナビリティ上の悪影響にかかわらず、投資先ファンドの財務リターンを維持する行動をとる決定をすることがあります。

投資先ファンドに対するブルックフィールドの投資 ブルックフィールドによる投資先ファンドへの投資または投資先ファンドとの投資は他の投資者より有利な条件で行われ、投資先ファンドの相当部分を占める可能性があります。投資先マスター・ファンド投資運用会社およびB I I投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドに投資するブルックフィールドの関連会社、従業員、その他の「友人および家族」に関して支払われる管理報酬を放棄します（手数料無料の受益証券クラスまたは持分クラス（それぞれ関連するオフリング・ドキュメントに定義されます。）の提供を通じて）予定ですが、かかる取扱いは他の投資者は利用できません。また、投資先ファンドとともに行う一または複数のポートフォリオ投資に関連して、ブルックフィールドは、ケースバイケースで、ブルックフィールドおよび/またはその関連会社の上場証券を利用して、当該ポートフォリオ投資に関する投資のすべてまたは一部を資金調達しようとする場合があり、これにより利益相反が生じる可能性があります。特に、売り手がポートフォリオ投資の対価の一部としてブルックフィールドの株式を受け取る場合は、購入価格および/またはその他の取引条件に影響を与える可能性があります。売り手が株式の純資産価格または市場価格に対してディスカウントを適用した場合、売り手は取引の一部として投資先ファンドから追加の現金報酬を求める可能性があり、および/またはブルックフィールドは予想を上回る株式をポートフォリオ投資に割り当てるよう求められる可能性があります。あるいは、ブルックフィールドが売り手により適用されたディスカウントに同意しない場合、交渉に悪影響を及ぼし、その結果、取引が最終的に完了する可能性が低くなる場合があります。さらに、現金と株式の取引交渉に関連する費用は、純粋な現金取引の場合よりも一般的に高くなります。ブルックフィールドが投資の一部をブルックフィールドまたはその関連会社の上場証券で資金調達する場合、かかる資金調達は信用枠に基づく借入れの代わりに利用される可能性があります。

さらに、ブルックフィールドによる投資先ファンドへの投資は、（A）投資先ファンドに投資するブルックフィールドの事業体が株式公開されている場合、または別途第三者の投資家もしくは取引相手方を有する場合、（B）ブルックフィールド・アカウントの会計上、当該ポートフォリオ投資の財務諸表を連結する場合、

および、（C）適切な財務会計管理環境を確保する場合などに、特定のポートフォリオ投資に対して追加の報告および関連する要件が生じる可能性があります。該当するポートフォリオ投資は、かかる報告要件を満たすことに関連して発生するすべての経費を負担します。さらに、ブルックフィールドは投資の一部をP S Gが運用または助言する投資ピークル（当該時点でブルックフィールドの関連会社である場合もあれば、そうでない場合もあります。）に移管させる権利を有します。

関連サービスおよび取引 ブルックフィールドは、適切かつ関連性があると判断した場合、投資先ファンド、投資先ファンド運用会社、A I F M、投資先マスター・ファンド、B I I 投資先ファンド、リーダー・ファンド、投資先ファンドの子会社もしくはその各関連会社に関連して、もしくはそれらに対して、または、別途、独立した第三者が提供する投資対象および/もしくは投資先ファンドの投資事業体に対して、様々なサービスおよび商品を提供することを意図しています。これには、貸付およびローン・スペシャル・サービシング業務、開発監督業務、開発管理業務、投資銀行業務（投資先ファンドまたはポートフォリオ投資による証券発行のための引受シンジケートへのブルックフィールド関連のプロカー・ディーラーの参加を含みます。）、顧問業務、コンサルティング、オルタナティブ投資ファンド運用会社またはその他同様の種類の運用会社として、かかるサービスが有益な法域における活動、リスク保持および/または保険キャプティブを含む、各種保険契約および保障の紹介および供与、権利取得、開発（その監視を含みます。）および開発管理（開発機会の特定および評価、プロジェクト計画、エンジニアリング分析、相互接続承認および許可の準備および管理、ならびに関連する利害関係者の関連事項を含みます。）、設計および建設（その監視を含みます。）、ポートフォリオ・エンティティおよび財産管理（およびその監督）、ならびにリースまたは施設管理、電力販売、システム管理、運営、法務、財務、コンプライアンス、規制、税務、バックオフィス、環境、社会およびガバナンス関連サービス、健康、安全およびセキュリティ・サービス、運営および保守サービス、仲介、企業総務、人事、銀行口座およびキャッシュ・マネジメント、財務計画および関連コントロール、帳簿および記録、給与計算、電力およびエネルギーの供給または調達、取引サポート、会計および報告、ファンド管理事務、会計および報告（投資先ファンドの第三者ファンド管理事務代行会社および募集代理人とのオンボーディング、デュー・ディリジェンス、報告およびその他の管理事務代行サービスの調整を含みます。）、その他の金融業務サービス、ヘッジ、デリバティブ、融資およびその他の国債および資本市場サービス、特定の法域における永住権を保持する事業体の利用に関するサービス、データ生成、分析、収集、および管理サービス、物理的およびデジタルのセキュリティ、生命および身体の安全、その他の技術的専門性、情報技術サービスおよびイノベーション、鑑定および評価サービス、市場調査、キャッシュフローのモデル化および予測、ポートフォリオ投資対象および潜在的ポートフォリオ投資対象の検討、引受け、分析および追求の支援、顧客のオンボーディング、第三者が行った場合に設立費用とみなされるサービス、ならびにポートフォリオ投資対象もしくは投資先ファンド、投資先ファンド運用会社、投資先ファンドの子会社またはそれぞれの関連会社に関連するまたはそれらに対するその他のサービス（以下、かかるサービスを総称して「提携サービス」といいます。）を含みます。ブルックフィールド（他のブルックフィールド・アカウントのポートフォリオ投資対象を除くその関連会社または人員を含みます。）が、提携サービスを提供する場合、当該サービスの実行に対して報酬（インセンティブ報酬または同様のタイプのインセンティブ手数料を含む場合があります。）が支払われるものとし、（a）投資先ファンドの提携サービス料金表（最新版は別紙2（提携サービス料金）として添付）（以下「料金表」といいます。）に記載された料金と同一またはそれ以下の料金で、（b）独立企業間料金（以下「提携サービス料金」といいます。）、（c）原価（内部経費の割当分配を含みます。）に5%の管理事務手数料を上乗せしたもの、または、（d）投資先ファンドの同意を得た他の料金で支払われます。

上記に関連して、ブルックフィールドは、再生可能な投資対象および資産に関連する様々な活動について、確立した業界専門知識を持つ戦略または運営の専門家に助言を求める予定です。かかる活動には、プロジェクト計画、エンジニアリング分析、敷地管理の確保、相互接続承認および許可の準備および管理、財務分析ならびに関連する利害関係者の関連事項を含む、再生可能機会の発案、特定、評価、追求、調整、実行および完了に参加することが含まれています。かかる活動は一定の利益相反を生じさせ、かかる活動が、投資先ファンド運

用会社が投資先ファンドに提供するサービスと類似している場合、かかる状況およびその結果として、別途、第三者が提供し、投資先ファンドまたは該当する投資対象もしくは資産が、これに関連して支払う報酬は、上記に従い決定され、投資先ファンドまたは投資主と共有されず（または管理報酬と相殺されず）、相当額となると予想されます。かかる報酬は、投資先ファンドの投資者が間接的に負担する経費および費用全般を増加させます。

利益相反の解決

一般的な利益相反の解決 投資先ファンドと、ブルックフィールド、オークツリー、オークツリー・アカウントまたは既存もしくは将来のブルックフィールド・アカウントの間に実際の利益相反があると取締役会が誠実な判断において決定する事項が発生した場合、取締役会は、ブルックフィールドの内部方針および定款に従って、関連当事者の利益、利益相反を生じさせる状況および適用ある法律を考慮し、本書に別途記載する措置を含む必要または適切とみなされる措置を講じることができます。ブルックフィールドの内部方針およびプロトコルは、投資主またはその他の者への通知またはこれらの同意なしに、ブルックフィールドの裁量で、ブルックフィールドにより随時修正されることがあります。そのような決議は、関連当事者の利益および利益相反を生じさせた状況を考慮するものとしします。

ブルックフィールド・コンフリクト・コミッティー ブルックフィールドは、グローバルなオルタナティブ・アセット・マネージャーであり、多額の運用資産、ならびに様々な産業、セクター、地域および戦略にわたる資産、事業および投資ビークルの所有、管理および運営における長い歴史を有します。投資先ファンドの戦略の重要な要素は、投資機会およびディール・フロー、財源、資本市場へのアクセスおよび運用ニーズにおけるブルックフィールドの経験、専門知識ならびに市場での幅広いリーチ、関係およびポジションを活用することです。ブルックフィールドは、これが投資先ファンドおよびそのポートフォリオ投資対象の最善の利益になると考えています。しかしながら、このような広範なプラットフォームの一部であること、およびブルックフィールド・アカウントに関する活動その他の考慮事項により、実際のまたは潜在的な利益相反が生じます。利益相反への対処は困難かつ複雑であり、発生し得るすべての種類の利益相反を予測することは不可能です。ブルックフィールドは、潜在的な利益相反を監視し、投資先ファンドおよび関連する他のブルックフィールド・アカウントの両方の利益に関してそのような利益相反を管理しますが、利益相反は、必ずしも投資先ファンドに有利な方法で解決されるとは限りません。

ブルックフィールドは、適用ある法律により要求されない限り、または定款もしくは投資先ファンドのプロスペクタスに別段の規定がない限り、随時発生する実際のおよび潜在的な利益相反の管理について投資家の承認を求める必要はなく、通常、そのような承認を求めることは想定していません。投資先ファンドの投資証券を取得することにより、各投資主は、そのような実際のおよび潜在的な利益相反の存在を認め、そのような利益相反の存在およびそれに関して講じられたまたは講じられる予定の措置に関するあらゆる請求を放棄したものとみなされます。

随時発生する実際のおよび潜在的な利益相反を管理するにあたり、ブルックフィールドは、通常、受託者義務を含む内部方針および手続（場合によります。）ならびに該当する規制上の要件を指針とします。特に、ブルックフィールドは、投資先ファンドの管理を含むブルックフィールドの事業活動の管理において発生する実際のおよび潜在的な利益相反に関する考慮事項の管理および解決を監督するために、ブルックフィールドの上級役員で構成されるコンフリクト・コミッティーを設置しています。コンフリクト・コミッティーは、利益相反に関する考慮事項がブルックフィールドの内部方針および手続、該当する投資ファンド（またはその他の管理）契約ならびに該当する規制上の要件に従って対処されることを確保するよう努めます。その責任を果たすに当たり、コンフリクト・コミッティーは、自らが適切とみなすとおりに、提示された特定の事項の検討および承認、ならびに／または特定の種類の取引の実行のための枠組み（および関連パラメーター）の検討および承認を行うことがあります。後者に関連して、コンフリクト・コミッティーは、（自らが適切とみなすとおりに

に)委任された権限に従って、当該枠組みの実施を監督する1名以上の個人を任命することができ、事前に承認された枠組みに従って行われる取引を承認するものとみなされます。

すべての実際のおよび/または潜在的な利益相反事項がコンフリクト・コミッティーに提示されることを保証するものではありません。また、コンフリクト・コミッティーは、ブルックフィールドから独立していないブルックフィールドの上級管理職で構成されます。そのため、コンフリクト・コミッティー自体が実際のおよび潜在的な利益相反に関する考慮事項の対象となります。コンフリクト・コミッティーは、その時点で認識している事実および状況を考慮し、ブルックフィールドの方針および手続、該当する投資ファンド(およびその他の管理)契約ならびに該当する規制上の要件に従って、誠実に行為し、公正かつバランスがとれていると考える方法で利益相反に関する考慮事項を解決するよう努めるものとします。ただし、コンフリクト・コミッティーが投資先ファンドまたは投資主にとって最も有益または有利な決定を行うこと、または追加情報が入手可能である場合に異なる決定に達しなかったであろうということを保証するものではありません。

上記の潜在的なおよび実際の利益相反のリストは、投資先ファンドへの投資に付随する利益相反の完全な列挙または説明を意図するものではありません。投資先ファンド、投資先ファンド運用会社、ブルックフィールドまたはそれぞれの関連会社が現在認識していないかまたは重要でないと思なされる追加の利益相反が存在する可能性があります。さらに、ブルックフィールド・アクティビティおよび投資先ファンドの投資プログラムが時間の経過とともに発展し変化していく中で、投資先ファンドへの投資は、追加の異なる実際のおよび潜在的な利益相反の対象となる可能性があります。投資予定者は、本書に記載された利益相反が投資先ファンドへの投資に与える影響について、各自のアドバイザーに相談すべきです。

上記のリスク要因の一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図するものではありません。投資予定者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書全体を熟読し、自らの専門アドバイザーと相談すべきです。

リスクに対する管理体制

投資運用会社のリスクの管理体制

投資運用会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

参考情報

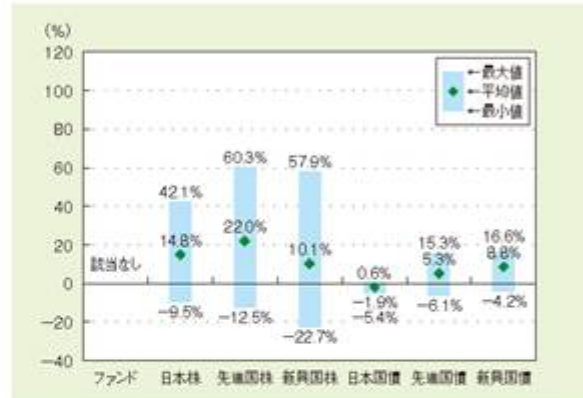
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり 純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドは2026年6月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年4月22日)現在、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、2021年3月～2026年2月の5年間の各月末における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg LPおよび指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
 ※ ファンドは代表的な資産クラスのすべてに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)
 先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 日本国債・・・ブルームバーグE1年初日本国債指数
 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
 (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg LPで円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
 FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の申込み時において、申込金額の3.0%（税抜き）を上限とした申込手数料が課されます。

日本国内における申込手数料

申込金額の3.30%（税込）以内

購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

ただし、換金（買戻し）時に、信託財産留保額（当該評価日の1口当たり純資産価格の0.3%）が差し引かれます。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

ただし、換金（買戻し）時に、信託財産留保額（当該評価日の1口当たり純資産価格の0.3%）が差し引かれます。

(3)【管理報酬等】

(a) 管理報酬

管理会社は、5,000米ドルの設立報酬を受領する権利を有します。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額に対して年率0.01%（ただし、月間3,000米ドルを最低額とします。）の報酬を受領する権利を有します。管理報酬は、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

管理会社は、また、ファンドの資産から、ファンドに関し、基本信託証書に基づく自己の義務の遂行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

管理報酬は、ファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務の対価として支払われます。

(b) 受託報酬

受託会社は、2,500米ドルの設立報酬を受領する権利を有します。

受託会社は、ファンドの資産から、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いされる、年率0.01%の報酬を受領する権利を有します（ただし、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。）。また、受託会社は、合理的な支出および立替費用の払戻しをトラストの資産から受ける権利を有します。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の対価として支払われます。

受託会社のFATCAに関する継続的なサービス報酬

受託会社は、投資者最大5人までは四半期ごとに375米ドル、投資者5人を超えた場合は、追加の投資者1人につき年間50米ドルを、ファンドの資産から、四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

受託会社のCRSに関する継続的なサービス報酬

受託会社は、ケイマン諸島税務情報庁のポータルで、ファンドの登録または登録抹消時にファンドの資産から支払われる500米ドルの1回限りの手数料を受領する権利を有します。

受託会社はまた、主たる連絡窓口および主たる連絡窓口に関して変更通知を行う権限を与えられている個人を提供します。

受託会社のアンチ・マネー・ロンダリング・レポーティング・サービス報酬

受託会社は、ファンドおよびトラストへのアンチ・マネー・ロンダリング・レポーティング・サービスの提供に対して、四半期ごとに後払いされる、毎四半期750米ドルの報酬を受領する権利を有します。

(c) 管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、10,000米ドルの設立報酬を受領する権利を有します。

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いされる、年率0.10%の報酬を受領する権利を有します(ただし、四半期当たり12,500米ドルを最低額とします。)

また、保管会社は、通常の市場慣行に従った取引手数料を受領する権利を有します。

管理事務代行会社および保管会社は、また、提供する業務に関連して負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として、保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として支払われます。

(d) 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額に対して年率0.45%の報酬を受領する権利を有します。投資運用報酬は、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。

投資運用報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として支払われます。

(e) 投資助言報酬

投資助言会社は、投資運用報酬から、報酬を受領する権利を有します。

投資助言報酬は、投資運用会社に対する投資助言業務の対価として支払われます。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われる、年率0.10%の報酬を受領する権利を有します。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

(g) 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、毎日発生し、関連する四半期のファンドの平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われる、年率0.70%の報酬を受領する権利を有します。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

受託会社または管理会社は、受託会社、管理会社またはその他の者が負担した、以下のいずれかの(またはすべての)(ただし、これらに限られません。)特定のシリーズ・トラストの設立、運営、管理および維持に関連する費用を、該当するシリーズ・トラストの信託財産からのみ支払うことまたは支払いを確保することができます。

(a) 英文目論見書に記載されるすべての設立費用ならびに投資資産の登録および業務、投資資産の保有または英文目論見書の権原書類の保管に関連して生じた費用(手数料および費用、輸送、移動、その他にお

- ける紛失に対する権原証書に対する保険ならびに書類を安全に保管するために受託会社の代理人が要した費用を含みます。)、
- (b) 受託会社による利息および元本の回収、または課税決定において生じたすべての費用(課税還付または減税を受けるために生じた専門家報酬その他費用を含みます。)、
 - (c) 収益もしくは資本の分配もしくは信託財産の保有・取引に関して支払われるべき、または、(シリーズ・トラストからの収益または利益以外の)該当するシリーズ・トラストに関連して受託会社または管理会社に課される(またはこれらから回収可能な)一切の税金(ただし、信託証書に基づき受益者に対し行われたまたは行われる一切の分配の際に課される税金は除き、ある者に対する補償(かかる補償が税金に関連する場合)のための支払いを含みます。)、
 - (d) 会計監査人の報酬および費用、
 - (e) 法律、監査、評価および会計の費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア業務および管理事務報酬(管理事務代行会社の報酬および該当するシリーズ・トラストの運営に際して受託会社および管理事務代行会社が負担する立替費用を含みます。)、
 - (f) 信託証書に基づく受託会社への払戻し、
 - (g) 該当するシリーズ・トラストにおける投資資産の保有または投資資産の取引により生じる一切の公租公課、
 - (h) 補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用、
 - (i) 信託証書もしくは該当するシリーズ・トラストの設定または終了に基づくまたはそれに関連する印紙税その他税金、
 - (j) 該当するシリーズ・トラストに関し、登録機関およびその正当に任命された受任者の報酬および費用、
 - (k) シリーズ・トラストの終了に関連して生じた(管理会社により合意された額またはかかる合意が存在せずかつ放棄がなされていない場合はその時点における商業レートによる)受託会社の報酬および費用、ならびに
 - (l) シリーズ・トラストに関連する英文目論見書補遺でより詳細に記載される(またはシリーズ・トラストに関連する契約を参照することにより言及される)その他の費用および報酬。

ファンドは、本書に定められたその他の費用および経費に加え、以下の費用および経費を負担します。

- (a) ファンドのために行われたすべての取引の費用および手数料、および
- (b) ファンドの管理事務の費用および手数料(以下を含みますが、これらに限定されるものではありません。)
 - () 取引仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関し課される発行または譲渡税
 - () 政府または当局に支払われるすべての税金および法人手数料(場合により、本書に記載されるAEOI要件の遵守に関連する費用を含みます。)
 - () 借入れにかかる利息
 - () 投資者向けサービスに関する通信費ならびにファンドの受益者集会、および財務書類、その他の報告書、目論見書および類似書類の作成、翻訳、印刷および配布に関するすべての費用
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - () サブ・カストディアン口座開設および口座維持費用
 - () その他すべての設立および運営費用
 - () 場合により、ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法ならびに同法の関係規則および規制(ドッド・フランク法)、欧州市場インフラ規則(EMIR)およびAEOI要件の遵守に関連する費用、および
 - () 場合により、ファンドのために受託会社により行われる税還付手続の費用および経費

ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用および経費は、約300,000米ドルとなる見込みです。かかる費用および経費は、管理事務代行会社が受託会社と協議の上で他の方法の適用を決定しない限りは、当初の5年以内に償却されます。

投資先ファンドの費用および経費

投資先ファンド・レベルの管理報酬（なし）

AIFM、投資先ファンド運用会社および投資先ファンドの間のポートフォリオ運用契約（以下「ポートフォリオ運用契約」といいます。）に基づき、管理報酬は、固定報酬であるか変動報酬であるかにかかわらず、投資先ファンドから投資先ファンド運用会社に支払われることはありません。ただし、投資先投資法人は、投資先ファンド・レベルで投資先ファンド運用会社に管理報酬を支払う権利を留保します（ただし、かかる支払いにより、投資先ファンドが直接または間接的に負担する管理報酬が、以下に記載する管理報酬よりも高くないことを条件とします。）。

投資先マスター・ファンド・レベルおよびBII投資先ファンド・レベルの管理報酬

上記にかかわらず、投資先ファンド運用会社は、以下のとおり、投資先マスター・ファンドおよび/またはBII投資先ファンドによって支払われる管理報酬（固定要素および変動要素から成ります。以下、本「投資先ファンドの費用および経費」の項目において「管理報酬」といいます。）の支払いを受ける権利を有します。

投資先マスター・ファンド投資運用会社は、投資先マスター・ファンドに対するその役務の対価として、投資先マスター・ファンドが支払うべき管理報酬の支払いを受ける権利を有することになります。

投資先マスター・ファンドの受益証券（以下、本「投資先ファンドの費用および経費」の項目において「受益証券」といいます。）の各クラスに関する管理報酬の固定要素は、毎月最終暦日時点で、当該月末のNAVの1.25%の12分の1の料率で、毎月後払いで生じ、四半期毎に後払いで支払われます。このため、管理報酬の固定要素を計算するために毎月末に使用されるNAVは、当該月に関して投資先マスター・ファンド・レベルで支払われるトレーラー・フィー（該当する場合）を控除する前に計算されるものとします。

管理報酬の変動要素（以下「管理報酬変動部分」といいます。）は、前年の投資先ファンド・インカムの12.5%に相当する金額で毎月計算され、投資先マスター・ファンド投資運用会社に毎年後払いで支払われます。投資先マスター・ファンドは、関連する場合、トータル・リターン・スワップ契約をルックスルーし、管理報酬変動部分を計算するために、裏付けとなる原資産を投資対象として計上します。

「投資先ファンド・インカム」とは、（1）投資先マスター・ファンドが投資先マスター・ファンドのプライベート・ポートフォリオ投資から受け取る一定の分配金に、（2）債券、優先出資および流通証券からの純投資収入（または損失）の分配のうち投資先ファンドが受け取る金額を加算し、（3）投資先マスター・ファンドの費用（管理報酬変動部分を除きます。）を控除した金額を意味します。投資先マスター・ファンドが投資先マスター・ファンドのプライベート・ポートフォリオ投資から受け取る分配金（債券、優先出資および流通証券からの純投資収入（または損失）の分配のうち投資先マスター・ファンドが受け取る金額を含みます。）は、受け取られる分配金の税務上の特性（例えば、資本利益に対する収益）にかかわらず、投資先マスター・ファンドが受け取る運営から得られる現金（または収益）として取り扱われます。管理報酬変動部分の毎年の支払いには、投資先マスター・ファンドのポートフォリオ運用チームによる発行体の財務諸表および事業運営の業績のレビューに基づく発行体の運営に由来しない投下資本からのリターンを除く、投資先マスター・ファンドが受け取るかかるすべての分配金を反映します。

投資先ファンド・インカムには、キャピタル・ゲインや値上がり益の要素は含まれません。投資先マスター・ファンド投資運用会社は、投資先マスター・ファンドまたはそのポートフォリオ投資対象のキャピタル・ゲインまたは値上がり益に基づいた管理報酬変動部分に対する権利を有しません。

ブルックフィールド（BII投資先ファンドを含みます。）によって管理または助言される各投資先ファンドその他のピークルであって、投資先ファンドの投資先であるもの（以下「ブルックフィールド・グループ・ピークル」といいます。）について、投資先マスター・ファンドによって支払われる管理報酬の固定要素の算

定は、投資先マスター・ファンドのNAVのうちのブルックフィールド・グループ・ピークルに投資される部分を除外するように調整されます。なお、ブルックフィールド・グループ・ピークルに帰属する投資先ファンド・インカムについては、管理報酬変動部分の算定から除外されます。

投資先マスター・ファンドによるBII投資先ファンドに対する投資は、BII投資先ファンド・レベルで徴収される同等の固定管理報酬および変動管理報酬の対象となりますが、同等の期間における投資先マスター・ファンドのNAVおよび投資先ファンド・インカム（該当する方）とは異なる可能性のある、BII投資先ファンドの純資産価額またはファンド・インカム（該当する方）を基準とします。疑義を避けるために付言すると、投資先マスター・ファンドは、ブルックフィールド・グループ・ピークルに投資される以外の投資先マスター・ファンドのNAVの割合に基づき、管理報酬を請求する場合があります。

投資先マスター・ファンド投資運用会社および/またはBII投資先ファンド投資運用会社は、管理報酬を現金または受益証券（投資先マスター・ファンドの場合）もしくはBII投資先ファンド投資証券（BII投資先ファンドの場合）で受け取ることを選択することができます。管理報酬が受益証券またはBII投資先ファンド投資証券で支払われる場合、当該受益証券またはBII投資先ファンド投資証券は、投資先マスター・ファンド投資運用会社またはBII投資先ファンド投資運用会社の要請により買い戻されることがあり、同等の買戻制限の対象とはなりません。投資先マスター・ファンド投資運用会社は、その単独かつ絶対的な裁量において、管理報酬の全部または一部を（ブレースメント・フィーその他の報酬またはインセンティブ報酬として、一または複数の販売会社を含む）第三者に対して支払うよう指示することができます。当該報酬または対価（場合によります。）は、通常、投資先ファンドに課される年間管理報酬に対する割合で表されず。投資者は、自己の取引に関して、請求により、当該報酬もしくは対価の取決め、または当該当事者が受領するもしくは当該当事者と共有する金額の詳細を受け取ることができます。

管理事務代行報酬およびAIFM報酬

管理事務代行業務に対する報酬を投資先ファンドが投資先ファンド運用会社に支払うことはありません。しかし、投資先ファンド運用会社は、以下のとおり、投資先マスター・ファンド・レベルで管理事務代行報酬の支払いを受けます。

投資先マスター・ファンド投資運用会社は、BII投資先ファンドの業務に合理的に必要な管理事務代行業務を提供します。その管理事務代行業務に対する報酬および投資先マスター・ファンド投資運用会社がBII投資先ファンドに関して負担する関連費用として、投資先マスター・ファンド投資運用会社および/またはその関連会社は、BII投資先ファンドのマネージド・アセット（以下に定義します。）の0.03%に相当する年率で、毎月計算され、四半期毎に支払われるBII投資先ファンドが支払う管理事務代行報酬（以下、本「投資先ファンドの費用および経費」の項目において「管理事務代行報酬」といいます。）を契約上受け取る権利を有します。投資先マスター・ファンド投資運用会社は、その管理事務代行報酬を利用し、当該報酬から第三者の副管理事務代行会社の手数料を支払うことができます。

「マネージド・アセット」とは、BII投資先ファンドの月次NAVをいいます。

投資先マスター・ファンドのNAVの70%未満がBII投資先ファンドに投資される場合、投資先マスター・ファンド投資運用会社は、投資先マスター・ファンド・レベルおよびBII投資先ファンド・レベルで当該手数料が二重に計上されない状況において、投資先マスター・ファンドに対して同等の手数料を徴収する権利を留保します（かかる二重計上が発生する場合、（ ）かかるBII投資先ファンドの手数料は、全額放棄され、割り引かれ、もしくは投資先マスター・ファンドに対して相殺されるか、または（ ）投資先ファンドが支払う手数料は、BII投資先ファンドに対する投資に関して投資先マスター・ファンドが支払う手数料に相当する金額分減額されます。）。

投資先ファンドに関して、AIFMは、自らが投資先ファンドに提供するサービスに関して投資先ファンドのプロスペクトাসに定める手数料の支払いを受けます。AIFMには、投資先マスター・ファンドまたはBIIエバーグリーンが同等の報酬を支払う可能性があります。疑義を避けるために付言すると、投資先マスター・ファンドがAIFMに支払う報酬の詳細は投資先ファンドのプロスペクトাসに記載されます。

申込手数料

投資主が投資先ファンドに投資する際に経由した一定の金融仲介業者は、投資先ファンドに対する投資以外で当該投資主が支払い、投資先ファンドのNAVに反映されない、募集にて販売される投資証券に関する前払いの販売手数料、募集手数料、申込手数料または類似の手数料（以下「申込手数料」といいます。）を、当該投資主に対して請求することができます。一定の状況において、申込手数料は、ブルックフィールドに支払われ、投資主をして投資先ファンドに出資させた金融仲介業者に対して全部または一部が再割当されることがあります。無分配型クラス投資証券の分配金の再投資に関して、申込手数料は支払われません。

買戻手数料

一または複数の投資証券の発行日から1年が経過する前の買戻しは、買戻手数料の対象となります。投資先ファンドは、投資先ファンド取締役会またはその委託先の単独裁量により、一または複数の買戻しに適用される買戻手数料を放棄または減額することができます。

投資先ファンド費用

投資先ファンドの費用は、少なくとも毎月評価日に発生し、投資先ファンドのNAVを決定する目的において考慮されます。投資先ファンド・レベルの負債は、IFRSに従って評価されます。

設立費用

投資先ファンドは、投資先ファンドおよび投資先マスター・ファンドのあらゆる法務費用、設立費用および募集費用を負担しますが、これには次の費用が含まれます（以下、本「投資先ファンドの費用および経費」の項目において総称して「設立費用」といいます。）。

- ・投資先ファンド取締役会、AIFM、投資先ファンド運用会社ならびにこれらの各関連会社および各代理人の合理的な立替費用（適用あるVATを含みます。）であって、投資先ファンドの設立、販売（いずれかの法域における販売登録経費を含みます。）および募集（設立文書の交渉費用、締結費用および交付費用ならびに電子申込プラットフォームに関する費用を含みます。）において発生するもの
- ・弁護士報酬・費用、会計報酬・費用およびその他の第三者サービス・プロバイダーに対する報酬・費用
- ・投資先ファンドの投資証券の販売に関して用いられるウェブキャスト、ビデオ会議その他同様の技術サービスにおいて発生する費用
- ・合理的な旅費
- ・印刷費用
- ・届出費用
- ・これらに関する同様の手数料・費用（投資先ファンドのみに関連するものではなく、一または複数の他のブルックフィールド・ファンドにも関連し得る発行、ストラクチャリングまたは交渉に起因する手数料・費用であって、その一部をブルックフィールドが自らの裁量によって投資先ファンドに割り当てたものを含みます。）

設立費用は、投資先ファンドの単独の裁量で、複数年にわたって償却されることがあります。

運営費用

投資先ファンド、投資先マスター・ファンドおよびBII投資先ファンドは、それぞれ（直接的または間接的に）、自らの運営取引に係るあらゆる費用および経費（該当するVATを含みます。）ならびにポートフォリオ投資（完了したか否かを問いません。）に関連する手数料および費用（以下「運営費用」といいます。）を比例按分して負担します。運営費用には、次の費用が含まれます。

- ・アドバイザー・ボードまたは委員会に関連する手数料および費用
- ・法務、会計、帳簿記録、税務コンプライアンス、監査、コンサルティングその他の専門家費用（評価会社の費用を含みます。）

- ・管理事務代行業務の第三者提供者によってまたはそのサービスに関連して請求される管理事務代行報酬およびその他の経費
- ・サブアドバイザーに支払われる報酬（かかる取決めが特定の投資機会もしくはアクセスが困難な市場にアクセスするための最良の方法を示すまたはその他投資先ファンド、投資先マスター・ファンドもしくはB I I投資先ファンドに専門的な投資知識を提供する投資先ファンド取締役会、管理会社またはB I I投資先ファンド投資運用会社（該当する方）が判断する場合）（プールされた投資ピークルへの投資を通じて支払われるものを含みますが、これに限りません。）
- ・第三者および立替の合理的なリサーチ費用および市場データ費用
- ・税制、規制または同様の要件（ルクセンブルグまたは米国外の一以上の法域内の人員およびオフィススペースを含みますが、これらに限りません。）に照らして必要であるかまたは望ましい管理事務代行業務、バックオフィス支援または同様の業務に関して支払われる投資先ファンド運用会社の一または複数の関連会社の報酬および費用
- ・ニュース、見積もり、統計および価格設定サービスを含みますが、これに限らないものに係る料金、投資運用過程・注文管理過程で用いられる、ベンチマーク目的で活用される指数、ハードウェア、ソフトウェア、データベースその他の技術・通信関連サービス・機器に関する利用料その他の費用
- ・潜在的投資および既存投資の調査および監視に関連するコンサルティング手数料および合理的な旅費
- ・証券担保ローン、コミットメントされた融資枠、トータル・リターン・スワップおよびその他の債務に関する利息および手数料（コミットメント・フィー、ストラクチャリング・フィーおよび申込手数料を含みますが、これらに限りません。）
- ・銀行サービス料、保管手数料および類似の手数料
- ・証券の分析または売買に関連する手数料および費用（合理的な旅費を含みます。投資が完了しているか否かを問いません。）
- ・（直接的なまたは取引関連会社を通じた）投資先ファンド資産の購入、監視、売却、決済、保管または移転に関連する費用
- ・アクティビスト投資活動に関連する費用（広報費用、公開買付費用および委任状勧誘費用を含みます。）
- ・投資先ファンドの運営および投資関連活動に関して使用されるシステムおよびソフトウェアに係る第三者手数料・費用および合理的な立替手数料・費用（投資先ファンド運用会社が自社で実行する会計機能、リスク管理機能、トレーディング機能および管理事務代行会社のような機能を含みますが、これらに限りません。）
- ・投資先ファンドのS A S I C A V - R A I Fから2010年法に準拠するS A S I C A Vへの転換および/または組織再編（該当する方）に関連する費用
- ・事業体レベルの税金および登録料
- ・投資証券の募集および販売に関連する手数料および経費ならびに関連する届出費用および弁護士費用
- ・販売プラットフォームまたはネットワークの手数料および費用
- ・投資先ファンド、投資先マスター・ファンドまたはB I I投資先ファンドの解散または終了に関連して発生する費用
- ・投資先ファンドの投資主総会および/または投資先マスター・ファンドもしくはB I I投資先ファンドの投資者の総会に関連して発生する経費および費用
- ・投資先ファンド、投資先マスター・ファンドまたはB I I投資先ファンドの補償義務に関連する費用
- ・投資先ファンド、投資先マスター・ファンドまたはB I I投資先ファンドの運営およびこれらの投資活動に付随するその他の経常費用および臨時費用であって、投資先ファンドがその負担が必要または適切であるとみなすもの

投資先ファンド、投資先マスター・ファンドおよびB I I投資先ファンドは、各自の管理事務代行業務に付随するあらゆる間接費（適用されるV A Tを含みます。）（主たる投資先ファンド管理事務代行会社はその職務を遂行する上で負担する報酬、間接費（賃料、事務用機器および水道光熱費を含みます。）およびその他の費用のうち、投資先ファンド、投資先マスター・ファンドまたはB I I投資先ファンドの割当部分を含みま

す。)を負担します。投資先ファンドが負担すべき費用を投資先ファンド運用会社またはその関連会社が支払う場合、投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社またはその関連会社に対して当該費用を補償します。

また、投資先ファンドは、投資先ファンド取締役会またはその委託先がその単独の裁量で公平であると合理的に判断する場合、本書記載の費用を他の方法で特別に配分することができます。

投資先ファンドの設立から2年間を上限とするランプアップ期間中およびその後、投資先ファンドは、その単独の裁量で、(a)投資先ファンドが負担するすべてのまたは特定の種類の運営費用の年間金額を制限することを選択し、(b)当該制限を超える運営費用の金額を投資先ファンド運用会社またはそのいずれかの関連会社に請求し、(c)いずれの場合も投資先ファンド補足文書に記載されるとおり、将来いつでも当該制限を変更または撤廃することができます。

投資先ファンド運用会社は、「ソフト」コミッションまたは「ソフト」ダラーを用いて、本来投資先ファンドが支払うであろう特定の費用を支払う場合があります。投資先ファンド運用会社が、本来であれば投資先ファンドが支払うべきであった特定の費用を支払うために、投資先ファンドが生み出すソフト・ダラーを使用する場合、投資先ファンド運用会社は、当該支払いが1934年証券取引所法（その後の改正を含みます。）セクション28(e)のパラメーターに該当することを意図しています。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	申込金額の 3.30% (税込) 以内 購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として、購入時に頂戴するものです。		
買戻手数料	ありません。		
信託財産留保額	申込みに対応する評価日の1口当たり純資産価格に0.3%の率を乗じて得た額を、換金(買戻し)時にご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
①運用管理費用(管理報酬等)の合計 純資産総額に対して年率 1.37% (ただし、最低報酬が適用される場合があります。また、設立報酬として、2,500米ドルの受託報酬、5,000米ドルの管理報酬および10,000米ドルの管理事務代行報酬が一時的にかかります。) (ただし、下記のその他の費用・手数料もファンドの信託財産から支払われます。)			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、月間3,000米ドルを最低額とします。) 管理報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
受託報酬	受託会社	ファンドの資産の受託業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。) 受託報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務	純資産総額に対して年率0.10%(ただし、四半期当たり12,500米ドルを最低額とします。) 管理事務代行報酬および保管報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	
投資運用報酬	投資運用会社 投資助言会社	ファンド資産の投資および運用に関する業務	純資産総額に対して年率0.45% 投資運用報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。 投資運用報酬から投資助言会社に対し投資助言報酬が支払われます。
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表、目録見書、運用報告書等の日本における販売会社への送付およびこれらに付随する業務	純資産総額に対して年率0.10% 代行協会員報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻しの取扱業務	純資産総額に対して年率0.70% 販売報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
②ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドおよび中間ピークルの費用			
管理報酬	年率1.25%		
成功報酬	前年の投資先ファンドのインカム・ゲインから費用を控除した額の12.5%		
管理事務代行報酬	年率0.03%		
オルタナティブ投資ファンド管理者報酬	年率0.04%		
上記①および②の固定報酬を合算した実質的な負担は、純資産総額に対して年率約2.69%程度となります。 なお、上記の成功報酬は運用成果に応じて別途発生し、実際の負担額は変動します。 ※上記はファンドが投資先ファンドを高位に組み入れた状態を想定しています。			
その他の費用・手数料	ファンドの設立費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を事前に表示することができません。		

手数料および費用等の合計額および上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なるため事前に表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。

- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

あらゆる投資の場合と同様に、トラストへの投資が行われた時点で一般的な税務ポジションまたは提案されている税務ポジションが無期限に続くという保証はありません。ケイマン諸島の課税および米国連邦源泉徴収税に関する以下の記述は、本書の日付時点で施行されている法律および実務に基づいています。投資者は、課税の水準および根拠が変更される可能性があること、また、免税額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラストまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、二重課税防止条約に加盟していません。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストまたはファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第81条に従い、ケイマン諸島財務長官に保証書を申請することができます。かかる保証書には、当該トラストまたはファンドの設立日から50年の間、ケイマン諸島でその後制定される所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに課される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税と同種の税金の課税根拠となる法律のいずれも、当該トラストもしくはファンドを構成する財産もしくは当該トラストもしくはファンドから生じる収益に対して、またはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換の促進のため、アメリカ合衆国との間で政府間協定に調印しました（以下「US IGA」といいます。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超え

る他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました（以下「AEOI規則」と総称します。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。）は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、かかる金融機関が—または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義されます。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、その場合には登録要件のみがCRSに基づき適用されます。

AEOIに基づくファンドの状況は、該当する英文目論見書補遺に記載されています。

いずれかのファンドへの投資および／またはいずれかのファンドへの投資の継続により、投資者は、当該ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、当該ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報ならびに口座保有者および／または管理者に関する情報の開示につながる可能性があること、ならびに当該情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しもしくは任意買戻しおよび／または当該投資者の口座の閉鎖を含みますがこれらに限られない、あらゆる措置を講じ、かつ／もしくはあらゆる救済措置を求める義務を負う可能性があり、さらに／またはそのようにする権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行した指針に従い、ファンドは、口座開設から90日以内に自己申告が得られない場合には、投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

5【運用状況】

ファンドは2026年6月30日から運用を開始するため、該当事項はありません。

なお、ファンドにベンチマークはありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込み

ファンドは現在、毎月分配型クラス受益証券および無分配型クラス受益証券を適格投資家に対し発行しています。

信託期間を通じて、管理会社は今後、ファンドの追加的なクラス受益証券を発行する場合があります。

最低申込み

登録投資者の最低当初申込金額は、100,000米ドル相当以上1口単位とします。

受益証券の当初募集

適格投資家は、当初募集期間中、受益証券1口あたり100.00米ドルの購入価格に、適用ある場合、申込価格の最大3.0%（適用される消費税を除きます。）の申込手数料を加算した価格で受益証券を申し込むことができます。当初募集期間中に申込みがなされた受益証券は、当初募集期間の最終ファンド営業日の翌々ファンド営業日または、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他のファンド営業日に発行されます。管理会社は、その裁量で管理事務代行会社および/または投資運用会社と協議の上、当初募集期間を延長または短縮することができます。

受益証券の申込人は、必要事項を記入した申込用紙を（ルクセンブルグのマナー・ロングリング防止法で義務付けられている申込人の身元の証明に要求される補足資料とともに）電子メールまたは管理会社もしくはその委託先が随時承認するその他の方法（以下「連絡手段」といいます。）により、2026年6月26日の午後5時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されるよう送付しなければなりません。

受益証券に関する支払いはすべて米ドルで行われ、2026年6月30日の午後5時（ルクセンブルグ時間）までにファンドの口座において受領されなければならない、そうでなければ、管理事務代行会社は管理会社に代わり、受益証券の当該申込みのすべてまたは一部をその絶対的な裁量において拒否する権利を有します。

当初募集期間中、受益証券の申込みがなかった場合、管理会社は管理事務代行会社および/または投資運用会社と協議の上、当初募集期間を延長する、または当初申込みのための新たな期間を決定できます。

受益証券の継続募集

受益証券は、各申込取引日に適用される申込価格に、適用ある場合、申込価格の最大3.0%（適用される消費税を除きます。）の申込手数料を加算した価格で購入することができます。申込手数料は、適用ある場合、販売会社に支払われます。受益証券1口当たり申込価格は、関連する申込取引日に該当する評価日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格となります。

申込取引日の1口当たり申込価格は、請求に応じ、1口当たり純資産価格公表日に管理事務代行会社から入手可能です。販売会社に対しては、受益証券の申込価格は、1口当たり純資産価格公表日の日本における翌営業日の午前8時（日本時間）までに、連絡手段により提供可能となります。

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した申込用紙を（申込人の身元を証明するための補足情報および資料とともに）申込締切時間または管理会社が特定の場合に決定するそれ以降の時間までに管理事務代行会社によって受領されるよう、連絡手段により送付しなければなりません。受益証券は、関連する申込取引日に発行されます。

決済資金は、1口当たり純資産価格公表日または管理会社もしくは管理事務代行会社が投資運用会社と協議の上で決定する日（同日を除きます。）から3ファンド営業日後の日までに（必要に応じ、申込代金の支払いの原資を証明するための補足情報とともに）ファンドの口座において受領されなければなりません。

関連する申込締切時間までに管理事務代行会社によって関連する申込用紙が受領されない場合、申込みは、（必要に応じ、申込人の身元および申込代金の支払いの原資を証明するための補足資料とともに）申込用紙が受領された最初の申込取引日まで保留され、受益証券はその後、当該申込取引日に関連する申込価格で発行されます。

申込用紙は、PDF形式で連絡手段により送付することができます。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社および管理事務代行会社のいずれも、連絡手段により送付された申込用紙が受領されないかまたは判読不能であることから生じた損失または適切に授権された者から発せられたと善意で信じた指示の結果として取られた措置に関連して生じた損失について責任を負わないことに留意しなければなりません。

すべての申込代金は、申込人の名義で保有されている口座から出金されたものでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

投資者が管理会社と他の通貨での支払いを行うための取決めをしていない限り、支払いはファンドの基準通貨で行われなければなりません。

受益者には、受益証券の端数は発行されず、受益証券の端数が発生した場合、適用ある場合、整数単位に四捨五入されます。受益証券の端数を表章する申込代金は、ファンドの利益のために留保されます。

管理会社はその絶対的な裁量によって、投資運用会社と協議の上、申込みの拒否を決定することができます。

必要事項が記入された申込用紙が管理会社または管理事務代行会社によって受領されるとそれらは申込締切時間以降、取消不能となります。管理事務代行会社は、必要事項が記入された申込用紙および、もし必要な場合は、申込人の身元ならびに申込代金の原資を確認するために要求されたすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込人に所有権の確認書を発行します。かかる所有権の確認書は、通常、関連する申込取引日に発行されます。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込人から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込人に書面で通知し、必要な情報を請求します。

詳述すると、申込人の身元および申込代金の支払いの原資を確認するために請求したすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない場合があります。管理会社または管理事務代行会社が関連する申込取引日から10ファンド営業日以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、受領した申込代金は、利息は付さず、支払元口座に返金されます。

受益証券の申込みが受領された場合、かかる受益証券の申込人についてファンド受益者名簿への登録が関連する申込取引日より後となる場合でも、受益証券は関連する申込取引日以降効力を有することとし、発行されたものとして扱われます。したがって、申込人が支払う申込代金は、関連する申込取引日からファンドの投資リスクにさらされます。

不適格な申込人

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込用紙において、とりわけ、自己が適格投資家であり、適用法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証することが要求されます。

受益証券は、ファンドが課税上の責任を負う、または、ファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に対しては、販売または発行することはできません。

受益証券の申込人は、申込用紙において、特に、ファンドに投資するリスクを評価するための金融上の問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産に内在するリスクおよびかかる資産が保有および/または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資の全額の損失に耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益者の権利は、受益証券券面ではなく、トラストの受益者名簿への記載により証明されます。

停止

管理会社は、投資運用会社と協議の上、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することができます。停止の期間中は、受益証券は発行されません。

マネー・ロンダリング防止規則ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリングの防止ならびにテロ資金供与および拡散金融への対策を目的とした法律または規制を遵守するため、受託会社は、トラストの勘定について手続を採用し維持することを要求され、また、申込人に対して、当該申込人の身元、当該申込人の実質的所有者／支配者（いずれか該当する方）の身元、および資金源を確認するための証拠資料の提供を求めることができます。受託会社は、許容される場合、一定の条件に従い、かかる手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を適切な者に依拠し、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者（以下「関連AML担当者」といいます。）に委託することもできます。

受託会社、管理事務代行会社および受託会社のために行為する関連AML担当者は、受益者（すなわち申込人または譲受人）の身元および当該受益者の実質的所有者／支配者（いずれか該当する方）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を留保します。状況が許す場合、受託会社、管理事務代行会社または受託会社のために行為する関連AML担当者は、適用法に基づき免除が適用される申込みにおいては完全なデュー・ディリジェンスが要求されないことについて承服する場合があります。ただし、受益証券の持分からの手取金の支払いまたは受益証券の持分の譲渡の前に、詳細な確認情報を要求される場合があります。

申込人が、身元確認のために要求された情報の提出を遅延したかまたは怠った場合、受託会社、管理事務代行会社または受託会社のために行為する関連AML担当者は、申込みの受理を拒否するか、または申込みが既に受理されている場合は、持分を一時停止するかまたは買い戻すことができ、かかる場合、受領された一切の資金は、利息を付さずに送金元の口座に返金されます。

また、受託会社、管理事務代行会社および受託会社のために行為する関連AML担当者は、受益者に対する買戻代金もしくは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるか助言されている場合、または受託会社、トラストおよびファンド、管理事務代行会社もしくは関連AML担当者による適用法令の遵守を確保するために当該受益者に対する買戻しもしくは分配金の支払いを拒否することが必要もしくは適切であると考えられる場合、かかる買戻しもしくは分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

CIMAは、トラストまたはファンドによるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（随時行われる修正および改正を含みます。）の所定の規定の違反に関連して、受託会社に対し、多額の行政上の課徴金を課す裁量権を有します。かかる行政上の課徴金を受託会社が支払う場合、トラストまたは関連するファンドは、かかる課徴金および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島の居住者が、他者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングを行っているか、またはテロもしくはテロ資金供与およびテロリストの財産に関与していると了知しているかもしくは疑っている場合、またはそのように了知するか疑う合理的な根拠を有し、かつ、当該居住者がそのように了知するか疑うに至る情報を規制対象セクターにおける事業もしくはその他取引、専門業務、事業もしくは雇用の過程で知るところとなった場合、かかる者は、そのように了知しているかまたは疑っている旨を、（ ）開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に基づき、ケイマン諸島財務報告庁（以下「FRA」といいます。）に対し、または（ ）開示がテロもしくはテロ資金供与およびテロリストの財産への関与に関するものである場合には、ケイマン諸島のテロ防止法（改正済）に基づき、巡査かそれ以上の階級にある警察官もしくはFRAに対し、報告することを義務付けられます。かかる報告は、秘密保持義務または法律その他により課された情報の開示に対する制限への違反として取り扱われないものとします。

受益者は、受益証券の申込みを行うことにより、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社ならびにそれらの委託先、代理人および関連会社が、ケイマン諸島およびその他の法域双方におけるマネー・ロンダリング、租税情報交換、規制および類似する事項に関連して、請求に応じて規制当局その他に対し、当該受益者に関する情報を開示することについて、自らならびに当該受益者の実質的所有者および支配者のために、かつ、これらを代理して同意します。

受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先、代理人および関連会社のいずれも、受託会社または受託会社を代理して行為する管理事務代行会社が請求した情報および文書が申込人によって適時に提供されなかった場合に、受益証券の申込みの処理が拒否されたかもしくは遅延したことに起因して当該申込人が被った損失につき、責任を負いません。

さらに、管理事務代行会社またはそのいずれかの委託先もしくは代理人および保管会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いにつき、ルクセンブルグの検察官に報告することを義務付けられていることにも留意すべきです。かかる疑わしい行為の報告は、顧客の秘密保持義務の違反に該当しないものとします。

マネー・ロンダリング防止規則に基づき、受託会社は、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者（以下「AML責任者職」といいます。）として自然人（以下「AML責任者」といいます。）を指定しなければなりません。受託会社は、ケイマン諸島の法律に従ってAML責任者職を履行する自然人が指定されるよう確保しました。

受益者は、受託会社または管理事務代行会社に連絡することにより、現職のAML責任者の詳細情報（連絡先を含みます。）を取得することができます。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日付でデータ保護法（改正済）（以下「DPA」といいます。）を制定しました。DPAにより、国際的に認められたデータ保護原則に基づく法的要件が導入されました。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、トラストおよびファンドに関するデータ保護義務ならびに受益者（および受益者とつながりのある個人）のデータ保護に関する権利の概要を記載した文書（以下「ファンドプライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンドプライバシー通知は、ファンドの申込書内に記載されており、管理事務代行会社からの請求に応じて入手することもできます。

投資を予定している者は、ファンドに対して投資すること、ならびにこれに伴う受託会社、管理会社およびそれらの関連会社および／もしくは委託先とのやり取り（申込書への記入を含み、また、該当する場合は、電子通信または通話の記録を含みます。）により、または投資者とつながりのある個人（例えば、取締役、受託者、管理者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の個人情報を受託会社または管理会社に提供することにより、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそれらの関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含みますがこれに限られません。）に対し、DPAの意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報を提供することになることに留意すべきです。受託会社および／または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行為するものとし、受託会社／受託会社および管理会社の関連会社および／または委託先（管理事務代行会社、投資運用会社およびトラストまたはファンドのその他のサービス提供者を含みます。）は、データ処理者（または場合によっては各自の資格によりデータ管理者）として行為する場合があります。

投資者は、ファンドへ投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者がファンドプライバシー通知を詳細に読み、かつ、理解したこと、ならびにファンドプライバシー通知が当該ファンドへの投資に関する投資者のデータ保護に関する権利および義務の概要を提供するものであることを確認したものとみなされます。申込書には、関連する表明および保証が含まれています。

DPAの監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責務です。受託会社または管理会社によるDPAの違反は、オンブズマンによる強制執行措置（是正命令、制裁金の賦課または刑事訴追の勧告を含みます。）につながることがあります。

制裁

トラストは、適用ある制裁制度の対象となっている事業体、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服します。

したがって、受託会社は、投資者に対し、自らが、また、自らが知る限りまたは信じる限りにおいて、その実質的所有者、支配者または授権者（以下「関係者等」といいます。）（もしあれば）が、以下のいずれにも該当しないことを継続的に表明および保証するよう要求します。

- （ ）国際連合もしくは米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）によって維持されるか、または欧州連合および/もしくは英国の規制（英国の規制が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。）ならびに/もしくはケイマン諸島の法律に基づいて維持される、制裁の対象となる事業体または個人のリストに記載されていること。
- （ ）国際連合、OFAC、EU、英国および/またはケイマン諸島により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いているかまたは居住していること。
- （ ）その他国際連合、OFAC、EU、英国（英国の制裁が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。）および/またはケイマン諸島により課される制裁（以下、総称して「制裁対象」といいます。）の対象となっていること。

投資者または関係者等が制裁対象であるかまたは制裁対象となった場合、受託会社またはその委託先は、投資者が制裁対象でなくなるまで、または投資者との追加の取引および/もしくはトラストにおける投資者の受益証券の追加の取引を継続するための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなく、かかる追加の取引を停止することを要請される場合があります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。

トラスト、受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社（場合に応じます。）は、制裁対象者事由に起因して投資者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失（直接損失、間接損失または派生的損失、逸失利益、収益の喪失および評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用ならびにその他すべての専門家費用および経費を含みますがこれらに限られません。）につき、一切の責任を負わないものとします。

さらに、トラストのために行われた投資が、その後適用ある制裁の対象となった場合、受託会社またはその委託先は、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなく、適用ある制裁が解除されるまで、または当該取引を継続するための認可が適用法に基づき取得されるまで、当該投資に関連する追加の取引を停止することができます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中で、国内営業日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

継続募集期間においては、毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の1口当たり純資産価格での購入となります。1口当たり純資産価格は、原則として評価日の18投資先ファンド営業日後の日の6ファンド営業日後の日（および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）の翌国内営業日に公表されます（国内購入約定日）。1口当たり純資産価格が判明する日程は、日本における販売会社に問い合わせるものとします。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

午後3時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込受付分とします。

販売の単位は、当初募集期間は1,000口以上1口単位（最低投資金額：100,000米ドル）、継続申込期間には1,000口以上1口単位です。

国内購入約定日は販売会社が購入注文の成立を確認した日（通常、上記の1口当たり純資産価格が公表された国内営業日）であり、国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込金額の3.30%（税抜3.0%）以内

申込金額および申込手数料は、円貨または外貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における外貨への換算は、当初募集期間中の申込みについては各申込日における、また継続募集期間中の申込みについては国内購入約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。）。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

買戻取引日における買戻し

下記にて記載のとおり、受益証券は、受益者の請求により、買戻取引日に買い戻すことができます。

特定の買戻取引日に買戻しを有効とするために、受益者は管理事務代行会社に対し、該当する買戻取引日の買戻締切時間または特定の場合に管理会社が投資運用会社と協議の上で決定するこれより遅い時間までに買戻通知を送付しなければなりません。これ以降に受領された買戻通知は、翌買戻取引日に処理されます。いかなる受益者も、管理会社が別途同意する場合を除き、買戻締切時間以降、買戻通知を取り消すことはできません。

受益者1人あたりの最低買戻口数は、1口以上1口単位、または管理会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他の口数・金額とします。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者が、受益者に対する買戻代金の支払いが関連する法域のマナー・ロンダリング防止規則の違反をもたらすと疑うもしくは助言される場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社が関連する法域のマナー・ロンダリング防止規則の遵守を保証するために支払いの拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することがあります。

また、管理会社は、投資運用会社と協議の上、該当する買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な管理を害すると考えられる場合、買戻請求の全部または一部の受領を拒否することがあります。かかる拒否があった場合、該当する受益者に直ちに通知されるものとします。

1口当たりの買戻価格は、関連する買戻取引日に該当する評価日における評価時点で定められる受益証券の1口当たり純資産価格です（以下「買戻価格」といいます。）。

買戻取引日の1口当たり買戻価格は、請求に応じ、管理事務代行会社より買戻価格公表日に入手可能です。販売会社に対しては、受益証券の買戻価格は、買戻価格公表日の日本における翌営業日の午前8時（日本時間）までに、電子メールまたは管理会社もしくはその委託先が随時承認するその他の方法により提供可能となります。

管理事務代行会社は、通常、買戻価格公表日の4ファンド営業日後の日に、買い戻された受益証券の買戻代金を基準通貨で電信送金により送金します。受託会社が管理事務代行会社と協議の上別途合意する場合を除き、買戻代金の支払いは、受益者の危険負担および費用にて、買戻しを請求した受益者によって当該受益証券の申込代金が当初送金された口座と同じ口座へ、直接送金により行われます。関連する買戻取引日および関連する受益者に対する買戻代金の支払日の間の期間については、買戻代金に関する利息は支払われません。

受益証券は1口単位で買い戻されます。買戻請求が、受益証券の整数に分割できない金額に関するものである場合、買戻請求は、買戻請求に詳述された金額により表章される受益証券の最大数を買い戻すことにより充足されるものとし、受益証券の整数倍で表章することができない金額はすべて、ファンドに留保されません。

買戻請求が受領された場合、かかる受益者がファンドの受益者名簿から除外されたか否か、また、買戻価格が決定されているか、もしくは送金されたかにかかわらず、受益証券は、関連する買戻取引日から有効に買い戻されたものとして扱われます。したがって、受益者は、関連する買戻取引日以降、基本信託証書に基づく権利（ファンドの受益者総会に関する通知を受領する権利、出席または投票の権利を含みます。）を行使する権限または能力を有しないものとし、ただし、（買戻しが請求されている受益証券に関し、）買戻価格および関連する買戻取引日より前に宣言され、まだ支払われていない分配金を受領する権利は除きます。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。債務不履行による清算では、買戻中の受益者は、一般の債権者より劣後しますが、受益者に優先します。

管理会社は、独自の裁量で、買戻価格の0.3%の信託財産留保額を課す予定です。管理会社が課す信託財産留保額は、ファンドにより留保されます。

買戻しの取消し

管理会社は、投資運用会社と協議の上、買戻取引日に買い戻される受益証券の総数を、管理会社が決定する当該日の発行済受益証券の一定の割合または金額に制限することを選択でき、その場合、買戻請求は按分して減少し、残余分は取り消されます。管理会社およびその代理人は、特定の状況（随時発生し得る投資先ファンドの当該制限または取り消しを含みますが、これらに限られません。）において、買戻請求を取り消す権利を有します。

受益証券の買戻制限

ファンドの勘定で保有される投資先ファンド投資証券の買戻しは、投資先ファンド投資証券の買戻プログラムの所定の条件に服します。投資先ファンドは、通常、各暦四半期の最終暦日における投資先ファンド投資証券の買戻しを、投資先ファンドの単独の裁量により、投資先ファンドの発行済投資証券の合計額の5%に制限します。投資先マスター・ファンドおよびB I I投資先ファンドの各投資者に対しても、同様の四半期毎の解約制限が適用されます。上記にかかわらず、投資先ファンドは、その絶対的な裁量により、投資先ファンド投資証券のすべてまたは一部の買戻しを拒否する裁量権を留保します。したがって、投資先ファンドは、投資先ファンドの裁量によりいつでも、投資先ファンド投資証券を、特定の四半期において買戻しが請求された数よりも少ない数を買い戻すこと、また、全く買い戻さないことがあります。投資先ファンドの買戻請求の合計が上記の制限を超えた結果、または、その他の理由により、ファンドの勘定で保有されている投資先ファンド投資証券に関し、管理会社により投資先ファンドへ提出された買戻請求の全額が受理されない場合、管理会社は、当該買戻通知のための受益証券の買戻しを行わないこと、または、該当する買戻取引日に買い戻される受益証券の口数を比例按分に制限することを、投資運用会社と協議の上で決定することができます。受益者は、翌買戻取引日に関して買戻通知を再提出することを選択でき、管理会社は、翌買戻取引日における受益証券の買戻しを円滑にするため、関連する投資先ファンド投資証券が当該買戻取引日までに買い戻されることを条件として、買戻請求の全額を翌四半期に投資先ファンドに再提出することを予定しています。投資先ファンドの純資産総額の算出方法、算出時期および買戻限度額は、投資先ファンドの英文目論見書に従って決定されません。

停止

管理会社は、投資運用会社と協議の上、下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において、受益証券の買戻しを停止することができます。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制買戻し

受託会社は、適切と考える書面通知を行うことで、いつでも、受益者が保有する受益証券のすべてまたは一部を買い戻すことができます。かかる受益証券は、かかる強制買戻しの日（または、当該日が評価日でない場合は直前の評価日）の評価時点で定められる受益証券1口当たり純資産価格に相当する1口当たりの価格から適用される償還費用または手数料を差し引いた金額で買い戻されます。

前述の一般性を損なうことなく、受託会社が、受益証券が以下のいずれかに該当する者により直接または実質的に保有されていると知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、かかる者に対して、（i）かかる受益証券を保有する資格を有する者に買戻価格で譲渡するよう要求する通知を（受託会社が適切と判断する形式により）行うか、または、（ ）かかる受益証券の買戻しを書面で要求する権利を有します。かかる通知を受けた者が14日以内にかかる受益証券を譲渡しないか、または受託会社に対してかかる受益証券の買戻通知を提出しない場合、14日が経過した時点で、すべての受益証券の買戻しを要求したものとみなされます。

- （a）受益証券を保有する資格がないために、国または政府当局の法律または要件に違反している者で、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担もしくは被ることのない税務上の責任を負うかまたは不利益を被る場合
- （b）適格投資者でない者または適格投資者でない者のためにもしくはその利益のためにかかる受益証券を取得した者
- （c）管理会社の見解により、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担もしくは被ることのない税務上の責任を負うかまたは法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を被る結果となる状況にある者

受益証券の譲渡

すべての受益者は、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社の事前の書面での同意を得ることを条件とし、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社が随時承認する様式の書面証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができますが、ただし、譲受人は、受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社が、関連するまたは適用ある法域の現行の法規定または政府もしくはその他の要請もしくは規制、または受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社の現行の方針を遵守するために要求される情報または受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社が要求するその他の情報を最初に提供するものとします。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人による署名が、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社により要求される場合があります。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は引き続き受益者とみなされ、譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとします。譲渡は、譲渡証書の原本および上記の情報が管理事務代行会社によって受領されるまで登録されず、譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は、ファンドのリスクに引き続きさらされるものとします。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

2月、5月、8月および11月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）からその月の20日（ファンド営業日でない場合は前ファンド営業日）までの申込受付分が翌月の評価日の1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金（買戻し）となります。

換金（買戻し）価格は、申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格です。換金（買戻し）価格は、原則として評価日の23投資先ファンド営業日後の日の8ファンド営

業日後の日（および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）の翌国内営業日に確認できます（以下「国内換金約定日」といいます。）。換金（買戻し）価格が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。

なお、換金（買戻し）制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金（買戻し）価格が判明する日に確認できます。

申込みは、原則として午後3時（日本時間）までに行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

受益証券の買戻しは、原則として1口単位とします。

日本における販売会社は、国内換金約定日から起算して4国内営業日目から、買戻代金を支払います。

円貨で支払われる場合における外貨からの換算は、国内換金約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。）。

詳細は日本における販売会社に問い合わせるものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産総額の計算

受託会社は、各評価日の評価時点におけるファンドの純資産総額およびファンドの各クラスの1口当たり純資産価格を計算するか、または正当に任命した受任者に計算させます。

基準通貨によるファンドの純資産総額は、ファンドの投資資産、現金およびその他すべての信託財産を構成する資産の価額を確定し、そこからファンドの信託財産から支払可能または払戻可能な全負債を控除することにより計算されます。発行されているファンドの受益証券の帰属するクラスが1つの場合、受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済みでかつ残存している受益証券の口数で除することにより計算されます。また、受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社との協議により決定し、該当する補遺に開示される方法で四捨五入されます。

ファンドについて複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、受託会社（または受託会社を代理する管理事務代行会社）が決定する合理的な配分方法に基づいてファンドの各クラス間に配分されます。これにより、特定のクラスに帰属すべきファンドの資産および債務が当該クラスの受益証券の受益者によって実質的に負担され、他のクラスの受益者によって実質的に負担されないことが確保されます。基準通貨以外の通貨建の各クラスに割り当てられるファンドの純資産総額は、ファンドの各評価日において受託会社（または受託会社を代理する管理事務代行会社）が決定する為替レートで、ファンドの関係する取引通貨（ファンドの受益証券の表示される通貨をいいます。）に転換されます。ファンドの各クラスの1口当たり純資産価格は、ファンドの関係するクラスに帰属すべき部分（必要な通貨転換後）を当該クラスの発行済みでかつ残存している口数で除することにより算出されます。当該クラスの1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに関する英文目論見書補遺に開示される方法で四捨五入されます。

受託会社（またはその受任者）は、ファンドの純資産総額およびファンドの各クラスの1口当たり純資産価格を決定する際、以下の評価方針および手順に従います。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- （a）すべての手元現金、預金またはコール現金（これらに対する未収利息および未収配当または分配を含みます。）、
- （b）すべての投資資産、
- （c）すべての為替手形、一覽払約束手形、約束手形および売掛金、
- （d）受託会社により決定されるファンドの未計上の初期費用、および
- （e）受託会社により随時評価され定められる前払費用を含む、ファンドに帰属するその他すべての資産。

ファンドに帰属する負債は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての為替手形、支払手形および買掛金
- (b) 支払い可能なかつ/または日々発生し、計算されるすべての費用
- (c) 受託会社の裁量により、公租公課等（信託証書に定義されます。）の引当金を含む、これに限られない、あらゆる種類および性質のファンドに帰属するその他すべての負債（偶発債務に関して受託会社が決定する額を含みます。）。

トラストの費用または負債は、受託会社が会計監査人との協議の上、公正かつ公平と判断する期間で償却されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは未収の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価格は、管理会社が合理的とみなす価格とします。
- (b) 以下の(c) 項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d) 項、(e) 項および(f) 項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において、上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資資産の価額に基づくすべての計算は、当該投資資産についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の評価時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われます。また、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資資産の価格の計算は、当該投資資産に関するマーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資資産の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社（またはその正当に任命された受任者）がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格が、すべての状況において当該投資資産に関する価額より公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下の(d) 項、(e) 項および(f) 項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドもしくはその代理人により、関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算されます。また、関連する評価日において、マネージド・ファンドの価格が算定されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とします。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d) 1口当たり純資産価格、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b) 項または(c) 項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。

- (e) 上記(b)項に基づく投資資産の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認するため、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、投資資産の公正価格をよりよく反映すると考える他の評価方法の使用を許可することができます。
- (g) ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資資産(証券であるか現金であるかを問いません。)の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替のコストを考慮して、管理会社(または管理会社を代理する管理事務代行会社)が適切とみなすレート(公式のものか否かを問いません。)により、ファンドの基準通貨に換算されます。

上記の方針および手順は、純資産総額またはその一部を計算し、その純資産総額または特定のクラスの受益証券に帰属する純資産総額を発行済みまたは発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数または特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する際、以下の条件に従います。

- (a) 発行に合意されたすべての受益証券は、発行されたものとして取り扱われ、また、発行が合意された受益証券につき受領することとなると受託会社が考える現金またはその他の財産の価額を含みます、
- (b) 管理会社が受益証券の買戻しおよび消却することを決議または決定したが、当該買戻しおよび消却が計算時に効力が発生していない場合、当該受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、また、ファンドの信託財産の純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の計算の際考慮されません。また、受託会社は、当該買戻しおよび消却の結果、ファンドの信託財産から支払われる金額を差し引きます。ただし、買戻しおよび消却が実行されていないため支払額が計算できない場合には適用されません、
- (c) 投資資産の取得または処分に関連する契約上の義務は存在しますが、該当する計算の時点において当該取得または処分が完了していない場合、当該投資資産は、当該取得または処分が適式に完了した場合と同様に、ファンドの資産に(それぞれ)含まれまたは資産から除外され、また、取得価格総額または純処分代金は、それぞれファンドの資産から除外されまたは資産に含まれます、
- (d) 純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての計算に際しては、受託会社が該当する計算日より前に発生した利子収益または利益に対する課税に関し、支払い義務を負い、または、請求を受ける金額を考慮に入れます、
- (e) () 上記に記載されていない未払費用、() ファンドに関し、受託会社または管理会社から借入れているその時点で未払の金銭の総額、および() 信託証書に基づき資本から支払う義務を負い、支払可能であり、または支払うことが予定されている上記に記載されていない額に関し、該当するファンドの資産から差し引かれます(以下、それぞれを「控除」といいます。)、
- (f) 管理会社は、投資資産の価値または同一通貨の現金から外貨で支払可能な負債(もしくは将来の負債)のいかなる金額をも差し引くことができます。

ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の計算

ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は、米ドルで計算されます。評価日時点の受益証券1口当たり純資産価格は通常、関連する評価日の18投資先ファンド営業日後の日の6ファンド営業日後の日(および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)(1口当たり純資産価格公表日)に計算され公表されます。さらに、受託会社は、管理会社および投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日を、1口当たり純資産価格公表日として宣言する場合があります。1口当たり純資産価格公表日は、投資先ファンド投資証券の価格が評価日の18投資先ファンド営業日以内に入手不可能であった場合(これに限定されるものではありません。)を含む一定の状況において延期される場合があります。

受託会社は、上記の規定に従い、純資産総額を計算する責任を管理事務代行会社に委託しています。

評価日時点の純資産総額は通常、関連する評価日に関する1口当たり純資産価格公表日に、請求に応じて、管理事務代行会社より入手可能となります。

代行協会員に対しては、評価日時点の純資産総額は通常、関連する評価日に関する1口当たり純資産価格公表日の日本における翌営業日の午前8時（日本時間）までに、電子メールまたは管理会社もしくはその委託先が随時承認するその他の方法により提供可能となります。

ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、米ドルで表示され、小数第2位に四捨五入されます。

ファンドの最初の評価日は、2026年6月30日です。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができます。

- (a) ファンドの直接的または間接的な投資資産が上場されている証券取引所が閉鎖されている（通常の休日および週末を除きます。）、またはかかる取引所での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドがその投資対象資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に対し著しい不利益を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) ファンドの直接的または間接的な投資対象資産の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における現在の価格の価値を決定するために通常用いられる手段が使用不要な期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが（直接的または間接的に）保有する投資対象資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間、
- (d) 投資対象資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託会社が判断する期間、
- (e) 受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス・プロバイダーに関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間。

すべての受益者は、当該停止が1週間を超える可能性がある場合、停止から7日以内に書面で通知を受け、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（存在する場合）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（存在する場合）は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンドの設定日（2026年6月30日）に開始し、原則として、2036年6月30日に終了しますが、後記「(5) その他 ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。管理会社は投資運用会社と協議の上、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は、毎年12月31日です。ファンドの最初の年次報告書は、2026年12月31日に終了する期間に対して作成されます。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、ファンドを終了するものとします。

- (a) 登録された受益者による決議により繰上償還が可決された場合
- (b) ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストのCIMAによる免許またはその他承認が無効または不利に変更された場合
- (c) 受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合
- (d) 受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託者もしくは管理者の承継者がいない場合

また、ファンドは、

- () 2036年6月30日または当該日より前に管理会社が投資運用会社と協議した上で随時決定する当該日以降の日、
- () 設定日（2026年6月30日）より3年経過後のいずれかの時点で、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上で管理会社の裁量により、または
- () 投資先ファンドの償還後、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定した日に償還します。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、信託証書の補足証書を作成して、10日前の通知を受益者に送達することにより（受益者は受益者決議またはシリーズ・トラスト決議のいずれか該当する方により当該通知を放棄することができます。）、受託会社および管理会社が適切または望ましいと考える方法および範囲で、目的の如何を問わず、信託証書の規定を随時修正し、変更し、またはこれに追加する権利を有するものとします。ただし、信託証書に定められる場合を除き、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト決議のいずれか該当する方の承認を得ることなく、かかる修正、変更または追加を行わないものとするを条件とします。以下のいずれかのために修正、変更または追加が必要とされる場合、かかる修正、変更または追加に対する承認は要しません。（a）ケイマン諸島法の変更（ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島法に基づき作成されたその他の規則の変更によりもたらされた変更を含みます。）を実施するため、（b）法律におけるかかる変更の直接の結果として、（c）トラストまたはファンドの名称を変更するため、（d）年次計算期間の開始日および終了日または年次収益配分日を変更するため、（e）その他の計算期間の開始日もしくは終了日またはかかる計算期間が関連する配分日（中間計算期間または中間配分日を含みます。）を変更するため、（f）受益者またはファンドの受益者および受益者になろうとする者の利益となり、これらのいずれの者に対しても著しい不利益を及ぼさないものであると管理会社および受託会社が合意する変更を行うため、（g）本信託証書から陳腐化した規定を除去するため、（h）管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望するか、もしくは辞任した場合、管理会社または受託会社を交替させるため、（i）明白な誤りを訂正するため、（j）CIMA、ミューチュアル・ファンド法またはトラストが随時従うその他の法律、規則もしくは規制の要件を反映し、もしくはこれを遵守するため、または（k）追加のシリーズ・トラストを設立するため。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資助言契約

投資助言契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも1か月前に書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも3か月前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補遺信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

() 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、これらの者らが適切と考える日時および場所（以下の定めに従います。）で受益証券の受益者集会をいつでも招集することができます（また、受託会社は、発行済受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による請求により（受益者集会の場合）、またはファンドの発行済受益証券の価額の10分の1以上を保有する登録受益者の書面による請求により（ファンドの受益者集会の場合）、かかる者が適切と考える日時および場所（以下の定めに従います。）で受益者集会を招集するものとします。）。

各集会の少なくとも14日前まで（通知の送達日または通知が送達されたとみなされる日および通知の送付日を含みます。）には、受益者に通知を送付するものとします。通知には、集会の開催場所、日時および審議する議案を記載するものとします。

集会の定足数は、当該時点で発行済みのトラストまたはファンド（場合に応じます。）の受益証券の純資産総額の10分の1以上を保有する受益者の本人または代理人による出席とします。集会の決議は、投票が要求されない限り、挙手による議決にかけられます。挙手の場合、（個人の場合は）本人がもしくは代理人により出席しているか、または、（法人の場合は）適式に授權された代表者のうちの1名がもしくは代理人により出席している各受益者は、1個の議決権を有するものとします。投票の場合、（個人の場合は）本人がもしくは代理人により出席しているか、または、（法人の場合は）適式に授權された代表者のうちの1名がもしくは代理人により出席している各受益者は、自らを受益者とする各受益証券につき1個の議決権を有するものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益計算書】

該当事項はありません。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り49

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(ハ) 受益証券の譲渡制限の内容

すべての受益者は、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社の事前の書面での同意を得ることを条件とし、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社が随時承認する様式の書面証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社が、関連するまたは適用ある法域の現行の法規定または政府もしくはその他の要請もしくは規制、または受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社の現行の方針を遵守するために要求される情報または受託会社および/または管理会社および/または管理事務代行会社が要求するその他の情報を最初に提供するものとします。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人による署名が、受託会社および管理会社を代理する管理事務代行会社により要求される場合があります。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は引き続き受益者とみなされ、譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとします。譲渡は、譲渡証書の原本および上記の情報が管理事務代行会社によって受領されるまで登録されず、譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は、ファンドのリスクに引き続きさらされるものとします。

(ニ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2026年2月末日現在）

株式資本（140米ドル）およびその他の資本の合計額 462,000米ドル（約7,198万円）

発行済株式総数 普通株式140株（1株1米ドル）。

管理会社が発行する株式総数には上限はありません。

過去5年間において、管理会社は、株式資本の増減を行っておりません。

(2) 管理会社の機構

管理会社は、バミューダ会社法の要件に従い、毎年、取締役会が定めた日時・場所にて、年次株主総会を開催します。取締役は、適切と考えるときはいつでも、臨時株主総会と呼ばれる年次株主総会以外の総会を招集することができ、バミューダ会社法で義務付けられている場合は招集しなければなりません。特別総会は、取締役が招集しなかった場合には、バミューダ会社法に従って、招集要求権者によって招集されることがあります。

株主総会では、定足数が出席しない限り、議事を進行することができません。直接または代理で出席し、管理会社の議決権の50%以上を有する、少なくとも2人の株主が直接または委任状により出席することがすべての議題の審議との関係で定足数となります。ただし、管理会社に1人の社員しかいない場合、その社員が直接または委任状により出席することが、あらゆる議題との関係で定足数を構成します。

取締役は、当初は管理会社の法定の会議において管理会社の会員により選任され、その後は毎年選任されます。株主総会は、株主総会で充足できなかった数の空席を満たす権限を取締役会に対して授権することができます。

バミューダ会社法および管理会社の附属定款に別途定めがある場合を除き、かつ株主総会で管理会社からなされた指図を前提に、取締役会は、管理会社の事業を管理し、管理会社の発起および設立に際して負担したすべての費用を支払うことができ、資金を借りる権限を含むがこれに限定されない管理会社のすべての権限を行使することができます。

管理会社の附属定款の変更およびその旨の指図は、その変更が行われなかった場合またはその指図が与えられなかった場合にそれぞれ有効であったであろう取締役の以前の行為を無効にするものではありません。定足数が出席する有効に招集された取締役会は、取締役会に与えられている、または取締役会が行使できるすべての権能、授権および裁量を行使する権限を有するものとします。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、バミューダ1981年会社法に基づき、2008年11月3日にバミューダで設立されました。管理会社は、バミューダ、ケイマン諸島および米国に所在する投資ファンドに対して、ファンド・マネジメント業務、管理サービスおよびリスク監視業務を提供しています。管理会社は、バミューダにおいてバミューダ金融庁にクラス登録者として登録されており、かつ、米国商品先物取引委員会にコモディティー・プール・オペレーターおよびスワップ・ファームとして登録されており、全米先物取引協会の会員です。管理会社は、エイベックス・グループ・リミテッドの一員です。

管理会社は、信託証書に基づき、受益証券の発行および買戻しならびにファンドの資産の投資に責任を負っています。ただし、管理会社は、ファンドの日常的な運営には関与せず、かつ、信託証書の下で行使可能な権限に基づき、ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限および責任を投資運用会社に委任し、受益証券の発行および買戻しに関する一定の事務遂行権限を管理事務代行会社に委任しています。管理会社は、受託会社と

もに、委託先のパフォーマンスを定期的に見直しますが、委託先または再委託先の行為または不作為を理由に発生したファンドの損失については、管理会社に委託先の任命における詐欺行為または故意もしくは過失がない限り、責任を負いません。

管理会社または受託会社ではなく、投資運用会社が、本書に記載された投資目的、戦略、制限に従ってファンドを管理・投資する責任を負っています。

2025年12月末日現在、管理会社は、以下の投資ファンドの管理および運用を行っています。

(2025年12月末日現在)

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（米ドル）
バミューダ	分離勘定会社	12	855,412,747
ケイマン諸島	ユニット・トラスト	4	559,901,563
	有限責任会社	2	739,056,861
	分離ポートフォリオ会社	27	882,648,783
米国	シリーズ有限責任会社	10	102,984,106

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度（2023年 1 月 1 日から同年12月31日まで及び2024年 1 月 1 日から同年12月31日まで）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

- b . 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等といいます。）であるデロイト・オーディット・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けています。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みません。）が当該財務書類に添付されています。

- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には2026年 2 月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産及び負債					
非流動資産					
子会社への投資	9	600	93	600	93
		<u>600</u>	<u>93</u>	<u>600</u>	<u>93</u>
流動資産					
売掛金及びその他の債権	11	1,126,578	175,532	817,121	127,316
現金及び現金同等物	16	125,774	19,597	90,770	14,143
		<u>1,252,352</u>	<u>195,129</u>	<u>907,891</u>	<u>141,458</u>
資産合計		<u>1,252,952</u>	<u>195,222</u>	<u>908,491</u>	<u>141,552</u>
流動負債					
買掛金及びその他の債務	12	180,258	28,086	209,625	32,662
その他の金融債務	13	529,123	82,443	198,009	30,852
		<u>709,381</u>	<u>110,529</u>	<u>407,634</u>	<u>63,513</u>
負債合計		<u>709,381</u>	<u>110,529</u>	<u>407,634</u>	<u>63,513</u>
純資産		<u>543,571</u>	<u>84,694</u>	<u>500,857</u>	<u>78,039</u>
資本					
株式資本	14	140	22	140	22
その他の資本	15	461,860	71,962	461,860	71,962
利益剰余金 / (累積損失)		<u>81,571</u>	<u>12,710</u>	<u>38,857</u>	<u>6,054</u>
資本合計		<u>543,571</u>	<u>84,694</u>	<u>500,857</u>	<u>78,039</u>

本財務書類は、2025年6月27日に取締役会によって承認され、発行が認められ、以下が代表して署名しました。

取締役 ウィリアム・デイビッド・ウィギン

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

(2) 【損益計算書】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
損益その他包括利益計算書
2024年12月31日終了年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	5	2,276,672	354,728	1,338,646	208,574
その他の営業利益	6	256,101	39,903	247,929	38,630
		<u>2,532,773</u>	<u>394,631</u>	<u>1,586,575</u>	<u>247,204</u>
営業費用					
人件費	8	401,775	62,601	377,506	58,819
その他の営業費用	7	1,238,284	192,937	632,193	98,502
費用合計		<u>1,640,059</u>	<u>255,538</u>	<u>1,009,249</u>	<u>157,251</u>
当期利益 / 当期包括利益 / 損失合計		<u>892,714</u>	<u>139,094</u>	<u>577,326</u>	<u>89,953</u>

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2024年12月31日終了年度

	株式資本		その他の資本		利益剰余金 / 累積損失		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	140	22	461,860	71,962	(38,469)	(5,994)	423,531	65,990
当期利益 /								
当期包括利益合計	-	-	-	-	577,326	89,953	577,326	89,953
配当金（注記10）	-	-	-	-	(500,000)	(77,905)	(500,000)	(77,905)
2024年1月1日現在	140	22	461,860	71,962	38,857	6,054	500,857	78,039
当期利益 /								
当期包括利益合計	-	-	-	-	892,714	139,094	892,714	139,094
配当金（注記10）	-	-	-	-	(850,000)	(132,439)	(850,000)	(132,439)
2024年12月31日現在	140	22	461,860	71,962	81,571	12,710	543,571	84,694

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2024年12月31日終了年度

	2024年		2023年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動で使用された キャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	892,714	139,094	577,326	89,953
売掛金及びその他の債権の変動	(309,457)	(48,216)	(230,078)	(35,848)
買掛金及びその他の債務の変動	(28,767)	(4,482)	82,933	12,922
その他の金融負債の変動	330,514	51,497	132,066	20,577
営業活動から生じた ネット・キャッシュ	885,004	137,892	562,247	87,604
金融活動で使用された キャッシュ・フロー				
一般株主への配当金支払い	(850,000)	(132,439)	(500,000)	(77,905)
金融活動で使用された ネット・キャッシュ	(850,000)	(132,439)	(500,000)	(77,905)
現金及び現金同等物の純増減	35,004	5,454	62,247	9,699
現金及び現金同等物の期首残高	90,770	14,143	28,523	4,444
現金及び現金同等物の期末残高(注記16)	125,774	19,597	90,770	14,143

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド**財務書類に対する注記**

2024年12月31日

1. 一般的な情報

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、バミューダで2008年11月3日に設立されました。当社は1981年バミューダ会社法に基づいて設立されました。当社は、バミューダにおける2003年投資業法第13条に基づき、クラスB登録事業者として認定されています。

当社は、新興のファンド・マネージャーが低コストかつ低リスクの方法で事業を始められるよう、プラットフォームにファンド・マネジメント・サービスを提供しています。

報告日現在、当社は、次のプラットフォーム及びファンドのインベストメント・マネージャーを務めています。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド
- エマージング・マネージャー・プラットフォーム2・リミテッド
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（2）エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（3）エスピーシー
- ローレンス・パーク・クレジット・ストラテジーズ・マスター・ファンド・エルエルシー
（2024年1月31日運用停止）
- フルミニス・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ピーシーイー・インターメディアリー・ファンド・エルエルシー（2024年7月1日運用開始）

当社が完全所有する子会社イーイーエム（ユーエスエー）リミテッドは、次のプラットフォームの管理業務を担っています。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エルエルシー

また、ケイマン諸島法に準拠する免除信託であるジュエル・ボックス・ファンド（Jewel Box Fund）に運用管理サービス（マネージメント・カンパニー・サービス）を提供しています。ジュエル・ボックス・ファンドは2023年12月31日に運用を停止しており、2024年第3四半期に再開しました。

2. 作成の基準

これらの非法定財務書類は、当社の個別の非法定財務書類になります。グループ子会社が、当該期間、業務を行っておらず、結果としてグループの決算結果が当社のもので実質的に違いがなかったため、当社の取締役は、国際財務報告基準第10号 - 連結財務諸表で要求されている2024年12月31日に終了する年度の連結財務書類を作成しないことを選択しました。

その他の全てに関し、個別の非法定財務書類は国際財務報告基準（IFRS）会計基準及び取得原価基準に従って作成されています。採用した重要な会計方針は以下の通りです。

2. 作成の基礎（続き）

見積り及び判断の使用

IFRSに準拠した財務書類を作成するにあたり、経営陣には、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の報告金額に影響を与える判断、見積り及び仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

見積り基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の評価の修正は、当該見積りの修正が行われる期間及び影響を受ける将来の期間について認識します。

取締役会の意見によれば、財務書類の作成過程で行われた会計上の見積り及び判断は、IAS第1号（改訂）の要求に関して重要かつ重大であると説明するほど困難、主観的、または複雑なものではありません。

3. 重要な会計方針情報

子会社への投資

子会社とは、当社が支配する事業体です。当社は、当社が投資先への関与により変動するリターンにさらされている、またはその権利を有している場合で、投資先への権限によりそのリターンに影響を与える能力を有している場合に投資先をコントロールします。

子会社への投資は、直接資本持分にに基づき会計処理され、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表記されます。投資からの配当は純損益として認識されます。

その他の金融商品

金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識されます。金融資産及び金融負債は、純損益を通じた公正価値で分類されない全ての金融資産または金融負債について、公正価値に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識されます。

金融資産及び金融負債は、当社が、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有する場合で、純額基準で決済すること、または資産の実現と負債の決済を同時に行うことのいずれかを意図しているときに、相殺され、純額が財政状態計算書に表記されます。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した時点、または事業体が金融資産を移転し、その移転が認識中止の要件を満たした時点で認識を中止します。

金融負債は消滅した時点で認識を中止します。これは、契約で特定された債務が免責、取消し、または失効した場合に発生します。

資本性金融商品とは、当社の全ての負債を控除した後の当社の資産に対する残存持分を証する契約のことで、資本性金融商品は、受領した手取金を、直接発行費用を控除して計上されます。

3. 重要な会計方針情報（続き）

その他の金融商品（続き）

a) 金融資産

当社は、金融資産を、次の両方に基づき、償却原価で事後測定する方法とFVTPLで測定する方法で分類しています。

- ・ 金融資産を管理する事業体のビジネス・モデル、及び
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性

その結果、認識された金融資産は、その全体を償却原価または公正価値のいずれかで事後測定されます。

償却原価による金融資産

金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネス・モデルにより保有され、その契約条件が特定日に元本及び未払元本額にかかる利息の支払のみのキャッシュ・フローを生じさせる場合、償却原価で測定されます。償却原価で測定される金融資産には、売掛金及びその他の債権（契約済みで期末までに交付されない取引の未収入額を表す）並びに現金及び現金同等物が含まれます。

金融資産を管理するためのビジネス・モデルの評価は、金融資産の分類において基礎的です。当社は、特定の事業目的を達成するために、どのように金融資産グループがまとめて管理されるかを反映するレベルでビジネス・モデルを決定しています。

償却原価による金融資産について、予想される信用損失（以下「ECLs」といいます。）に関する当社の会計方針に従って、ECLsに対する適切な引当金が純損益で認識されています。

b) 金融負債及び持分

（ ） 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、流動負債に分類され、額面価額で表記されます。

（ ） 当社発行の株式

当社によって発行された普通株式は、資本性金融商品として分類されます。

3. 重要な会計方針情報（続き）

減損

当社は、ECLsに対する損失評価引当金を、次の通り認識します 償却原価による金融資産。

IFRS第9号に基づき、損失評価引当金は、次のいずれかの基準で測定されます。

- ・ 12ヵ月ECLs：報告日後12ヵ月間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs
- ・ 残存期間ECLs：予想残存期間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs

当社は、次の12ヵ月ECLsで測定されるものを除き、残存期間ECLsと同額で損失評価引当金を測定します。

- ・ 報告日において信用リスクが低いと判断された金融資産、及び
- ・ 当初認識から信用リスク（金融商品の予想残存期間中に発生する不履行リスク等）が著しく増大していないその他の金融資産

金融商品は、i)金融商品の不履行リスクが低い場合、ii)借主が短期的に契約上のキャッシュ・フロー債務を果たす能力が高い場合、iii)長期的な経済状況・事業環境の悪化が、借主の契約上のキャッシュ・フロー債務を履行する能力を低下させる可能性があるものの、必ずしも低下させるわけではない場合、低い信用リスクを有すると判断されます。当社は、世界的に理解されている定義により、金融資産が「投資適格」の内部または外部の信用格付けを有する場合、低い信用リスクを有すると考えます。適用される限度で、当社は、次の金融資産の分類に低い信用リスクの仮定を適用しています 銀行預金。

当初認識から金融資産の信用リスクが著しく増大したがどうか決定する時及びECLsを見積もる時、当社は、関連性のあって過度な費用や労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を考慮します。この点に関し、当社は、相手方当事者の信用力を適宜分析する内部信用評価システムを導入しています。当該信用評価システムは、当社の過去の経験及び情報に基づく信用評価に基づく定量的及び定性的な情報及び分析の両方を考慮し、また、相手方当事者のマクロ経済的な状況も考慮しています。

当社は、金融資産が支払期日を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定することにより、IFRS第9号の反証可能推定を選択しています。

さらに、低い信用リスクの仮定が適用されていない限り、相手方当事者が信用スコア評価に基づき2段階（またはそれ以上）格下げとなった場合、当社は、金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなします。

3. 重要な会計方針情報（続き）

減損（続き）

さらに当社は、次の場合、金融資産が不履行に陥ったと考えます。

- ・ 借主が、当社に対する信用債務を、当社による担保実行（もし保有している場合）等の措置の遡及なしに全額支払う見込みがない場合、又は
- ・ 金融資産の支払期日を90日超過した場合

ECLsが見積られる時に考慮する最大期間は、当社が信用リスクにさらされる最大の契約期間です。

金融資産は、当該金融資産の将来キャッシュ・フローの見積りに悪影響を及ぼす一つ以上の事象が発生した場合に、信用が毀損します。金融資産の信用が毀損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれます。

著しい財政難、債務不履行や支払期日を超過する等の契約違反、借主の貸主による、借主の財政難に関連した経済的若しくは契約上の理由により、そうでなければ貸主が考えないような借主への譲歩の供与、借主が破産若しくは財政的な更生に入る可能性が高まったこと、又は財政難を原因とした当該金融資産の活発な市場の消滅。

当社は、相手方当事者が深刻な財政難に陥っており、現実的な回復の見込みがないことを示す情報がある場合、例えば、相手方当事者に清算が実施された場合又は破産手続きに入った場合、金融資産を償却します。金融資産において、信用損失とは、契約に従って当社に支払われる全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領すると見込む全てのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものです。ECLsは、関連する債務不履行発生リスクをウェイトとした信用損失の加重平均を示しています。

収益の認識

当社の収益は、主に投資ファンドに対する投資運用サービスで構成されています。契約の大半は固定報酬を定めています。そうでない場合は、運用資産に基づきベースポイントで算出されます。

収益は、付加価値税その他売上税を控除した取引価格で測定されます。

取引価格は、各履行義務の個別販売価格に基づき各履行義務に配分されています。収益は、当社の各履行義務が充足され、次の基準が満たされた時点で認識されます。

- ・ 契約の当事者が契約を承認した場合
- ・ 当社が、移転されるサービスに関して、各当事者の権利を識別できる場合
- ・ 当社が、移転されるサービスの支払い条件を識別できる場合
- ・ 契約に商業的実質がある場合
- ・ 当社が移転されたサービスの対価を回収する可能性が高い場合

3. 重要な会計方針情報（続き）

収益の認識（続き）

当社は、期間の定めのない契約を通じて、資産運用サービスを提供しています。

当該サービスは、サービスが提供されるに伴い、時間をかけて充足される履行義務として認識されます。「必要に応じて」提供される一定の履行義務がありますが、作業の大部分は定期的に行われ、履行義務間で費用の内訳はありません。

収益は、顧客がサービスの提供と同時にサービスを受領し消費するとみなされるため、契約期間にわたって均等に認識されます（月次ベース等）。

収益は、当社が履行義務を充足した時点（月次ベース）で認識されます。

税金

現在のバミューダ法に基づき、当社は、収益、キャピタル・ゲインのいずれについても、バミューダでの納税は義務付けられていません。当社は、バミューダの財務大臣から、少なくとも2035年までは当該税金を免除するとの確約を得ています。その結果、経営陣は、本財務書類において、バミューダ法から発生する法人所得税について引当金を設けていません。

当社は英国の歳入関税庁（HM Revenue & Customs）に対して支払うべき法人所得税を計上しています。法人所得税は、英国に所在する当社従業員が生み出す所得に対する貢献に基づいています。その結果、経営陣は、財務書類において、英国に支払うべき所得税についての引当金を設けています。

為替換算

当社の財務書類は、当社が事業を行っている主要な経済環境の通貨である米ドルを機能通貨として表示させています。機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日に使用される為替レートで換算されます。機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、期末に使用される為替レートで機能通貨に再換算されます。貨幣性項目の決済及び再換算時に発生する為替差額は、純損益及びその他の包括利益の計算書で処理されます。

為替差損益（純額）は、その他の営業費用として分類されます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、要求払預金により構成されています。

配当金

資本性金融商品の保有者に対する配当金は、それが宣言された期間に負債として認識され、資本に直接借方記入されます。

4a. IFRS会計基準の初年度適用

国際会計基準審議会（IASB）により公表された既存基準の以下の改訂が、当年度に発効しています。

IAS第1号の改訂 - 負債の流動・非流動の分類

改訂は、財政状態計算書における負債の表示のみに影響するものであり、資産、負債の収益または費用の認識の額や時期、又はそれらの項目について事業体が開示する情報には影響しません。改訂は、

- ・ 負債の流動又は非流動の分類は、報告期間の終了時に存在する権利に基づくべきであることを明確にし、影響を受ける全ての条項における、決済を少なくとも12か月延期する「権利」を指す文言を調整し、「報告期間の終了時」に存在する権利のみが負債の分類に影響することを明示的にする。
- ・ 分類が、事業体が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての予想に影響されないことを明確にする。
- ・ 決済が、現金、資本性金融商品、その他の資産又はサービスを相手方当事者へ移転することを指すことを明白にする。

これらの改訂は、2024年1月1日以降に開始する会計期間から遡及適用されますが、早期適用も認められています。IASBは、IAS第1号の2022年改訂に合わせて適用開始日を調整しました。事業体が2020年改訂を早期適用する場合には、2022年改訂の早期適用も同時に適用する必要があります。

これらの改訂は、本財務書類に重大な影響を与えておらず、したがって追加の開示は行っていません。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS

当社は、発行済みでまだ効力の発生していない新規及び改訂IFRSをまだ適用していません。これらは2024年1月1日以降に開始する会計期間に適用されます。

年次改善 第11集

国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準の定期的な見直しの一環として、IFRS会計基準及び関連ガイダンスに対する範囲の限定的な改訂案を公表しています。年次改善は、IFRS会計基準における文言の明確化、または会計基準間の要件間に生じた比較的軽微な予期せぬ影響、見落とし、または矛盾の修正に限定されています。これらの年次改善は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生します。

IFRS第9号の改訂 金融商品の分類および測定に関する改訂

金融商品の分類および測定に関する改訂（IFRS第9号及び第7号の改訂）は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生する予定です。本改訂は、金融商品に関する重要な明確化および追加的な開示要件を導入するものです。

電子決済による金融負債の認識の中止：本改訂では、現金による電子決済が予定されている金融負債（またはその一部）について、特定の要件が満たされた場合、決済日前であっても当該負債の認識が中止されたとみなすことが認められます。要件には、企業が当該現金にアクセスしたり、引き出したり、支払指図を停止・取消する実行可能性を有していないこと、また重大な決済リスクが存在しないことが含まれます。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS（続き）

IFRS第9号の改訂 金融商品の分類および測定に関する改訂（続き）

本改訂では、金融資産の契約キャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみで構成されるか否かの判断基準について明確化され、より具体的な例示がIFRS第9号に追加されました。以下の点の評価に関する追加ガイダンスが示されています：

- 契約条件が基本的な貸付契約と整合しているか
- ノンリコース条項を有する資産
- 契約上連動する金融商品

また、本改訂により開示要件が追加されました。企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した株式投資に関して、追加的な開示を行うことが求められます。さらに、本改訂は、基本的な貸付リスク及びコストの変動に直接関連しない偶発事象の発生（または不発生）により、契約キャッシュ・フローの時期または金額が変更される可能性のある契約条項に関する新たな開示要件を導入しています。本改訂は、2026年1月1日以降に開始する事業年度から効力が発生します。

IAS第21号 外国為替レート変動の影響「交換可能性の欠如」の改定

本改訂では、ある通貨が他の通貨と交換可能な時期、ならびに交換不能な場合に企業が適用すべき為替レートを決定しない時期及び方法を明確化しています。また、通貨が交換不能な時の通貨に関する新たな開示要件も導入されています。本改訂は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生します。

取締役会は、本財務書類の承認日現在で発行されているが未だ効力を生じていないIFRS会計基準の初度適用による当社財務書類への影響は、重要性を有するものではないと見込んでいます。

5. 収益

収益は、期中に提供したサービスに対する受取金を表象し、次の通りです。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
マネジメント・プラットフォーム報酬	2,276,672	1,338,646

6. その他の営業利益

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
ファンドの組成報酬	236,101	200,796
ファンドのクロージング報酬	20,000	47,133
	256,101	247,929

7. その他営業費用

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
監査役報酬	15,361	12,000
銀行手数料	8,809	8,826
法人手数料	158,517	143,040
ファンドのクローリング費用	1,643	39,231
ファンドの組成費用	142,391	152,466
第三者に対するアドバイザー報酬	589,797	52,988
グループ間のリチャージ	168,362	94,127
健康保険	26,088	22,818
弁護士費用	16,120	1,937
旅費およびマーケティング費用	2,783	-
賃料含む事務所費	23,740	23,814
専門家報酬	77,810	78,762
純外国為替（利益）/ 損失	(621)	(175)
税金及びその他の経費	7,200	4,800
その他の営業費用	284	(2,441)
	<u>1,238,284</u>	<u>632,193</u>

8. 人件費及び従業員情報

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
人件費：		
賃金・給料・税金	379,461	363,982
裁量賞与	22,314	13,074
	<u>401,775</u>	<u>377,056</u>

執行取締役を含む平均従業員数は4名（2023年 - 4名）

9. 金融資産

2023年12月31日現在及び2024年12月31日現在、当社は、新興のファンド・マネージャーがファンド業界に参入するためのプラットフォームとしての役割を担う6つの事業体に投資を行っています。当社はまた、米国に所在するプラットフォームの投資及び管理運営を主な事業とする子会社にも投資しています。

	投資 米ドル
帳簿価格	
2023年1月1日現在	600
追加	-
2023年12月31日 / 2024年12月31日現在	600

当社が直接保有している関連会社及び子会社は次のとおりです。

	設立地	所有権 (%)
エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド	バミューダ	100
エマージング・マネージャー・プラットフォーム2・リミテッド	バミューダ	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム ・エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2) ・エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(3) ・エスピーシー	ケイマン諸島	100
イー・エー・エム(ユーエスエー)・リミテッド	バミューダ	100

10. 配当金

報告期間中、当社は取締役会の承認に基づき、年間を通じて85万米ドル（2023年：50万米ドル）の配当金を支払いました。

11. 売掛金及びその他の債権

	2024年12月31日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
関連当事者が支払うべき金額	878,216	564,996
株主が支払うべき金額	100,000	100,000
前払金	148,362	136,665
その他の債権	-	15,460
	1,126,578	817,121

関連当事者に対する支払額の条件は注記17に開示されています。

12. 買掛金及びその他の債務

	2024年12月31日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
買掛金及びその他の債務	180,258	209,625

買掛金及びその他の債務に利息はかかりません。

13. その他の金融負債

	2024年12月31日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
関連当事者に支払うべき金額	600	600
関連会社に支払うべき金額	528,523	197,409
	<u>529,123</u>	<u>198,009</u>

関連当事者に支払うべき金額の条件は注記17に開示されています。

14. 株式資本

	普通株式 2024年 米ドル	普通株式 2023年 米ドル
2023年12月31日 / 2024年12月31日発行済	<u>140</u>	<u>140</u>

2024年12月31日及び2023年12月31日において、授權株式資本は額面1米ドルの普通株式140株で構成されています。全株式が発行され、払い込まれました。

15. その他の資本

	2024年12月31日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
その他の資本	<u>461,860</u>	<u>461,860</u>

2017年8月29日に、当社の全株式は、新しい直接親会社であるジー・シー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）によって取得されました。その結果、当時の既存優先株主からの未収金は349,960米ドルとなりました。

その他の資本のうち111,900米ドル（2023年 - 111,900米ドル）に相当する部分は、株主からの資本拠出を表象しています。これには、当社が管理会社サービスを提供するための日本における要件を満たすために2022年に追加拠出された100,000米ドルが含まれます。当該金額は無担保・無利息であり、当社のオプションで返済されます。

16. 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金及び現金同等物は、財政状態計算書において次の金額を構成しています。

	2024年12月31日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
銀行預金及び手元現金	125,774	90,770

銀行預金は、銀行の預金金利に基づく変動金利で利息がつきます。

17. 関連当事者の開示

当社の直接親会社は、ジー・シー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）であり、その最終的な親会社はエイペックス・グループ・リミテッド（Apex Group Ltd.）です。

注記13に開示されている関連当事者に支払うべき金額には、管理下にある基礎的プラットフォームに支払うべき金額と、会社間のリチャージのために関連会社に支払うべき金額が含まれます。

当年度中、当社は、次の通り、関連当事者と取引を行いました。

	2024年1月1日 - 2024年12月31日 米ドル	2023年1月1日 - 2023年12月31日 米ドル
収益：		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	2,276,672	1,338,646
その他の営業利益：		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	256,101	247,929
その他の営業費用及び人件費：		
関連会社との関連当事者の取引	615,374	517,311
管理下のプラットフォームと関連当事者の取引	194,319	173,895

18. 金融資産及び金融負債の公正価値

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、流動資産及び流動負債に分類される金融資産及び金融負債の簿価は、これらの資産及び負債の満期が短期であるため、それぞれ公正価値に近似しています。

19. 金融リスク・マネジメント

リスクにさらされること及びリスクの発生の仕方は、リスクを管理し測定するための当社の目的、方針及びプロセスとともに、以下により詳細に開示されています。

金融リスクを管理するための目的、方針及びプロセス並びに当該リスクを測定するために使用される方法は、継続的な改善及び発展が条件となります。

適用のある場合、当社の金融リスクへのエクスポージャー又はこれらのリスクを管理及び測定する方法における重要な変更は以下に開示されます。

可能である場合、当社は、リスクの集中を低減し、コントロールすることを目指します。金融リスクの集中は、類似した特性の金融商品が経済的又はその他の要因の変化によって同じ方向に影響を受けることにより発生します。類似の特性を共有する金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額は、財務書類の注記においてより詳細に開示されています。

信用リスク

当社に潜在的に信用リスクの集中をさせる金融資産は、主に債権及び銀行預金で構成されます。

債権は、貸倒引当金を控除して表示しています。重要な会計方針で開示されている通り、IFRS第9号の条件により、当社は、ECLモデルを適用しています。債権に関する信用リスクは、与信管理手続により限定されています。事業の性質及び売掛債権残高が発生する結果から、債権に関する信用リスクは継続的に監視されています。

財務書類に計上されている売掛債権の帳簿価額（減損損失控除後）は、当社がまだ回収可能であると考え引当していません、支払期日を超過したと考えられる当社の売掛債権を表象しています。

当社は、財政状態及び過去の経験を考慮して、顧客の信用力を評価します。期中において、売掛債権に対する貸倒引当金は認識されていません（2023年 - 米国ドル0）。

銀行預金は、ノーザン・トラスト・インターナショナル・バンキング・コーポレーションに預け入れられています。この金融機関は、スタンダード・アンド・プアーズによるA+（2023年：A+）の信用格付を有しています。

通貨リスク

外貨取引は、主にユーロ及び英国ポンドで構成されています。外貨取引により発生するリスクは、関連する為替レートの定期監視及び為替レートの重要な変動に対する経営者の対応により管理されています。通貨リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

金利リスク

金利リスクとは、当社が保有する金融資産及び負債から生じる利息に関する金利の変動に関連するリスクです。銀行残高は、現在の市場金利で利息を得ながら保有する短期残高を表象し、取締役会は、当社の金利リスクに対するエクスポージャーが重要でないと考えています。

19. 金融リスク・マネジメント（続き）

流動性リスク

当社は、予測及び実績のキャッシュ・フローを監視することにより、ファンドの資金不足に対するリスクを監視し管理している。流動性リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

キャピタル・リスク管理

資本を管理するときの当社の目的は、継続企業としての前提を保護すること及び負債と資本のバランスを最適化することにより、ステークホルダーへのリターンを最大化することです。

当社の資本構成は、注記16で開示されている現金及び現金同等物並びに財政状態計算書の資本の部に表示されている項目で構成されています。

当社の取締役は、当社の資本構造を管理し、経済状況や関連する法律の変更に照らして、調整を行います。資本構成は、継続的に見直されています。

20. 保証

当社の間接的親会社であるエイペックス・グループが前年度中に締結した信用供与に関連して、当社の全ての資産は、エイペックス・グループの貸主のため、担保に供されています。

21. 報告後の事象

報告期間後に本財務書類に開示または修正を要する重要な事象は発生していません。

[次へ](#)

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of financial position**

31 December 2024

	Notes	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
ASSETS AND LIABILITIES			
Non-current assets			
Investments in subsidiaries	9	600	600
		<u>600</u>	<u>600</u>
Current assets			
Trade and other receivables	11	1,126,578	817,121
Cash and cash equivalents	16	125,774	90,770
		<u>1,252,352</u>	<u>907,891</u>
Total assets		<u>1,252,952</u>	<u>908,491</u>
Current liabilities			
Trade and other payables	12	180,258	209,625
Other financial liabilities	13	529,123	198,009
		<u>709,381</u>	<u>407,634</u>
Total liabilities		<u>709,381</u>	<u>407,634</u>
Net assets		<u>543,571</u>	<u>500,857</u>
EQUITY			
Share capital	14	140	140
Other equity	15	461,860	461,860
Retained earnings/(accumulated losses)		81,571	38,857
		<u>543,571</u>	<u>500,857</u>
Total equity		<u>543,571</u>	<u>500,857</u>

These financial statements were approved by the board of directors, authorised for issue on 27 June 2025 and signed on its behalf by:

Sir William David Wiggin
Director

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.
Statement of profit or loss and other comprehensive income
Year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
Revenue	5	2,276,672	1,338,646
Other operating income	6	256,101	247,929
		<u>2,532,773</u>	<u>1,586,575</u>
Operating expenses			
Staff costs	8	401,775	377,506
Other operating expenses	7	1,238,284	632,193
Total expenses		<u>1,640,059</u>	<u>1,009,249</u>
Profit/total comprehensive income/loss for the year		<u>892,714</u>	<u>577,326</u>

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of changes in equity**

Year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Other equity USD	Retained Earnings/ Accumulated losses USD	Total USD
Balance at 1 January 2023	140	461,860	(38,469)	423,531
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	577,326	577,326
Payment of dividend (note 10)	-	-	(500,000)	(500,000)
Balance at 1 January 2024	140	461,860	38,857	500,857
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	892,714	892,714
Payment of dividend (note 10)	-	-	(850,000)	(850,000)
Balance at 31 December 2024	140	461,860	81,571	543,571

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of cash flows**

Year ended 31 December 2024

	2024 USD	2023 USD
Cash flows used in operating activities		
Total comprehensive income for the year	892,714	577,326
Movement in trade and other receivables	(309,457)	(230,078)
Movement in trade and other payables	(28,767)	82,933
Movement in other financial liabilities	330,514	132,066
<i>Net cash from operating activities</i>	<u>885,004</u>	<u>562,247</u>
Cash flows used in financing activities		
Dividend payments to ordinary shareholders	(850,000)	(500,000)
<i>Net cash used in financing activities</i>	<u>(850,000)</u>	<u>(500,000)</u>
Net movement in cash and cash equivalents	35,004	62,247
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	90,770	28,523
Cash and cash equivalents at the end of the year (note 16)	<u>125,774</u>	<u>90,770</u>

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

1. General information

Emerging Asset Management Ltd. (the 'Company') was incorporated in Bermuda on 3 November 2008. The Company was incorporated under the Bermudian Companies Act 1981. The Company is recognised as a Class B Registered Person pursuant to Section 13 of the Investment Business Act 2003 in Bermuda.

The Company provides fund management services to platforms to allow emerging fund managers to get started in the industry in a low-cost and low-risk way.

As at the reporting date, the Company acted as investment manager for the following platforms and Fund:

- Emerging Manager Platform Limited
- Emerging Manager Platform 2 Limited
- Cayman Emerging Manager Platform SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC
- Lawrence Park Credit Strategies Master Fund LLC (ceased operations 31 January 2024)
- Fulminis Emerging Manager Platform SPC
- BCA Intermediary Fund LLC (commenced operations 1 July 2024)

The Company's wholly owned subsidiary, EAM (USA) Ltd., acts as Administrative Manager for the following platform:

- Emerging Manager Platform LLC

In addition, the Company provides Management Company services to Jewel Box Fund, an exempted trust governed by the laws of the Cayman Islands. Jewel Box Fund suspended operations 31 December 2023 and recommenced operations during the fourth quarter of 2024.

2. Basis of preparation

These non-statutory financial statements represent the separate non-statutory financial statements for the Company. The directors of the Company have elected not to draw up consolidated financial statements for the year ended 31 December 2024 as required by International Financial Reporting Standard 10 - *Consolidated Financial Statements* for its group as the group's subsidiaries did not operate during the year under review and accordingly the group's financial results are not materially different from those of the Company.

In all respects, these separate non-statutory financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards and on a historical cost basis. The material accounting policy information adopted are set out below.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

2. Basis of preparation (continued)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an on-going basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of the directors, the accounting estimates and judgements made in the course of preparing these financial statements are not difficult to reach, subjective or complex to a degree which would warrant their description as significant and critical in terms of the requirements of IAS 1 (revised).

3. Material accounting policy information

Investments in subsidiary

A subsidiary is an entity that is controlled by the Company. The Company controls an investee when the Company is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee.

Investment in subsidiary is accounted for on the basis of the direct equity interest and is stated at cost less any accumulated impairment losses. Dividends from the investment are recognised in profit or loss.

Other financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially recognised at their fair value plus directly attributable transaction costs for all financial assets or financial liabilities not classified at fair value through profit or loss.

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when the Company has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial assets expire or when the entity transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished. This occurs when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of the Company after deducting all of its liabilities. Equity instruments are recorded at the proceeds received, net of direct issue costs.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

3. Material accounting policy information (continued)

Other financial instruments (continued)

a) Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVTPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets; and
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset.

Consequently, all recognised financial assets are subsequently measured in their entirety at either amortised cost or fair value.

Financial assets at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. Financial assets measured at amortised cost include trade and other receivables (representing amounts receivable for transactions contracted for but not yet delivered by the end of the period) and cash and cash equivalents.

An assessment of business models for managing financial assets is fundamental to the classification of a financial asset. The Company determines the business models at a level that reflects how groups of financial assets are managed together to achieve a particular business objective.

For financial assets at amortised cost, appropriate allowances for expected credit losses ('ECLs') are recognised in profit or loss in accordance with the Company's accounting policy on ECLs.

b) Financial liabilities and equity

(i) Trade and other payables

Trade and other payables are classified with current liabilities and are stated at their nominal value.

(ii) Shares issued by the Company

Ordinary shares issued by the Company are classified as equity instruments.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment

The Company recognises a loss allowance for ECLs on the following – financial assets at amortised cost.

Under IFRS 9, loss allowances are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are ECLs that result from possible default events within the 12 months after the reporting date; and
- Lifetime ECLs: these are ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured as 12-month ECLs:

- Financial assets that are determined to have a low credit risk at the reporting date; and
- Other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition.

A financial instrument is determined to have low credit risk if i) the financial instrument has a low risk of default, ii) the borrower has a strong capacity to meet its contractual cash flow obligations in the near term and iii) adverse changes in economic and business conditions in the longer term may, but will not necessarily, reduce the ability of the borrower to fulfil its contractual cash flow obligations. The Company considers a financial asset to have low credit risk when it has an internal or external credit rating of 'investment grade' as per globally understood definitions. To the extent applicable, the Company has applied the low credit risk assumption for the following classes of financial assets – cash at bank.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. In this regard, the Company has an internal credit scoring system in place that analyses the credit quality of the counterparties accordingly. Such credit scoring system takes into consideration both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company's historical experience and informed credit assessment, and also considers the counterparties' macroeconomic context.

The Company has elected the rebuttable presumption from IFRS 9 by assuming that the credit risk on a financial asset has increased significantly if the financial asset is more than 30 days past due.

Moreover, unless the low credit risk assumption is applied, if the counterparty becomes downgraded by two notches (or more) based on the credit score assessment, the Company deems the financial asset's credit risk to have increased significantly.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment (continued)

Moreover, the Company considers a financial asset to be in default when:

- The borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realizing security (if any is held); or
- The financial asset is more than 90 days past due.

The maximum period considered when estimated ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that financial asset have occurred. Evidence that a financial asset is credit-impaired includes observable data about the following events: significant financial difficulty; a breach of contract, such as a default or past due event; the lender(s) of the borrower, for economic or contractual reasons relating to the borrower's financial difficulty, having granted to the borrower a concession(s) that the lender(s) would not otherwise consider; it is becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation; or the disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulties.

The Company writes off a financial asset when there is information indicating that the counterparty is in severe financial difficulty and there is no realistic prospect of recovery, for example when the counterparty has been placed under liquidation or has entered into bankruptcy proceedings. For financial assets, the credit loss is the difference between all contractual cash flows that are due to the Company in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate. ECLs represent the weighted average of credit losses with the respective risks of a default occurring as the weights.

Revenue recognition

The Company's revenue streams comprise primarily of investment management services to investment funds. The majority of contracts stipulate a fixed fee. Revenue is otherwise based on a basis points calculation determined by the assets under management.

Revenue is measured at the transaction price excluding value added tax and other sales taxes.

The transaction price is allocated to each performance obligation based on the individual selling price of each performance obligation. Revenue is recognised when the Company's performance obligations have been satisfied and the following criteria have been met:

- the parties to the contract have approved the contract;
- the Company can identify each party's rights regarding the services to be transferred;
- the Company can identify the payment terms for the services to be transferred;
- the contract has commercial substance; and
- it is probable that the Company will collect the consideration for the services transferred.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

3. Material accounting policy information (continued)

Revenue recognition (continued)

The Company provides asset management services through contracts which have an indefinite duration.

Such services are recognised as a performance obligation satisfied over time as the services are provided. Although there are certain performance obligations provided 'when needed', the majority of the work is performed on a regular basis, and there is no breakdown of costs between performance obligations.

Revenue is recognised evenly over the contract period (i.e. on a monthly basis), as the customer is deemed to simultaneously receive and consume the services as they are provided.

Revenue is recognised when the Company satisfies the performance obligation, which is on a monthly basis.

Taxation

Under current Bermuda laws, the Company is not required to pay any taxes in Bermuda on either income or capital gains. The Company has received an undertaking from the Minister of Finance in Bermuda exempting it from any such taxes at least until the period 2035. As a result, management has made no provision for income taxes arising out of Bermuda laws in these financial statements.

The Company accrues corporate income taxes payable to HM Revenue & Customs in the United Kingdom. The corporate income taxes based on the contribution to income generated by employees of the Company based in the United Kingdom. As a result, management has made a provision for income taxes payable in the United Kingdom in these financial statements.

Currency translation

The financial statements of the Company are presented in its functional currency, the USD, being the currency of the primary economic environment in which the Company operates. Transactions denominated in currencies other than the functional currency are translated at the exchange rates ruling on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency are re-translated to the functional currency at the exchange rate ruling at period-end. Exchange differences arising on the settlement and on the re-translation of monetary items are dealt with in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Net foreign exchange gains and losses are classified with other operating expenses.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of demand deposits.

Dividends

Dividends to holders of equity instruments are recognised as liabilities in the period in which they are declared and are debited directly to equity.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

4a. Initial application of IFRS Accounting Standards

The following amendments to the existing standards issued by the International Accounting Standards Board are effective for the current year:

Amendments to IAS 1 - Classification of Liabilities as Current or Non-Current

The amendments affect only the presentation of liabilities in the statement of financial position — not the amount or timing of recognition of any asset, liability income or expenses, or the information that entities disclose about those items. They:

- clarify that the classification of liabilities as current or non-current should be based on rights that are in existence at the end of the reporting period and align the wording in all affected paragraphs to refer to the "right" to defer settlement by at least twelve months and make explicit that only rights in place "at the end of the reporting period" should affect the classification of a liability;
- clarify that classification is unaffected by expectations about whether an entity will exercise its right to defer settlement of a liability; and
- make clear that settlement refers to the transfer to the counterparty of cash, equity instruments, other assets or services.

The amendments are applied retrospectively for annual periods beginning on or after 1 January 2024, with early application permitted. The IASB has aligned the effective date with the 2022 amendments to IAS 1. If an entity applies the 2020 amendments for an earlier period, it is also required to apply the 2022 amendments early.

These amendments do not have a significant impact on these financial statements and therefore no additional disclosures have been made.

4b. IFRSs in issue but not yet effective

The Company has not yet applied any new and revised IFRSs that have been issued but not yet effective. These are all applicable for financial periods commencing on or after 1 January 2024.

Annual improvements — Volume 11

The IASB has published proposed narrow-scope amendments to IFRS Accounting Standards and accompanying guidance as part of its periodic maintenance of the Accounting Standards. Annual improvements are limited to changes that either clarify the wording in an IFRS Accounting Standard, or correct relatively minor unintended consequences, oversights or conflicts between requirements of the Accounting Standards. These Annual Improvements are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026.

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments

The Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (Amendments to IFRS 9 and IFRS 7) are set to become effective for financial periods beginning on or after 1 January 2026. These amendments introduce key clarifications and additional disclosure requirements related to financial instruments.

Derecognition of a financial liability settled through electronic transfer: the amendments permit an entity to deem a financial liability (or part of it) that will be settled in cash using an electronic payment system to be discharged before the settlement date if specified criteria are met, including that the entity neither has the practical ability to access the cash or to withdraw, stop or cancel the payment instruction, nor has any significant settlement risk.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

4b. IFRSs in issue but not yet effective (continued)

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (continued)

The amendments also clarify the assessment of whether the contractual cash flows of a financial asset represent solely payments of principal and interest, with additional examples now provided in IFRS 9, and additional guidance on assessing:

- whether contractual terms are consistent with a basic lending arrangement;
- assets with non-recourse features; and
- contractually-linked instruments.

Additionally, the amendments introduce new disclosure requirements. Entities will now be required to provide additional disclosures for investments in equity instruments designated at fair value through other comprehensive income. Furthermore, the amendments introduce new disclosures relating to contractual terms that could change the timing or amount of contractual cash flows on the occurrence (or non-occurrence) of a contingent event that does not relate directly to changes in a basic lending risks and costs. These amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026.

Amendments to IAS 21 - The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: Lack of Exchangeability

The amendments specify when a currency is exchangeable into another currency and when it is not and how an entity determines the exchange rate to apply when a currency is not exchangeable. The amendments also introduce new disclosure requirements when a currency is not exchangeable. These amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025.

The directors anticipate that the adoption of IFRS Accounting Standards that were in issue at the date of authorisation of these financial statements, but not yet effective, will have no material impact on the financial statements of the Company in the period of initial application.

5. Revenue

Revenue represents the amount receivable for services rendered during the year, as follows:

	2024 USD	2023 USD
Management platform fees	<u>2,276,672</u>	<u>1,338,646</u>

6. Other operating income

	2024 USD	2023 USD
Funds' set-up fees	236,101	200,796
Funds' closing fees	20,000	47,133
	<u>256,101</u>	<u>247,929</u>

17

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2024

7. Other operating expenses

	2024	2023
	USD	USD
Auditor's remuneration	15,361	12,000
Bank charges	8,809	8,826
Company fees	158,517	143,040
Fund closing expenses	1,643	39,231
Fund set-up expenses	142,391	152,466
Advisory fees to third party	589,797	52,988
Group recharges	168,362	94,127
Health insurance	26,088	22,818
Legal fees	16,120	1,937
Travelling & marketing expenses	2,783	-
Office expenses, including rent	23,740	23,814
Professional fees	77,810	78,762
Net foreign exchange (gains)/losses	(621)	(175)
Tax and other charges	7,200	4,800
Other operating expenses	284	(2,441)
	<u>1,238,284</u>	<u>632,193</u>

8. Staff costs and employee information

	2024	2023
	USD	USD
<i>Staff costs:</i>		
Wages and salaries and taxes	379,461	363,982
Discretionary bonus	22,314	13,074
	<u>401,775</u>	<u>377,056</u>

The average number of employees inclusive of executive directors was 4 (2023 – 4).

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

9. Financial assets

As at 31 December 2024 and 2023, the Company carries investments in six entities whose main principal activity is to serve as a platform that allows emerging fund managers to get started in the industry. The Company also carries an investment in its sole subsidiary, whose principal activity is investment and administrative management of platforms domiciled in the U.S.A.

	Investments USD
Carrying amount At 01.01.2023	600
Additions	-
At 31.12.2023/2024	<u>600</u>

The related entities and subsidiary of the Company held directly were as follows:

	<u>Place of incorporation</u>	<u>% ownership</u>
Emerging Manager Platform Limited	Bermuda	100
Emerging Manager Platform 2 Limited	Bermuda	100
Cayman Emerging Manager Platform SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC	Cayman Islands	100
EAM (USA) Ltd	Bermuda	100

10. Dividends

During the reporting period, the Company paid a dividend of *USD850,000* (2023: *USD500,000*) as approved by the directors throughout the year.

11. Trade and other receivables

	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
Amounts owed by related parties	878,216	564,996
Amounts owed by shareholder	100,000	100,000
Prepayments	148,362	136,665
Other receivables	-	15,460
	<u>1,126,578</u>	<u>817,121</u>

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 17.

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2024

12. Trade and other payables

	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
Trade and other payables	<u>180,258</u>	<u>209,625</u>

No interest is charged on trade and other payables.

13. Other financial liabilities

	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
Amounts due to related parties	600	600
Amounts due to related companies	<u>528,523</u>	<u>197,409</u>
	<u>529,123</u>	<u>198,009</u>

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 17.

14. Share capital

	Ordinary shares 2024 USD	Ordinary shares 2023 USD
On issue 31 December 2023/31 December 2024	<u>140</u>	<u>140</u>

At 31 December 2024 and 31 December 2023, the authorised share capital comprised 140 ordinary shares at a par value of USD1 each. All shares have been issued and called up.

15. Other equity

	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
Other equity	<u>461,860</u>	<u>461,860</u>

On 29 August 2017, all of the shares of the Company were acquired by its new immediate parent, GC Agile Intermediate Holdings Limited, which resulted in the unwinding of the amounts receivable from the existing preference shareholders at the time amounting to *USD349,960*.Other equity amounting to *USD111,900* (2023 – *USD111,900*) represent capital contribution from the shareholders, including an additional contribution of \$100,000 contributed in 2022 to meet requirements in Japan for the Company to provide management company services. Such amounts are unsecured, interest-free and repayable exclusively at the option of the Company.

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2024

16. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents included in the statement of cash flows comprise the following amount in the statement of financial position:

	31 Dec 2024 USD	31 Dec 2023 USD
Cash at bank and on hand	<u>125,774</u>	<u>90,770</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on bank deposit rates.

17. Related party disclosures

The Company's immediate parent is GC Agile Intermediate Holdings Limited and its ultimate parent is Apex Group Ltd.

Amounts owed to related parties as disclosed in note 13, include amounts due to the underlying platforms under management and amounts due to related companies for intercompany recharges.

During the course of the year, the Company entered into transactions with related parties as follows:

	1 Jan 24 to 31 Dec 24 USD	1 Jan 23 to 31 Dec 23 USD
<i>Revenue:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<u>2,276,672</u>	<u>1,338,646</u>
<i>Other operating income:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<u>256,101</u>	<u>247,929</u>
<i>Other operating expenses and staff costs:</i>		
Related party transactions with: Related companies	<u>615,374</u>	<u>517,311</u>
Platforms under management	<u>194,319</u>	<u>173,895</u>

18. Fair values of financial assets and financial liabilities

At 31 December 2024 and 31 December 2023, the carrying amounts of financial assets and financial liabilities classified with current assets and current liabilities respectively approximated their fair values due to the short-term maturities of these assets and liabilities.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

19. Financial risk management

The exposures to risk and the way risks arise, together with the Company's objectives, policies and processes for managing and measuring these risks are disclosed in more detail below.

The objectives, policies and processes for managing financial risks and the methods used to measure such risks are subject to continual improvement and development.

Where applicable, any significant changes in the Company's exposure to financial risks or the manner in which the Company manages and measures these risks are disclosed below.

Where possible, the Company aims to reduce and control risk concentrations. Concentrations of financial risk arise when financial instruments with similar characteristics are influenced in the same way by changes in economic or other factors. The amount of the risk exposure associated with financial instruments sharing similar characteristics is disclosed in more detail in the notes to the financial statements.

Credit risk

Financial assets which potentially subject the Company to concentrations of credit risk consist principally of receivables and cash at bank.

Receivables are presented net of an allowance for doubtful debts. As disclosed in the material accounting policy information, in terms of IFRS 9, the Company applies an ECL model. Credit risk with respect to receivables is limited due to credit control procedures. Due to the nature of the business and resulting trade receivable balances arising, credit risk with respect to receivables is monitored on an ongoing basis.

The carrying amount of trade receivables recorded in the financial statements, which is net of impairment losses, represents the Company's trade receivables that are considered to be past due for which the Company has not provided as the amounts are still considered recoverable.

The Company assesses the credit quality of its customers by taking into account their financial standing and past experience. During the year no allowance for doubtful debts has been recognised against trade receivables (2023 – USDNil).

Cash at bank is placed with Northern Trust International Banking Corporation. This financial institution has a credit rating of A+ (2023: A+) by Standard and Poor's.

Currency risk

Foreign currency transactions comprise mainly of transactions in EUR and GBP. The risk arising from foreign currency transactions is managed by regular monitoring of the relevant exchange rates and management's reaction to material movements thereto. Currency risk is not considered to be significant at the date of the financial position.

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk associated to fluctuations in the rate of interest in relation to interest bearing financial assets and liabilities held by the Company. Bank balances represent short-term balances held earning interest at the current market rates, where the directors believe that the Company's exposure to interest rate risk is not significant.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2024

19. Financial risk management (continued)

Liquidity risk

The Company monitors and manages its risk to a shortage of funds by monitoring forecast and actual cash flows. Liquidity risk is not considered to be significant at the date of financial position.

Capital risk management

The Company's objectives when managing capital are to safeguard its ability to continue as a going concern and to maximise the return to stakeholders through the optimisation of the debt and equity balance.

The capital structure of the Company consists of cash and cash equivalents as disclosed in note 16 and items presented within equity in the statement of financial position.

The Company's directors manage the Company's capital structure and make adjustments to it, in the light of changes in economic conditions or relevant legislation. The capital structure is reviewed on an ongoing basis.

20. Guarantee

In connection with a credit facility entered by the Company's indirect parent within the Apex Group during the previous periods, all of the Company's assets have been pledged in favour of the Apex Group's lenders.

21. Events after the reporting date

There were no significant events after the reporting period that require disclosure or adjustment in these financial statements.

4【利害関係人との取引制限】

受託会社は、トラストから分離および区別されるその他の信託を設立し、またはその受託者となることができます。ただし、受託会社は、トラストの運営およびトラストに関する情報をトラストの機密として取り扱うものとします。受託会社および管理会社の業務はトラストに専属的なものではなく、受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社が設定できる条件に基づいて第三者に同様のまたはその他の業務を自由に提供し、また、自己の利用および利益のため、支払われる報酬その他の金銭を保持することができます。管理会社は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際（ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。）、管理会社または管理会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項の影響を受けたものとはみなされず、また、受託会社に開示する義務を負うものとはみなされません。受託会社は、第三者に同様の業務を提供する際、またはあらゆる地位もしくは方法でその事業を遂行する際（ただし、信託証書に基づく義務の履行過程における場合を除きます。）、受託会社または受託会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項に関する通知により影響を受けるとはみなされず、また、管理会社に対しこれらを開示する義務を負うものともみなされません。

信託証書のいかなる規定も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係会社）が以下の行為を行うことを妨げません。

- (a) 管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者になり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと。
- (b) 信託財産を構成する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託会社が、信託財産から資産を購入し、または管理会社（または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社）に対し、信託財産内の資産を売却する場合、トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引の時点で、利用可能な市場における最高の条件に基づいて、取引を実行した場合よりも良いポジションにいるものとします。
- (c) (上記(b)項に従い、) 受託会社、受益者、もしくはその者の証券が信託財産に含まれている主体との間で、金融、銀行その他の取引をにつき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、管理会社（または管理会社が運用するトラストもしくは管理会社の関係会社）は、受益者および受託会社に対する管理会社の義務と関連する（また、常にその影響を受ける）当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません。または、
- (d) 管理会社が知る限り、管理会社の取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関連企業の取締役もしくはパートナーと利害関係を有する信託財産に関し、受託会社とまたは受託会社を代理して取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質があらかじめ受託会社に開示されている場合に限り、

信託証書のいかなる規定も、受託会社の関係会社、取締役、役員、従業員または代理人（以下「受託会社関連当事者」といいます。）が以下の行為を行うことを妨げません。

- (a) 受託会社が信託証書の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利が附帯する受益証券の所有者になり、また、受益証券を保有、処分その他の取引を行うこと。
- (b) シリーズ・トラストが保有する投資資産と同一または同様の投資資産を、自己の勘定で購入、保有、または取引すること。ただし、受託会社が、シリーズ・トラストから資産を購入し、または受託会社関連当事者に対しシリーズ・トラストが保有する資産を売却する場合、シリーズ・トラストは、自由市場において、また、信頼できる取引相手方との間で行われる同一規模および性質の取引の時点で、利用可能な市場における最高の条件に基づいて、受託会社が取引を実行した場合よりも良いポジションにいるものとします。
- (c) (信託証書に従い、) 受託会社、受益者、もしくはその者の証券をシリーズ・トラストが保有している主体との間で、金融、銀行その他の取引をにつき契約を締結し、または実行すること。または、かかる取引に関与すること。また、受託会社関連当事者は、受益者に対する受託会社の義務と関連する（また、常にその影響を受ける）当事者との関係のみを理由として、かかる契約または取引に関する責任を問われることはありません。または、
- (d) 受託会社関連当事者が知る限り、受託会社関連会社が利害関係を有するシリーズ・トラストに関して、受託会社との間で取引を実行すること。ただし、当該利害関係の性質があらかじめ受託会社に開示されている場合に限り、

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2026年1月末日現在、資本金の額は、3,725万米ドル（約58億円）です。

事業の内容

同社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され存続しています。

同社は、カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの過半数保有子会社です。

同社は、1965年に設立され、ケイマン諸島最大の総合銀行および信託会社の1社であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づき適法に設立され、存続しており、業務遂行のライセンスを取得しています。また、同社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に基づきミューチュアル・ファンド管理者としてのライセンスも取得しています。

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店（「管理事務代行会社」、「保管会社」）

資本金の額

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金は、2026年1月末日現在、109,368,445ユーロ（約201億円）です。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店に資本金はありません。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.82円）によります。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店は2009年10月1日に、ルクセンブルグで設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務および金融サービスの提供ならびにそれらに関連する業務を行っています。

(3) アセットマネジメントOne株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2025年12月末日現在、資本金の額は、20億円です。

事業の内容

同社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(4) アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社(「投資助言会社」)

資本金の額

2025年12月末日現在、資本金の額は、10億円です。

事業の内容

同社は、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者です。

(5) みずほ証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」)

資本金の額

2025年12月末日現在、資本金の額は、1,251億67百万円です。

事業の内容

同社は、日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店(「管理事務代行会社」、「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3) アセットマネジメントOne株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社(「投資助言会社」)

投資助言会社は、投資運用会社から委託を受け、投資助言契約に基づき投資運用会社に対する投資助言業務を行います。

(5) みずほ証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」)

代行協会員の業務、および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人との資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（「銀行・信託会社法」）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて英国の属領（現在は英国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となつて、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2025年12月31日現在、規制を受けているオープンエンド型の投資信託の数は約12,876¹であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. ミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制

1. 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を規定している。ケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（「プライベート・ファンド法」）は2020年に初めて制定され、クローズドエンド型ファンドに対する規則を規定している。（銀行、信託会社保険会社、仮想資産サービス事業者および証券投資事業者をも監督している）ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「C I M A」）が、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法の下での規制の責任を課せられている。プライベート・ファンド法に基づくプライベート・ファンドに関する当該規制および監督の程度は、以下に記載されるミューチュアル・ファンド法に基づくものとほぼ類似している。ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法は、これらの法の各規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しており、各法律の違反については、金融庁（課徴金）規則（改正済）に基づきC I M Aによって行政罰を課される場合がある。

2. ミューチュアル・ファンド法の対象となる投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。この点は、プライベート・ファンド法の対象となる、投資者の選択による償還または買戻しができない受益権を発行するプライベート・ファンドと比較することができる。

3. ミューチュアル・ファンド法の第4(4)(b)条の下で規制を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてC I M Aが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ()受益権がC I M Aがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または()当該区分において規制され、かつ、公募の目的でC I M Aが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。

¹ <https://www.cima.ky/investment-statistics>

4. ミューチュアル・ファンド法の下において規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってC I M Aに対して、C I M Aのレギュラトリー・エンハンスド・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（R E E F S）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年5,030.49米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとC I M Aが判断した場合には、免許が与え

られる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーならびにその他の業務提供者に関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第4.2項参照）

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は5,030.49米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（ミューチュアル・ファンド法第4(3)条および第4(4)(a)条）

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたは受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- () マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される。）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- () 15名以内の投資者（その過半数をもってファンドの管理者を選任し、または解任することができる。）が受益権を保有するもの

上記()の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ5,030.49米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記()の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,750米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

上記()の場合、投資信託は、その販売資料とともにオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、数の上での投資者の過半数をもって投資信託の管理者を選任し、または解任することができる旨を明記した投資信託の設立書類の抜粋の認証謄本を提供し、かつ、5,030.49米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

B. 投資信託の現行要件

1. いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンド以外）も、受益権についてすべての重要事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。当該目論見書には、募集書類の内容に関するCIMAの規則に規定された情報を含めなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 1 A. 2020年7月付のCIMAの規制投資信託に関する「資産価値の計算」規則（「純資産価額計算規則」）に従い、すべての規制投資信託は、規制投資信託の純資産価額を計算するための価格算定ならびに評価の慣行、方針および手続を定めた純資産価額計算方針（「純資産価額計算方針」）を策定し、実施し、かつ維持しなければ

ばならない。純資産価額計算方針は、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立、かつ重大な誤謬がなく、また、検証可能であることを保証するために、純資産価額計算規則の要件を満たさなければならない。純資産価額計算方針は、書面によるものでなければならず、また、ファンドの目論見書に開示されなければならない。

2. すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.4 詐欺的または犯罪的方法により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（「マネー・ロンダリング防止規則」）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
3. すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
4. CIMAは「ミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンスに関する指針文書」を公表し、規制投資信託の運営において、すべての運営者（例えば、トラストとして設立された投資信託の場合は受託者など）が遵守することが期待される、規制投資信託の健全かつ慎重なガバナンスに最低限求められる指針を示している。CIMAの規制対象法人のコーポレート・ガバナンスに関する規則は、CIMAが規制する法人（投資信託を含む。）のコーポレート・ガバナンスに関するさらに具体的な規則を定めている。
5. 投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従い、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

C. 投資信託管理者

1. 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
2. いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権および財務構造ならびにその取締役および役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対して提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所を自ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、次に上記A.4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。このタイプは、ケイマンにファンドマネージャーの会社を創設した設立計画推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する

各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記A.4.3項参照）または第4(4)条（上記A.3項およびA.4.3項参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - 5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.5 ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づくその他の規制、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則、ケイマン諸島のその他の法律、または投資信託管理者免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証もしくは満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は、24,390.24米ドル（当初）/36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）/42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は8,536.59米ドル（当初）/8,536.59米ドル（年間）である。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（「会社法」）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
2. 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国（例えば米国）の税法上非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - 3.5 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持されなければならない。
 - 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿および記録を維持しなければならない。
4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
5. 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
6. 額面株式の発行は認められない。
7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
8. 株式の買戻しも認められる。

9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
11. 免税会社は、今後30年間（および約定の満期に際し追加の約定を取得できる）税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島政府より取得することができる。
12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）（「信託法」）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者と称する。）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
5. 大部分のユニット・トラストは、信託法に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が今後50年間ケイマン諸島における課税に服さないとの約定をケイマン諸島政府より取得することができる。
7. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）（「ELP法」）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、ELP法により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
4. 登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産（無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利および一もしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。）は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。

5. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加する等の例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
6. ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、例えばコモンの下での、あるいはELP法の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
7. 免税リミテッドパートナーシップ(またはゼネラルパートナー)は、以下の規定を順守しなければならない。
 - 7.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 7.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付およびリミテッドパートナーでなくなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 7.3 各リミテッドパートナーの出資額および出資日ならびにリミテッドパートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
 - 7.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対して付与された担保権の詳細を示す担保権記録簿を維持する。
8. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
9. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーは、パートナーシップを解散せずにパートナーシップからいつでも脱退することができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払いを受領し、かつ支払いが行われる時点でリミテッドパートナーシップが支払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から6か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。
10. 免税リミテッドパートナーシップは、今後50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定をケイマン諸島政府より得ることができる。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更、その清算の開始およびその後の解散について免税リミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
12. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法の下における規制投資信託に対するCIMAによる規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
 - 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、ケイマン諸島のグランドコート(「グランドコート」)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。

- 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
- 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行いまたは行おうとしている場合。
- 5.1.4 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法の規定またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反している場合。
- 5.1.5 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 5.1.6 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の設立計画推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが第5.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項により自ら行いまたは行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社がミューチュアル・ファンド法の規定に従い解散されるように申し立てること。

- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- またCIMAは、第5.3.4項または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。
- 5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したとまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したとまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
6. CIMAは、あらゆる合理的な時期に、(a)規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、(b)関係者または(c)問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し()指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または()指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。
7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、(a)規制法に基づき規制される者、(b)関係者、(c)規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d)請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、()請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、()上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または()上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。
8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。
9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
10. 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。
11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。
13. 合理的な理由なく(a)第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b)第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または(c)第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。
14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、また

はこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違反について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。

(b) 法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14(a)条が適用される。

15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違反とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。

16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a)適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授權しかつ、(b)その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。

17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a)CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b)CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。

18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。

19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限のある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許

1. 取締役登録及び免許法(改正済)(「DRLA」)に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法第5(4)条に基づく「登録者」として登録される大半の会社(併せて「対象会社」)の全取締役は、()CIMAに登録するかまたは()かかる取締役が(a)20社以上の対象会社の取締役を務める場合または(b)一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならない。いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。

2. DRLAは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。

3. 登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLAに基づき登録を受ける必要がある。

4. 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLAに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、

(a) 会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または

(b) 「ファンド管理者」(すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)を務める。)であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社(かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合)の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。

(a)または(b)の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLAに基づく登録を行う必要がある。

5. 法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許(専門取締役にに関して上記に概説されている。)を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。

6. 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書

() 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国

() 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)

() 詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容

() 規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容

() 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

(b) 返金不可の申請料および登録料: 853.69米ドル

上記に加え、第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報に記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が()詐欺または不正行

為等の犯罪行為を犯している場合または()規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

7. 免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- () 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- () 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)
- () 個人情報に記載した質問書
- () 3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書(またはこれに相当するもの)
- () 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- () 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料: 3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の()誠実さ、高潔さおよび評判、()適正および能力、()財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

8. 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

a. 以下を含む申請書および補足書類

- () 外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- () 申請者の設立証明書
- () 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- () 申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍
- () 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
- () ()取締役、管理職および役員、()申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報を記載した質問書
- () ()取締役、管理職および役員、()申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は人柄に関するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書(またはこれに相当するもの)
- () 申請者の基本定款および通常定款(またはこれに相当する設立文書)の写しならびに取締役1名による宣誓書
- () すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所
- () 海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書
- () 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書
- () 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料: 9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の()誠実さ、高潔さおよび評判、()適正および能力、()財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

9. 専門取締役および法人取締役は、公認保険会社(すなわち、保険法(改正済)上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社)の最小の付保を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。

3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法の下でC

I M Aの義務を実行できるようにするためにC I M Aが合理的に要求する情報および説明をC I M Aに対して提出するように指示することができる。

4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。
5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
6. C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - 6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
7. C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当するとC I M Aが認めた場合は、第9項に定める行為を行うことができる。
 - 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
 - 7.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法の規定またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反している場合。
 - 7.3 会社法パートX A、有限責任会社法（改正済）パート12または有限責任パートナーシップ法（改正済）パート8に定義されている「法人向け業務提供者」である免許投資信託管理者が当該パートに違反している場合。
 - 7.4 免許投資信託管理者が、自らが管理している投資信託の投資者または自らの債権者もしくはかかる投資信託の債権者を害するような方法で事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその投資信託管理事業を解散する場合。
 - 7.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 7.6 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 7.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - 7.8 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - 8.1.1 C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に關し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
 - 8.1.2 C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
 - 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと。
 - 8.1.5 C I M Aによる指示に従い、名称を変更すること。
 - 8.1.6 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること。
 - 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - 8.1.8 C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること。
 - 8.2 C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - 8.3 C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
 - 8.4 C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下のとおりとする。
 - 9.1 その投資信託管理者免許に關し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
 - 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - 9.4 投資信託管理に關し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
 - 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。

10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
 - 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
 - 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
 - 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為を執ることができる。
17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
 - 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
20. 投資信託管理者が信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法の下での一般的法の執行

1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその他の人々が支援を受けるため合理的に必要なその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
 - () 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - () それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
 - () 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - () ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

- () ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋を作成するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

1. CIMAに関する事柄。
2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
3. 規制法に基づき免許を保有する者(住宅金融組合または信用組合を含む。)に関する事柄。
4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

1. 例えば秘密情報公開法(改正済)に基づき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託(場合による。)の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
7. () 刑事手続の提起のためにもしくは刑事手続の目的上ケイマン諸島の法務長官もしくは法執行機関に対して適法に行われる場合、() いずれかの者に対してマネー・ロンダリング防止規則に基づき適法に行われる場合、または() 第9項に基づき海外規制当局に対して適式に行われる場合。
8. () 免許所有者の解散もしくは清算または() 免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

1. 過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3. 契約法（改正済）

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされた。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5. 契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図の下に、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正に自ら金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図の下に不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故意によるものを問わない。）をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

H. 課徴金を科すCIMAの権限

1. CIMAの職権

CIMAは、マネー・ロンダリング防止規則、金融庁法またはいずれかの「規制法」の違反について課徴金を科す権限を有する。

金融庁（課徴金）規則（改正済）（「課徴金規則」）は、違反を軽微、重大または極めて重大に分類すると規定している。

課徴金は、以下の要領で徴収される。

- (a) 軽微と規定される違反について、課徴金は5,000ケイマン諸島ドル。CIMAは、総額20,000ケイマン諸島ドルを上限として、一または複数回の課徴金をCIMAが決定する間隔で継続して課す権限を有する。
- (b) 重大と規定される違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - 個人の場合、50,000ケイマン諸島ドル
 - 法人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
- (c) 極めて重大とされる違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - 個人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
 - 法人の場合、1,000,000ケイマン諸島ドル

2. 罰則の例

課徴金規則に基づき定められた規定の例としては、以下がある。

- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく関連するライセンスまたは登録なしで事業を継続するまたは継続を試みること：極めて重大な違反
- (b) ミューチュアル・ファンド法に基づく決算書の監査を怠ること：重大な違反
- (c) ミューチュアル・ファンド法に基づくCIMAに対する監査済決算書の送付を怠ること：重大な違反
- (d) ミューチュアル・ファンド法に基づく年間手数料の支払いを期日までに行わないこと：軽微
- (e) マネー・ロンダリング防止規則に基づく顧客の本人確認および検証を怠ること：極めて重大
- (f) マネー・ロンダリング防止規則で義務付けられたマネー・ロンダリング防止規則コンプライアンス責任者の任命を怠ること：重大

これはケイマン諸島における規制上の義務違反の一例にすぎず、CIMAが課徴金を課す権限を有するか否かの判断においては、課徴金規則との関連において検証されるべきである。

5. マネー・ロンダリング防止、テロリストへの資金供与対策および拡散金融対策（「AML」）

- 1. ミューチュアル・ファンド法に基づき免許を付与されているか、または規制を受けている事業体は、犯罪収益法（改正済）（「POCA」）に定義されている「関連金融事業」を行っているものとみなされる。「関連金融事業」を行っている者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止に関する法律ならびに関連する規制、規則および指針（「AML法」）を遵守することを義務付けられる。

- 2. ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊のメンバー国および金融活動作業部会（「FATF」）の準メンバーである。AML法の主要な源泉は三つある。

- POCAは、マネー・ロンダリング活動を防止することを目的としたケイマン諸島の一次法である。
- マネー・ロンダリング防止規則（「AML規則」）は、POCAに基づき公布されており、「関連金融事業」に従事している者に適用される。
- CIMAは、ケイマン諸島におけるマネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融の防止および摘発に関するガイダンス・ノート（「本ガイダンス・ノート」）を公表している。
- また、以下の法律も関連する。
 - (a) 枢密院令によりケイマン諸島に移入された制裁命令（「本制裁命令」）
 - (b) 腐敗行為防止法
 - (c) テロ行為法（改正済）（「TA」）
 - (d) 拡散金融（禁止）（改正）法（「PFPA」）
 - (e) 金融庁法

- 3. AML規則により、関連金融事業を行っている者は、リスク・ベース・アプローチ（「RBA」）をとることを義務付けられる。かかる者は、その特定の組織、体制および事業活動について適切なRBAを構築する必要がある。RBAの一環として、ある者は、以下を行うことを義務付けられる。

- () 事業の性質と規模に応じて、関連するマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクを特定、評価、理解すること。
 - () 以下に関してマネー・ロンダリング/テロリストへの資金供与のリスクを評価すること。
 - (a) 顧客および実質的所有者
 - (b) 顧客および実質的所有者が居住し、または事業を展開している国または地理的領域
 - (c) 提供される商品、業務および取引
 - (d) デリバリー・チャンネル（ある者が、例えば直接的にまたはその他の手段（電子メール、インターネット、仲介機関等）により、顧客との取引関係を継続する手段
 - (e) 新たな商品、デリバリー・メカニズム、技術
- 4．金融関連業務を行う者は、以下の事項を実施しなければならない。
- () リスク評価を文書化する。
 - () 全体的なリスクのレベルと、適用される緩和の適切なレベルと種類を決定する前に、すべての関連するリスク要因を考慮する。
 - () リスク評価を最新に保つ。
 - () リスク情報の評価を所管官庁および自主規制機関に提供するための適切なメカニズムを維持する。
 - () 上級管理職によって承認された方針、統制、手続を実施し、国またはそれらに関連する金融事業者によって特定されたリスクを管理し軽減できるようにする。
 - () 新商品の開発や新規事業慣行に関連して生じるマネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスクを特定し、評価する。これには、新しい提供メカニズムや、新商品と既存商品の両方のための新技術や開発技術の使用が含まれる。
 - () ()に規定する統制の実施を監視し、必要に応じて統制を強化する。
 - () より高いリスクが特定された場合、リスクを管理し、軽減するために、顧客のデュー・デリジェンスを強化する。
- 5．AML規則により、関連金融事業を行っている者は、AML制度を遵守してAMLに関する方針および手続を維持することを義務付けられる。かかる方針および手続は、以下のAML規則の要件を網羅する必要がある。
- () デュー・デリジェンスによる顧客の本人確認および検証の手続
 - () RBAの導入
 - () 高い基準を確保するための従業員のスクリーニング
 - () AML規則を遵守した適切な記録の保存（かかる記録は、請求に応じて遅滞なく管轄当局に提供しなければならない。）
 - () 人、国および活動に関するリスクを特定するための適切なシステムおよび研修の実施（これには、すべての適用ある制裁リストとの照合が含まれるものとする。）
 - () 検証前に顧客が取引関係を利用する可能性がある状況に関するリスク管理手続の導入
 - () いずれかの管轄当局が公表した、FATFの推奨事項を遵守していないか、または十分に遵守していない国のリストの遵守
 - () AML規則に従った内部報告手続
 - () マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を防止し、阻止し、報告する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリング手続ならびにケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁の対象となる資産を特定することを可能にするかかる手続
 - () ケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁に関する義務の遵守を確保するための手続
 - () マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を未然に防ぎ、防止する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリングに適したその他の内部統制手続（適切かつ効果的であってリスク・ベースの独立した監査機能および通信を含む。）
- 6．関連金融事業を行っている者は、AML規則の遵守を確保する目的のため、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者（AMLCO）、マネー・ロンダリング報告責任者（MLRO）およびマネー・ロンダリング報告副責任者（DMLRO）を選任することを義務付けられる。
- 7．本ガイダンス・ノートの規定により、関連金融事業を行っている者は、対象を絞った様々な国際的金融制裁/命令に基づく義務、ならびにテロリストへの資金供与および拡散金融（場合に応じて）に関して発出された指定および指示に留意し、かかる制裁/命令を遵守する必要がある。
- 8．英国は、独自の制裁レジームを有し、国際連合による制裁を実施する。かかる制裁は、海外枢密院令により自動的にケイマン諸島に移入される。一般に、英国（財務省）において施行されている制裁リストは、ケイマン諸島にまで及ぶ。かかる制裁は、ケイマン諸島のすべての個人および事業体に適用される。英国（財務省）において発行されるリストは、米国（OFAC）等のその他の国が発行するリストとは異なる可能性がある。ケイマン

諸島は、独自の制裁を科すことがある。ケイマン諸島において適用される制裁を少なくともすべて盛り込んでいないリストは関連金融会社のAMLの枠組みに不備を生じさせる可能性があるため、関連金融会社は、制裁リストを慎重に選択することが重要である。

9. 関連金融事業を行っている者は、本制裁命令に違反している関係を発見した場合、関連する法律/命令に基づき義務付けられるとおり、疑わしい活動に関する報告書の提出、資金の凍結および長官への通知等の行為を行うことを義務付けられる。制裁とは、国際的な平和および安全を維持し、または回復させることを目的として実施される禁止および制限である。制裁は、一般に、特定の個人もしくは事業体または特定のセクター、業種もしくは権益を対象とする。制裁は、特定の国もしくは領域の一定の人々および対象または何らかの組織もしくはかかる組織内の要素に向けられることがある。また、テロ行為に関与している者および組織を対象とする制裁もある。ケイマン諸島による制裁には、T AおよびP F P Aに基づき発出された対象を絞った国際的な金融制裁および指示が含まれる。
10. 制裁の区分は三つある。すなわち、
- () テロ行為/テロリストへの資金供与
 - () 拡散金融
 - () 国に対する一般的な制裁(国内紛争)
11. 金融制裁は様々な形態で適用され、その形態は状況の事実関係に左右される。近年用いられている最も一般的な種類の金融制裁は、以下のものである。
- () 対象を絞った資産凍結 通常、指定された個人、事業体および機関に適用され、当該個人、事業体および機関が資金および経済的資源にアクセスすることならびにこれらを利用する能力を制限する。
 - () セクター全体の様々な金融市場および金融業務に対する制限 かかる制限は、指定された個人、事業体および機関、特定のグループまたはセクター全体に適用される可能性がある。これまでのところ、かかる制限は、投資禁止措置、資本市場へのアクセスに対する制限、銀行取引関係および銀行業務活動を停止する旨の指示、一定の支払いを行う前または受領する前に通知を行うか、または承認を求める旨の要件、ならびに金融業務、保険業務、仲介業務、顧問業務またはその他の金融面での支援の提供に対する制限の形態をとっている。
 - () すべての取引を停止する旨の指示 特定の者、グループ、セクター、領域または国との間の特定の種類のすべての取引を停止する旨の指示である。
12. 金融制裁が資産凍結の形態をとる場合、関連金融会社は、一般に、以下を行うことを禁止される。
- () 被指定者に帰属するか、または被指定者が所有し、保有し、もしくは管理する資金または経済的資源を取り扱うこと。
 - () 被指定者がまたは被指定者の利益のために直接的または間接的に資金または経済的資源を利用できるようにすること。
 - () 金融制裁による禁止事項を直接的または間接的に潜脱する行為を行うこと。
13. 関連金融事業を行っている者は、そのAMLの枠組みの不可欠な一部として制裁コンプライアンス・プログラムを織り込む必要がある。ケイマン諸島において適用される正式な制裁命令は、ケイマン諸島政府により官報において公表される。
14. 関連金融事業を行っている者は、申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者が制裁対象者または制裁対象者/国に関連する者に関わる取引を行っているか、または行う可能性があるかを判断するため、関連する制裁リストに照らして当該申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者のスクリーニングを行うことを義務付けられる。
15. 完全に一致するか、または疑義がある場合、関連金融会社は、制裁に関する義務(報告要件を含む。)の遵守を確保するために以下の手続を執ることを確保するものとする。
16. 制裁命令または指示の後に行われた決定は、文書化し、記録するものとする。かかる文書には、制裁に関する義務を遵守するために行われたすべての行為およびかかる行為それぞれの根拠を盛り込む必要がある。
17. AML法に基づく違反を犯した者は、多額の罰金および懲役に処せられることがある。AML規則の違反につき責任を負う者は、609,756.10米ドルの罰金または罰金および2年の懲役に科される場合がある。

6. 情報の自動的交換

1. 国内税制の完全性に関するG20の懸念に対処するため、経済協力開発機構(「OECD」)は、共通報告基準(「CRS」)を策定するよう委任を受けた。かかる策定に際して、OECDは、管轄当局間モデル協定および共通報告基準に関するコメントリー(「本コメントリー」)も作成した。CRSは、税務上の金融口座情報の自動的交換に関する国際基準となることが意図されている。CRSは、米国外国口座税務コンプライアンス法

(「FATCA」。CRSと総称して「AEOI」)の実施のために多くの法域が導入しているアプローチに基づき構築されている。

2. AEOIに基づき、諸法域は、保管機関、金融機関、投資事業体および特定の保険業務提供者(総称して「本金融機関」)から特定の金融情報を収集し、年に一度、自動的にパートナー法域との間で当該情報を交換する。投資信託は、通常、AEOI制度に基づき本金融機関に区分される。
3. ケイマン諸島の管轄当局は、税務情報庁(「TIA」)である。TIAの受託職務は、税務上の情報交換に係るすべての仕組みの運営を所管する政府部局である国際税務協力局(「DITC」)の局長およびスタッフが行う。
4. ケイマン諸島においてAEOIを実施する一次法は、税務情報庁法(改正済)(「TIA法」)である。これは、すべての形態の税務上の情報交換に係る法的枠組みを規定するものである。CRSの詳細な規定は、TIA法に基づく二次法、具体的には税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規則(改正済)(「CRS規則」)により実施される。FATCAは、具体的にはケイマン諸島と米国の間の政府間協定および税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(アメリカ合衆国)規則(改正済)(「FATCA規則」。CRS規則と総称して「AEOI規則」)により実施されている。AEOI規則は、関連するコンプライアンス体制および規制上の制度、さらに行行政処分を用いたTIAの執行権限について定めている。TIAは、FATCAおよびCRSに関するガイダンス・ノートを公表している。
5. AEOI制度に基づき、ケイマンの本金融機関は、以下を行わなければならない。
 - () 米国内国歳入庁に登録し、GINを取得すること。
 - () 書面によるCRSに関する方針および手続を確立し、維持し、実施し、遵守すること。
 - () TIAに対し一定の情報を通知すること。
 - () 口座名義人に対しデュー・ディリジェンス手続を適用すること。
 - () TIAに対し年次報告を行うこと。
 - () 関連する情報を保持すること。
6. デュー・ディリジェンス手続により、本金融機関は、本金融口座を特定し、かかる本金融口座のうちいずれがAEOI制度に基づく報告対象口座であるかを、本口座名義人によってまたは本口座名義人が受動的NFEである場合には本口座名義人の支配者(当該用語はAEOI制度において定義されている。)によって判断することを義務付けられる。かかる報告対象口座については、TIAに提出される年次報告書上で報告しなければならない。本金融機関は、提出した報告書に関する情報を6年間保持しなければならない。

7. データ保護法

1. ケイマン諸島に所在する事業体は、ケイマン諸島データ保護法(改正済)(「DPA」)の対象となる。かかる事業体は、DPAに従う場合にのみ個人データを使用することが認められている。DPAは、個人データの使用に関する世界的に認められている原則をケイマン諸島に導入するものである。DPAは、ケイマン諸島と世界中のその他の主要法域、特に欧州連合の足並みを揃えさせるものである(DPAは、EU一般データ保護規則をモデルとしている。)。オンブズマン事務局は、ケイマン諸島のデータ保護に関する監督当局である。かかる役割の一環として、オンブズマンは、苦情について聴取、調査および裁定を行い、データ管理者によるコンプライアンスについてモニタリング、調査および報告を行う。
2. ケイマン諸島の投資信託は、マネー・ロンダリング防止義務ならびに上記に定められるその他の法律上および規制上の義務を遵守することを義務付けられる。ケイマン諸島の投資信託がかかる義務を遵守するためには、個人のデータ主体(DPAに定義されている。)に関する個人データは、ケイマン諸島の投資信託またはその代理人が取り扱わなければならない。
3. 投資信託は、かかるデータに関して「データ管理者」(DPAに定義されている。)とみなされる。オンブズマンは、データ管理者に適用されるガイダンス・ノートを発行している。
4. DPAに基づき、個人のデータ主体は、ファンドならびにその関連会社および受任者による個人データの取扱いに関する権利を有し、データ管理者としてのファンドは、かかる取扱いに関する義務を負う。ファンドは、DPAに従って個人データを取り扱わなければならない。ファンドが個人データを受領する個人に対し、DPAに基づくかかる個人の権利およびファンドの義務についてかかる個人に通知するデータ・プライバシー通知を行わなければならない。特に、データ主体は、DPAに基づく以下の権利を有する。
 - () 個人データの処理目的を知る。
 - () 個人データにアクセスする。
 - () ダイレクトマーケティングを中止する。
 - () 個人データの取扱いを制限する。
 - () 不完全または不正確な個人データを訂正させる。

- () ファンドに個人データの処理停止を求める。
- () 個人データの侵害について知らされる（ただし、その侵害が不利益をもたらす可能性が低い場合を除く）。
- () ケイマン諸島データ保護オンブズマンに苦情を申し立てる。
- () 特定の限られた状況下でファンドが個人データを削除することを要求する。
- 5．データ管理者は、当該データ管理者が取り扱う個人データに関係するデータ保護の原則を遵守しなければならず、当該データ管理者の代理人が取り扱う個人データに関してかかるデータ保護の原則が遵守されることを確保しなければならない。データ保護の原則は、以下のとおりである。
- () 個人データは、適正に取り扱うものとする。
- () 個人データは、一または複数の特定の合法的な目的のためにのみ入手するものとし、かかる一または複数の目的に抵触する態様でさらなる取扱いを行わないものとする。
- () 個人データは、当該個人データの一または複数の収集目的または取扱い目的に関して適切であり、関連性があり、かつ、過大でないものとする。
- () 個人データは、正確であるものとし、必要な場合、最新の内容に維持するものとする。
- () 何らかの目的のために取り扱われる個人データは、当該目的に必要とされる以上に長い期間にわたって保管しないものとする。
- () 個人データは、D P A に基づくデータ主体の権利に従って取り扱うものとする。
- () 個人データの不正または違法な取扱いおよび偶発的な個人データの紛失、個人データの破壊または個人データへの損害に対して適切な技術的および組織的な措置を講じなければならない。
- () 個人データのある国または領域に移転してはならない。ただし、当該国または領域が、個人データの取扱いに関するデータ主体の権利および自由について適切な水準の保護を確保している場合はこの限りではない。
- () 第5項()に関して、データ管理者またはその代理人は、個人データを他の者に移転してはならない。ただし、D P A の要件に適合する書面による契約に従って当該データを移転する場合はこの限りではない。また、個人データを他の国または領域に移転してはならない。ただし、「適切な水準の保護」を確保することができる場合はこの限りではない。
- 6．データ管理者によるD P A の違反は、強制執行措置（多額の罰金（D P A に基づき行われた違反によって異なる。）を含む。）につながる可能性がある。

8．実質的所有権

ケイマン諸島のパートナーシップおよび会社は、いずれもケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（「B O T A」）の対象となる。B O T A に基づき、対象事業体は実質的所有者登録簿を維持することが義務付けられており、当該義務には、登録可能な実質的所有者（「R B O」）を特定すること、および会社登記官またはパートナーシップ登記官（場合に応じて）への提出を目的として、かかるR B O の特定の詳細情報を法人サービス提供者に提供することが含まれる。

信託および登録された外国企業またはその他のケイマン諸島外の事業体は、B O T A の適用対象外である。

ミューチュアル・ファンド法（改正済）またはプライベート・ファンド法（改正済）の下において規制を受ける会社またはパートナーシップは、B O T A を遵守するための代替手段として、B O T A の目的のために連絡担当者を任命し、会社登記官またはパートナーシップ登記官（場合に応じて）への提出を目的として、かかる連絡担当者の詳細情報を法人サービス提供者に提供することができる。

連絡担当者は、情報提供の要請を受け、会社またはパートナーシップのR B O に関する情報をケイマン諸島の管轄当局に提供することを随時要求される場合がある。かかる情報は、() 会社もしくはパートナーシップの株式もしくは議決権の25%以上を、直接的もしくは間接的かを問わず（共同支配の取決めによるものを含む。）、最終的に所有もしくは支配している者、() その他の方法で会社もしくはパートナーシップの経営に対して最終的な実質的支配権を行使する者、または() その他の手段により会社もしくはパートナーシップに対して支配権を行使していると特定される者の詳細情報に限定される。

9．解散

会社の解散は、会社法（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立てに従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M A も、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申し立てる権限を有する（参照：上記第4．

A.5.11.2項および第4.B.16項)。剰余資産は、もしあれば、会社の基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照：第4.A.5.11.3項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの清算および解散は、ELP法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを清算および解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立てをする権限を有している(参照：第4.A.5.11.4項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは清算後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

10. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法81条に基づく保証をケイマン諸島政府に申請することができ、またその受領を期待することができる。かかる保証では、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法の下では、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラルパートナーは、長官の決定する期間(ただしかかる保証の日から50年を超えない)、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法(改正済)6条に基づく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

(注) 投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル=0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、代行協会、日本における販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがあります。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合があります。

(2) 目論見書には次の趣旨の事項が記載されることがあります。

- ・「ファンドは特化型運用を行います。」
- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」
- ・「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」
- ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」
- ・「EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」
- ・「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。」
- ・「ファンドは、実質的に海外のインフラ関連資産等を投資対象としますので、組入インフラ関連資産の価格下落や、組入証券の発行者等の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（米ドル建て）が下落することで、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格が米ドル建てで表示されますので、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。」

ファンドのご換金については、四半期に一度、3月、6月、9月および12月の評価日（最終暦日）の1口当たり純資産価格に基づき行われます。2月、5月、8月および11月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）からその月の20日（ファンド営業日でない場合は前ファンド営業日）までに換金のお申込みをしていただく必要があります。換金代金のお受け取りは当該評価日から一定期間を要します。

また、ファンドの投資先ファンドにおいて解約（買戻し）制限が設けられており、この解約（買戻し）制限が実施された場合、ファンドの換金のお申込みが取り消されることがあります。」

- ・「ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により1口当たり純資産価格が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。」
- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」
- ・「投資先ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。投資先ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされております。ファンドは、外部監査を受検した投資先ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなり、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。」
- ・「ファンドは、投資先ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、各

暦四半期の最終暦日における投資先ファンド投資証券の買戻しを投資先ファンドの発行済投資証券の合計額の5%を上限とする解約制限があり、また投資先ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。また、投資先マスター・ファンドとB I I投資先ファンドにおいても同様の解約制限が設けられています。なお、投資先ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金（買戻し）の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。」

- ・「ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資先ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるインフラ関連資産が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資先ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は投資先ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」
- ・ 有価証券届出書の提出をした日、届出が効力を生じている場合には、その旨および効力発生日、届出の効力が発生していない場合には、効力発生の有無の照会先および本書に記載された内容につき訂正が行われる場合がある旨
- ・ 交付目論見書の使用開始月または日

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 受益証券の券面は発行されません。

[次へ](#)

別紙

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

- 「決算日」 毎年12月31日または管理会社が受託会社の同意を得て決定する毎年のその他の日もしくは最終決算日の場合には信託証書の規定に従いファンドが終了する日をいいます。
- 「管理事務代行会社」 ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店またはファンドに関して受託会社および管理会社により管理事務代行会社として随時任命される個人、会社もしくは企業をいいます。
- 「管理事務代行契約」 受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された契約をいい、かかる契約に従い、管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行会社として任命され、ファンドに対し管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を提供しています。
- 「AEOI」「自動情報交換」 以下をいいます。
- (i) 米国の1986年内国歳入法の第1471条ないし1474条ならびにその関係法令、規則またはガイダンス（以下「FATCA」といいます。）、ならびに類似の金融口座情報の報告および/または源泉徴収税制度を実施しようとしているその他の国で制定され類似の法令、規則またはガイダンス
 - (ii) 税務における金融口座情報の自動交換に関する経済協力開発機構（「OECD」として知られます。）の基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といいます。）およびその関係ガイダンス
 - (iii) 上記（ ）および（ ）に記載する法令、規則もしくはガイダンスの遵守、円滑化、補足もしくは施行のために締結されるケイマン諸島（またはケイマン諸島の政府機関）とその他の国（当該国の政府機関を含みます）との間の政府間協定、条約、規則、ガイダンス、基準もしくはその他の合意
 - (iv) 前項に記載される事項を施行するためにケイマン諸島で制定または発行される法令、規則、基準もしくはガイダンス
- 「代行協会員」 みずほ証券株式会社または受益証券に関して管理会社により随時任命されるその他の代行協会員をいいます。
- 「代行協会員契約」 管理会社および代行協会員との間で締結された契約をいい、かかる契約に従い、代行協会員は、ファンドの代行協会員として行為するよう選任されています。
- 「申込用紙」 管理会社またはその代理人により随時決定される受益証券に関する申込用紙またはその他の様式をいいます。

「基準通貨」	ファンドの基準通貨である米ドルをいいます。
「ファンド営業日」	トロント、ニューヨーク、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日（各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。）、および/または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する（合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する）その他の日をいいます。
「ブルックフィールド」	ブルックフィールド・アセット・マネジメント・インク、ブルックフィールド・コーポレーションおよびそれらの関連会社（投資先ファンド運用会社を含みます。）（いずれか該当するもの）をいいます。
「ブルックフィールド・アカウント」	文脈に応じて、個別にまたは集合的に、以下のいずれかをいいます。ブルックフィールドまたはその関連会社がスポンサーを務める、助言する、および/または運用を行う、現在存在するかまたは今後設立される、投資ファンド、不動産投資信託、ピークル、アカウント、商品および/またはその他の類似の取決め（いずれの場合も、関連する後継ファンド、代替ピークル、追加資金調達ピークル、サージ・ファンド、オーバーフロー・ファンド、共同投資ピークルおよびブルックフィールドまたはその関連会社によるサイド・バイ・サイド投資もしくは追加ジェネラル・パートナー投資に関連して設立されるその他の事業体を含みます。）
「保管会社」	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店またはファンドに関して受託会社により保管会社として随時任命される個人、会社もしくは企業をいいます。
「保管契約」	受託会社および保管会社との間で締結された保管契約をいい、かかる契約に従い、保管会社は、ファンドの保管会社として行為するよう任命されています。
「CSSF」	ルクセンブルグの金融セクターの監督当局である金融監督委員会またはその後継の当局をいいます。
「販売会社」「日本における販売会社」	みずほ証券株式会社および/または受益証券に関して管理会社が随時任命するその他の販売会社をいいます。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社および販売会社との間で締結された契約（当事者間の書面合意により随時改訂されます。）をいい、かかる契約に従い、販売会社は、ファンドに対し販売会社として行為するよう任命されています。
「分配落ち日」	受益証券1口当たり純資産価格から分配金が控除される、2026年10月31日以降の各月の最終暦日または投資運用会社と協議の上、随時管理会社が決定するその他の日をいいます。
「分配基準日」	分配落ち日が属する月の前月の最終暦日をいいます。

- 「分配期間」 最初の分配期間についてはファンドの設定日から、それ以降については前回の分配落ち日の翌日から始まり、分配落ち日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
- 「適格投資家」 以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体またはファンドに関し管理会社が随時に決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは法主体をいいます。
（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。
- 「金融商品取引法」 日本の金融商品取引法をいいます（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）。
- 「英文目論見書」 トラストに関する英文目論見書をいい、適宜変更および/または補足されず。
- 「英文目論見書補遺」 ファンドに関する英文目論見書の補遺をいい、適宜変更および/または補足されます。
- 「機関投資家」 以下のいずれかに該当する者をいいます。
（ ）自己のために申込みを行う、銀行およびその他の金融セクター専門業者、保険および再保険会社、社会保障機関および年金基金、事業、商業および金融グループ企業等の狭義の機関投資家ならびにそれらの自己資産の管理のために当該機関投資家が設立した組織、（ ）機関投資家のために自己の名義で投資する信用機関およびその他の金融セクター専門業者、（ ）自己の名義で投資しますが、一任運用の委託を受けて顧客のために投資する信用機関およびその他の金融セクター専門業者、（ ）集団投資事業またはピークル、（ v ）その株主が機関投資家である持株会社または類似の事業体、（ ）その形態、事業および実体により、機関投資家となる特質を有する持株会社または類似の事業体、および（ ）受託会社が管理事務代行会社と協議の上で決定する機関投資家とみなされるその他の者。
- 「投資助言会社」 アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社をいいます。
- 「投資助言契約」 投資運用会社および投資助言会社との間の投資助言契約をいいます。

「投資先ファンド」	ブルックフィールド・オークツリー・ウェルス・ソリューションズ・オルタナティブ・ファンズ・エス・エーS I C A V - U C IパートII - ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンドをいいます。
「投資先ファンド営業日」	土曜日、日曜日、またはニューヨーク、ルクセンブルグもしくはトロントにおいて銀行機関が法律もしくは行政命令により休業することを許可もしくは義務付けられている日以外の日をいいます。
「投資先ファンド運用会社」	投資先ファンドの投資運用会社である、ブルックフィールド・アセット・マネジメントP I Cカナダ・エルピーをいいます。
「投資ファンド・スポンサー」	文脈または適用法に応じて、個別にまたは集合的に、投資ファンド、A I F M (または投資ファンドの下でのその委託先)をいいます。
「投資運用契約」	管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約をいいます。
「投資運用会社」	アセットマネジメントOne株式会社をいいます。
「日本証券業協会」	日本証券業協会をいいます。
「関東財務局」	日本の財務省の関東財務局をいいます。
「管理会社」	エマージング・アセット・マネジメント・リミテッドをいいます。
「純資産総額」	ファンド(またはファンドの関連するクラス)の純資産総額をいいます。
「1口当たり純資産価格」	ファンドの関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。
「1口当たり純資産価格公表日」	関連する評価日の18投資先ファンド営業日後の日の6ファンド営業日後の日(および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)をいいます。
「ポートフォリオ・エンティティ」または「ポートフォリオ会社」	個別または集合的に、投資先ファンドまたはその他のブルックフィールド・アカウントが直接または子会社を通じて間接的に所有するエンティティを示しており、文脈に応じて、ポートフォリオ会社、持株会社、特別目的ピークル、その他投資対象が保有されるエンティティも含まれるものとします。
「買戻締切時間」	2月、5月、8月および11月の20日の午後2時(ルクセンブルグ時間)をい、ただし、当該日がファンド営業日ではない場合は、当該日の直前のファンド営業日の午後2時(ルクセンブルグ時間)または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の時間をいいます。
「買戻取引日」	3月、6月、9月および12月の各四半期の最終暦日または管理会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他の日をいいます。

「買戻通知」	買戻通知書の様式または管理会社もしくはその代理人が随時決定し受益者に通知するその他の様式をいいます。
「買戻価格公表日」	関連する評価日の23投資先ファンド営業日後の日の8ファンド営業日後の日（および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）をいいます。
「ファンド」	受託会社および管理会社との間の基本信託証券および補遺信託証券に基づき設立されたトラストのシリーズ・トラストである、One / ブルックフィールド・インフラストラクチャー・インカム・ファンドをいいます。
「シリーズ・トラスト決議」	（a）当該決議にかかる議決権が付与された当該シリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の50%の保有者が書面で行った決議、または（b）基本信託証券の規定に基づき適式に招集され開催された当該シリーズ・トラストの受益者総会において、挙手投票により議決権を有する受益者の議決の50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決議をいいます。
「申込締切時間」	申込取引日の午後2時（ルクセンブルグ時間）をいい、ただし、当該申込取引日がファンド営業日ではない場合は、関連する申込取引日の直前のファンド営業日の午後2時（ルクセンブルグ時間）または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の時間をいいます。
「申込取引日」	各月の最終暦日または管理会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他の日をいいます。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたアンブレラ型ユニット・トラストであるオーイー・チャンネル・アンブレラ・トラストをいいます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「基本信託証券」	受託会社および管理会社との間で締結されたトラストを設立する2024年11月27日付信託証券（随時修正または補足されます。）をいいます。
「補遺信託証券」	受託会社および管理会社との間で締結されたファンドを設立するファンドに関する2026年2月10日付補遺信託証券（随時修正または補足されます。）をいいます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。
「受益者」	当該時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券の報酬者として共同して登録されているすべての者を含みます。

- 「受益者決議」 (a) 1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の少なくとも50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または(b) 受益者総会における受益者の挙手投票により議決権の50%以上を構成する過半数、または投票が適式に要求され行われた場合、当該投票に投じられた議決数の50%以上を構成する過半数により可決された決議をいいます。
- 「米国」 アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
- 「米ドル」「USD」
「US\$」 アメリカ合衆国、その領土および属領の法定通貨をいいます。
- 「評価日」 2026年6月30日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。
- 「評価時点」 各評価日の営業終了時点または管理会社が随時決定するその他の時点をいいます。

独立監査人監査報告書

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッドの株主各位

監査意見

我々は、2024年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の損益その他包括利益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針情報を含む財務書類の注記により構成される、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当会社」という。）の非法定財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際会計基準審議会が発行しているIFRS会計基準に準拠し、当会社の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度のその財務実績およびキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。この基準に基づく我々の責任は、我々の報告書中の「財務書類の監査に対する監査人の責任」において詳述されている。我々は、財務書類のマルタにおける我々の監査に関連する倫理的要件とともに、国際独立基準をその中に含めた国際会計士倫理基準審議会による職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBAコード」という。）に従い当会社からは独立しており、IESBAコードに従い我々のその他の倫理的責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査の証拠が我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じている。

財務書類及び監査報告書以外の情報

取締役はその他の情報の責任を負う。その他の情報は、当会社の情報、取締役の報告書および取締役の責任説明書により構成されるが、財務書類およびそれに対する我々監査人の報告書は含まない。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それに対しいかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関し、我々の責任は、その他の情報を精読し、そうする中でその他の情報に財務書類または監査において入手した我々の知見と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載が見られるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、我々が、このその他の情報に重大な虚偽記載があると結論した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。この点につき、我々に報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

5頁（原文頁）の取締役の責任説明書により詳しく説明されている通り、取締役は、IFRSsに従って真実かつ公正な概観を提供する財務書類の作成、および不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役が判断する内部統制に責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣が当会社の清算もしくは事業の停止を意図するかまたはそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、取締役は当会社が継続企業として存続しうるかを査定し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業の前提を使用することにつき責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽記載があるか否かにつき合理的な確証を入手すること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、重大な虚偽記載が存在する場合にISAsに従って行われた監査がそれを必ず発見できるとの保証にはならない。虚偽記載は不正または誤謬から生じることがあり、個別にまたは全体として、この財務書類の利用者がこれを根拠に行う経済的決定に当該記載が影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、重大であると判断される。

我々の監査の範囲には、当会社の将来の存続可能性または取締役が当会社の事項につき行ったかまたは行う際の効率または効果に関する確証を含まない。当会社の財政状態は、経営陣により行われたかまたは行われる決定の結果と

して改善し、悪化しまたは変動することがあり、または不可抗力による事由を含むがそれに限らず、本監査意見の日付後に発生する事由による影響を受けることがある。

従って、当会社の過去の非法定財務書類に関する我々の監査報告書は、当会社の将来の財務健全性および存続可能性に関する見積りまたは予測の作成において、いずれの者にもその信頼を促しまたは信頼を可能とすることを意図しておらず、また信頼するに適してもおらず、従って、当会社への投資またはその他取引（信用拡張を含むがそれに限られない。）に関する決定を目的としては、利用されまたは依拠されることはできない。これに関する意思決定は、特に当会社の展望を評価し、それに重大な関連性を有する可能性のある事実または状況を特定することを意図した個別の分析を根拠として形成されるべきである。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的な判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し、査定し、当該リスクに対応した監査手続きを立案し実施し、また我々の監査意見を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じたそれより高くなる。なぜなら、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述、または内部統制の無効化を含むことがあるからである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当会社の内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的とはしていない。
- ・ 取締役が使用した会計方針の適切性、および行った会計上の見積もりおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 会計において取締役が継続企業としての前提を利用することの適切性、および、入手した監査の証拠に基づき、当会社の継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせる事象または状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを結論づける。我々が重大な不確実性が存在すると結論づけた場合、財務書類中の関連する開示に対し、我々の監査報告書において注意を喚起する義務があり、また当該開示が不適切である場合、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当会社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。従って、一般的に認められた監査基準の観点から、継続企業として存続する当会社の能力についての重大な不確実性が監査報告書中に言及されていないということは、当会社の継続企業として存続する能力に関する保証と見做されるべきではない。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的表示、構成および内容、ならびに公正な表示を獲得する方法により財務書類が基礎となる取引および事象を表示しているかにつき評価を行う。

疑義を避けるために、財務リスクが株主および/または債権者の間で分散される方法に関する概観の形成を含む、当会社の資本構成の適切性に関する結論は、この財務書類のみを根拠としては到達することはできず、必ず追加の情報に支持された広範な分析に基づかなければならない。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲および時期、および我々が監査中に特定する内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の発見に関し、取締役と通信を行っている。

監査報告書は、2025年6月27日に作成され、以下に記載する者によって署名された。

[署名]

デロイト・オーディット・リミテッド

登録監査人

セントラル・ビジネス・ディストリクト、ビルキルカラ、マルタ

の名称においてそれを代理して取締役として

マーク・ジョルジオ

[次へ](#)

Independent auditor 's report
to the members of
Emerging Asset Management Ltd.

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Emerging Asset Management Ltd. ("the Company"), set out on pages 6 to 23, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024 and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants including International Independence Standards* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Malta, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and the Auditor 's Report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the Company's information, the directors' report and the statement of directors' responsibilities, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities on page 5, the directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related

to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

The scope of our audit does not include assurance on the future viability of the Company or on the efficiency or effectiveness with which the directors have conducted or will conduct the affairs of the Company. The financial position of the Company may improve, deteriorate, or otherwise be subject to change as a consequence of decisions taken, or to be taken, by the management thereof, or may be impacted by events occurring after the date of this opinion, including, but not limited to, events of force majeure.

As such, our audit report on the Company's historical non-statutory financial statements is not intended to facilitate or enable, nor is it suitable for, reliance by any person, in the creation of any projections or predictions, with respect to the future financial health and viability of the Company, and cannot therefore be utilised or relied upon for the purpose of decisions regarding investment in, or otherwise dealing with (including but not limited to the extension of credit), the Company. Any decision-making in this respect should be formulated on the basis of a separate analysis, specifically intended to evaluate the prospects of the Company and to identify any facts or circumstances that may be materially relevant thereto.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the

financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern. Accordingly, in terms of generally accepted auditing standards, the absence of any reference to a material uncertainty about the Company's ability to continue as a going concern in our auditor's report should not be viewed as a guarantee as to the Company's ability to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

For the avoidance of doubt, any conclusions concerning the adequacy of the capital structure of the Company, including the formulation of a view as to the manner in which financial risk is distributed between shareholders and/or creditors cannot be reached on the basis of these financial statements alone and must necessarily be based on a broader analysis supported by additional information.

We communicate with directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

The audit report was drawn up on 27 June 2025 and signed by:

Mark Giorgio as Director

in the name and on behalf of

Deloitte Audit Limited

Registered auditor

Central Business District, Birkirkara, Malta

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。